

中国古代贈賻制度研究

劉, 可維

<https://doi.org/10.15017/1500461>

出版情報：九州大学, 2014, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

中国古代贈賻制度研究

人文科学府歴史空間論専攻

劉可維

中国古代赠赙制度研究

目次

序章	1
第一章 春秋戦国時代における贈賻の内容と儀礼について	5
はじめに	5
第一節 含の内容と儀礼	7
第二節 椁の内容と儀礼	10
第三節 贈の内容と儀礼	12
第四節 賻の内容と儀礼	15
第五節 「贈」の内容と儀礼	17
おわりに	18
付表 『儀礼』における士の喪葬儀礼	26
第二章 漢代における贈賻制度について	27
はじめに	27
第一節 前漢における贈賻制度	28
1. 二年律令と景帝中元二年令に見える贈賻制度	28
2. 二千石に対する賻の故事	30
3. 霍光故事に見える贈賻	32
4. 丞相故事に見える贈賻	34
第二節 後漢における贈賻制度	34
1. 一般的な官員や諸侯王を対象とする贈賻の内容	34
2. 諸侯王に賜う殊礼としての贈賻	35
おわりに	38
第三章 西晋における贈賻制度について	45
はじめに	45
第一節 『晋公卿礼秩故事』の佚文に記されている贈賻の基準	46

第二節 『晋書』各伝に見える贈賻の基準	47
第三節 西晋における殊礼としての贈賻	50
第四節 西晋における故事の性格	53
第五節 西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚制度	55
1. 西晋の服制における「朝服一具」の内容	55
2. 贈襚としての「朝服一具」	56
3. 「衣一襲」の内容	58
おわりに	59
第四章 東晋南北朝における贈賻制度について	66
はじめに	66
第一節 東晋南朝における贈賻制度	66
1. 東晋の贈賻制度	66
2. 南朝の贈賻制度	71
第二節 北魏における贈賻制度	78
1. 北魏における殊礼としての贈賻	78
2. 北朝における襚と賻の内容	83
付表 東晋南北朝における贈賻の事例	92
第五章 唐代における贈賻制度について —唐喪葬令を中心として—	116
はじめに	116
第一節 唐代贈賻制度の構造	118
1. 贈の贈与	118
2. 賻の贈与	120
3. 襚の贈与	121
第二節 唐代贈賻制度の資格と等級	123
1. 皇家諸親	123
2. 九品以上の職事官と「王及二王後」	126
3. 五品以上の「以理去官」と散官	127
4. 贈官	129

5. 員外官に対する贈賻	130
第三節 贈賻を与える手順について	132
1. 宋5・宋10・宋11と唐令との対応	132
2. 喪葬令における報告と処理の手順に関連する内容	135
おわりに	140
結論	147
主要参考文献一覧	151

序章

本博士論文の表題に掲げた贈賻とは、喪家に贈る貨財・物品、或いはそのような物を贈る儀礼のことである¹。贈賻の観念自体は非常に古くから存在しており、『詩経』穀風に「凡民有喪、匍匐救之」とあり、その正義には「凡民有凶禍之事、鄰里尚尽力往救之。謂營護凶事、若有贈贈也」とある。贈賻は、そもそもは喪家に対する人情的な扶助の観念から生まれたものである。また、『儀礼』既夕礼に「知死者贈、知生者賻」とある。死者あるいはその家族と何らかの関係があるとき、財物の贈与によって死者を哀悼し、その家族を慰める気持ちを示した。つまり、贈賻は喪家とそれ以外の人々との間の人間関係を繋ぐ役割を果たしていたのである。

このように贈賻の贈与は、中国古代における喪葬儀礼の重要な一環であったが、周知のように、今日に至るまで、それは中国、さらに東アジア世界においても、香典などの形で普遍的に存続している。そして、贈賻の儀礼や内訳は、時代とともに変遷してはいるが、それが人と人との関係を繋ぐ役割を果たしていたということは、変わることなく、今日に受け継がれている。

一方、本来人情の発現としての性格を持つ贈賻は、さらに政治にも沿用され、中国古代において一つの政治制度として整備されていた。遅くとも商代には、贈賻は既に制度として形成され始めていたと考えられ、殷墟婦好墓から出土した青銅器には、婦好本人の銘文以外に、亞弼・亞其及び子束泉などの贈与者の呼称を示す銘文が発見されている²。これらの青銅器は商代における贈賻の存在を示したものであると考えられる³。また、中国古代の経典である『周礼』によれば⁴、当時、贈賻の事務を担当する官員が既に設けられていたという。『周礼』の天官 宰夫条には、「凡邦之弔事、掌其戒令、与其幣器財用、凡所共者」とあり、その鄭玄の注には、「弔事、弔諸侯・諸臣。幣所用賻也」とある。これによれば、宰夫は、天子に代わって、死去した諸侯・諸臣を弔い、また、贈賻を贈与することを掌っていたことがわかる。つまり、ここでは、贈賻が既に国家政務の一部と見なされているのである。

国家制度に取り入れられた贈賻は、人間関係を繋ぐ役割を果たすのみならず、政治的共同体内部における上下関係と等級秩序を示すものとしての意味をも付与されていたのである。春秋戦国時代になると、贈賻の儀礼が既に完備されたものとなっていることがわかる。そこには、受贈者の身分によって、贈賻の種類や儀礼などの差異が存在していた。また、その後

の歴代王朝における贈賻は、基本的に官員の品位等級に基づいて実施されている。つまり、贈賻は、俸禄のように国家から亡くなった官員に与えられる経済待遇の一部ともなっているのである。一方、死者の功績、王朝側の殊遇に基づき、歴代の君主は、より規格の高い贈賻を臣下に賜ることもあった。その場合は、贈賻は恩賞として贈られたものと見てよいであろう。恩賞は、時代を通じて権力維持の上で大きな役割を果たしていた。君主が、国家を体現しつつ、臣下に対し特例的に贈賻を与えることは、臣下と君主個人との間の服従関係を強化する意味を有しており、この点で贈賻は家父長的権力の基盤という性格をも合わせ保有していた。このように見れば、政治化された贈賻は、国家と官員、皇帝個人と臣下を結び付けるという公私両面における役割を担っていたことがわかるのである。とすれば、こうした贈賻の贈与が、如何にして歴代王朝において実施されていたのかという点を明らかにすることは、中国古代における政治・社会の問題を考える上で重要な意義を持っていると言えるであろう。

また、周知のように、前漢武帝期に儒家が官学化されて以降、儒家の礼が一段と社会に浸透していくようになり、礼と法との融合が、次第に顕著なものとなっていった。当時、礼典の記述は、司法の現場において案件の判決を左右できるのみならず、立法の過程においては法源ともされていた。また、西晋の泰始律令には、儒家の礼の思想が国家の法典の内容として大量に吸収されている⁵。これ以降、中国歴代における法典の編纂は、儒家の礼の思想に強く影響されていた⁶。

中国法典の儒家化或は、経書化⁷の傾向は、法制史研究の重要テーマであると言える。制度化された贈賻は、春秋戦国時代の喪葬儀礼に源を持ち、その後、儒家礼典に受け入れられ、儒家凶礼の一部となる。そして、漢代になってから、贈賻制度は初めて法定化され、その後の変遷を経て、律令制が完備した唐代に至り、国家の律令の一部として体系的な規定が確立される段階に至る。換言すれば、贈賻制度は法定化の過程を経るのであるが、儒家礼典に由来する贈賻が如何にして律令制に基づく国家制度の一つとなっていったのかという問題を全面的に把握するためには、歴代の贈賻制度のあり方を具体的に検討しなければならないであろう。しかし、管見の及ぶ限り、従来の研究では、漢唐間における贈賻制度の歴史的変遷について、十分な検討がなされているとは言い難い状態にある。

鎌田重雄氏・杉本憲司氏は、両漢における二千石・諸侯王を対象とする贈賻の種類や基準などを考証し、当時の贈賻制度の大筋を明らかにした⁸。ただし、この両氏の研究においても喪葬儀礼から生じた漢代の贈賻制度が、そもそも如何にして形成されてきたのか、そして

それが如何なる法の形で存在していたのか、という重要な問題については未だ明らかにされていないと言わざるをえない。また、漢代以後の魏晋南北朝の史料には、贈賻制度についての記載があまり残っていないため、当該課題についての系統的な研究は、全く不十分な状態にある⁹。だが、この時代の正史や墓誌には不十分ながら、贈賻関係の事例が散見される。それらの史料を詳細に分析すれば、当時の贈賻制度の大概を窺うことは不可能ではない。また、唐代のそれについては、近年、北宋天聖令残卷の発見をきっかけに、呉麗娛氏の「唐開元喪葬令復原研究」などがなされ、研究が進展してきている¹⁰。喪葬令は、皇家諸親や各級官員の喪葬事務に関連する法令である。呉氏によって復原された唐喪葬令には、贈賻の基準・支給機構、及び申請の手続きなどに関する条文が一〇条ある。その復原作業に加え、呉氏はさらに、唐代における賻物の受給資格や基準などの問題についても論究している¹¹。ただし、同氏の研究は、主に唐代の贈賻制度における個別的な事柄を取り上げたものであり、当時の贈賻を構成する贈・賻・襚の諸形式を総体として包括的に考察するところまでにはいまだ至っていない。このためには、すべての条文に対し全面的な検討を加え、唐代の贈賻制度をより総合的に解明することが必要であろう。

以上の問題意識のもと、本博士論文では、唐以前の各時代における贈賻に関する儀礼・法律、及び贈与の具体的な実例を整理、検討し、それらの制度の実態を明らかにしようと思う。さらに言えば、本博士論文において、筆者は歴代の贈賻制度の形成や変遷の解明を通じ、従来儒家凶礼から由来する贈賻の贈与が、如何にして律令体制下における国家制度の一環となったのか、本来人間関係を繋ぐものであった贈賻が、どのように国家と官員・皇帝と臣下を結び付ける役割を果たすようになったのか、などの問題の解明を目指したいと思う。

¹ 本来、贈と賻にはそれぞれ固有の意味があり、ほかに襚・含など多種多様な贈り物の形式も存在していた（本博士論文第一章参照）。それらの贈り物を総括する呼称はもともと統一されておらず、文献上、贈賻・賻贈・贈襚・贈贈などの呼び方が見られる。本博士論文では贈賻をそれらの贈り物、及び関連儀礼の総称として論述する。

² 中国社会科学院考古研究所 編『殷墟婦好墓』（文物出版社、1980年）234頁参照。

³ 曹璋「西周時期的贈賻制度」（中国文物学会・中国殷商文化学会・中山大学 編『商承祚教授百年誕辰紀念文集』文物出版社、2003年）参照。

⁴ いま『周礼』の成立が漢代に至ることについての考察は省く。

⁵ 祝総斌「略論晋律之儒家化」(『中国史研究』1985年2期)、富谷至「晋泰始律令への道—第二部 魏晋の律と令—」(『東方学報(京都)』73、2001年)参照。

⁶ 清朝までの国家の法典は、依然として儒家の礼の思想に基づいて編纂されたものであるという。Derk Bodde and Clarence Morris, *Law in Imperial China: Exemplified by 190 Ching Dynasty Cases*, Part one, chapter 9, “The Imperial Codes as Exemplification of Li,” University of Pennsylvania Press, 1973.

⁷ 「経書化」という用語については、富谷至「漢律から唐律へ—裁判規範と行為規範—」(『東方学報』(京都)88、2013年)参照。

⁸ 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代賻贈考」(日本学術振興会、1962年)参照。杉本憲司「漢代の法賻について」(大阪府立大学社会科学研究会『社会科学論集』2、1971年)参照。

⁹ 当該時代の賻贈制度についての専論は管見の及ぶ限り見当たらないが、張鵬一氏の著書では西晋の泰始令が全般的に復原され、賻贈の贈与に関する喪葬令の条文も含まれている。この復原の条文は西晋における賻贈制度の内容を示唆している。張鵬一 遺著・徐清廉 校補『晋令輯存』卷三「喪葬令第十七」(三秦出版社、1989年)181頁参照。また、謝宝富氏は北魏太和一九年(495)以後に行われていた賻贈の構成やそれと西晋制度との関係などの問題を論究している。謝氏『北朝婚喪礼俗研究』第二章第一節「七、詔贈賻物及贈官」(首都師範大学出版社、1998年)参照。

¹⁰ 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組 校証『天一閣蔵明鈔本天聖令校証』、「唐開元喪葬令復原研究」(中華書局、2006年)参照。

¹¹ 吳麗娛「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷」(『唐研究』12、2006年)、「唐代贈官的贈賻與贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度—」(『唐研究』14、2008年)参照。また、同氏『終極之典—中古喪葬制度研究—』(中華書局、2012年)下編中「官員喪葬礼令中的問題研究」・下編下「唐宋贈官制度溯源」参照。

第一章 春秋戦国時代における贈賻の内容と儀礼について

はじめに

死者に物品を贈与する事例は、遅くとも商代にまでに遡れる。西周時期の墓から出土した青銅礼器の一部は、死者を追悼するために、贈られて、それらがさらに副葬品として墓に埋葬されたと確認される¹。しかし、死者や喪家に贈る物品の種類や内容に関する西周以前の確実な制度史料はほとんど残っていないので²、当該時代の贈賻制度の詳細について検討することは難しい。

春秋戦国期になると、青銅礼器を死者に贈る事例は激減している³。そのかわりに、当時の墓から、他人が贈与したものを記した「贈書」（または「贈方」と称する）がしばしば出土する。1953年、湖南仰天湖楚墓から人名と衣服及びその素地などを記す竹簡が発見され⁴、饒宗頤氏・李学勤氏はそれらの竹簡が「贈書」の実物であると初めて論証した⁵。その後、湖北天星觀1号楚墓・随県曾侯乙墓・荊門包山楚墓などからも、相次いでそのような「贈書」が出土し、各「贈書」に記されている文字の釈読が進められている⁶。また、それらの中では、車馬と衣服の贈与に関する記録が最も頻繁に現れており、春秋戦国の喪葬儀礼における贈賻贈与の実態の一斑を窺うことができる。

春秋戦国期における贈賻制度についての研究は、主に出土史料であるこれら「贈書」を中心として考察されてきた。黄鳳春氏は、出土した各「贈書」に記されている贈与品を分類、検討している⁷。また、曾侯乙墓竹簡の「贈書」には、楚王や太子が曾侯乙に車を贈与した内容が見える。曹瑋氏は、その記録を用い、当時の楚国と曾国との関係について考察を加えている⁸。「贈書」以外、春秋戦国期の墓からは、後代の「衣物疏」と類似する、副葬品全般を記録した「遣策」も、相当量発見されている。従前の考古学関係の報告書や先行研究では、「遣策」と「贈書」との区別については、いまだ解明されてはいない。これに関連し、楊華氏は、贈与者の名の有無が、「贈書」であるか否かを判別する必要条件であると論じている⁹。本章では取り上げる「贈書」は、楊氏が提出した判断基準に沿っている。

「贈書」に対する考察を通じ、上述した先行研究では、春秋戦国期の葬儀における贈賻贈与の実態や、それが当時の政治・外交において果たした役割などが明らかにされている。しかしながら、それらの研究は、そのほとんどが「贈書」の記載に立脚して考察されるに留

まっている。

また、春秋戦国期における贈賻関係の具体的な制度については、系統的な整理は、まだ行われではおらず、さらに贈賻の範囲も明確的に限定されてはいない。例えば、黄鳳春氏は「贈書」に記されているすべての贈与品を当時の礼制に定められた贈賻として捉えている¹⁰。つまり、春秋戦国期における贈賻の範囲や内容などに関する具体的な制度については、いまだ十分に解明されたとは言い難い状況にあるのである。その理由は礼典との関連が充分には、追究されていないところにある。

出土史料である「贈書」は、贈賻贈与の実態についての記録である。それに対し、春秋戦国期の礼典には、贈賻の贈与に関する儀礼がすでに整備されたものとして示されている¹¹。『儀礼』は士が執り行う五礼（吉・凶・軍・賓・嘉）に関する体系的な行為準則であり、その中の士喪礼と既夕礼には、納棺（喪礼）と出棺（葬礼）の諸儀礼が明記されている。それらにおける「君綵」・「兄弟綵」・「公贈」・「賓贈」などの部分は、国君や親族が死者（士）、或は喪家に贈る贈賻に関する儀礼を内容としている¹²。ここから、贈賻の贈与は、喪葬儀礼の進行に伴い、喪と葬の二つの段階で、数回にわたって行われていたことがわかる。春秋戦国期における贈賻の贈与が喪葬儀礼全体に占める位置や、その具体的な役割を全面的に把握するためには、「贈書」の記録に限らず、贈賻関連の儀礼を総体としてより丁寧に整理する必要があるのである。

また、春秋戦国期の礼典では、贈賻の種類や規格が受贈者の身分によって具体的に規定されている。つまり、贈賻の種類や規格には、その身分に相応しい等級が反映していると考えられる。前掲の諸研究は、「贈書」に基づき、贈賻を大まかに分類してはいるが、それらの分類は当時最も重要な等級関係についての考察さえなされてはいない。『儀礼』の士喪礼と既夕礼は士に関する喪葬儀礼を中心とするが、『礼記』少儀・雜記などの篇目にも、諸侯の儀礼の記述が散見する。また、出土史料である「贈書」には、卿大夫に贈った贈賻の記録が残っている。それらの礼典や「贈書」により、諸侯から士までの各階層に適用された具体的な贈賻を明らかにすることが、可能である。

本章は、このような観点から、諸経典の関連記述を整理し、標題に示した春秋戦国期における贈賻の種類や具体的な物品を解明しようとするものである。また、合わせて、春秋戦国期における諸侯・卿大夫・士の身分制の実態追求と関わる贈賻の規格についても明らかにしようと思う。なお、春秋戦国期より後の時代については、次章以下において順に取り上げる。

第一節 含の内容と儀礼

含は本来「飯含」の儀礼の一部であり、貝殻や玉石などを死者の口に入れることを指し、文献においては、また「琯」や「含」とも記されている¹³。「飯含」の飯とは、死者の口に穀物を納めるということである。入棺の前に、死者の口にもものを納める習慣は、古くから存在している。考古学資料によれば、遅くとも中国の新石器時代の遺跡には、口に貝殻や石を納められている例が出土している¹⁴。商代においても、「飯含」の習俗は広く行われていた。殷墟の墓地においては、多くの遺骨の口に海貝や玉石などが発見されている¹⁵。こうした古来の習俗は、儀礼に組み込まれ、凶礼の一環となった。なお、中国の歴代では、「飯含」の儀礼が踏襲されていく¹⁶。

死者の口に穀物や貝玉を入れる行為の含義については、『礼記』檀弓下に、

飯用米貝、弗忍虚也。不以食道、用美焉爾。

とある。その孔穎達の正義には、

死者既無所知、所以飯用米貝、不忽（忍）虚其口。既不忍虚其口、所以不用飲食之道以实之。必用米貝者、以食道褻、米貝美、尊之不敢用褻、故用米貝、美善焉爾。飲食、人所造作、細碎不潔、故為褻也。米貝、天性自然為美。

とある。『初学記』卷一四 礼部下に、

『春秋説題辞』曰、「口実曰含、象生時食也」。

とある。また、『白虎通義』卷下 崩葬に、

所以有飯含、何。縁生食、今死不欲虚其口。

とある。当初から「飯含」にそのような意味づけがなされていたのか否か、断言できないが、これらの記載から、儒家凶礼の一環である「飯含」は、死者の亡霊を飢餓から免れさせるために、設けられた儀礼であったとして大過ないであろう。

儒家儀礼における「飯含」の儀礼は沐浴の礼、すなわち死者の遺体を清める儀礼が済まされた後に、行われる¹⁷。身分の違いによって、死者の口に納める含の内容も異なっていた。このことを伝えて、前掲の『礼記』檀弓下の孔穎達の正義には、また、

其含、案『周礼』典瑞云、「大喪、其飯玉、含玉」。鄭注云、「含玉、如璧形而小耳」。是天子用璧也。又、「飯玉、碎玉以雜米也」。故云「共（其）飯玉」。雜記云、「含者執璧將命」。是諸侯亦含以璧也。卿大夫無文。案成十七年、公孫嬰齊夢贈瓊瑰。注云、「食珠玉、含象」、則卿大夫蓋用珠也。案士喪礼「貝三実於筭」、注云、「貝、水物、古者以為貨、

江水出焉。筭、竹器名」。是士用貝三。(中略) 何休注『公羊』云、「天子以珠、諸侯以玉、大夫以璧(璧)、士以貝」。又、『礼緯稽命徴』、「天子飯以珠、含以玉。諸侯飯以珠、含以璧。卿大夫飯以珠、含以貝」。此等或是異代礼、非周法也。

とある。この孔穎達の正義に所掲する諸注釈、及び『説苑』修文・『白虎通義』卷下 崩薨に記されている含の内容を整理すると、次の表のようになる。

天子	珠	玉	玉	珠	璧
諸侯	玉	璧	珠	玉	璧
卿大夫	璣	貝	璧	璧	珠
士	貝	貝 ¹⁸	貝	貝	貝
出典	『説苑』 修文	『礼緯稽命徴』	『白虎通義』 崩薨	何休の注 『公羊伝』	孔穎達の正義 『礼記』

ここに見える天子から士までの各階層が使用する含の内容は一致しておらず、『礼記』の孔穎達の正義によれば、それらはそれぞれの時代における含の制度(異代礼)を反映しているという。池田末利氏は、貝が含の素朴な形態であり、玉や珠などが天子、或は上層階層の専用品であると論じている¹⁹。玉や珠を含まとする起源については、『白虎通義』卷下 崩薨に、
 嗇用珠宝物、何也。有益死者形体。

とある。これによれば、含としての「珠宝物」などは遺体を保存するために、有益であるという。ただし、これは漢以降の時代における玉石が腐敗防止の機能を有する観念から由来しており、先秦時代には、貝殻と珠玉とは死者の社会地位や財富によって使い分けられていたと考えられる²⁰。

以上、礼典における「飯含」の儀礼や含の内容などを検討してきた。喪葬儀礼においては死者に貝や珠玉を贈る儀礼も、儒家經典においては含と称する。『周礼』天官 宰夫の鄭玄の

注に、「凡喪、始死弔而含、葬而贈」に見える含とは、死者に含を贈るということである。含を贈る儀礼については、『礼記』雑記上に、

含者執璧將命曰、「寡君使某含」。相者入告、出曰、「孤某須矣」。含者入、升堂致命、再拜稽顙。含者坐委於殯東南、有葦席。既葬、蒲席。降、出反位。宰夫朝服、即喪屨、升自西階、西面坐取璧、降自西階以東。

とある。ここに見える「含者」とは、「寡君」（使者が本国の国君に対する呼称）の命令に従い、喪家に含を渡す使者である。宰夫については、その孔穎達の正義には、

宰謂上卿也、言夫衍字。朝服者、吉服也。必用吉服者、以鄰國執玉而來、執玉不麻。故著朝服。

とある。この宰（すなわち『礼記』に見える宰夫）は諸侯の上卿であり、他国が贈った含の受領を担当していた。つまり、前掲の『礼記』雑記上の記載は一国の国君が薨去した際、他国の諸侯が使者を派遣し、含を贈らせる儀礼を記載したものであろう²¹。「含者」が所持する璧は、すなわち諸侯の身に対応する含であろう²²。管見の及ぶ限り、先秦の史料では、含を贈る実際の事例は次の『左伝』文公五年（前622）条にしかない。

五年春王正月、王使榮叔歸含且贈。

文公四年（前621）、魯文公の祖母である成風は薨去した。翌年、周襄王は、榮叔を遣わし、魯に含と贈とを贈った。鄭玄は、この記事によって、諸侯の喪儀では、天子が含を贈るべきであると指摘しており、孔穎達の正義に引用する鄭玄の箴に、

礼、天子於二王後之喪、含為先、襚次之、贈次之、賻次之。於諸侯、含之、贈之、小君亦如之。

とある。二王後は、周に封じられた前代の夏（杞国）・殷（宋国）二王の後裔であり、すなわち特殊な諸侯である。この鄭玄の箴と前掲の『礼記』雑記上により、諸侯（二王後を含む）の喪儀に際して天子や他国の諸侯が含を贈る儀礼があることがわかる。

一方、『儀礼』や『礼記』などの儒家礼典には、亡き卿大夫に含を贈る儀礼が記されていない。そのため、死亡した卿大夫は含の贈与を享けられるかどうかは確定できない²³。また、『儀礼』の士喪礼は士の喪儀の全過程を明記するものである。そこには、含以外の襚・贈・賻・贈を死者に贈る儀礼を記載しているが、含の贈与については全く記されていない。その故、含の贈与は、士の葬儀では行われていないと判断できる。

先述のように春秋戦国期の礼典では、含を贈る儀礼が少なくとも士より高い階層の喪儀に限られている。つまり、喪儀における含の贈与は、死者の身分に対する一定の制限が存在

したとして大過ないであろう。その影響を受けたかと思われるが、漢代以降、舎の下賜例は非常にめずらしく、ほとんど身分が極めて顕要な人物に限られていた。

第二節 襚の内容と儀礼

襚は士階層の喪葬儀礼における諸贈賻の中で、最初に行われるものであり、「赴於君」（即ち報喪）と「君使人弔」の後に直ちに行われる（本章末付表参照）。その内容は「君」（国君）が臣の報喪（死亡の報告）を受け、使者に喪家を弔祭させ、衣服を贈るというものである²⁴。襚の儀礼については、『儀礼』士喪礼には、

君使人襚。徹帷、主人如初。襚者左執領、右執要、入、升、致命。主人拜如初。襚者入、衣屍、出。主人拜送如初。

とある。ここに見える「襚者」とは、国君が派遣して襚を贈らせる使者である。「衣屍」とは、使者が襚の衣服を士の遺体に覆うことである²⁵。つまり、使者は単に襚としての衣服を渡すだけでなく、その衣服を遺体に覆う「衣屍」の儀礼も行うのである。

『儀礼』士喪礼には、国君が贈る襚についての儀礼の外、「親者」（大功以上の親族）・「庶兄弟」（小功以下の衆兄弟）・「朋友」が贈る襚の儀礼も記している²⁶。その三者が贈った襚は、また「庶襚」とも称される²⁷。『儀礼』士喪礼によれば、「君使人弔」、或は小斂の儀礼が終了後に襚を贈ることがともに許される²⁸。実際には、恩賞として死者に三度襚を贈る事例も存在した。『左伝』定公九年（前501）には、

齊師之在夷儀也、齊侯謂夷儀人曰、「得敵無存者、以五家免」。乃得其屍。公三襚之。

とある。その鄭玄の注に、

襚、衣也。比殯三加襚、深礼厚之。

とある。敵無存は、齊国の武士であり、晋国の夷儀（城名）を討伐し、戦死してした。齊侯が五家の徭役を免除することを条件に、夷儀の人たちに敵無存の遺体を探させた。その遺体が見つけた後、敵無存の喪儀では、齊侯が三度襚を贈った。鄭玄の注によれば、それは、一般的な儀礼を超えた厚遇であるという。

襚としての衣服は、喪儀の中で襲・小斂・大斂の三段階で用いられる。襲とは、死者の遺体を清めた後（沐浴）、死者に肌に直接つける服を着せる儀礼である。小斂とは、襲の次に、一九称（上着と下着と合わせて一称）の衣服を陳列した後に、遺体とともに衾で包むということである。そして、大斂は、遺体を柩に納める儀礼であり、納棺とも呼ばれる。遺体を柩

に納める前に、小斂の儀式と同様に三〇称の衣服を陳列し、遺体とともに、衾で包む。それらの段階でともに襚の衣が用いられる。ただし、「庶襚」の衣は襲・小斂・大斂の三段階では、ともに使われ²⁹、喪儀の所要以上に贈られる場合には、必ずしもすべて小斂・大斂用とはしなかったのである³⁰。「庶襚」に対し、国君が贈った襚は、ただ大斂用に限られ、すべての衣服の外側に置かれたのちに遺体を包む。それは、国君の襚を重視するためであると考えられる³¹。

以上に検討してきたのは、『儀礼』士喪礼に記す襚、すなわち死亡した士に贈る衣服についての儀礼である。それに対し、国君の喪儀では、臣は襚を贈ることも許されていた。『礼記』少儀に、

臣致襚於君、則曰、「致廢衣於賈人」。

とある。この賈人については、孔穎達の正義には、

賈人知物善惡。『周礼』、「玉府、掌凡王之献金玉・兵器・文織・良貨賄之物、受而藏之」、有賈八人。

とある。具体的な儀礼についての記述が残っていないが、孔穎達の正義によると、国君に献げる襚は、玉府の賈人に渡されることがわかる。この玉府の賈人は宮廷の府庫の役人に相当していると考えられる³²。つまり、国君に贈る襚は、宮廷の府庫で管理されていたのである。

また、諸侯国の間においては、使者による襚の贈与も行われていた。魯文公九年（前618）、秦国は使者を遣わし、その前に死去した僖公、及び僖公の母である成風に襚を贈った³³。そして、楚康王が死んだ際、楚人が、その喪葬儀礼に列席している魯襄公に襚（「衣屍」）の儀礼を無理やりに行わせたということが、次の『左伝』襄公二九年（前544）から窺える。

二十九年春、王正月、公在楚、积不朝正於廟也。楚人使公親襚、公患之。

とある。その孔穎達の正義に、

楚人以諸侯相於（好）、有遣使贈襚之礼。今以公身既在、意在輕魯、欲以公依遣使之比、使公親行之也。

とある。これによって、諸侯に自ら襚の儀礼を施行させるのは、軽蔑的な行為と考えられ、本来諸侯の間における贈賻の贈与は、使者によって行われるべきであったことがわかる。

文献史料の記事だけではなく、出土した戦国期の史料には、襚の記録も残されている。湖北仰天湖楚墓 M167 では、43 枚の竹簡が出土し、その中には、人名と衣服の種類を記している簡がある。

簡1 鄒易公一紡衣、綠^纒之^匱

簡2 中（仲）君之^纒衣、^纒（^纒）純、^纒縞之^縞。句³⁴

簡3 何馬之^纒衣、^纒（^錦）、^纒（^錦）^縞。句

饒宗頤氏や李学勤氏の考証によれば、その三枚の竹簡には、喪儀において贈られた襚に関する具体的な記載があるという³⁵。それらに見える鄒易公・中（仲）君・何馬はすべて襚を贈与する人である³⁶。また、従来様々な解釈が行われているが、紡衣・^纒衣は、贈られた衣服の種類であり、そして「^綠^纒之^匱」・「^纒（^纒）純」・「^纒（^錦）」などは、それらの衣服の素地であることが研究者らの共通認識となっている。つまり、それらの竹簡に記される内容は、襚を受け取る際に、作られた記録と考えて大過ないであろう。仰天湖楚墓M167は、戦国中期における楚国の大夫の墓であるとされている³⁷。前述したように、春秋戦国時代における諸侯や士の喪儀では、襚の贈与が行われている。この仰天湖楚墓竹簡に見える襚に関する記録を考え合わせると、当該時代に死亡した卿大夫に対しても襚を贈ったと推定できる。

本節の検討により、襚は、死者に納棺用（襲・小斂・大斂）の服を贈る儀礼である。その贈与は、春秋戦国期において諸侯・卿大夫・士の各階層の喪儀でも、行われている。『儀礼』・『礼記』には、襚を贈る儀礼が具体的に記されている。ただし、それらの礼典においては、どのような衣服を襚として死者に贈るかについての規定は、記載されていない。また、仰天湖楚簡に記されている襚は、その種類や素地が、それぞれ異なっている。そのため、春秋戦国期には、襚の儀礼は既に成立したが、襚の内容に対する一般的な標準は、未だ形成されてはいないと考えられる。

第三節 贈の内容と儀礼

死亡した士に贈る贈の内容と用途については、『儀礼』既夕礼に、

公贈、玄纁束、馬両。

とあり、その鄭玄の注に、

公、国君也。贈、所以助主人送葬也。

とある。贈の贈与は『儀礼』既夕礼の一部であり、埋葬の前に行われ、馬で出棺を助けるためのものである。贈を贈る際、単に馬だけではなく、「玄」（黒い色）と「纁」（薄い赤色）という色の帛をも贈った。このような帛は、葬礼のみならず、通婚礼や聘礼などにおいても、礼物として用いられ、幣とも称された³⁸。これは、国君が士に贈与する贈についての記事で

あり、贈の主体である二頭の馬もちょうど士の車馬の制と適合している³⁹。また、国君から『儀礼』既夕礼には、先の贈を贈る儀礼に次いで、卿大夫・士が贈を贈る儀礼（賓贈）も記している⁴⁰。

賓奠幣如初、挙幣、受馬如初。

とある。この記載から、卿大夫・士から贈られる贈の内容も、玄纁束・馬の二種類しかないとわかる。それに対し、諸侯の葬儀では、他国の諸侯が使者を遣わし、贈を贈る儀礼について、『礼記』雜記上に、

上介贈、執圭将命曰、「寡君使某贈」。相者入告、反命曰、「孤某須矣」。陳乘黄大路於中庭、北軻、執圭将命。客使自下由路西、子拜稽顙。坐委於殯東南隅、宰举以東。

とある。ここに見える使者が喪家に渡す贈には、圭・乘黄・大路が見える。圭は、天子や諸侯が所持する祭祀用の礼器であり、また、朝覲や会面などの場合に、礼物として贈与されていたものである⁴¹。贈の一部である圭は、前掲の『儀礼』既夕礼に見える玄纁束の代わりに、挨拶として送られた幣として指定されたものであろう。また、乘黄は四頭の黄色い馬であるという⁴²。天子あるいは諸侯が乗用する車は路車と称され、最も大型の路車はまた大路と呼ばれていた⁴³。前掲の『礼記』雜記上によれば、諸侯に贈る贈の主体は馬以外、車（大路）も含んでいたことがわかる。

何休は、『公羊伝』を注解する際、馬のみを贈とするのは西周の制度であり、馬と車とともに贈られるのは、春秋の制度であるとしている⁴⁴。孔穎達は、何休の解釈を否定し、士の身分が低いため、士に相応する贈には、馬しかないと指摘する⁴⁵。何休の解釈には、制度に関わる史料があげられていない。それに対し、前掲の『儀礼』既夕礼と『礼記』雜記上の記載は、孔穎達の解釈に合致している。それらを踏まえると、士に贈る贈は、馬のみあり、諸侯の場合は、さらに車が贈られていたと考えられる。

湖北随県曾侯乙墓から出土した車馬の記録は、諸侯に贈る贈の好例である。曾侯乙墓は、戦国早期の墓であり、240本の竹簡が出土した。それらは、ほとんど各種類の車馬や兵器についての記録である。その中、番号の簡187から簡209までの竹簡には贈られた車馬を記されている（「贈書」）。例えば、

簡187 王幣一乘路車、三匹駟。

簡188 王幣一乘路車、麗兩駟。

簡189 王幣一乘路車、麗□□匹駟。

簡190 太子幣三乘路車、其一乘駟、其二乘屯（皆）麗。

簡 191 坪夜君之幣路車二乘、屯（皆）麗。

とある。裘錫圭氏の考釈によれば、これらの竹簡に見える「幣」は贈と通じており、すなわち死者に贈る車馬であるという⁴⁶。贈の贈与者である王・太子は、楚の王、及びその太子であり、また坪夜君のような君称の見える事例は、楚国国内の封君であるとされている⁴⁷。また、前掲の「贈書」に見える路車は、曾侯乙（諸侯）の身分に相応しい車である。「駟」と「麗」はそれぞれ四頭と二頭の馬が牽引する車であり、「騮」は尾が黒毛の赤い馬であるという⁴⁸。ここでは馬の品種と数量が前掲の『礼記』雑記上の記載とは完全に一致していないが、曾侯乙に贈った贈には、馬のほか、車（路車）も含まれることはそれらの記録から確認できる。

前述したように、諸侯の喪葬儀礼では、他国の諸侯が含・綵・贈を贈る。使者がそれらの贈与品を渡す順番については、『礼記』雑記下に、

諸侯使人弔、其次含・綵・贈・臨、皆同日而畢事者也。

とある。使者は、他国の諸侯を弔い、次に含・綵・贈の順番に従い、一つずつそれらの贈与の儀礼を行う。こうした順番は、飯含→入斂（襲・小斂・大斂）→出棺という喪葬儀礼のプロセスと一致していると考えられる。また、贈の次に記されている「臨」は、使者が公務を終えた後に、個人的に他国の諸侯を弔う行動である⁴⁹。前掲の『礼記』雑記下にに基づき、他国の諸侯を弔祭する場合、含・綵・贈をともに贈るべきであったが、実際には、それらの三種類の贈与品を同時に贈る記事がまったく見られない。

また、『礼記』や『儀礼』には、卿大夫の葬儀において、贈を贈る儀礼がほとんど記載されていない。ただし、卿大夫に贈る贈については、戦国時代における出土史料から手掛かりを得ることができる。出土文字の紀年によると、湖北包山楚国の墓 M2 は、公元前 316 年前後に造成された戦国中期の墓である。考古学報告書では、副葬品や出土史料から、該墓の被葬者が本来楚国の大夫であり、生前左尹の職に任じられていたと論じている⁵⁰。その墓からは、次の牘 1 が出土した。そこには、

舒寅受一鞞正車。

とある。この「受」は「授」と通じ、授与と意味する⁵¹。先行研究によれば、包山楚簡に見える「鞞」は、「分」とも書かれ、車の数え方である「乗」と同じ意味である。また、「正車」は、「政車」とも書かれ、指揮官が乗る軍用車であるという⁵²。牘 1 に見える舒寅はその「正車」を贈る人物であり、おそらく楚の貴族であろう。この牘 1 の内容は、贈の贈与についての記録であると考えられる⁵³。そのほか、戦国中期における湖北天星觀楚国の墓 M1 からは、

車及び車の関連用品を贈ることを記した多数の竹簡が出土し、その被葬者は生前楚国の上卿であると推定される⁵⁴。それらの出土史料から、卿大夫に贈る贈には、車が含まれる可能性が示唆されるであろう。

贈は、元来喪家に贈る出棺用の車馬と「幣」であり、その儀礼は、春秋戦国期においては諸侯から士までの各階層の葬儀で、行われていたものである。ただし、士に贈る贈の主体は、馬のみであり、車を贈とするのは、卿大夫以上に限られていたことが本節の考察によって明らかとなった。

第四節 賻の内容と儀礼

賻は、贈の儀礼が完成された後に、喪家に贈るものであり、『儀礼』既夕礼における賓が賻を贈る儀礼の次に、

若賻。入告。主人出門左、西面。賓東面将命。主人拜、賓坐委之。宰由主人之北、東面。拳之、反伐（位）。

とある。その鄭玄の注には、

賻之言補也、助也、貨財曰賻。

とある。賻は貨財によって喪家を扶助するものであるが、『儀礼』既夕礼にある「若賻」から、賻は必ずしも葬儀の場合に喪家に贈らなければならないものではないことが窺える。次の『儀礼』既夕礼には、賻を贈る一定の条件を説明している。

知生者賻。

その賈公彦の疏には、

賻是補主人不足、施於生者。故知生者行之。

とある。これによると、賻とは、死者の家族と何らかの関係がある際、その家族を扶助し、葬儀の不備を補う貨財であることがわかる。さらに、『穀梁伝』隠公三年（前720）には、

歸死者曰賻、歸生者曰賻。

とある。つまり、賻は死者に贈る喪葬儀礼用のものではなく、喪家を対象として贈られる貨財なのである。そのため、喪家は贈られた賻を用いる上で一定の自由があり、葬儀以外にも用いられることが許された。そのことは次の事例から窺える。すなわち、『礼記』檀弓上に、

既葬、子碩欲以賻布之余具祭器。子柳曰、「不可、吾聞之也、君子不家於喪。請班諸兄弟之貧者」。

とある。子碩と子柳は魯国大夫である叔仲皮の子である。彼らの母親の葬儀が終わった後、子碩が残った賻を使い、祭祀用の道具を買い調えようとした。それに対し、子柳はその賻の残りを貧困の兄弟に分けようと提案した。おそらく、最後、子柳の提案に従い、その残りは処分されたと考えられる。また、『礼記』檀弓上に、

孟献子之喪、司徒旅歸四布。夫子曰、「可也」。

とあり、その鄭玄の注には、

司徒使下士歸四方之賻布。

とあり、その孔穎達の正義には、

孟献子之喪、送終既具、賻布有余、其家臣司徒敬子稟承主人之意、使旅下士歸還四方賻主人之泉布也。

とある。孟献子の葬儀が終わった後、その家臣である司徒敬子が賻の残りをその贈与者たちに返した。前掲の『礼記』檀弓上における「夫子曰、「可也」」の記述から、司徒敬子の行為が、孔子にも認められたことがわかる。礼典では、賻の用途については、特に限定されていない。しかし、前掲の二事例は、まさに儒家の礼に合致するので、範として『礼記』に収録されていると考えられる。

賻の具体的な内容については、前掲の史料には「賻布」と書かれている。それに対し、前掲の『礼記』檀弓上「既葬、子碩欲以賻布之余具祭器」について、鄭玄の注には、

古者謂錢為泉布、所以通布貨財。

とあり、また、その孔穎達の正義には、

解布名也、言古者謂錢為泉布、所以然者、言其通流有如水泉而遍、布貨買天下貨財也。

とある。鄭玄は、「賻布」を「泉布」と解釈している。また、「布」や「泉」はすべて貨幣を指す⁵⁵。周知の様に、春秋戦国時代の史料においては、「布」という貨幣の存在が確認される（出土するスコップの形の金属貨幣）⁵⁶。なお、「布」は貨幣としての織物とも解釈できる⁵⁷。戦国秦の「秦律十八種」では、「袤八尺、幅二尺五寸」の織物の布を公的な貨幣と指定している。いずれにしても、「賻布」は一般的な貨幣を賻としたとみて大過ないであろう。

つまり、前節で検討した含・襚・贈は、すべて入斂や出棺などの儀礼に際し用いられる物品であり、それらと異なり、賻は喪家への扶助として贈与された貨幣である。喪家は実際の需要により、贈られた賻を活用することができたのであり、漢代以後になると、最も頻繁的に下賜されるものとなる。

第五節 「贈」の内容と儀礼

「贈」は、『儀礼』において最後に行われる贈賻の一つである。『儀礼』既夕礼に、
贈者將命。擯者出請、納賓如初。賓奠幣如初。若就器、則坐奠於陳。

とあり、その鄭玄の注に、

就猶善也。贈無常、惟玩好所有。

とあり、また、その賈公彦の疏に、

言「玩好」者、謂生時玩好之具、与死者相知、皆可以贈死者、故此經云、「若就器則坐奠於陳」者、就器則是玩好之器也。

とある。ここから、「贈」は定められたものではなく、死者が生前の好んだ物を贈るのであり、他の贈賻の諸形態より、その内容は多様であり、贈与者自ら選ぶことができたことがわかる。

管見の及ぶ限り、春秋戦国期には、死者に「贈」を贈る事例に関する記録が見出せない。ただし、曾侯乙墓から出土した一つの罍は、「贈」として贈られたものであると想定される。曾侯乙墓は、戦国早期の墓であると考えられるが、この墓には、65口からなる鐘のセットが副葬されており、その中に罍が存在し、その表面に、

隹王五十又六祀、返自西陽、楚王畚章作曾侯乙宗彝、奠之於西陽、其永時用享。

とある。李学勤氏の釈読によると、「返」は「報」と通じ、「報喪」を指す。楚王畚章は、楚恵王のことであり、また、「作某人宗彝」は、青銅器銘文によくある定型句であり、某人のために作った用具であることを意味するという。以上の語釈に従うと、この銘文は、楚(恵)王五十六年、西陽(曾国の都城)から訃報が届いた後、楚王畚章が曾侯乙のため、この罍を作り、西陽に送致したことを伝えていることがわかる⁵⁸。李氏の釈読は基本的にその後の研究者に認められている⁵⁹。すなわち、この罍は、曾侯乙が死去した後、楚恵王によって贈られ、さらに副葬品として埋葬されたと考えて大過ない。西周期においては、死亡した他国の国君に祭祀用の青銅礼器を贈ることが普遍的であるが、西周末期以降、墓から出土した他国の青銅礼器は極めて少ない⁶⁰。そのため、楚恵王が曾侯乙に罍を贈った目的が記されたこの銘文は、注目されるべきであろう。

曾侯乙墓からは、八種類もある楽器が125件、また楽器に使われる部品類も1714件出土している。これらは、中国考古学史上、最大級の出土楽器群である。この曾侯乙墓の楽器は、二つのグループに分かれて埋葬されており、それぞれの構成から見れば、当時の「殿堂楽隊」

と「寝宮楽隊」双方用の楽器と考えられる。また、その中の編磬・編鐘の銘文は、当該時代の祈りの言葉が刻まれた一般的な礼器とは違い、楽理や楽論を主要な内容としている⁶¹。そのため、曾侯乙墓の楽器は、宮廷で実際に用いられたものと推定される。そうした規模の宮廷の楽器を副葬品として墓に埋葬するのは、極めて異例なことであるため、曾侯乙本人は音楽にかなり関心を持った人物であったと考えられる⁶²。もしこの推論が正しければ、おそらく楚恵王が音楽好きの曾侯乙のために、罇鐘を鑄造し、後にそれを「贈」として贈ったのではあるまいか。

このように、『儀礼』や『礼記』に記されている「贈」の内容は、死者の個人的な趣味によっても変わり、固定的なものではなかった。そのような「贈」の特殊な性格のため、「贈」は主に私的な場合に執り行われており⁶³、後代の史料におけるような国家から死亡の官員に贈る「贈」の規定は、まったく見出せない。つまり、「贈」は国家から贈られる贈賻の一部とはなっていなかったと言えるであろう。

おわりに

本章では、春秋戦国期の礼典における贈賻の規定を整理し、贈賻の種類やその具体的な内容を考察して、さらに各階層に適用する贈賻の差異について検討した。本章の内容を要約すると、次のようになる。

(1) 含は、「飯含」の儀礼において死者に贈る珠玉であり、その贈与は諸侯の喪儀に関する史料にのみ見出せる。士の喪儀の全過程を記載する『儀礼』士喪礼には、含を贈ることについては、まったく記されていない。よって、士の喪儀には、含の贈与が含まれていなかったと考えられる。

(2) 襚は、死者に提供する納棺・副葬用の衣服である。それは、春秋戦国期において最も普遍的に行われた贈賻の一部であり、諸侯・卿大夫・士の各階層の喪儀においても、襚の贈与が見られた。

(3) 贈は死者に与える出棺用の車馬である。贈の贈与は、諸侯から士までの各階層に適用されているが、その具体的な内容は、死者の身分によって異なっていた。士に贈る贈には、馬と幣の二種類があり、卿大夫以上の場合には、それに車を加えられた。

(4) 賻は死者を対象として贈られる喪葬の用品ではなく、喪家に贈与する貨財である。死者の身分を問わず、喪家と何らかの関係があれば、賻の贈与は可能であった。

(5) 礼典において、「贈」の内容は特には限定されておらず、死者の存命中の好むものを選択して贈ると規定している。つまり、「贈」は、一定の私的な情誼に基づいて贈られるものであったと言えるであろう。

以上の五種類の贈賻は、礼典に定められた死者・喪家に贈る財物である。五種類の贈賻の中で、「贈」の内容は特に制限はなく、何を贈るかは贈与者が選ぶことができた。したがって、「贈」は個人的な好みに従って贈られたものであり、後世において制度化されたような痕跡はまったく見られない。そのため、本博士論文では、検討の対象を含（貝玉）・綵（斂衣）・贈（車馬）・賻（貨財）の四つに限定して以下考察する⁶⁴。

本章では、『儀礼』・『礼記』に記されている贈賻の制度を検討した。『儀礼』・『礼記』は、基本的に春秋戦国時代の儀礼を収録するものである。同書に記す五種類の贈賻は、当該時代の文献、及び出土史料にも、その贈与の実例がすべて検出される。そのため、上記の贈賻の贈与は、春秋戦国期の喪葬儀礼の現場で、実際に執り行われたものと考えられる。ただし、『儀礼』・『礼記』に記されたのは、基本的に贈賻を喪家に渡す儀式である。贈賻の具体的な基準、例えば国君が死亡した士に贈る綵の様式や、賻の数量などについては、未だ整備されていない。つまり、礼典における贈賻についての記載は、授受儀式に重点が置かれている。

一方、『儀礼』・『礼記』は儒家が整理した礼典であるが、実際には、これらの礼典の規定は、必ずしも厳格に守られていたとは考えられない。前述のように、『礼記』雜記下では、諸侯が、他国の国君を弔う場合、含・綵・贈を贈与することを記している。ただし、諸侯間に行われる贈賻の内容は、一般的には一種類のみであり、それらの三種類のものをともに贈ったことを示す記事は見出せない。また、『儀礼』士喪礼には、士の訃報が届いたら、国君は使者を遣わし、綵・贈などのものを贈った場合の儀礼についての記載がある。それに対し、戦国期における卿大夫・士の墓から出土した「贈書」には、国君から贈与されるものの記録はまったく残っていない。よって、春秋戦国時代の礼典に記している贈賻の制度は、ただ儒家の理想的な儀礼の体現に過ぎず、その影響は儀礼指導の面に限られていた可能性が大きいであろう。

¹ 曹璋「西周時期的贈賻制度」（中国文物学会・中国殷商文化学会・中山大学 編『商承祚教授百年誕辰紀念文集』文物出版社、2003年）参照。

² 儒家經典の諸注釈書は、しばしばある制度を西周以前に遡っている。例えば、本章第三節で後述するように、『公羊伝』卷一 隠公元年（前722）の何休の注は、「乗馬束帛」を内容とする贈は西周の制度であるとしている。しかし、そのような論述は基本的に注釈者の個人的な見解であり、根拠となる史料が欠けている。

³ 前掲曹氏「西周時期的贈賻制度」参照。

⁴ 湖南省文物管理委員会「湖南文管会清理長沙仰天湖木槨楚墓發見大量竹簡・彩繪木俑等珍貴文物」（『文物参考資料』1953年12期）参照。

⁵ 饒氏「戦国楚簡箋証」（『金匱論古綜合刊』1、1955年）、李学勤「談近年新發見的幾種戦国文字資料」（『文物参考資料』1956年1期）参照。

⁶ 湖北省荊州地区博物館「江陵天星觀1号楚墓」（『考古学報』1982年1期）、湖北省博物館編『曾侯乙墓』（文物出版社、1989年）455・456・499・500頁、湖北省荊沙鐵路考古隊編『包山楚墓』（文物出版社、1991年）277・370・371頁参照。

⁷ 黄氏「楚国喪婦制度研究」（『江漢考古』1999年2期）参照。

⁸ 曹璋「東周時期的贈賻制度」（『考古与文物』2002年6期）参照。

⁹ 楊氏「綏・贈・遣一簡牘所見楚地助喪礼儀研究一」、（氏『古礼新研』商務印書館、2012年、197～225頁）参照。

¹⁰ 包山楚墓M2から出土した277号簡には、墓主人に贈った銅器や漆器などのものがある。黄鳳春氏は、それらの贈与品を賻（貨幣に相当するもの）の内容としている。前掲黄氏「楚国喪婦制度研究」参照。

¹¹ 本章が依拠する基礎的な礼制史料は『儀礼』と『礼記』である。『儀礼』の作成年代については、従来議論されており、「周公説」・「西周説」・「孔子説」などの見解がある。陳公柔氏は、『儀礼』の士喪礼と既夕礼に記されている喪葬制度を考察し、それら制度は春秋期に遡り、その記載自体は戦国中期において成文化されたものとしている（陳氏「士喪礼・既夕礼中所記載的喪葬制度」、『考古学報』1956年4期）。また、王鏐氏の『「礼記」成書考』は、『礼記』の諸篇目の作成年代を文献学的に考察し、それらは春秋戦国期の礼制を収録する礼典であると論じている（王氏『「礼記」成書考』、中華書局、2007年）。そのため、本章では、それらの經典を春秋戦国期の礼典と称する。

¹² 『儀礼』に記されている士の喪葬儀礼の全過程については、本章末付表参照。

¹³ 『説文解字』卷一上 玉部に、「琯、送死口中玉也」とある。また、『經典釈文』卷八「飯哈」条参照。

-
- ¹⁴ 西安半坡博物館・陝西省考古研究所・臨潼県博物館 編『姜寨—新石器時代遺址発掘報告（上）一』（文物出版社、1988年）59・61頁参照。
- ¹⁵ 中国社会科学院考古研究所 編『殷墟発掘報告』（文物出版社、1987年）214頁参照。
- ¹⁶ 李朝全「口含物習俗研究」（『考古』1995年8期）。また、漢唐間においては、西方の貨幣を死者の口に納める事例も存在している。小谷仲男「死者の口に貨幣を含ませる習俗—漢唐墓葬における西方的因素—」（『富山大学人文学部紀要』13、1988年）、王維坤「隋唐墓葬出土的死者口中含幣習俗溯源」（『考古与文物』2001年5期）、王氏「絲綢之路沿線発現的死者口中含幣習俗研究」（『考古学報』2003年2期）参照。
- ¹⁷ また、飯含の儀礼については、『儀礼』士喪礼には、「主人左扱米、実於右、三、実一貝。左・中亦如之。又実米、唯盈」とあり、その鄭玄の注に、「於右、屍口之右。唯盈、取満而已」とある。飯含のやり方は死者の口における右・中・左の三部位に三つの貝を入れ、米を口に納めるということである。
- ¹⁸ 前掲の『礼記』孔穎達の正義に載せる『礼緯稽命徴』には、士の含を記していないが、その内容については、『続漢書』礼儀志下の劉昭の注には、「『礼（緯）稽命徴』曰、「天子飯以珠、哈以玉。諸侯飯以珠、哈以璧。卿大夫・士飯以珠、哈以貝」とある。ここから、『礼緯稽命徴』に載せる士の含と卿大夫の含とが同じの貝であることがわかる。
- ¹⁹ 池田末利氏 訳注『儀礼』第四冊（東海大学出版社、1976年）78・79頁参照。
- ²⁰ 高去尋「殷礼的含貝握貝」（『国立中央研究院院刊』1、1954年）参照。
- ²¹ 『通典』卷八四 凶礼六 「含」条には、前掲の『礼記』雜記上の部分を収録しており、その前には「凡諸侯有相含之礼」とある。
- ²² 前掲の『礼記』檀弓下の孔穎達の正義には、「雜記云、「含者執璧将命」。是諸侯亦含以璧也」とある。
- ²³ 前掲の『礼記』檀弓下の孔穎達の正義には、「案成十七年、公孫嬰齊夢贈瓊瑰。注云、「食珠玉、含象」、則卿大夫蓋用珠也」とある。この記事は、『左伝』成公一七年（前574）の「初、声伯（公孫嬰齊）夢涉洹、或与已瓊瑰（杜預注、「瓊、玉。瑰、珠也。含象」。）、食之。泣而為瓊瑰、盈其懷」から由来するものである。ここに見える瓊瑰は、公孫嬰齊の夢中での人に贈られたものである。また、この瓊瑰を含とするのは、晋の杜預である。そのため、当記事は春秋戦国期における逝去した卿大夫に贈る含の事例ではないと考えられる。
- ²⁴ 死者に衣や被を贈るのは、また祝と称する。『説文解字』卷八上 「祝」条に、「贈終者衣被曰祝」とある。ただし、史料には、祝の用例は非常に少ない。

²⁵ 『儀礼』士喪礼「復者」条における「衣屍」についての鄭玄の注には、「衣屍者覆之」とある。

²⁶ 「親者」と「庶兄弟」の解釈については、前掲池田氏訳注『儀礼』第四冊、46・47頁参照。また、『儀礼』喪服「朋友」についての賈公彦の疏には、「同門曰朋、同志曰友」とある。つまり、「朋友」とは、同窓や同志の間柄などを示す語である。

²⁷ 『儀礼』士喪礼「庶綌」についての賈公彦の疏には、「直云「庶綌」、即上経親者綌、庶兄弟綌、朋友綌、皆是。故云庶綌」とある。

²⁸ 『儀礼』士喪礼には、「小斂奠」（小斂の祭祀儀式）の後に、「有綌者、則将命。擯者出請、入告。主人待於位（後略）」とある（士喪礼におけるその儀礼の手順については、本章末付表参照）。また、前掲池田氏訳注『儀礼』第四冊、145頁参照。

²⁹ 襲の儀礼では、「庶綌」は、ただ陳列され、遺体に着せる衣服ではない。小斂と大斂の段階では、庶綌は陳列された後に、斂服として用いられる。

³⁰ 『儀礼』士喪礼における「陳小斂衣」（小斂用の衣服を陳列・用意する段階）・「陳大斂衣」（大斂用の衣服を陳列・用意する段階）の儀礼には、「庶綌」に対して、「不必尽用」とある。湖北馬山楚墓から、一つの衣服を納める竹筥が出土している。この竹筥の外部には、「繫以一緼衣見於君」と書かれている竹札が掛けられている（湖北省荊州地区博物館 編『江陵馬山一号楚墓』、文物出版社、1985年、88・89頁）。その竹札によって、竹筥に納められている衣服は、綌として贈られた「緼衣」であると推定される（前掲黄氏「楚国喪葬制度研究」、楊氏『古礼新研』、219頁）。もし、この竹札の内容に対する釈讀が間違いなければ、この綌としての「緼衣」は、入斂用の服とはされておらず、副葬品として埋葬されていたと考えられる。

³¹ 前掲池田氏訳注『儀礼』第四冊、162頁の注1参照。

³² 竹内照夫『新訳漢文大系 礼記』（明治書院、1979年）524・525頁参照。

³³ 『左伝』文公九年には、「秦人来帰僖公成風之綌、礼也」とあり、その鄭玄の注に「秦辟陋故不称使」とある。

³⁴ 史樹青氏は、この「句」を「后」と訳し、すなわち王后が贈ったものと見なしている（史氏『長沙仰天湖出土楚簡研究』群聯出版社、1955年、21・22頁）。その後、郭若愚氏は史氏の解釈を修正し、「句」を「勾」と解し、「検証された」という意味としている（郭氏「長沙仰天湖戦国竹簡文字の摹写和考釈」、『上海博物館集刊』3、1986年）。つまり、簡2と簡3における最後の「句」字は、贈られた衣服が墓に納められたことが確認されたことを示す記

号ということになる。

³⁵ 前掲の饒氏「戦国楚簡箋証」、李氏「談近年新發現的幾種戦国文字資料」参照。

³⁶ その鄒易公は、鄒易（地名）の卿大夫、或は県令であるという（前掲李氏「談近年新發現的幾種戦国文字資料」。また、舒之梅・何浩「仰天湖楚簡「鄒陽公」的身分及相關問題」、『江漢考古』1982年10期）。そして、中（仲）君については、饒宗頤氏は、この呼称を「安尹」と釈読し、楚の官職としている（前掲饒氏「戦国楚簡箋証」）。仰天湖楚墓 M167 の考古報告書である『長沙楚墓』では、その中（仲）君を兄弟に対する呼称としている（湖南省博物館・湖南省文物考古研究所・長沙市博物館・長沙市文物考古研究所 編『長沙楚墓』文物出版社、2000年、420・421頁）。

³⁷ 前掲『長沙楚墓』19・24頁参照。

³⁸ 『儀礼』既夕礼「幣」についての鄭玄の注に、「幣、玄纁也」とある。また、『儀礼』士昏礼には、「納徵、玄纁束帛」とあり、その鄭玄の注には、「徵、成也。使使者納幣以成昏礼」とある。『儀礼』聘礼には、「積幣、制玄纁束」とある。

³⁹ 前掲の『儀礼』既夕礼における「馬兩」についての鄭玄の注に、「馬兩、士制也」とある。

⁴⁰ 『儀礼』既夕礼「賓贈」についての鄭玄の注に、「賓、卿大夫・士也」とある。

⁴¹ 圭の様子や用途については、林巳奈夫「中国古代の祭玉・瑞玉」（『東方学報』（京都）40、1969年）、後、氏の『中国古玉の研究』（吉川弘文館、1991年）再収。また、周南泉「論中国古代的圭—古玉研究之三—」（『故宮博物院院刊』1992年3期）参照。

⁴² その孔穎達の正義には、「乘黄、謂馬也。大路、謂車也。陳四黄之馬於大路之西（後略）」とある。また、市原亨吉・今井清・鈴木隆一『全訳漢文大系 礼記（中）』（集英社、1977年）516頁参照。

⁴³ 『左伝』桓公二年（前710）「大路」条についての孔穎達の正義には、「路訓大也。君之所在以大為号。門曰路門、寢曰路寢、車曰路車、故人君之車通以路為名也。『周礼』巾車、「掌王之五路」。鄭玄云、「王在焉曰路」。彼解天子之車、故云王在耳。其实諸侯之車亦稱為路。大路、路之最大者」とある。

⁴⁴ 『公羊伝』卷一 隱公元年「車馬曰贈」についての何休の注に、「此者春秋制也」とある。また、同卷同年「贈者、蓋以馬、以乘馬束帛」についての何休の注に、「此道周制也」とある。

⁴⁵ 前掲『礼記』雜記の孔穎達の正義には、「案既夕礼云、「贈、馬兩」、無車者、士卑不合有車。何休云、「周制」、謂士無車、非也。此礼記陳乘黄大路、則周制有車。『穀梁』直云、「乘

馬曰駟、無車者、文不備也」とある。

⁴⁶ 裘氏「談談隨縣曾侯乙墓的文字資料」(『文物』1979年7期)参照。

⁴⁷ 石黒ひさ子「曾侯乙墓出土竹簡についての一考察」(『駿台史学』95、1995年)参照。

⁴⁸ 前掲裘氏「談談隨縣曾侯乙墓的文字資料」参照。また、「駟」については、『説文解字』卷一〇上に、「駟、赤馬黒毛尾也」とある。

⁴⁹ 前掲『礼記』雜礼下の孔穎達の正義には、「君事既畢、則臣私行已礼、故臨礼在後」とある。

⁵⁰ 前掲『包山楚墓』334～337頁参照。

⁵¹ 陳偉『包山楚簡初探』(武漢大学出版社、1996年)190頁。

⁵² 李氏「包山楚簡中的旌旆及其他」(『第二屆國際中國古文字學研討會論文集統編』香港中文大學中文系、1993年)参照。また、陳偉「關於包山楚簡中的喪葬文書」(『考古与文物』1996年2期)参照。

⁵³ 前掲『包山楚墓』177頁、前掲陳氏「關於包山楚簡中的喪葬文書」参照。また、前掲楊氏『古礼新研』220頁参照。

⁵⁴ 前掲「江陵天星觀1号楚墓」参照。

⁵⁵ 『周礼』地官 司徒における「泉府、上士四人」条の鄭玄の注に、「鄭司農云、「故書泉或作錢」とあり、その賈公彦の疏に、「泉与錢今古異名」とある。また、『周礼』天官 外府における「掌邦布之入出」条の鄭玄の注に、「布、泉也」とある。

⁵⁶ 加藤繁『中国貨幣史研究』(東洋文庫、1991年)16～18頁参照。また、江村治樹『春秋戰國時代青銅貨幣の生成と展開』(汲古書院、2011年)99～104頁参照。

⁵⁷ 柿沼陽平『中国古代貨幣經濟史研究』第七章第一節「貨幣としての布帛」(汲古書院、2011年)参照。

⁵⁸ 李学勤「曾国之謎」(『光明日報』1978年10月4日)参照。後、氏の『新出青銅器研究』(文物出版社、1990年)再収。

⁵⁹ 錢伯泉「關於曾侯乙墓楚鑄銘文考釈的商榷—兼談曾侯乙墓的絕對年代—」(『江漢考古』1984年4期)、王人聰「關於曾侯乙墓的年代」(『江漢考古』1985年2期)、楊寬『西周史』(上海人民出版社、2003年)645頁、羅運環「楚王禽章鑄銘文疏証」(『武漢大學學報(人文社會科學版)』2008年4期)参照。

⁶⁰ 前掲曹氏「西周時期的贈賻制度」参照。

⁶¹ 曾侯乙墓の編磬・編鐘に記されている楽理や楽論についての研究は、饒宗頤・曾憲通『隨

『曾侯乙墓鐘磬銘辭研究』(中文大学出版社(香港)、2007年)参照。

⁶² 譚維四『曾侯乙墓』(文物出版社、2001年)118~120頁参照。

⁶³ 後代におけるその具体例としては、次の史料を挙げたい。『晋書』卷九三 王濛伝には、「年三十九卒。臨殯、劉惔以犀杷塵尾置棺中、因慟絶久之」とある。太原王氏である王濛は、東晋咸康五年(339)以降における清談の領袖である(唐翼明『魏晋清談』人民文学出版社、2002年、191・192頁参照)。彼が死去した際、同様に名士である劉惔は、清談用具の塵尾を彼に贈り、さらに棺に納めるという。ここに見える塵尾は、私的な場合に「贈」として贈られるものであろう。

⁶⁴ 本博士論文では贈賻をそれらの行為の総称として論述し、具体的な含・椽・賵・賻の贈与をそれぞれ贈含・贈賵・贈椽・贈賻と呼ぶこととする。

付表 『儀礼』における土の喪葬儀礼

土喪礼		既夕礼
復	陳鼎実	請啓期
楔齒・綴足・奠・帷堂	小斂	於祖廟陳鼎・饌・夷牀
赴於君	小斂奠	啓殯
定哭位	<u>小斂後致禭</u>	遷柩於祖
<u>君使人弔・禭</u>	宵為燎	薦車馬於祖
<u>親者・兄弟・朋友禭</u>	陳大斂衣・奠・殯具	請祖期、載柩飾柩車
為銘	徹小斂奠	陳明器及葬具
陳沐浴之瓦器	大斂	還柩車設祖奠
陳襲事之衣	殯	<u>公賵</u>
陳飯含・沐浴之具	大斂奠	<u>賓賵・奠・賻・贈</u> 及代哭
沐浴	賓・兄弟出之儀	為燎之事
飯含	君臨視大斂	葬日奠
襲	成服	出車・馬・苞・器
設重	朝・夕哭、奠	誦賵・遣
陳小斂衣	朔月奠及薦新	柩車發行及君使贈之儀
陳小斂奠・東方之盥	筮宅兆	窆柩藏器
陳小斂經帶	視槨視器	反哭
陳床牀第・夷衾・西方之盥	卜葬日	

第二章 漢代における贈賻制度について

はじめに

春秋戦国時代の礼典では、贈賻の種類や儀礼が詳しく規定されており、その贈与は、既に喪葬儀礼の一部とされていた。ただし、礼典における贈賻についての記載は、授受儀式に重点が置かれており、贈賻の具体的な基準は、未だ整備されていなかった。かつ、管見の及ぶ限りでは、先秦時代までは、国家から死去した諸侯・諸臣に贈られる贈賻についての法定化された準則も、まったく見られない。先行研究によれば、漢代になると、喪葬儀礼では、含・襚・贈・賻の贈与がすべて現れていたのみならず、官員の等級に応じた法定の贈賻制度も初めて形成されたという。

漢代の贈賻制度については、鎌田重雄氏は贈与の実例に基づき、前漢において二千石の官員に贈る賻物の量が百万銭であり、後漢においては、その量は一定していなかったと指摘する¹。杉本憲司氏は、前漢における賻の内容が銭のみであり、後漢になると、織物・穀物がまた賻の内容に新たに加えられていたことを論じている²。杜林淵氏は、後漢における万石から一百石までの官員に与える贈賻の量を検討している。ただし、杜氏の研究は、根拠とする史料を提示しておらず、その結論は各級官員の秩の比率によって推算されたものである³。上述する贈賻の具体的な基準に関する研究に対して、佐伯富氏は、漢代における君主権の拡大に伴い、贈賻が君主から臣下に与えられる恩恵を示すものとして制度化されたと論究している⁴。そのほか、斉書深氏は漢代の国家から贈られる賻を研究するとともに、人々の私的な贈賻の事例を列挙し、両漢の民間における贈賻の盛行について示している⁵。

以上の研究によって、漢代における贈賻制度の基準や思想的な背景の大筋は解明されたが、以下のような問題点も存在している。

(1) 前述の研究では、主に漢代における贈賻の実例に基づいてその制度を検討しているが、80年代に発見された二年律令の賜律には、死去した各級の官員に衣物を贈る規定が残っており、それらの律文は漢代における贈賻制度の研究に対して、基礎的史料を新たに提供している。それにもかかわらず、今日に至るまでこの新たな史料を利用する研究はまだ乏しい。

(2) 先行研究では、漢代における幾らかの贈賻の基準について論じられているが、これ

らの基準が如何にして形成されたかや、どのような形で規定されていたかについては未だ充分には明らかにされていない。

(3) 一般的な贈賻の基準以外にも、漢代の皇帝は、特殊な身分を有する重臣や諸侯王の喪葬儀礼において、皇帝の威儀に準ずる車やその装飾をしばしば賜っていた。それらの車や装飾は、当時における「殊礼」の葬儀を構成するものである。従来の研究は、そのような「殊礼」的な贈賻の贈与についてほとんど注目していない。

上述の問題点を踏まえて、本章では漢代における贈賻の内容や基準に関する具体的な制度を検討し、これらの制度の形成過程を明らかにする。それを通じて、漢代において、贈賻制度が如何なる形で確立されたか、如何にして漢代の国家制度に組み込まれたかの解明を目指すものとする。

第一節 前漢における贈賻制度

1. 二年律令と景帝中元二年令に見える贈賻制度

管見の及ぶ限り、先秦時代の法令には贈賻の贈与に関する規定は見られず、当時の贈賻は主に儀礼に従って行われていたと考えられる。漢代になると、二年律令と景帝中元二年令に官員や諸侯王に対する贈賻の規定が現れる。前漢の前半期には、律や詔令の形に基づく贈賻制度が確立された⁶。

80年代に発見された張家山漢簡における二年律令の賜律は漢代における賞賜の内容や基準に関する律文である。この賜律では、臨死の官員に対する官秩に応じた衣の贈与が規定されている。二年律令 賜律 283 簡⁷に、

(前略) 二千石吏不起病者、賜衣・襦・棺及官衣常(裳)。

とあり、また、284 簡に、

郡尉、賜衣・棺及官常(裳)。千石至六百石吏死官者、居県賜棺及官衣。五百石以下至丞・尉死官者、居県賜棺。

とある。二年律令 283 簡と 284 簡は在職の二千石から五百石以下の丞・尉に至る各級官員に対し衣や棺などの物品を贈ることを規定している。ここに見える「不起病」とは、官員が在官中に死ぬことの婉曲表現である⁸。そのため、贈与の「衣」や「官衣裳」は小斂や副葬のために与えられるものであると推定される。死者に小斂や副葬用の服を贈与するのは儒家

凶礼に規定される襚である。つまり、283 簡と 284 簡に見える「衣」や「官衣裳」はすべて凶礼に見える襚に相当するものであろう。

先行研究は 283 簡・284 簡に記されるそれぞれの服について、『説文解字』や『釈名』に基づいて考察しており、「衣裳」は服の総称ではなく、「衣」は上着で「裳」は下着であるとしており、また「襦」については短衣であるとしている⁹。前掲の賜律に見える「官衣裳」は官員が着用するものであると考えられる¹⁰。283 簡と 284 簡が規定する贈襚の等級を整理すると、次の表のようになる。

二千石	郡尉	千石から六百石
衣・襦・官衣・官裳	衣・官裳	官衣

この表を見ると、二千石の官員に対する贈襚は一通り揃っているのに対し、郡尉や千石から六百石に至る官員に贈る服は全てが揃っているわけではない。従って小斂や副葬の際には、官員の親族によってそれらの服が揃えられなければならないであろう。また、二年律令賜律 290 簡に、

諸当賜、官毋其物者、以平賈（價）予錢。

とある。ここから、実際には 283 簡・284 簡に規定される実物の服の代わりに、それに相当する錢を贈ることも許されていた。賜律には賜与の服の寸法と素地についてはっきり限定されているため¹¹、服の代わりに錢で渡す場合においてもその額が定められていた。

283 簡・284 簡には、襚のほか、棺の贈与も記している。儒家經典には、喪葬儀礼における棺の贈与を言及していない。つまり、棺は凶礼に定められた贈賻の範疇に入っていない¹²。そのため、二年律令の賜律は官員の秩に応じた額の襚を贈ることを定めているが、ほかの贈賻の制度は未だ確立されていない。

景帝中元二年（前 148）、諸侯王と列侯の事務に関連する詔令が公布され、その中で贈賻の贈与について言及している。その内容は、『漢書』卷五 景帝紀に、

（中元）二年春二月、令諸侯王薨、列侯初封及之國、大鴻臚奏諡・誄・策。列侯薨及諸侯太傅初除之官、大行奏諡・誄・策。王薨、遣光祿大夫弔襚祠贈、視喪事、因立嗣子。列侯薨、遣大中大夫弔祠、視喪事、因立嗣。

とあり、その顔師古の注に、

応劭曰、衣服曰襚。祠、飲食也。車馬曰贈。

とある。中元二年令には襚のみならず、贈の贈与も記している。前章で明らかにしたように、贈は車馬を用いて葬送を助ける贈与である。中元二年令の主旨は、諸侯王と列侯が亡くなった際の諸事務とそれら进行处理する官員を規定することであり、その中に諸侯王に対する襚・贈の贈与が規定されている¹³。しかし、中元二年令では襚・贈の基準については全く見られず、ただ光禄大夫に諸侯王に対して襚・贈の贈与を行わせることのみが見られる。

以上では二年律令の賜律と景帝中元二年令に見える贈賻に関わる規定について検討した。賜律には贈襚の基準以外、ほかの贈賻の内容に対する条文は全く見えない。中元二年令はただ諸侯王の喪葬事務を扱う官員に関して記すのみである。これらの法令には、後代の贈賻制度の中で普遍的に行われた賻（貨財、すなわち金銭）の贈与の基準は未だ規定されていない。それだけではなく、当時死亡した官員に貨財を与える記事もほとんど見られない。そのため、漢代の前半期には、国家からの贈賻の基準に関する制度は未だ確立していなかったと考えられる。

2. 二千石に対する賻の故事

賻は貨財によって喪家を扶助するものであり、漢代以降の贈賻制度の中でも皇親や各級官員を対象とした最も普遍的なものである。前述したように、前漢の前半期には官員に対する贈賻の制度は未だ成立していない。しかし、宣帝・元帝期になると、亡くなった二千石・中二千石の官員に対する百万銭に相当の贈賻の例が幾つか見られるようになる。『漢書』卷七六 尹翁歸伝には、

元康四年（前62）、（尹翁歸）病卒。家無餘財、天子賢之、制詔御史、「（前略）其賜翁歸子黄金百斤、以奉其祭祠」。

とある。尹翁歸はもともと宣帝期における扶風太守（二千石）であり、彼が死んだ際、経済的に貧窮していたため、宣帝は百斤の黄金を彼の子に贈与している。宣帝期に定められた黄金と銭の交換比率では、一斤の黄金が一万銭に相当する¹⁴。すなわち、尹翁歸の子に賜与された百斤の黄金は、およそ百万銭に当る。また、『漢書』卷八八 欧陽生伝に、

元帝即位、（欧陽）地餘侍中、貴幸至少府、戒其子曰、「我死、官属即送汝財物、慎毋受。汝九卿儒者子孫、以廉絜著、可以自成」。及地餘死、少府官属共送数百万、其子不受。天子聞而嘉之、賜錢百万。

とある。欧陽生の子孫である欧陽地餘は中二千石の少府卿であり、彼が言う「官属」は少府

の属官の意味である。欧陽地餘の息子は彼の遺言に従って、少府の属官たちが贈った数百万の錢を受けなかった。元帝はこの行為を表彰するため、あえて百万錢を賜与した。息子を戒める地餘の遺言の中では、皇帝や国家から与えられる財物には言及していないため、当時、皇帝や国家からの貨財（賻）の贈与は未だ制度として存在していなかったと考えられる。そのほか、『漢書』卷七二 貢禹伝に、

為御史大夫数月卒、天子賜錢百万。

とある。御史大夫（中二千石）の貢禹が死亡した際、元帝も百万錢を賜与している。尹翁歸・欧陽地餘・貢禹に対する金銭の贈与は制度に規定された賻ではなく、一時的な帝賜によるものであるが、次の『後漢書』卷三一 羊統伝からそのような帝賜は結局二千石の官員に対する賻の基準になっていったことが読み取れる。

（前略）而徵為太常、未及行、会病卒、時年四十八。遺言薄歛、不受賻遺。旧典、二千石卒官、賻百万。

邢義田氏が指摘するように、ここに見える「旧典」は漢代の故事である¹⁵。漢代の故事は漢王朝において皇帝側や各官署に形成されたそれぞれの慣例である¹⁶。上記の史料から、漢代における二千石の官員に百万錢の賻を贈与する故事が存在するようになっていたことがわかる。鎌田重雄氏は前掲の『後漢書』における二千石に対する贈賻の故事と元帝により欧陽地餘に贈られた百万錢の賻とは関係があることを示唆している¹⁷。欧陽地餘の例以外の、尹翁歸や貢禹に対する百万錢に相当する賻も一時的な帝賜であるので、筆者は『後漢書』に見える「二千石卒官、賻百万」の故事は宣帝・元帝期の二千石に対する贈賻によって形成された故事であると考えられる。廣瀬薫雄氏は漢代における故事が、一度の行為から形成された慣例であったと指摘している¹⁸。宣帝・元帝期における二千石に対する百万錢の賻は未だこの一度の行為の段階であったと考えられる。

また、前掲の尹翁歸は二千石であり、欧陽地餘・貢禹及び後漢の羊統は中二千石であり、彼らに贈与された賻はすべて百万錢に当るため、二千石に対する贈賻の故事は二千石と中二千石を含んでいたと推定できる。『後漢書』羊統伝において、前漢の故事を引用していることを踏まえると、後漢でも二千石に百万錢の賻を贈与するという基準が依然として残されていた。

以上を整理すると、前漢の宣帝・元帝期において死亡した二千石官員に百万錢に相当する賻を賜与した例が幾つか見られる。このような一時的な帝賜は次第に二千石に対する贈賻の基準、すなわち故事となった。

3. 霍光故事に見える贈賻

贈賻は儒家凶礼に由来するものであるので、宣帝以降において儒家思想の影響力が拡大するとともに喪葬儀礼における贈賻の贈与も発展していったと考えられる。次の『漢書』卷六八 霍光伝に見える宣帝期の霍光に対する贈賻の内容は非常によく整ったものである。

(地節二年、前 68) 光薨、上及皇太后親臨光喪。太中大夫任宣与侍御史五人持節護喪事。中二千石治莫府塚上。賜金錢・繪絮・繡被百領、衣五十篋・璧・珠・璣・玉衣、梓宮・便房・黄腸題湊各一具、椁木外臧槨十五具、東園温明、皆如乘輿制度。載光尸柩以輜輶車、黄屋左纛、発材官・軽車・北軍五校士軍陳至茂陵、以送其葬。

とある。周知の様に、霍光は、前漢の武・昭・宣の三朝に歴仕し、「輔政」の役割を任せられていた。宣帝は、霍光の補佐によって皇帝に即位し、さらに彼の娘を皇后に立てた。霍光の功績や特殊な政治的地位などに基づき、彼が薨去した際、宣帝は極めて豪華な贈賻を下賜した。その中で、「璧・珠・璣」は、「飯含」の礼に用いられるものであり、含の贈与に当たる¹⁹。「繪絮」は服の材料の繪帛や糸綿、或いは繪や絮で作られる服を指しており、襚に属する。そのほか、輜輶車はもともと窓が据え付けられる乗用の車であり、漢代から、常に皇帝の柩車のように用いられていた²⁰。また、黄屋とは黄繪で作られた車蓋の裏であり、左纛とは車における頸木の左側で設けられる羽毛の幢である。この二つの車飾はすべて皇帝用の車を象徴するものである²¹。「輜輶車・黄屋左纛」によって出棺を行うことは、皇帝の規格に準ずる贈の贈与であると考えられる。いま、霍光に対する贈賻を整理すると、次の表のようになる。

含	襚	贈	賻
璧・珠・璣	繪絮・繡被百領・衣 五十篋・玉衣	輜輶車・黄屋左纛	金錢

前掲の表からは、『儀礼』や『礼記』に記される四つの贈賻の形式がすべて見られることがわかる。漢代における霍光の特殊な地位を踏まえると、それらの贈賻は至上の殊遇と見なすべきであろう。次の『漢書』卷九八 元后伝に見える王音・王商の記事（成帝期）から、このような殊遇は結局重臣への贈与の故事となったことが窺われる。

王氏爵位日盛、唯（王）音為修整、数諫正、有忠節、輔政八年、薨。甲贈如大將軍、諡

曰敬侯。(中略)(王)商薨、弔贈如大將軍故事、諡曰景成侯。

霍光が大司馬・大將軍などの要職を歴任し、博陸侯に封ぜられたため、霍光に関する故事はまた大司馬故事・大將軍故事・博陸侯故事などと称される。元后伝に見える「大將軍故事」とはすなわち、霍光故事のことである。前掲の霍光伝の記事は、その霍光故事の具体的な内容であろう。

霍光故事には、贈賻を中心とする物品の贈与だけではなく、喪葬の儀礼も含まれている。前掲の霍光伝に見える「護喪事」は太中大夫と侍御史によって喪葬の過程や儀礼が監督されることを意味する。そのため、喪葬儀礼の進行や贈賻の贈与などの場合、それらに対応する儀礼にも従わなければならない。例えば、霍光伝に見える「発材官・輕車・北軍五校士軍陳至茂陵、以送其葬」の葬送の儀式は、霍光故事における重要な一部である。その中の「材官・輕車」とは、西漢初期から設けられる郡国の軍隊である²²。それに対し、「北軍五校」についての解釈は、従来論争があるが、それらは中央の常備軍であることが研究者間の共通認識となっている²³。つまり、霍光の葬送儀仗は、地方軍と中央軍を合わせたものであり、そのような組み合わせには、全国の軍隊全体を象徴するという意味があったのであろう。こうした儀仗は、霍光以降、故事として参照された。『後漢書』卷一八 吳漢伝に、

(建武二〇、44) 及薨、有詔悼潛、賜諡曰忠侯。發北軍五校・輕車・介士送葬、如大將軍霍光故事。

とあり、また、『後漢書』卷一六 鄧騭伝に載せる鄧騭の兄である鄧弘の記事に、

元初二年(115)(王)弘卒。(中略)將葬、有司復奏發五營・輕車・騎士、禮儀如霍光故事。太后皆不聽、但白蓋双騎、門生挽送。

とある²⁴。以上の検討により、喪葬に関する霍光故事の内容は、礼と物の二要素によって構成されたものであることが明らかになった。実際の面から見れば、両漢時代、霍光故事に定められた礼、或は物を受けた人物は、王音・王商・祭遵・吳漢の四人しかいなかった。王音・王商は、前漢元帝王皇后の従兄弟であり、二人とも「輔政」の職を担当していた²⁵。祭遵・吳漢は、劉秀に皇帝に即位することを促した、後漢開国の功臣である²⁶。また、後漢の鄧弘は、鄧太后の兄弟として、殤帝が薨去した際、鄧騭らとともに安帝を即位させた。ある官員の提案によって、彼の葬儀は、霍光故事に従うべきものとされたが、結局鄧太后に断られた²⁷。これらの人物を見れば、両漢において霍光故事の礼遇を享けたものが、すべて輔政や開国の重臣であったことがわかる。また、霍光の葬儀において、皇帝の規格に準ずる贈や棺斂具も用いられたことを合わせて考えると、霍光故事は漢代における重臣に適用される最高

級の葬儀規格であったと考えられる。

4. 丞相故事に見える贈賻

成帝期には、丞相に対する贈賻の贈与も整備され、それらは故事に従って行われていた。このことについて、次の『漢書』卷八四 翟方進伝に、

（綏和二年、前2）方進即日自殺。上秘之、遣九卿冊贈以丞相高陵侯印綬、賜乘輿祕器、少府供張、柱欄皆衣素。天子親臨弔者数至、礼・賜異於它相故事。

とあり、その顔師古の注に、

師古曰、『漢旧儀』云、丞相有疾、皇帝法駕親至問疾、從西門入。即薨、移居第中、車駕往弔、賜棺・棺斂具、賜錢・葬地。葬日、公卿已下会葬焉。

とある²⁸。翟方進伝に見える「它相故事」はほかの一般的な丞相に対する故事であり、すなわち喪葬に関わる丞相故事のことである。それから考えると、丞相の喪葬における各事務は当時すでに故事に従うという形で実施されていたであろう。翟方進は成帝綏和二年（前7）に自殺したので、その丞相故事は遅くとも成帝期に成立されていたものである。顔師古の注に引用される『漢旧儀』の記事は丞相の喪葬についての諸儀を記録するものであり、すなわち丞相故事の内容である。その内容には、錢の贈賻が見られるが、具体的な額が残っていない。しかし、漢代の故事は前代の先例によって定められたものであるため、当時先例の額に従う贈賻の基準も存在していたと考えられる。つまり、前漢成帝期において丞相の喪葬各事務はすでに故事として制度化されており、その内容は賻の基準を含むものであった。

第二節 後漢における贈賻制度

1. 一般的な官員や諸侯王を対象とする贈賻の内容

冒頭で述べたように、鎌田重雄氏は後漢の史料に見える賻の実例を集め、後漢では各級の官員に対する明確な贈賻の基準が形成されていなかったことを指摘している²⁹。ただし、前掲の『後漢書』羊統伝「旧典、二千石卒官、賻百万」の記載から、後漢では死亡した二千石に賻を贈る際、前漢の故事も参照事項の一つであったことが窺える。また、前漢の賻が錢だけであるのに対し、杉本憲司氏は後漢においては錢以外、すなわち織物や穀物も合わせて贈

与されていたことを指摘している³⁰。後漢では、織物や穀物はしばしば貨幣の機能（実物貨幣）を果たしており、さらに銭とともに賜物とされていた³¹。ただし、次の史料から、後漢における賻としての銭・織物・穀物の組み合わせは統一されたものではなかったことがわかる。『後漢書』卷八一 温序伝に、

（建武六年、30）光武聞而怜之、命（王）忠送喪到洛陽、賜城傍為塚地、賻穀千斛・縑五百匹。除三子為郎中。

とあり、『後漢書』卷一〇上 光武郭皇后紀に、

（元和三年、86）以太牢具上郭主塚、賜粟万斛・錢五十万。

とあり、『後漢書』卷二六 韋彪伝に、

永元元年（89）卒、詔、「（前略）其賜錢二十万・布百匹・穀三千斛」

とある。以上の史料からは銭・織物・穀物のさまざまな組み合わせが見出せるため、後漢における贈賻の内容が未だ定められていなかったことが看取される。

また、前掲の景帝中元二年令は諸侯王に対する襚・贈の贈与に言及しているが、前漢では諸侯王に対する贈賻の基準はほとんど見出せない。それに対し、後漢ではその基準が明確に定められていた。『後漢書』卷四二 中山簡王焉伝に、

自中興至和帝時、皇子始封薨者、皆賻錢三千万・布三万匹。嗣王薨、賻錢千万・布万匹。

とあり、『後漢書』卷五五 濟北惠王寿伝に、

自永初已後、戎狄叛乱、国用不足、始封王薨、減賻錢為千・布万匹。嗣王薨、五百万・布五千匹。

とある。以上の史料によると、後漢における初代諸侯王に対する贈賻は、永初以前には銭三千万・布三万匹であり、嗣王に対する贈賻は銭千万・布万匹であった。永初以降、国家支出の激増に伴い、初代諸侯王の贈賻は千万銭・布万匹となり、嗣王の贈賻は五百万銭・布五千匹となっていた。中山簡王焉伝における「皆賻」という表現を見ると、後漢において王に対する贈賻は必ずしも法令によって規定されたものではなく、その基準は故事の形で存在していた可能性が高い。

2. 諸侯王に賜う殊礼としての贈賻

前項では、後漢における諸侯王に贈る賻の基準について検討した。また、後漢では、一部の特殊な地位を持った諸侯王が薨去した際、皇帝が天子用の車や儀仗を彼らに下賜し、それ

らの葬儀を執り行った。こうした殊礼の最初の事例としては、『後漢書』卷四二 東海恭王彊伝に、

（永平元年、58）使大司空持節護喪事、大鴻臚副、宗正・将作大匠視喪事。贈以殊礼、升龍・旄頭・鸞輅・龍旂・虎賁百人。

とある。ここに見える鸞輅とは、本来は皇帝が乗用する車である³²。鸞輅は、また「鑾輅」とも書かれる³³。当該時代の史料には、鸞輅についての解釈は明記されていないが、次の『続漢書』輿服志上の記載から、鸞輅の様子が窺える。

諸車之文、乘輿、倚龍伏虎、虞文畫輶、龍首鸞衡、重牙班輪、升龍飛輪。皇太子・諸侯王、倚虎伏鹿、虞文畫輶輶、吉陽箛、朱班輪、鹿文飛輪、旂旗九旂降龍。公・列侯、倚鹿伏熊、黑輶、朱班輪、鹿文飛輪、九旂降龍。卿、朱兩輶、五旂降龍。二千石以下各從科品。

この史料は、皇帝以下の車の飾りを記している。ここに見える「鸞衡」とは、「鸞雀立衡」とも称され、車の衡に鸞雀の車鈴が付けられるという³⁴。太子以下の車では、そのような鸞雀の車鈴は用いられない。「鸞衡」は、皇帝用の車の装飾に限られているため、鸞輅はそれが付けられる皇帝用の車であると考えられる³⁵。漢代では、鸞輅はまた皇后の車としても用いられている³⁶。

東海王彊に贈られた鸞輅は、贈の贈与に当たる。その性格は、基本的には霍光に賜った輶輳車と同じである。ただし、葬送の儀礼において、鸞輅と輶輳車との役割は異なっていたと考えられる。前述した霍光故事に見える輶輳車は、四つの車輪がついており、漢代以降、皇帝用の柩車とされていた。これに対して、鸞輅は皇帝や皇后の乗用する車で、棺を乗せる役割を果たすものではない。そのため、葬儀で用いられた鸞輅は柩車でなく、出棺の儀仗の一部であったと考えられる。この点については、次の『続漢書』礼儀志下に記されている、漢代における皇帝の出棺の葬儀から窺える。

大駕、太僕御。方相氏黄金四目、蒙熊皮、玄衣朱裳、執戈揚楯、立乘四馬先驅。旂之制、長三仞、十有二游、曳地、畫日・月・升龍、書旄曰、「天子之柩」。謁者二人立乘六馬為次。大駕甘泉鹵簿、金根容車、蘭台法駕。喪服大行載飾如金根車。

この葬送行列の中心的な部分は、「大行載」（『続漢書』輿服志上には、「大行載車」と書かれている）であり、これは皇帝の棺槨を乗せる柩車、すなわち輶輳車である³⁷。「大行載」の前には、方相氏の車、謁者の車、大駕甘泉鹵簿、金根容車、蘭台法駕などの車が見られる。ここでの「金根容車」とは、金根車と同様に飾りつけられた容車のことである³⁸。容車とは、

死者の生前の姿を象った葬儀用の車である。『後漢書』卷二〇 祭遵伝に、

（建武九年、33）至葬、車駕複臨、贈以將軍侯印綬・朱輪容車、介士軍陳送葬。

とあり、その李賢の注には、

容車、容飾之車、象生時也。

とある。この点に関連して、窪添慶文氏は、『統漢書』儀礼志下や『晋書』卷二〇 礼志中などの記載により、容車が「凶駕」の柩車に対する、死者の生前の衣服を載せてその姿を象徴する「吉駕」であったとしている。また、大駕甘泉鹵簿と蘭台法駕は、それぞれ金根容車（皇帝の「吉駕」）と大行載（皇帝の「凶駕」）の導従であり、それらは、喪葬儀礼における「吉凶鹵簿」を構成するという³⁹。この「吉凶鹵簿」は、唐代までの皇帝や官員の葬儀においても踏襲されている⁴⁰。

前掲の『統漢書』礼儀志下の記載によると、漢代における皇帝の容車（金根容車）は、実は、金根車であったことがわかる。金根車の様子については、『統漢書』輿服志上に

乘輿・金根・安車・立車、輪皆朱班重牙、二轂兩轄、金薄繆龍、為輿倚較、文虎伏軾、龍首銜軛、左右吉陽笏、鸞雀立衡（後略）。

とある。ここから、金根車の標準的な飾りの一つは、「鸞雀立衡」ということであったことがわかる。つまり、金根容車は、鸞輅に相当するものであろう。以上の検討を踏まえ、筆者は、東海王彊に賜った贈としての鸞輅は、葬送儀礼における皇帝の規格に準ずる金根容車（「吉駕」）であったと考える⁴¹。一方、東海王彊伝には、彼の葬儀に用いられる「凶駕」についての記載がない。しかし、西晋以降、後漢の諸侯王の故事を参照して行われた葬送儀礼では、基本的に鸞輅と輜輶車とを合わせて賜わっているので、東海王彊の「凶駕」も、輜輶車であったと想定される。この点については、次章でまた検討する。

また、東海王彊伝に記される升龍・龍旗（旂）とは、車に建てられる旗であり、贈の一部として贈られた。漢代における諸侯王の旗には「降龍」の図案が描かれている⁴²。それに対し、「升龍」の旗は、皇帝の旗に指定されている⁴³。また、龍旗はしばしば「龍旗九旒」とも称され、「交龍」の図案が描かれており⁴⁴、九つの吹き流しのある旗である。次の『礼記』楽記によると、龍旗九旒は天子の旗であり、諸侯に下賜することも許されていたことがわかる。

龍旗九旒、天子之旒也（中略）従之以牛羊之群、則所以贈諸侯也。

漢代における龍旗九旒は、依然として皇帝用の旗の一つであり、諸侯王がそれを用いるのは、すべて特賜としての恩賞であったという⁴⁵。そのほか、旄頭・虎賁は、本来皇帝の儀仗兵であり、後漢以降、しばしば殊遇として諸侯王や三公に下賜されていた⁴⁶。上述の東海王彊に

賜った車・旗・儀仗兵は、すべて皇帝の権威を象徴するものである。それらは、前漢からそれぞれ九錫の一部として指定されている。『漢書』卷九九上 王莽伝に載せる九錫には、「鸞路乗馬」・「龍旗九旒」・「虎賁三百人」とある⁴⁷。だが当時、それらを葬儀に用いられる車や儀仗についての記事はまったく見出せない。後漢の東海王彊の葬儀以降、鸞輅・龍旗九旒・虎賁百人などは、殊礼の恩賞としてしばしば諸侯王に賜うこととなった。『後漢書』卷四二 東平憲王蒼伝には、

（建初八年、83）及葬、策曰、「（前略）今詔有司加賜鸞輅乗馬・龍旒九旒・虎賁百人、奉送王行（後略）」。

とある。東平王蒼の葬儀に用いられた車や儀仗は、前掲の東海王彊に賜ったものと基本的に同じである。その後、清河王慶が薨去した際、それらの殊礼的な恩賞も下賜された⁴⁸。

上述した東海王彊・清河王慶は、かつて皇太子として立てられたが、彼らの生母の失脚に伴い、廃位されて諸侯王となった。また、東平王蒼は、明帝の同母弟で、三公の上位として優遇され、さらに明帝の側近としてその政務を補助していた。このような諸侯王が朝政に参画した例は、両漢史上極めて少ない。その三人の経歴を見ると、東海王彊と清河王慶は、廃位された太子として、上述のように、至上の葬儀が下賜された。彼らの事例と比べて、東平王蒼は皇帝に協力した諸侯王の理想像であると言えよう。三国以降、魏の任城王彰・晋の安平王孚などの葬儀は、朝廷から東平王蒼の故事に準ずる優遇を享けられたものであった⁴⁹。つまり、東平王蒼の葬儀は、鸞輅・龍旗九旒・虎賁百人などの殊礼を代表する故事となった。

葬儀の場合に用いられる鸞輅・龍旗は、葬送儀仗の一部である車及びその旗であり、すなわち贈に相当する。また、虎賁は出棺の行列を警備する儀仗兵である。それらの賜与はすべて出棺の葬儀の一環である。以上の検討からわかるように、後漢以降、皇帝の規格に準ずる鸞輅・龍旗九旒・虎賁百人などは、諸侯王の出棺の葬儀において用いられる際、彼らに賜う至上の恩賞となったのである。

おわりに

以上、漢代の贈賻制度を検討してきた。前漢宣帝期より前に贈賻の贈与に関する二年律令と中元二年令が現れたが、これらには賻の贈与に関する制度がまったく見出せない。また、そのように法令の形によって定められた贈賻の基準は、その後の漢代においてはほとんど存在が確認できない。宣帝以降、二千石・丞相・諸侯王などに与えられる賻は主に故事の形

によって行われていた。

また、前漢では、霍光が薨去した際、宣帝が輜輳車・黄屋左纛を下賜した。後漢における東海王彊や東平王蒼などの葬儀では、皇帝がしばしば鸞輅・龍旗九旒を下賜した。これらの車及び車体の装飾が、本来は皇帝用のものであるため、臣下の葬儀に用いられるのは、殊礼としての恩賞であることを意味する。さらに、これらの殊礼は霍光故事と東平王蒼故事の形で、漢代以降の諸朝にも踏襲されていった。

宣帝、特に元帝期において儒教の国教化とともに⁵⁰、儒家儀礼がさらに重視されるようになっていった。当時、儒家凶礼は現実の喪葬にも強い影響を与えていたと考えられる。これに伴い、凶礼に規定される贈賻はしばしば行われるようになり、徐々に贈与の伝統が形成され、さらに故事の形で参照されるようになっていった。従って、宣帝以降の贈賻の贈与は後に故事として扱われるようになったと想定される。

本章の検討より、漢代宣帝期以降に形成されていた各等級の贈賻基準は、基本的に故事という形で存在していたことがわかる。漢代の故事は帝室や各官署においてそれぞれ独自に形成され、それが内部規定としての役割を果たしていた。それは常に一度の行為を前提として形成された慣例であり、国家が統一的に制定した法典ではなかった⁵¹。よって、贈賻の基準に関する漢代の故事は、二千石・丞相・殊遇された臣下などの葬礼現場において形成された贈与についての慣例であったと言えるであろう。

¹ 鎌田氏『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代賻贈考」（日本学術振興会、1962年）参照。

² 杉本氏「漢代の法賻について」（大阪府立大学社会科学研究会『社会科学論集』2、1971年）参照。

³ 杜氏「東漢贈賻制度研究」（『東南文化』2007年2期）参照。

⁴ 佐伯氏「漢代の賻贈について」（『史林』62—5、1979年）参照。

⁵ 齊氏「漢代賻贈初探」（『社会科学戦線』1989年2期）、また「漢代喪贈芻議」（『求是学刊』1995年2期）参照。

⁶ 二年律令の書題としての「二年」については、高祖二年（前205）や呂后二年（前186）などの説がある。その作成年代については、宮宅潔「張家山漢簡「二年律令」解題」（『東方

学報（京都）』76、2004年）、張忠煒「二年律令年代問題研究」（『歴史研究』2008年3期）参照。

⁷ 本章に引用する二年律令は、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 編著『張家山漢墓竹簡』（文物出版社、2006年）参照。

⁸ 彭浩・陳偉・工藤元男 主編『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社、2007年）209頁参照。富谷至『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』（朋友書店、2006年）191頁参照。

⁹ 前掲『張家山漢墓竹簡』48頁、また前掲『二年律令与奏讞書』208頁参照。

¹⁰ 前掲『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』191頁参照。

¹¹ 賜律 282 簡、「賜衣者六丈四尺、緣五尺、絮三斤。襦二丈二尺、緣丈、絮二斤。袴（袴）二丈一尺、絮一斤半。衾五丈二尺、緣二丈六尺、絮十一斤」とある。また、285 簡「官衣一、用纒六丈四尺、帛裏、毋絮。常（裳）一、用纒二丈」とある。

¹² 漢代における棺を贈る制度については、Liu Kewei, “A Discussion of The Han Dynasty’s Systems of Coffin Bestowal,” *Journal of Chinese Studies* No. 60 (Institute of Chinese Studies, The Chinese University of Hong Kong, 2015, January).

¹³ 景帝中元二年令の主旨については、また熊谷滋三「前漢の典客・大行令・大鴻臚」（『東洋史研究』59—4、2000年）参照。

¹⁴ 柿沼陽平『中国古代貨幣經濟史研究』（汲古書院、2011年）155頁参照。

¹⁵ 邢義田「從「如故事」和「便宜從事」看漢代行政中的經常与權變」（『治国安邦』中華書局、2011年）383頁参照。

¹⁶ 廣瀨薫雄『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」（汲古書院、2010年）参照。

¹⁷ 前掲鎌田氏『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代賻贈考」参照。

¹⁸ 前掲廣瀨氏『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」参照。

¹⁹ 『続漢書』礼儀志下の劉昭の注には、『礼稽命徴』曰、「天子飯以珠、噲以玉。諸侯飯以珠、噲以璧。卿大夫・士飯以珠、噲以貝」とある。

²⁰ 『漢書』卷六八 霍光伝 「輜輳車」条の顔師古の注には、「文穎曰、「輜輳車、如今喪輜車也」。孟康曰、「如衣車有窓牖、閉之則温、開之則涼、故名之輜輳車也」とある。『宋書』卷一八 礼志五に、「漢制、大行載輜輳車、四輪」とある。また、『通典』卷七九 凶礼一に、「陳永定三年（559）七月、武帝崩。尚書左丞庾持云、「晋宋已来、皇帝大行儀注（中略）梓宮將登輜輳、侍中版奏、已称某諡皇帝」とある。また、『通典』卷八六 凶礼八に掲げる『大唐元陵儀注』には、唐代宗の柩車が輜輳車であると記している。

²¹ 『漢書』卷一上 高帝紀における「黄屋左纛」条の顔師古の注には、「李斐曰、「天子車以黄繒為蓋裏。纛、毛羽幢也、在乘輿車衡左方上注之」。蔡邕曰、「以犛牛尾為之、如斗、或在駢頭、或在衡」とある。

²² 『後漢書』卷一下 光武紀下における軽車・騎士・材官・楼船についての李賢の注に、『漢官儀』曰、「高祖命天下郡国選能引關蹶張、材力武猛者、以為軽車・騎士・材官・楼船、常以立秋後講肄課試、各有員数（後略）」とある。これらの軍隊の編制については、重近啓樹『秦漢の兵制について一地方軍を中心として一』（『静岡大学人文学部人文論集』36、1985年）、熊鉄基『秦漢軍事制度史』第二章「三、郡国兵」（広西人民出版社、1990年）参照。また、材官・騎士・軽車などの選抜や担当については、大庭脩「材官考一漢代兵制の一斑について一」（『龍谷史壇』36、1952年）、西村元佑「漢代の騎士一士・卒の問題に関連して一」（『龍谷史壇』44、1958年）参照。

²³ 李玉福氏は、西漢の「五校」が北軍に従属する中央軍であると論じている（同氏著『秦漢制度史論』、山東大学出版社、2002年、303頁）。一方で謝彦明氏は、この「五校」と北軍との従属関係を否定しているが、「五校」が中央軍であることについては李氏と同様な認識を示している（同氏「西漢八校尉軍事建置考辨」、『上海大学学报（社会科学版）』、2008年6期）。

²⁴ 前掲する呉漢と鄧騭の葬儀に用いられた「軽車・介士」と「軽車・騎士」は、霍光の葬儀に見られる「材官・軽車」との儀仗は完全に一致していないが、それらの儀仗は基本的に同規格のものであると考えられる。

²⁵ 前掲『漢書』卷九八 元后伝参照。

²⁶ 『後漢書』卷二〇 祭遵伝には、「（建武九年、33）喪礼成、復親祠以太牢、如宣帝臨霍光故事」とある。つまり、祭遵が死亡した際、光武帝は霍光故事に従い、自ら太牢の礼によって彼を祭祀した。また、呉漢の事例は、前掲『後漢書』卷一八 呉漢伝参照。

²⁷ 前掲『後漢書』卷一六 鄧騭伝参照。また、以上の事例以外にも、西漢における孔光の葬儀において、輜輦車が用いられた。このことについて、『漢書』卷八一 孔光伝には、「光年七十、元始五年（5）薨。（王）莽白太后、使九卿策贈以太師・博山侯印綬（中略）太后亦遣中謁者持節視喪。公卿百官会弔送葬。載以乘輿輜輦及副各一乘（後略）」とある。孔光は丞相などの要職を歴任した人物で、最終的には自ら職を辞して王莽の勢を避けていた。孔光が死去した際、王莽は王太后に進言し、より高い規格に従って彼の葬儀を行わせた。孔光伝には、彼の葬儀が霍光故事に従って執り行われたことは明記されていない。しかし、輜輦車を

贈として死亡した官員に贈るのは、霍光故事由来の恩賞であり、魏晉南北朝になると、それは霍光故事の代表的な贈賄と見なされた。そのため、孔光に贈った贈は、霍光故事の基準にある程度準じたものと言える。

²⁸ 上記の『漢旧儀』に見える「賜棺・棺斂具」の部分は、『冊府元龜』卷三一八 宰輔部 褒寵 翟方進条では「賜棺斂具」と記されている。また、『資治通鑑』卷三三 綏和二年（前7）二月条の胡三省の注では「賜棺槨及斂具」と記されている。前掲『漢書』顔師古の注に引用される『漢旧儀』では「棺」が二つ重なるため、その次の「棺」は衍字、或いは「槨」の間違いであると推定できる。

²⁹ 前掲鎌田氏『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代賄贈考」参照。

³⁰ 前掲杉本氏「漢代の法賄について」参照。

³¹ 山田勝芳「後漢・三国時代貨幣史研究—古代から中世への展開—」（『東北アジア研究』3、1999年）、柿沼陽平「後漢時代における貨幣経済の展開とその特質」（『史滴』31、2009年）参照。

³² 歴代正史の「輿服志」には、鸞輅の制度が記されていないが、鸞輅は常に皇帝の代名詞とされている。『芸文類聚』卷一三 帝王部三 晋元帝条に収録される「晋郭璞元皇帝哀策文」には、「感鸞輅之晏駕、哀袞裘之委衿」とある。ここでの「鸞輅之晏駕」は、晋元帝の薨去を意味する。

³³ 『後漢書』卷二 明帝紀には、東海王彊の葬儀について、「戊寅、東海王彊薨、遣司空馮魴持節視喪事、賜升龍・旒頭・鑾輅・龍旗」とあり、その李賢の注に、「鑾、鈴也」とある。後述するように、「鸞」とは、皇帝用の車の飾りであり、すなわち車の鈴（鑾）である。そのため、鸞輅と鑾輅とは、同じものである。また、諸史料の中では、鸞輅と鑾輅はそれぞれ鸞路・鑾路とも書かれている。

³⁴ 『続漢書』輿服志上における「鸞雀立衡」条の李賢の注に、「置金鳥於衡上」とある。また、『周礼』夏官 大馭には、天子の「五輅」の様子が記されている。その中には、「凡馭路儀、以鸞和為節」とあり、その鄭玄の注には、「鸞在衡、和在軾、皆以金為鈴」とある。

³⁵ 『漢書』卷二五下 郊祀志における「旒鸞」条の顔師古の注に、「交龍為旒。鸞謂有鸞之車也」とある。この「旒鸞」は、龍旗と鸞輅を意味する。顔師古の注によると、鸞輅は「鸞」（或は鑾、すなわち鸞雀の車鈴）がある車であるという。

³⁶ 『続漢書』礼儀志上 「皇后帥公卿諸侯夫人蠶」条の李賢の注に、「丁孚漢儀曰、「皇后出乘鸞輅、青羽蓋、駕駟馬、龍旒九旒」とある。

³⁷ 「大行載」、或は「大行載車」は、『宋書』卷一八 礼志五に記載される「大行載輜輦車」の略称である。

³⁸ 渡辺義浩・藤高裕久・塚本剛・平田陽一郎 編『全訳後漢書』第四冊（汲古書院、2002年）221頁。

³⁹ 窪添慶文「中国の喪葬儀礼—漢代の皇帝の儀礼を中心に—」（『東アジアにおける儀礼と国家』学生社、1982年）参照。

⁴⁰ 唐代皇帝用の「吉駕」は、玉輅であり、「凶駕」は、依然として輜輦車とされていた。来村多加史『唐代皇帝陵の研究』（学生社、2001年）410頁。また、『大唐開元礼』には、九品以上の官員の葬送儀仗にはすべて吉凶の二部がある。『大唐開元礼』卷一三九 三品以上喪之二、卷一四三 四品五品喪之二、卷一四七 六品以下喪之二における「陳車位」や「輜出升車」などの儀礼に記される車参照。

⁴¹ 唐代における皇帝の「吉駕」としての玉輅には、鸞鳥の装飾も立てられている。本博士論文第五章第一節参照。

⁴² 前掲『続漢書』儀礼志上には、皇子や上公などの旗については、「皇太子・諸侯王（中略）旂旗九旂降龍。公・列侯（中略）九旂降龍」とある。つまり、皇子や上公の旗の図像は降龍である。

⁴³ 前掲『続漢書』儀礼志下に、「旂之制、長三仞、十有二游、曳地、畫日・月・升龍、書旒曰、「天子之輅」とある。

⁴⁴ 『続漢書』卷二 明帝紀における「龍旂」条の李賢の注に、「交龍為旂、唯天子用之、今特賜以葬」とある。

⁴⁵ 後漢における龍旗九旂の下賜例については、大庭脩『秦漢法制史の研究』第四篇第二章「第六節 節を受けられる官職—その二 後漢時代における特例—」（創文社、1982年）参照。

⁴⁶ 旄頭については、『漢書』卷六五 東方朔伝に見える「旄頭」条の顔師古の注に、「応劭曰、「（前略）今以羽林為之、髮正上向而長衣繡衣、在乘輿車前」とあり、つまり、旄頭とは天子乘輿の先導する儀仗兵であるという。虎賁制度の詳細については、石井仁「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」（『東洋史研究』59—4、2001年）参照。

⁴⁷ 『漢書』卷九九上 王莽伝に掲げられる彼に贈る九錫の内容参照。石井仁氏の研究によると、「虎賁三百人」の保有者は、すでに「非人臣」たる者であるという。前掲石井氏「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」参照。「虎賁三百人」の規模に対し、漢魏晋南北朝における最高等級の葬儀で用いられた虎賁は、基本的に百人の保有数（虎賁百人）である。

本博士論文の第三章・第四章参照。

⁴⁸ 『後漢書』卷五五 清河孝王慶伝に、「(延平元年、106) 遂薨、年二十九。(中略) 賜龍旒九旒、虎賁百人、儀比東海恭王」とある。

⁴⁹ その詳細については、次章参照。

⁵⁰ 福井重雅『漢代儒教の史的研究』(汲古書院、2005年) 106頁参照。

⁵¹ 漢代における故事の形成や性格については、前掲廣瀬氏『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」参照。

第三章 西晋における贈賻制度について

はじめに

曹魏末年、魏晋の嬪代のために、晋王司馬昭が新たな国家制度の確立を図り、漢代以来の儀礼・法律・官制を全面的に整理させていた。司馬炎は、その政治遺産に基づいて、晋の体制を構築する。泰始四年（268）、中国法制史上における画期的意義を持つ泰始律令が、頒布された。その中で、行政準則である令は、初めて刑罰法規での律と対峙する法典として成立したのである。同時に、執政上の細則・先例を集める故事が、その泰始律令の一部として公布されている¹。泰始律令の成立をきっかけに、従来の政治制度もその面目が一新した。

泰始律令には、喪葬令という令の編目が設けられており、官員の喪葬事務に関する令文が収録されている。残念ながら、泰始律令は、すでに散逸したので、その喪葬令の全般を窺うことはできない。だが、張鵬一氏は、史料に散見する晋令の佚文や自らの研究に基づいて、泰始令の復原を行っている。張氏は、『晋書』に記載されている贈賻の記録に基づいて、「三公・大司馬・大將軍薨、天子発哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹、加諡」の記述を泰始喪葬令の条文としている²。この条文に見える「朝服一具」と「衣一襲」は禭の内容であり、「錢三十万」と「布百匹」は賻に属する。筆者は、この復原した条文に示唆される贈賻制度の存在に注意したい。張氏は、この条文を『晋書』の記事から復原しているが、法制史料を根拠としていない。しかし、晋代における贈賻の事例は泰始律令公布前において、すでに現れている。それ故、贈賻の基準が西晋において如何なる法的な形で存在していたか、という問題についてはさらに検討を加える必要があると考えるものである。

また、前章で述べたように、両漢では、最高等級の重臣と諸侯王の喪葬儀礼には、殊礼としての贈賻の内容が確立された。西晋の史料には、漢代の故事に従ってそのような贈賻を贈る事例が見られる。しかし、西晋朝は、如何にして漢代の故事に基づき、本朝における最高等級の贈賻を定めたかや、その具体的な内容などの点については、未だ明らかにされていない。

法制面だけではなく、漢代以来形成されてきた礼制、特に服制も西晋の贈賻制度に影響を与えた。「朝服一具」・「衣一襲」の服は西晋では、禭の内容として指定され、南北朝になると最も普遍的な贈禭となっている。こうした禭の服が如何にして漢代以来の服制から形成

されてきたかという点については未だ定論がない。

三国時代における贈賻の例は極めて少なく³、当時の贈賻制度を明らかにすることは難しい。しかし、西晋になると、法律や制度の整備とともに、新たな贈賻制度も確立されていった。本章では、上述の問題点を踏まえて、西晋が、如何にして漢代以来の制度を受け、新たな贈賻制度を確立したかや、こうした制度が如何なる形態で存在したか、などの問題の解明を目指す。

第一節 『晋公卿礼秩故事』の佚文に記されている贈賻の基準

西晋における贈賻制度についての具体的な史料は、次の『晋公卿礼秩（故事）』の三つの佚文がある。『初学記』卷一四 旌車条には、

傅暢『晋公卿礼秩』曰、「特進薨、遣謁者監護軍喪事、賜東園祕器・五時朝服各一具・衣一襲、給青徘徊赤耳車・挽歌四十人・方相車、建七旒車・銘旌車」。

とある。また、『太平御覽』卷五五二 方相条には、

『晋公卿礼秩』曰、「上公薨者、給方相車一乘。安平王（司馬）孚薨、方相車駕馬」。

とある。また、『太平御覽』卷七七三 叙車下条には、

『晋公卿礼秩』曰、「（前略）（司馬）孚薨、葬給徘徊黒耳車一乘。諸王及県王皆給青徘徊車、花瓜盖」⁴。

とある。前掲の『初学記』卷一四 旌車条に見える「五時朝服各一具・衣一襲」は、死亡した（二品官）特進に贈るものであり、襚の贈与に相当する⁵。また、前掲の三つの史料に記載されている青徘徊赤耳車・方相車・七旒車・銘旌車などの車の使用制度については、当該時代の史料には記載されていない。しかし、それらの車は死者に贈るものであるため、葬儀において用いられた贈であると考えられる。つまり、以上の諸史料は、死亡した特進・上公⁶、及び王（封王と県王）に贈る襚と贈の制度について記したものである⁷。

前掲の諸史料はすべて『晋公卿礼秩』に記載されたものである。この『晋公卿礼秩』（傅暢撰）は『晋書』卷四七 傅暢伝では、『公卿故事』（九卷）と称され、また『隋書』卷三三 経籍志二・『新唐書』卷五八 芸文志二には、『晋公卿礼秩故事』（九卷、傅暢撰）と著録されている。そのため、従来該書は『晋公卿礼秩故事』と題され、西晋朝における「礼秩」制度についての故事を収録したものと考えられている⁸。上述の特進・上公・王に贈る贈賻の内容は、こうした当時における故事に基づいて定められた規定であろう。しかし、西晋の史料

には、それらの条文に相応する事例が残っていないため、それらの贈賻制度が如何に実施されたかについて検討することは難しい。

第二節 『晋書』各伝に見える贈賻の基準

『晋書』各伝に記されている王沈・王祥・裴秀などの人物に賜う贈賻についての記述は相互に類似している。そのため、張鵬一氏はそれらの贈賻が当時の泰始喪葬令に従って贈られたものであるとしている。彼はそれらの記述を整理し、次の喪葬令の条文（以下「贈賻条」と称す）を復原した⁹。

三公・大司馬・大將軍薨、天子發哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹、加諡。

この「贈賻条」は『晋書』各伝に基づき、まとめられたものであるが、この条文と一致しない『晋書』の記事が幾つか存在している。そのため、「贈賻条」に関連する史料を網羅的に整理し、西晋の贈賻制度をさらに検討する必要がある。『晋書』における贈賻の贈与に関する記載をまとめると、以下のようになる。

人物	時間	官職	贈官	贈賻内容
王沈	泰始二年 (266)	驃騎將軍 (第二品)	司空 (第一品)	帝素服拵哀、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹・葬田一頃、諡曰元。(『晋書』卷三九 王沈伝)
王祥	泰始五年 (269)	太保 (第一品)	無記載	詔賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布帛百匹。(『晋書』卷三三 王祥伝)
裴秀	泰始七年 (271)	司空 (第一品)	無記載	詔曰、「(前略) 其賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹、諡曰元」。(『晋書』卷三五 裴秀伝)
石苞	泰始八年 (272)	司徒 (第一品)	無記載	帝發哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷三三 石苞伝)

鄭袤	泰始九年 (273)	司空 (第一品)	無記載	帝於東堂發哀、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・絹布各百匹、以供喪事。(『晋書』卷四四 鄭袤伝)
鄭沖	泰始一〇年 (274)	太傅 (第一品)	太傅	帝於朝堂發哀、追贈太傅、賜祕器・朝服・衣一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷三三 鄭沖伝)
侯史光	泰始中	少府卿 (第三品)	無記載	詔賜朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷四五 侯史光伝)
盧欽	咸寧四年 (278)	尚書僕射 (第三品)	衛將軍、開府儀同三司 (第一品) ¹⁰	詔曰、「(前略) 賜祕器・朝服一具・衣一襲・布五十匹・錢三十万」。(『晋書』卷四四 盧欽伝)
羊祜	咸寧四年	征南大將軍 (第二品)	太傅 (第一品)	賜以東園祕器・朝服一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷三四 羊祜伝)
何曾	咸寧四年	太宰 (第一品)	無記載	帝於朝堂素服舉哀、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷三三 何曾伝)
山濤	太康四年 (283)	司徒 (第一品)	司徒 (第一品)	詔賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢五十万・布百匹、以供喪事。(『晋書』卷四三 山濤伝)
羊琇	太康四年	特進 (第二品)	輔国大將軍、開府儀同三司 (第一品)	帝手詔曰、「(前略) 賜東園祕器、朝服一襲・錢三十万・布百匹」。(『晋書』九三 羊琇伝)
荀勗	太康一〇年 (289)	尚書令 (第三品)	司徒 (第一品)	賜東園祕器・朝服一具・錢五十万・布百匹。(『晋書』卷三九 荀勗伝)

張氏は「贈賻条」の対象を三公・大司馬・大將軍に限定している。西晋における三公は、太尉・司徒・司空であった¹¹。しかし、前掲の史料には、大司馬・大將軍の職を持っている官員が見られない。また、三公のほか、太宰・太傅・太保・驃騎將軍・尚書僕射・征南大將

軍・尚書令などの官員も「贈賻条」のような贈与を得ている。そのため、張氏が復原した「贈賻条」の対象は、必ずしも確かなものではないであろう。

前掲の表に見える太宰・太傅・太保の官職は、西晋においては三公・大司馬・大將軍とともに「八公」と呼ばれ¹²、すべて晋官品の第一品に属する。また、王沈・盧欽・羊祜・荀勗は生前には、第一品の官職を持っていなかったが、死後には第一品の官を賜与された。ただし、少府卿の侯史光に対する贈官については、『晋書』に記されていないため確認できない。亡くなった官員への贈官は、常に喪葬儀礼や贈賻物品賜与に際しての等級基準とされていた。そのため、贈官が確認できない侯史光を除けば、「贈賻条」のような贈与を得た官員はすべて一品の官職或いは贈官を持っている。つまり、「贈賻条」に限定される贈賻の対象は、一品官であった可能性が高い。

また、張氏は「贈賻条」の規定を晋喪葬令の令文として復原している。前掲の史料における贈賻の数量は少し異なっているが、それらの記録の構造や内容は「贈賻条」と基本的に同じである。つまり、上述した官員に対する贈賻は、「贈賻条」のような基準を参照して行われていたものと考えられる。

しかし、前掲の表にあるように、贈賻の実例として初めて確認できるのは、泰始二年の王沈に対する贈与である。晋泰始律令は泰始四年に公布されたものであるので、泰始二年の王沈に対する贈賻は、泰始喪葬令を参照したわけではない。また、前節で検討したように、特進や王に贈られる贈賻の基準は、故事の形で存在していたため、当時における贈賻関連の制度は必ずしも喪葬令によって規定されてはいなかったと考えられる¹³。そのほか、泰始令は全面的に漢魏の法令をまとめ、編纂されたものである¹⁴。漢代における贈賻の贈与は主に故事に従って行われており、「贈賻条」のような法令に従った贈与の構造はまったく見えない。そのため、「贈賻条」を喪葬令の条文とする復原は妥当なものとは言えないであろう。

この復原には以上のような問題点が存在するので、以下では「贈賻条」のような規定の法的な形式について検討したい。贈賻を受ける者の身分を見ると、ほとんど一品官であった。前掲の史料に見える「贈賻条」の贈賻を受けた最も早い例は、泰始二年に死亡した王沈である¹⁵。王沈は幾つかの要職に任じられ、死亡した後、司空の贈官を与えられた。王沈は初めて死亡した一品官であるので、彼に対する贈賻はある程度その後の一品官に対する贈賻の基準になり、結局故事となったと想定される。西晋の故事の制定について『唐六典』卷六 尚書刑部 刑部郎中員外郎条に、

晋賈充等撰律令、兼刪定當時制詔之条、為故事三十卷、与律令並行。

とある。西晋における泰始故事の条文は当時の制詔に基づいて編纂されたものであり、泰始四年に律典・令典とともに公布された¹⁶。そのため、その故事は泰始三年以前の制詔に基づくものであったことがわかる。前掲の史料に見える一品官に対する贈賻の記録の内容は互いに相似しており、また、王祥・裴秀などの贈賻の記事は詔から引用されたものである。それ故、前掲の贈賻の記載は実際の詔によったものであると推定できる。とすれば、王沈に対する贈賻の記述も詔から抽出されたものであろう。上述の考察を整理すると、以下の三点のようになる。

- (1) 西晋の泰始故事は主に泰始三年以前の詔によって編纂されたものである。
- (2) 『晋書』における王沈に対する贈賻の記録は詔から引用されたと推定できる。
- (3) 王沈は泰始二年に亡くなった一品官である。

この三点から、筆者は王沈に対する贈賻の詔は泰始四年に公布された故事に収められ、その後一品官に対する贈賻の基準となったと推定する。すなわち、「贈賻条」のような規定は、西晋の喪葬令ではなく、故事の形によって存在していたと考えて大過ないであろう。

第三節 西晋における殊礼としての贈賻

前章で述べたように、後漢から、鸞輅・龍旗・虎賁百人などの皇帝の車や儀仗は、薨去した諸侯王に与えられる至上の恩賞であった。その後、魏の任城王彰の葬儀では後漢の東平王蒼の故事に準じてそれらの恩賞を贈られた¹⁷。西晋になると、「封建論」の台頭に伴い、西晋朝廷は大きいに諸王を封建し、宗室優遇策を打ち出している¹⁸。同時には、重要な宗室諸王の葬儀は、後漢東平王蒼の故事に従って執り行われた。『晋書』卷三七 安平献王孚伝に、

泰始八年薨、時年九十三。帝於太極東堂举哀三日。詔曰、「(前略) 其以東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・緋練百匹・絹布各五百匹・錢百万・穀千斛以供喪事。諸所施行、皆依漢東平憲王蒼故事」。(中略) 及葬、又幸都亭、望柩而拜、哀動左右。給鸞輅、輕車介士、武賁百人、吉凶導從二千餘人、前後鼓吹、配饗太廟。

とある。この史料から司馬孚の葬儀は、後漢の東平王蒼の故事に従った、非常に盛大な典礼であったことがわかる。司馬孚に賜った賻(織物・錢・穀)は、東平王蒼の賻より明らかに少ないが¹⁹、出棺の葬儀に見える鸞輅(鸞輅)や武賁百人などは確かに東平王蒼の先例に従ったものである。いわゆる東平王蒼故事の中心的な恩賞は、それらの贈と儀仗であろう。

前章で明らかにしたように、後漢で、諸侯王に賜わる鸞輅は、皇帝の葬送儀礼に用いられ

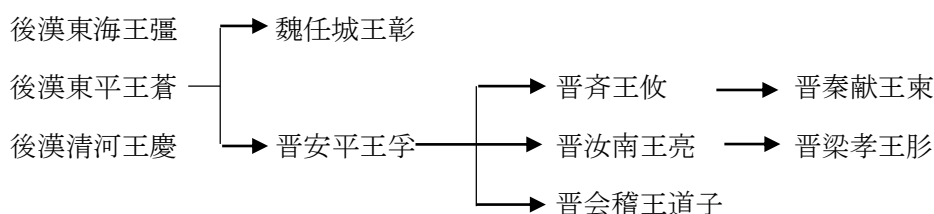
金根容車に相当し、「凶駕」(柩車)の前で走行する「吉駕」である。一方で、後漢の東海王彊や東平王蒼などの葬儀についての記載には、「凶駕」の存在が確認できない。『宋書』卷一八 礼志五によれば、東平王蒼故事に参照した司馬孚の葬儀では、「凶駕」である輜輳車が下賜されたという。

漢制、大行載輜輳車、四輪。(中略)自漢霍光、晋安平・斉王・賈充・王導・謝安、宋江夏王、葬以殊礼者、皆大輅黄屋、載輜輳車。

輜輳車・黄屋左纛を贈として死者に贈る事例は、霍光故事に由来し、これらも霍光故事における最も重要な殊礼の一部である。上の記載によると、司馬孚の葬儀では、鸞輅の他に、輜輳車・黄屋左纛という贈も用いられたことがわかる²⁰。

そのほか、司馬孚の葬儀では、また軽車介士・吉凶導従二千餘人・前後鼓吹などの儀仗がある。前章で述べた呉漢の葬儀では、軽車介士がその儀仗の一部であり、それは、霍光故事における材官軽車と類似しているものである。吉凶導従は「吉駕」と「凶駕」の儀仗であると考えられる。また、前後鼓吹は本来天子の鹵簿を構成した軍楽隊であり²¹、後漢から、しばしば元勳者に贈られていた²²。前後両部鼓吹の中では、すべて羽葆鼓が用いられていたため、後代の下賜例では、また前後部鼓吹羽葆鼓とも呼ばれていた²³。

司馬孚は嘗て曹魏への忠誠心が厚かったが、高平陵政変の際に、却って司馬懿に協力した。西晋になると、晋武帝の大叔父である司馬孚は大いに尊敬されて朝廷からの優遇を受けていた。後漢東平王蒼の故事に倣った葬儀は、西晋における封王としての司馬孚に対する尊崇を示したに他ならない。その後、斉王攸・汝南王亮・会稽王道子の葬儀は司馬孚の先例に従って行われた²⁴。さらに、斉王攸・汝南王亮の葬儀もまた、新たな故事になった²⁵。漢晋の間における諸侯王の葬儀の伝承をまとめると、以下の通りとなる。



以上の封王の事例以外に、西晋の重臣である賈充の葬儀も、安平献王司馬孚の故事に準じて行われている。そのことについては、『晋書』卷四〇 賈充伝に、

太康三年(282)四月薨、時年六十六。帝為之慟、使使持節・太常奉策追贈太宰、加袞

冕之服・緑綬・御劍、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・大鴻臚護喪事・假節鉞・前後部羽葆鼓吹・緹麾・大路・鑾路・輜輳車・帳下司馬・大車・椎斧・文衣武賁・輕車介士。

葬禮依霍光及安平獻王故事。

とある。賈充は、魏の高貴郷公の挙兵を鎮圧した功績や、太子衷や齊王攸の岳父としての特殊身分によって、司馬昭と武帝炎の信頼を博し、泰始律令の編纂や呉征服戦などの大役を任せられた晋の重臣である。前掲の史料には、賈充が受けた贈賻が明記されている。その中には、「袞冕之服・緑綬」と「朝服一具・衣一襲」という襚の贈与がある。前節で明らかにしたように、「朝服一具・衣一襲」は西晋朝廷が一品官に贈る襚の内容である。「袞冕之服・緑綬」の服については、『晋書』卷二四 職官志に、

文武官公皆假金章紫綬、著五時服。其相国・丞相、皆袞冕・緑盨（綬）綬、所以殊於常公也。

とある。所謂「袞冕・緑綬」とは晋朝において丞相・相国が着用する公的服である。賈充は生前に尚書令（三品）や司空（一品、八公の一つ）などの要職を歴任し、死後太宰（一品、八公の一つ）を追贈されたが、相国あるいは丞相の称号を得ることはなかった。彼に「袞冕之服・緑綬」を賜うのは、「文武官公」（常公、すなわち一般の公）の待遇を超える恩賜と言えるであろう²⁶。また、賈充の葬儀における緹麾・大路・帳下司馬・大車などの具体的な使用制度については、当時代の諸史料には、明記されていないが、ごく少数の実際の用例を見れば、それらも規格が高い儀仗であることは間違いないであろう²⁷。

前掲の賈充と司馬孚の葬儀に関する記述は、完全に一致するわけではないが、そこで彼らが賜わった輜輳車・黄屋左纛・（九旒）鸞輅²⁸・輕車介士・武賁（虎賁）などの贈や儀仗は、同じものである。それらは、まさに霍光故事と東平王蒼故事における、最も核心的な恩賜である。そのため、賈充と司馬孚の葬儀の規格は基本的に同様なものであると考えられる。ただし、賈充の葬儀の基準については、司馬孚の故事（安平獻王故事）以外、霍光故事もまた参照されたという。前章の検討結果に従い、霍光故事は漢代において重臣を適用対象とする最高級の葬儀規格となっていた。三国期までには、曹魏の実権を握った司馬懿の葬儀も霍光故事に準じて執り行われている。『晋書』卷一 宣帝紀に、「天子素服臨吊、喪葬威儀依霍光故事、追贈相国・郡公」とある。霍光故事と異なり、漢の東平王蒼故事、及びこれから派生した晋の安平獻王故事は、基本的に封王の葬儀基準であった。単に出身から見れば、重臣である賈充は、それら封王故事の適用対象に属しておらず、本来霍光故事の対象者である。一方、後漢から、鸞輅、龍旗、虎賁などは、最高等級葬儀を代表する新たな殊礼とされるよう

になった。それに対し、前漢に形成された霍光故事には、それらの内容がない。そのため、武帝の詔書においては、賈充の葬儀の規格について、(名義上、賈充の身分に相応しい) 霍光故事と(漢代以来の代表的な各殊礼を含む) 安平献王故事が同時に記されている。賈充の事例以降、東晋南朝における王導・桓温などの非封王の輔政重臣の葬儀も、「霍光及安平献王故事」を参照するとしながらも、実際には、安平献王故事の基準に従って執り行われている。その詳細については、次章で検討する。

司馬孚の葬儀では、晋武帝は漢代の霍光故事と東平王蒼故事から由来する、輜輳車・鸞輅・虎賁などの使用を至上の恩賞として下賜し、それに加えてさらに皇帝の規格に準ずる前後部(羽葆) 鼓吹をも賜った。彼の事例は、その後、封王を適用対象とする最高等級の葬儀の基準となるのみならず、賈充のような優遇された重臣の葬儀においても参照されていた。司馬孚の葬儀に用いられた殊礼としての贈や儀仗などは、東晋南北朝になっても一貫して存続している。

また、前掲の『晋公卿礼秩故事』には、司馬孚に贈られた贈としての車に関する佚文が残されている²⁹。そのため、当時の故事には、彼の葬儀の全般についての記載が保存されていたと考えられる。また、後述するように、両晋朝廷は泰始故事を数回にわたって拡充し、四三卷の「晋故事」とした。そのため、両晋における最高等級の贈賻基準である安平献王故事は、その後の「晋故事」に収録された可能性が高い。

第四節 西晋における故事の性格

以上検討してきた西晋における贈賻の基準は、すべて故事によって定められていることがわかる。前章の検討によれば、漢代における幾つかの贈賻の基準も故事の形で形成されていたことが明らかになった。しかし、慣例の側面の強かった漢代の故事と比べると、西晋の故事には法典的な性格がすでに備わっていた。本節では、西晋の故事の編纂過程や法的効用に対する検討を通して、その性格を検討してみたい。

曹魏末期、晋王に即位したばかりの司馬昭が賈充に命じて全般的な国家の法律を編纂させた。その内容は律典・令典・故事の三部を包括しており、それらは西晋が建国した後の泰始四年に統一的に公布された。泰始律令の具体的な内容は、次の『晋書』卷三〇 刑法志に、

(前略) 就漢九章增十一篇、仍其族類、正其体号、改旧律為刑名・法例、辨囚律為告劾・繫訊・斷獄、分盜律為請賊・詐偽・水火・毀亡、因事類為衛宮・違制、撰周官為諸侯律、

合二十篇、六百二十条、二万七千六百五十七言。蠲其苛穢、存其清約、事從中典、歸於益時。其餘未宜除者、若軍事・田農・酤酒、未得皆從人心、權設其法、太平当除、故不入律、悉以為令。施行制度、以此設教、違令有罪則入律。其常事品式章程、各還其府、為故事。(中略) 凡律令合二千九百二十六条、十二万六千三百言、六十卷、故事三十卷。とある。泰始律令の中国法史上最も画期的な意義は、未成熟な法典であった漢代の令の性格を改めたことである。漢代の令は皇帝の詔そのままを編纂・集録したものであるが、泰始律令の令典は、定められた行政準則であり、刑法の律典と並列する法典である³⁰。ただし、泰始律令については律典と令典のほか、故事の設立がなされていることにも注目しなければならない。六〇巻の律令(二〇巻の律・四〇巻の令)に対して、故事の内容は三〇巻に至り、泰始律令の中で相当の分量を占めている。かつ両晋はこの三〇巻の故事を数回増補し、最終的に四三巻の「晋故事」としている³¹。

漢代の故事は帝室や各官府においてそれぞれ形成された内部規定であり、国家が統一的に制定した法典ではなかった³²。それに対し、前掲の『晋書』卷三〇 刑法志、及び『唐六典』卷六 尚書刑部 刑部郎中員外郎条における「晋賈充等撰律令、兼刪定当時制詔之条、為故事三十卷、与律令並行」の記事に従えば、西晋の故事は律典・令典とともに編纂・公布され、さらに同時に実行されていたものである。つまり、西晋の故事は漢代故事と異なり、国家の独自の法典とされていたと考えられるのである。

西晋における故事の法的効用及び令との関係については、守屋美都雄氏が西晋の故事は「教化」の役割を持っていた令より、低次元の事務に関する規定であったと論じている³³。また、滋賀秀三氏は前掲した『晋書』刑法志の記事によって、故事は執務上の細則や先例を集めたものであると指摘している³⁴。次の佚文を見ると、西晋の故事は国家の基本的な制度にも触れるものであった。『初学記』卷二七 絹第九には、

晋故事、「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛・絹三匹・綿三斤。凡属諸侯、皆減租穀畝一斗、計所減以増諸侯、絹一匹、以其絹為諸侯秩。又分民租戸二斛、以為侯奉。其餘租及旧調絹二戸三匹綿三斤、書為公賦、九品相通、皆輸入于官、自如旧制」。

とある。天野元之助氏の指摘によれば、この「晋故事」佚文の主要な内容は、「凡属諸侯」以下の部分で、国家が諸侯に分割する封戸の租調に関する規定である。その前半の「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛・絹三匹・綿三斤」は封戸の租調を分割する規定の前提に過ぎない³⁵。その前提は、すなわち当時の租調制であり、もともと令典の条文であったと確認されている³⁶。つまり、この「晋故事」の主旨は令典に定められた租調制の下での、諸侯封地の

財政分配に関する細則であり、令典に言及されていない場合に対するより詳細な規定であろう。また、『太平御覧』卷二一〇 尚書令条に、

晋故事曰、「賈充為尚書令、以目疾表置省事、於是遂置省事吏四人、品職章服与諸曹令史同」。

とある。この条文は先例に従って尚書省の省事吏を設けたことを記したものである。西晋の官吏は主に泰始律令における「官品令」と「吏員令」に従って設けられていたが、ここに見える（尚書）省事吏は「晋故事」によって設けられた職である。当然ながら、この省事吏は「官品令」と「吏員令」に設けられた各官職と同じような、国家の法定官吏である。

以上に挙げた二つの「晋故事」佚文から、西晋における故事は確かに細則や先例であったが、実質的には令典とともに国家の諸制度を規定している法典であったと考えられる。故事の来源や編目の方法などによれば、西晋の故事は、唐代の格と類似した特徴を持っており、格に先行するものである³⁷。

以上の検討を整理すると、西晋における故事は本来律典・令典と同時に編纂・公布されたものであり、律典・令典とともに、国家の諸制度を規定する法典である。その法的な規制力は、帝室や各官署の内部規定で働いていた漢代の故事より、質的に向上していた。

第五節 西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚制度

前掲した一品官や司馬孚・賈充に贈る贈賻には、しばしば「朝服一具」・「衣一襲」とあり、それらは襚の贈与に属している。しかし、西晋より前の贈襚にはこのような内容が存在しなかったのみならず、当時儀礼の一部としての服制にも「朝服一具」のようなものもまったく見えない。西晋以後、「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚は頻繁に行われており、南北朝における贈襚の内容はこれらの贈与を主としていた。そのため、「朝服一具」の服制は如何にして形成されたか、如何にして「衣一襲」と合わせて西晋における贈襚の内容となったか、などの問題を検討しなければならない。

1. 西晋の服制における「朝服一具」の内容

西晋の贈襚に見える「朝服一具」は、当時の服制から派生したものである。西晋の服制に定められた「朝服一具」は朝廷側において身分の高下を可視的に表示する常用の服である³⁸。

この「朝服一具」は西晋において初めて確立された服制であるが、朝服は後漢においてすでに現れており、その内容は『続漢書』輿服志下に、

凡冠衣諸服、旒冕・長冠・委貌・皮弁・爵弁・建華・方山・巧士、衣裳文繡・赤舄・服絢履・大佩皆為祭服、其餘悉為常用朝服。

とある。また、同書同巻に、

(皇帝の)服衣、深衣制。有袍、隨五時色。袍者、或曰周公抱成王宴居、故施袍。『礼記』「孔子衣逢掖之衣」。縫掖其袖、合而縫大之、近今袍者也。今下至賤更小史、皆通制袍・単衣・皁緣領袖・中衣、為朝服云。

とある。漢代以来の朝服は一つの服を指すのではなく、袍・単衣・中衣などによって構成される服の組み合わせである。また、西晋の「朝服一具」の内容については、次の『宋書』巻一八 礼志五から窺うことができる。

朝服一具、冠幘各一、絳緋袍・皁緣中単衣・領袖各一領、革帶・袷袴各一、舄・袜各一量、簪導餉自副。四時朝服者、加絳絹黄緋・青緋・皁緋袍単衣各一領。五時朝服者、加給白絹袍単衣一領。

南朝宋の礼制は基本的に『晋礼』を踏襲しているものであるので、西晋の「朝服一具」の具体的な内容については『宋書』礼志の記載を参照できると考えられる³⁹。ここに見える「朝服一具」の主体（袍・単衣・中衣）は『続漢書』輿服志下に見える朝服に関する記載と同じであるが、朝服のほかに冠・帯・舄なども含んでいる。また、「朝服一具」には袍が絳緋のもののみであり、四時朝服にはこれに加えて黄緋・青緋・皁緋の袍と三つの単衣が、五時朝服にはさらに白絹の袍と一つの単衣があるという。従って、この章の冒頭で検討した特進に贈る「五時朝服各一具」とは、その五種類の袍を含む五セットの「朝服一具」であろう。

曹魏末年、司馬昭は賈充に命じて、法典編纂（後の泰始律令）にあたらせると同時に、三礼に明るい荀顛に従来の儀礼を整頓させ、新たな礼制を定めた⁴⁰。その背景を踏まえて考えれば、当時儀礼の一部としての服制を整理する際、漢代以来の朝服に基づき、また朝服以外の冠・帯・舄などを加え、晋の「朝服一具」の服制を定めたと推定できる。

2. 贈襚としての「朝服一具」

前章で引用した二年律令の 283 簡・284 簡によると、前漢には二千石から六百石までの官員に対する贈襚が存在しており、その贈襚には「官衣裳」が見られる。二年律令に見える「官

衣裳」は公的服であると確認できる⁴¹。史料が不足しているため、前漢における「官衣裳」の具体的な形態や機能などについては知ることができない。斂衣としての機能を見ると、二年律令における「官衣裳」は西晋の「朝服一具」の贈襚と類似したものであると考えられる。つまり、西晋の「朝服一具」のような公的服を国家の贈襚とする制度は遅くとも前漢に遡ることができるのである。

上述した制度面の他に、漢代から公的服を斂衣や副葬の服とすることが一般的に行われていた。漢代における官員の斂衣や副葬の服に関する体系的な史料は欠けているが、考古学資料には、それらの服の実態を窺う手掛かりがある。武威磨嘴子漢墓における第 62 号墓は王莽時期の墓と確認されている。墓からは墓主の身分を証明できるものは発見されなかったが、副葬品に基づいて、墓主は生前に高い職を持っていた官員であるとされている⁴²。その墓主は頭部に「漆纒籠巾」と「短耳屋形冠」をかぶっており、体に赤い袍を着ている。その巾と冠の組み合わせについては、孫機氏の研究によると、漢代の「武弁大冠」であり、すなわち武官の冠である⁴³。墓主が着用していた斂服は、二年律令の 283 簡・284 簡に見えるそれぞれの上着と下着の「官衣裳」の形とは全く異なっており、上着と下着を合わせる連体の袍である⁴⁴。前掲の『続漢書』輿服志下に見える朝服は袍を主体としたものである。また、武威磨嘴子 49 号墓（後漢中期）における墓主の頭部には冠があり、発掘者は冠の竹筋の形を根拠としてその冠を「進賢冠」と推定している⁴⁵。「進賢冠」は漢代では一般の文官が朝服とともに用いていた冠である⁴⁶。62 号と 49 号墓の冠服から見ると、それらは公的服であろう。以上の考古学資料によれば、遅くとも前漢の末期から官員はすでに公的服を着用して棺に納められていた⁴⁷。

後漢になると、服制の整備が加えられ、中には太皇太后と皇太后の死後に朝服を副葬する制度も見える。『続漢書』礼儀志下 太皇太后・皇太后崩条に、

諸郊廟祭服皆下便房。五時朝服各一襲在陵寢、其餘及宴服皆封以篋筥、藏宮殿後閣室。とある。この史料は太皇太后と皇太后が死亡して先帝と合葬する場合の副葬品の内容を記したものであり、それらの中には陵寢に入れる「五時朝服」がある。つまり、後漢の儀礼には、この「五時朝服」を太皇太后・皇太后に対する副葬の服とすることが定められていた。

西晋より前の納棺用の服の実態をまとめると、前漢末期以降、官員が公的服を着用して棺に納められることはすでに行われていた。服制が完備するとともに、太皇太后と皇太后のような皇室成員の葬礼において五時朝服を副葬の服とする儀礼が設けられた。以上より、前漢末期から公的服は重要な斂服或いは副葬の服となっていたと推定できる。

前述したように、「朝服一具」は西晋より前の服制や贈襚にはまったく見られない。西晋は漢代の朝服により、「朝服一具」の服制を定め、またそれを最も常用の公的服としていた。よって、漢代以来の斂服や副葬の服の実態を踏まえ、西晋が「朝服一具」を選定し、国家の贈襚としたと考えて大過ないであろう。

3. 「衣一襲」の内容

西晋における贈襚の中には「衣一襲」というものも見える。その「衣一襲」は「朝服一具」と同じようにただ一つの服を指すのではなく、複数の服で構成されていた。この点については、次の『史記』卷九九 叔孫通伝に見える「衣一襲」を注釈する『索隱』に、

『国語』謂之一称。賈逵案、『礼記』袍必有表、不单。衣必有裳、謂之一称」。杜預云、「衣単・複具、云称也」。

とある。また、『漢書』卷四三 叔孫通伝の「衣一襲」を注釈する顔師古の注に、

師古曰、「一襲上下皆具也。今人呼為一副也」。

とある。『索隱』に引用する『国語』や杜預の解説は「襲」が「称」であり、顔師古の注は「襲」が「副」とであると、それぞれ解釈しているが、「称」・「副」及び「襲」は同様の意味であり、いずれも服の組み合わせを指すものである⁴⁸。それらの解釈はすべて賈逵が引用する『礼記』喪大記から生じたと思われる。この史料の大意は次のとおりである。小斂の袍は単衣ではなく、必ず表があり、小斂の衣（上着）は必ず裳（下着）を組み合わせ、それらは「一称」と呼ぶ。実は「一称」は內衣としての袍と外衣としての衣・裳を含む。また、「一称」と「一襲」の意味は同じであるので、「一襲」は內衣（袍）と外衣（衣・裳）の二組を含むものと思われる。そのため、西晋における贈襚の「衣一襲」には袍・衣・裳が含まれていたと考えられる⁴⁹。

そのほか、同じように服の組み合わせの意味であるが、「朝服一具」と「衣一襲」とでは、「具」と「襲」の数え方が異なっている。劉世儒氏の研究によると、魏晋南北朝の「具」は種類が異なるものを組み合わせたセットという意味がある⁵⁰。「朝服一具」は衣服以外の冠・帯・舄も含むもので、種類が異なるものの組み合わせであろう。それと異なり、「衣一襲」は袍・衣・裳などの服のみで構成されるので、同じ種類のものである。そのため、「朝服一具」と「衣一襲」とでは、数え方が異なっていると考えられる。

「衣一襲」は西晋より前にしばしば恩賞として下賜されていた。漢晋の服制には、公的服

としての祭服と朝服が定められたが、「衣一襲」が具体的にどのような衣服であったのかについては規定されていない。また、漢代では「衣一襲」が無官職の民に贈られる襚の内容とされたことがある⁵¹。そのため、それは祭服と朝服のような公的服ではなく、私的な場面に着用する服に相当すると想定される。以上の検討より、西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚は身分の高下を表示する朝服と日常起居の私的服を合わせて官員に贈与し、納棺させるものであることが明らかとなった。つまり、西晋の贈襚は現実における公私両面の服を合わせて形成されたものであったのである。

おわりに

本章における西晋の贈賻制度についての考察を要約すれば、以下ようになる。

(1) 『晋公卿礼秩故事』の佚文に基づき、特進・上公・王に贈る襚と贈の物品を明らかにした。

(2) 『晋書』各伝における一品官に対する贈賻には賻・襚の贈与が見える。これらの贈賻の記述は、それぞれよく似ており、それらは当時の故事に従って行われていたと考えられる。

(3) 西晋の司馬孚の葬儀では、漢代以来の輜輳車・(九旒) 鸞輅・虎賁などの殊礼としての贈と儀仗が用いられていたのみならず、前後部(羽葆) 鼓吹も彼の葬儀の一部として下賜された。彼の事例は、結局安平献王故事の形で臣下全体を対象とする最高等級の贈賻や葬送儀仗とされていった。

(4) 慣例としての漢代の故事とは異なり、西晋の故事は律典・令典とともに、国家の諸制度を構築する法典の一部であった。本章で検討した西晋の故事に定められた贈賻の基準は、国家の法典に基づく制度の一つとして捉えることができる。

(5) 西晋における襚の贈与は、当時の朝服制度に基づいて制定された「朝服一具」(五時朝服を含む) という公的服と「衣一襲」という私的服を合わせて構成されたものであった。

本章では、西晋における特進や一品官を対象とする贈賻の基準、及び安平献王故事の成立について考察してきた。西晋の贈賻制度、とりわけその贈(輜輳車や鸞輅)と襚(「朝服一具」・「衣一襲」)の制度は、東晋南朝に踏襲されたのみならず、北魏の太和改制以後においても参照し続けられた。西晋の贈賻制度が如何にして南北朝時代に継承されていったのか、さらにそれが如何にして唐代における贈賻制度へと至るのかという問題については次章の課題とする。

¹ 本章は泰始四年に公布された諸法典の総称を泰始律令と称し、具体的な律・令・故事はそれぞれ律典・令典・故事と称する。

² 張鵬一 遺著・徐清廉 校補『晋令輯存』卷三 「喪葬令第十七」（三秦出版社、1989年）181頁参照。

³ 管見の限り、三国時代における贈賻に関する記事は、次の数例がある。『三国志』卷一二 毛玠伝に、「太祖賜棺器錢帛」とある。同書 卷二四 公孫晃伝に、「賜以棺・衣、殯斂於宅」とある。同書 卷五六 朱桓伝に、「(孫) 權賜塩五千斛以周喪事」とある。同書 卷一九 任城王彰伝に、「至葬、賜鑾輅、龍旂、虎賁百人、如漢東平王故事」とある。任城王彰に賜った鑾輅・龍旂（旗）は贈の贈与に属する。

⁴ その史料の後には、「孤李降、給雲母陽遂車一乘、犢車二十乘、鹿車五十乘」とある。ここでの「孤李降」という部分は難読であるため、その記載の具体的な対象については未だ解明されていない。

⁵ それら服の詳細については、本章第五節で検討を加える。

⁶ 西晋における上公の範囲について、『晋書』卷二四 職官志には、「太宰・太傅・太保、周之三公官也。魏初唯置太傅、以鍾繇為之。末年又置太保、以鄭沖為之。晋初以景帝諱故、又採『周官』官名、置太宰以代太師之任、秩增三司、与太傅太保皆為上公」とある。ここから、西晋の上公が、太宰・太傅・太保であることはわかる。

⁷ 前掲の諸史料には、また西晋の安平献王司馬孚に贈った贈も記されている。それらの記述は、安平献王故事の一部であると考えられる。安平献王故事の成立や内容などについては、次節で検討する。

⁸ 傅暢は、西晋朝において秘書郎に任じられ、咸和五年（330）に後趙で死去した。そのため、彼が著した『晋公卿礼秩故事』は、西晋朝の故事を収録したものであると考えられる。また、『晋公卿礼秩故事』の佚文には、泰始八年（272）安平王司馬孚の葬儀についての記事（安平献王故事）が残っているため、『晋公卿礼秩故事』が、泰始四年に公布された泰始律令以降の故事を取り集めたことが確認できる。後節で検討するように、両晋は泰始四年以降に形成された新たな故事を何回も整理し、国家法典としての故事の内容を拡充した。そのため、『晋公卿礼秩故事』に記されている故事の内容は、泰始四年以降における国家法典の故

事に収録された可能性がある。西晋における故事の編纂や性格などについては、次節で詳しく検討する。そのほか、小林聡氏の研究によれば、『晋公卿礼秩故事』に見える「礼秩」とは、各官の禄賜・班位(あるいは朝位・班次)・印綬冠服等の服飾・車制・吏卒の配属といった、礼制上の序列を意味するという。小林氏「西晋における礼制秩序の構築とその変質」(『九州大学東洋史論集』30、2002年)参照。

⁹ 「贈賻条」以外にも、張氏はまた贈賻関連の喪葬令を二条復原した。その内容は、次のようになる。

非三公者、不举哀、賜衣服錢帛同。(以下、「非三公者」条と称する)

三公・大司馬・大將軍葬、給節幢麾曲蓋、追鋒車、鼓吹介士大車、策諡、賜葬地。

(以下、「三公・大司馬・大將軍葬」条と称する)

張氏はこの「非三公者」条の具体的な範囲についてまったく限定していない。後で引用する「贈賻条」の関連史料では、鄭沖や何曾は三公ではないが、「皇帝举哀」の礼遇を享けた。また、「三公・大司馬・大將軍葬」条は、もっぱら『晋書』卷三三 石苞伝に記載される石苞に贈られた賻に基づいて復原されたものであり、石苞伝以外には裏付けられる史料が存在しない。そのため、張氏が復原したこの二つの条文は、妥当なものとは言えない。よって、本章では、これらの条文についての具体的な検討を控える。

¹⁰ 西晋における開府儀同三司の品位については、『晋書』卷二四 職官志に、「驃騎・車騎・衛將軍・伏波・撫軍・都護・鎮軍・中軍・四征・四鎮・龍驤・典軍・上軍・輔国等大將軍、左右光祿・光祿三大夫、開府者皆為位從公」とある。また、『通典』卷三七 職官によれば、「諸位從公」は晋官品の第一品であることがわかる。

¹¹ 西晋の三公については、『晋書』卷二四 職官志に、「太尉・司徒・司空、並古官也。自漢歷魏、置以為三公。及晋受命、迄江左、其官相承不替」とある。

¹² 祝総斌『両漢魏晋南北朝宰相制度研究』第六章第二節「二、西晋的三公・八公」(中国社会科学出版社、1990年)参照。

¹³ 管見の及ぶ限り、西晋の史料には、喪葬令に従って贈賻が贈られた事例はまったく見られない。かつ、南北朝の諸律令は、基本的に西晋の律令に基づいて編纂されたものであり、当該時代の史料にもそのような事例は検出されない。

¹⁴ 泰始令の編纂方法については、堀敏一「晋泰始律令の成立」(『東洋文化』60、1980年)、氏『律令制と東アジア世界』(汲古書院、1994年)再収、滋賀秀三『中国法制史論集 法典と刑罰』(創文社、2003年)61~63頁、富谷至「晋泰始律令への道 第二部魏晋の律と令」(『東

方学報』(京都) 73、2001年) 参照。

¹⁵ 『晋書』卷三三 石苞伝には、「泰始八年薨。帝発哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹。及葬、給節幢麾・曲蓋・追鋒車・鼓吹・介士・大車、皆如魏司空陳泰故事」とある。当該時代の史料には、魏の陳泰に贈られた贈賻についての記載が残っていない。そのため、前掲の石苞伝に記されている「魏司空陳泰故事」の内容が、「賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹」という恩賞を含むか否かについては判断できない。しかし、「朝服一具」という制度が西晋より以前の史料にはまったく見られず、それは西晋に創設されたものであると考えられる(本章第五節参照)。つまり、「賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹」という贈賻の内容は、曹魏期にはまだ形成されていないと推定できる。

¹⁶ 泰始律令の内容と公布については、本章第四節で詳しく検討することにする。

¹⁷ 前掲注3『三国志』卷一九 任城威王彰伝参照。

¹⁸ 西晋では、宗室諸王を封建する動因や、その実態については、渡辺義浩『西晋「儒教国家」と貴族制』第二章第二節「「封建」の復権」(汲古書院、2010年)、福原啓郎『魏晋政治社会史研究』第二部第六章「西晋代宗室諸王の特質—八王の乱をて掛りとして—」(京都大学学術出版会、2012年) 参照。

¹⁹ 東平王蒼に下賜された賻については、『後漢書』卷四二 東平憲王蒼伝に、「賜錢前後一億、布九万匹」とある。

²⁰ 司馬孚の葬儀は、東平王蒼故事に従って行われている。また、前掲『宋書』礼志五の「自漢霍光(中略)葬以殊礼者、皆大輅黄屋、載輜輶車」の記載によれば、殊遇された後漢の東海王彊や東平王蒼などの葬送儀礼で、用いられた「凶駕」も輜輶車であったと推定できる。

²¹ 石井仁「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」(『東洋史研究』59—4、2001年) 参照。

²² 増田清秀『楽府の歴史的研究』第四章「七 漢魏における鼓吹下賜の功臣と私有者」(創文社、1975年) 参照。

²³ 魏晋南北朝の史料には、前後部鼓吹の制度についての記載が残されていない。しかし、『新唐書』卷二三下 儀衛志下には、「大駕鹵簿鼓吹、分前後二部(中略)前部(中略)羽葆鼓十二。(中略)次後部鼓吹、羽葆鼓十二」とある。また、西晋の賈充、東晋南朝における王導・劉道憐・蕭子良・蕭懿、北魏における馮熙などの葬儀は、すべて安平献王司馬孚の故事を参照して執り行われたものであり、それらの中では、前後部羽葆鼓吹が用いられた。

²⁴ 『晋書』卷三八 齊献王攸伝に、「詔喪礼依安平王孚故事」とある。同書卷五九 汝南文成

王亮伝に、「喪葬之礼如安平献王孚故事」とある。同書卷六四 会稽文孝王道子伝に、「加殊礼、一依安平献王故事」とある。

²⁵ 『晋書』卷六四 秦献王柬伝に、「葬礼如齐献文王攸故事」とある。同書卷三八 梁孝王彤伝に、「喪葬依汝南文成王亮故事」とある。

²⁶ 晋における「文武官公」については、『晋書』卷二四 職官志に、「太宰・太傅・太保・司徒・司空、左右光禄大夫・光禄大夫開府位従公者、為文官公、冠進賢三梁、黒介幘。大司馬・大將軍・太尉、驃騎・車騎・衛將軍・諸大將軍開府位従公者、為武官公、皆著武冠、平上黒幘」とある。これらの官員は、すべて一品官である。

²⁷ 字だけを見れば、緹麾とは、赤みがかつた黄色の旌旗である。『芸文類聚』卷四六 職官部二 太尉条に載せる「梁王僧孺為臨川王讓太尉表」には、「繡服緹麾」によって太尉の位を暗喩している。大路は本来天子・諸侯の乗輿であり、また大輅とも書かれている。本博士論文の第一章で検討したように、諸侯に贈る贈の内容には「乗黄大路」がある。つまり、「大路」はまた諸侯に贈る贈とされている。帳下司馬と大車については、『晋書』卷三五 陳騫伝に、「詔曰、「(前略)今聽留京城、以前太尉府為大司馬府、増置祭酒二人、帳下司馬・官騎・大車・鼓吹皆如前」とあり、また同書卷四〇 賈充伝に、「伐吳之役、詔充為使持節・假黄鉞・大都督、總統六師(中略)増參軍、騎司馬各十人、帳下司馬二十人、大車・官騎各三十人」とある。これらの例を見れば、帳下司馬と大車は共に開府や統帥者などの儀仗に当たると推定される。

²⁸ 歴代の史料に見える贈としての鸞輅は、基本的に龍旗九旒とともに下賜され、またこの両者が合わせられて九旒鸞輅とも称される。そのため、賈充と司馬孚に贈る鸞輅は、龍旗九旒もつけられていると考えられる。西晋以降における九旒鸞輅の下賜例については、本博士論文の第四章参照。

²⁹ 前掲の『晋公卿礼秩故事』には、司馬孚に贈る方相車と徘徊黒耳車という贈が見える。これらの車は皇帝専用のものではないため、殊礼としての恩賞とは言えない。

³⁰ 前掲富谷氏「晋泰始律令への道 第二部魏晋の律と令」参照。

³¹ 賈充が編纂した故事は三〇卷であるが、『隋書』卷三三 経籍志二・『旧唐書』卷四六 経籍志上・『新唐書』卷五八 芸文志二には、「晋故事」四三卷を著録している。守屋美都雄氏は、隋志・新旧唐志には晋の年号を冠した故事が幾つか存在していることを踏まえると、四三卷の「晋故事」は賈充本にのちの故事を補加したものであると考証する(守屋氏『中国古代の家族と国家』附編 第四章「晋故事について」東洋史研究会、1968年、606・607頁参照)。

これら故事の編纂時期が異なっているが、晋における故事の法的性格は変わっていないと考えられる。

³² 廣瀬薫雄『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」（汲古書院、2010年）参照。

³³ 前掲守屋氏『中国古代の家族と国家』604頁参照。

³⁴ 前掲滋賀氏『中国法制史論集 法典と刑罰』63頁参照。

³⁵ 天野氏「西晋の占田・課田についての試論」（大阪市立大学文学会『人文研究』8—9、1957年）参照。

³⁶ 張学鋒「西晋の占田・課田・租調制の再検討」（『東洋史研究』59—1、2000年）参照。また、前掲『晋令輯存』卷三「佃令第十」140頁参照。

³⁷ 劉俊文『唐代法制研究』（文津出版社、1999年）121・122頁参照。また、富谷至「漢律から唐律へ—裁判規範と行為規範—」（『東方学報』（京都）88、2013年）参照。

³⁸ 小林聡「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」（『東洋学報』77—3・4、1996年）参照。

³⁹ 前掲小林氏「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」参照。

⁴⁰ 『晋書』卷二 文帝紀に、「(咸熙元年、264) 秋七月、帝奏司空荀顛定礼儀、中護軍賈充正法律、尚書僕射裴秀議官制、太保鄭冲総而裁焉」とある。

⁴¹ 富谷至『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』（朋友書店、2006年）191頁の注12参照。

⁴² 甘肅省博物館「武威磨嘴子三座漢墓發掘簡報」（『文物』1972年12期）参照。

⁴³ 孫機『漢代物質文化資料図説』58. 服飾Ⅱ「武士的弁・冠与頭飾」（文物出版社、1991年）参照。

⁴⁴ 袍は、先秦時代においては内衣であったが、後漢に至って外衣となったものである（前掲孫氏『漢代物質文化資料図説』243頁参照）。二年律令に見える贈与用の衣服はすべて上着（衣・襦）と下着（袴・裳）であり、袍のような上着と下着を合わせる服は見られない。その際、袍はまだ内衣のようなものであると考えられる。居延漢簡に見える袍はすでに常見される官給の衣服となっていた。509・26（甲2094）簡（約昭帝始元年間、前126～122）に、

戍卒濟陰郡定陶池上里史国

 県官帛□袍一□□三斤 県官象履二両

 （後略）

とあり、また、E.P.T5：12簡（約王莽始建国年間、9～13）に、

☐官袍一領甲 官裘一領甲

官襲一領甲 官袴一両在亭

とある。居延漢簡における「袍」は、外衣であったという（永田英正『居延漢簡の研究』同朋舎、1989年、124頁参照）。前漢では、袍は内衣から外衣への変化を経ていると考えられる。

⁴⁵ 前掲甘肅省博物館「武威磨嘴子三座漢墓發掘簡報」参照。

⁴⁶ 原田淑人『増補漢六朝の服飾』（東洋文庫、1967年）108頁参照。

⁴⁷ こうした納棺の方式は、三国時代までは、依然として存在している。『三国志』卷二八 王凌伝に、「乃發（王）凌・（令狐）愚塚、剖棺、暴尸於所近市三日、燒其印綬・朝服、親土埋之」とある。ここから、王凌・令狐愚の棺には朝服が納められていたことがわかる。また、彼らの死体は市場で晒された後、その印綬・朝服が燃やされ、また埋葬されたという。その記述を踏まえると、この二人はもともと朝服を着用して納棺されていた可能性が高い。その様子は磨嘴子第49号と62号漢墓における事例と類似するものであったと考えられる。

⁴⁸ 『漢書』卷七 昭帝紀「衣被一襲」条の顔師古の注に、「一襲、一称也。猶今言一副也」とある。

⁴⁹ 前項において説明したように、袍は先秦時代において内衣であり、前漢になると外衣となっていく。『礼記』喪大記に見える袍は内衣であるが、西晋の袍は外衣である。

⁵⁰ 劉氏『魏晋南北朝量詞研究』第三章第二組「具」（中華書局、1965年）参照。

⁵¹ 『漢書』卷七 昭帝紀に、「（元鳳元年、前80）三月、賜郡国所選有行義者涿郡韓福等五人帛、人五十匹、遣婦。詔曰、「朕閔勞以官職之事、其務修孝弟以教郷里。令郡县常以正月賜羊酒。有不幸者、賜衣被一襲、祠以中牢」とある。この「朕閔勞以官職之事」についての顔師古の注には、「鄧展曰、「閔哀韓福等、不忍勞役以官職之事」とある。

第四章 東晋南北朝における贈賻制度について

はじめに

前章では、西晋における贈賻制度、とりわけ特進や一品官などを対象とした贈賻の内容、及び司馬孚・賈充などに下賜した殊礼としての贈賻の構成について明らかにした。周知の様に、西晋の諸制度は、東晋南朝の諸朝にも大きく影響を与えた。しかし、本博士論文で取り扱っている贈賻制度については、東晋南朝が如何にして西晋の制度を受容したのかや、東晋から南朝にかけての変遷などの点については、未だ充分には明らかにされていない。

また、これも周知の様に、北魏における諸制度は、孝文帝の改革を分岐点として前期と後期とで大きく改変されており、その改変の中で、晋南朝の制度が北魏の制度に大量に取り込まれ、さらにその後の東魏・西魏・北齊・北周の制度にも影響を及ぼした。しかし、北魏前期における贈賻制度の独自性や、孝文帝の改革以降における北朝の贈賻制度の実態についても、未だ十分な検討がなされているとは言い難い状況にある。

本章では、以上で述べた問題関心にに基づき、①西晋の贈賻制度が、如何にして東晋南朝においても継承されていたか、また東晋と南朝との贈賻制度には如何なる差異が存在したか、②北魏前期・後期における贈賻制度の特徴、及び後期におけるその制度の漢化の過程、などの解明を目指すこととする。

第一節 東晋南朝における贈賻制度

1. 東晋の贈賻制度

東晋の史料に記される贈賻関連の記録は少ないため、当該時代における贈賻贈与の基準を解明するのは困難である（東晋における贈賻の事例については、本章末付表参照）。しかしその一方で、東晋朝廷は、しばしば西晋期に定められた葬儀関連の故事、及び東晋本朝の事例にならって臣下の葬儀を行っていた。本節では、それらの故事に見える贈賻の内容を整理し、東晋の贈賻制度を検討したい。

(1) 東晋における殊礼としての贈賻

東晋における贈賻関係の記録を見ると、王導に与えられた贈賻は特例であったことが窺える。すなわち、『晋書』卷六五 王導伝に、

(咸康五年、339) 帝举哀於朝堂三日、遣大鴻臚持節監護喪事、贈綵之礼、一依漢博陸侯及安平献王故事。及葬、給九游・輜輶車・黄屋左纛・前後羽葆鼓吹・武賁班劍百人、中興名臣莫与為比。

とある。東晋朝廷は、政権の確立に尽力した王導のため、その死に際し、極めて盛大な喪葬典礼を挙行した。ここに見えるように彼に贈る「贈綵」は、漢の博陸侯（霍光）と西晋の安平献王（司馬孚）の故事に準じた。法制史料以外の文献に見える綵・贈・賻などの表現はよく贈賻物品の全体を指すため、ここに見える「贈綵」とは、贈（車馬）と綵（衣服）のみに限られていないと考えられる。しかし、王導伝には、彼に下賜された贈賻全般についての記述は残っておらず、贈のことだけが記されている。

前章の検討によれば、霍光及び安平献王故事の中で最も肝心的な贈賻は、輜輶車・黄屋左纛・九旒鸞輅であり、すなわち皇帝の規格に準ずる贈の贈与に相当する。蘇峻の乱や建康の再建などを経た東晋王朝の事情を鑑みると、王導に賜った贈賻の全般は、必ずしも完全に霍光及び安平献王故事を踏襲したものではないであろう。ただし、皇帝の権威を象徴する輜輶車・黄屋左纛・九旒（九旒、すなわち九旒鸞輅の略称）の賜与は、文献上において確認される。つまり、王導の喪葬儀礼では、少なくとも、出棺の儀式で用いられた贈が霍光及び安平献王故事に従って遂行されていたのである。

降って桓温の葬儀も霍光及び安平献王故事に従って行われたことが、次の史料からわかる。『晋書』卷九八 桓温伝に、

(寧康元年、373) 皇太后与帝臨於朝堂三日、詔賜九命袞冕之服、又朝服一具・衣一襲・東園祕器・錢二百万・布二千匹・蠟五百斤、以供喪事。及葬、一依太宰安平献王・漢大將軍霍光故事、賜九旒鸞輅・黄屋左纛・輜輶車・挽歌二部・羽葆鼓吹・武賁班劍百人、優冊即前南郡公、增七千五百戸、進地方三百里、賜錢五千万・絹二万匹・布十万匹、追贈丞相。

とある。ここに記されている下賜品には、綵・贈・賻の三種類が見える。綵に関しては「九命袞冕之服、又朝服一具・衣一襲」とあり、西晋に定められた一品官に対する「朝服一具・衣一襲」である綵がまず確認されている。それに加えて、「九命」の袞冕という祭服も賜与

されたのである。「九命」とは、『周礼』の記載するところによれば、元々は「上公」に相当する位であり、袞冕は「上公」に適用する服冠である¹。晋代には、袞冕は「文武官公」（一品官）の服制より規格が高いものとして規定されており、その着用対象は相国、或は丞相に限られていた²。東晋朝廷は、二度桓温を丞相に任じようとしたが、結局彼に拒否された³。また、前掲史料にあるように、葬送の段階で彼はやがて丞相を追贈されている。そのため、袞冕が（一般的な「文武官公」より高い）桓温の地位に相応する祿として贈与されたものと考えられる。

また、桓温の葬儀には、前述したように、最も高い待遇の象徴たる輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅が、霍光及び安平献王故事を踏襲して、朝廷から賜っている。つまり、桓温は王導と同様に、皇帝の規格に準ずる贈の下賜を受けたのである。

喪葬儀礼に見える賻の贈与は一般的に一回しか行わないが⁴、東晋朝廷は桓温に対して賻を二回贈っている。初回の贈与は当時のしきたりのおり、出棺の前に行われた。また、桓温は爵号や封地を追贈された際、再び賻の賜与を受けている。それは、彼の功績への褒美として追加されたのであろう。なお、桓温への賻は巨額であり、晋南朝史上最大と言われている。

桓温の葬送儀式は殊礼の基準に準じて行われ、賻賻のランクも両晋期においては最高級であった。彼は生前武力を以て朝廷を脅迫し、晋孝武帝からの禅譲を策して、九錫の礼遇を要求したが、王敦のように公然と叛乱を興すことはなかった。また、桓温が死去したあとも、彼の兵権は弟の桓冲の手に帰しており、桓氏の子弟は長江中流の諸強鎮を雄拠していた。東晋朝廷は、こうした情勢に迫られ、彼らを極力綏撫せざるを得なかった⁵。そのため、殊礼としての葬送儀式やランクの高い賻賻によって桓温の功績を顕彰するのは、朝廷と桓氏集団との対立を緩和するための措置ではないだろう。因みにその後、この桓温の葬儀は新たな基準となっている。そのことを伝えて、『晋書』卷七九 謝安伝に、

（太元一〇年、385）帝三日臨于朝堂、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢百万・布千匹・蠟五百斤、贈太傅、諡曰文靖。以無下舍、詔府中備凶儀。及葬、加殊礼、依大司馬桓温故事、又以平苻堅勲更封廬陵郡公。

とある。ここでいう大司馬桓温故事は、霍光及び安平献王故事の前例に則して、輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅などによる葬送の儀礼が行われたことを指すものであろう。

王導・桓温・謝安の事例以外、晋宗室の会稽王司馬道子の葬儀でも、輜輳車や鸞輅などの賻が用いられた可能性が高い。『晋書』卷六四 会稽文孝王道子伝に、

詔徙安成郡、使御史杜竹林防衛、竟承(桓)玄旨斃殺之、時年三十九。帝三日哭於西堂。
及玄敗(元興三年、404)、大將軍・武陵王遵承旨下令曰、「(前略)便可追崇太傅為丞相、
加殊礼、一依安平献王故事(後略)」。

とある。この史料によれば、東晋朝廷は、安平献王故事に従い、会稽王道子の葬事を営んだという⁶。

前章で述べたように、いわゆる「霍光及び安平献王故事」と「安平献王故事」との適用対象はそれぞれ異なっている。前者は、賈充のような非封王の重臣を対象にしたものであり、後者の適用範囲は、封王に限られている。ただし、この二者の殊礼的な贈賻は基本的に同じであり、すべて輜輦車・黄屋左纛・九旒鸞輅などの贈である。そのため、安平献王故事に準じた会稽王道子の葬儀では、王導・桓温・謝安の場合と同様に、上述の皇帝用の車やその装飾が下賜されたことがわかる。

以上、東晋における王導・桓温・謝安・司馬道子の贈賻物品や葬儀規格について検討してきた。一般的な贈物以外にも、この四人の葬儀において、殊礼的な恩賞として下賜された贈は、皇帝権威の象徴たる車とその装飾である。彼らの葬儀の実態を見ると、漢代以来の故事に従った殊礼的な贈賻の中心は皇帝の規格に準ずる出棺用の車であったことがわかる。この点は、謝安の妻が死去した際、彼らの子息である謝琰は朝廷からの贈の贈与を待たずに、自らが輜輦車を以て母の出棺を行ったことから窺えよう。『晋書』卷七九 謝琰伝に、

又遭母憂、朝廷疑其葬礼。時議者云、「潘岳為賈充婦宜城宣君誅云、「昔在武侯、喪礼殊倫。伉儷一体、朝儀則均」。謂宜資給葬礼、悉依太傅故事」。先是、王珣娶万女、珣弟珣娶安女、並不終、由是与謝氏有隙。珣時為僕射、猶以前憾緩其事。琰聞耻之、遂自造輜輦車以葬、議者譏之。

とある。西晋朝廷は、宜城宣君の葬儀を、その夫の賈充に倣って行った⁷。その先例に従い、謝安の妻の葬儀も謝安のそれに基づいて行われるべきだとの提案があった。しかし、王珣は私怨でその葬儀の挙行を遅延させた。そのことを聞くと、謝琰は自ら輜輦車を作り、母の出棺儀式を遂行した。謝安の葬儀が桓温故事に倣ったものであったため、桓温の葬儀に出る輜輦車は、謝安の葬儀にも用いられたものと想定できる。漢唐間における輜輦車は、皇帝の葬送儀礼に用いられた柩車であり、臣下がこれを使用するのは、基本的に皇帝が下賜した場合のみである⁸。つまり、謝琰が非難を浴びることも惜しまず、父の葬儀を倣って母の柩車を用意していたのである。その記事から、当時においては、出棺用の車はもっとも重視された葬儀の一環であることがわかる。

漢代以来、一般的な官員に贈る贈賻は、襚と賻の二種しかない。襚は入斂用の服であり、納棺の際、斂服或は副葬品として棺に納めるものである。賻は死者を弔うために贈る金銭である。襚・賻の贈与は、出棺する前に殯斂の場所で行われることになる。一方、贈は、遺体や衣物の運送などの役割を務める車である。出棺に当たっては、喪車は世間の注目の的になったであろう。そのため、襚と賻と比べれば、車である贈は死者が享けた礼遇をより可視化したと考えられる。特に、皇帝専用の車の下賜は、極上の殊遇を世間に誇示することにもなる。

(2) 東晋における贈賻関連の故事

上でみたように、東晋期においては、霍光及び安平献王故事に準じて、殊勲を立てた臣下の贈賻や葬儀が行われた。一方、当時の史料によれば、本朝の先例としても、贈賻の贈与に当たって、参照される故事となっている。例えば、『晋書』卷六七 郗鑒伝に、

(咸康五年、339) 鑒尋薨、時年七十一。帝朝晔哭于朝堂、遣御史持節護喪事、贈一依温嶠故事。

とある。以上の史料から、東晋朝廷は温嶠の故事に倣って、郗鑒に贈賻を贈ったことがわかる⁹。温嶠は、存命中に驃騎將軍・開府儀同三司に任じ、死後、大將軍を贈られている。郗鑒は、太尉に任じ、死去に際し、太宰を追贈された。これらの官職は、すべて一品官である。温嶠と郗鑒は、北来の士人として東晋の建国に貢献し、かつ王敦や蘇峻の乱を鎮圧する際に手柄を立てていた。温嶠は、死後「錢百万・布千匹」を賜わっており、いわゆる贈賻関係の温嶠故事とは、この様な贈与であったのであろう。

また、『晋書』卷七七 諸葛恢伝に、

(永和元年、345) 贈贈之礼、一依太尉興平伯故事。

とある。同書同卷 蔡謨伝に、

(永和一二年、356) 贈贈之礼、一依太尉陸玩故事。

とある。ここに見える興平伯は太尉陸玩の封爵であり、太尉興平伯故事すなわち陸玩故事であらう。諸葛恢と蔡謨に賜う贈賻は、陸玩の故事に準ずるものである。陸玩・諸葛恢・蔡謨ら三人は、成帝咸康五年王導が死去した後、穆帝の治世に至り、相次いで輔政の大役を担っていた人物であり、すべて一品官に任じられた人物である。ただし、陸玩の葬儀に関する記載は殆ど残っていないため、それらの故事の実態を検討するのは困難である。

そのほか、丁穆が死去した際、東晋朝廷は周虓の故事を参照して彼に贈賻を賜った。『晋書』卷五八 周虓伝に、

（約太元七年、382）孝武帝詔曰、「（周）虓厲志貞亮、無愧古烈（中略）賻錢二十万、布百匹」。

とあり、『晋書』卷八九 丁穆伝に、

（約太元七年）孝武帝下詔曰、「（前略）可贈龍驤將軍、雍州刺史、賻賜一依周虓故事、為立屋宅、并給其妻衣食、以終厥身」。

とある。周虓と丁穆は、前後して前秦との戦争中に捕虜となったにもかかわらず、その勸降に対して最後まで屈しなかった忠臣である。

前掲の史料から、温嶠・陸玩・周虓の事例が、それぞれ東晋における贈賻を贈る際の基準となっていたことがわかる。ただし、これら東晋の故事は、当該時代では一度二度しか例が見出せず、後代には踏襲された痕跡が存在しない。つまり、こうした故事は東晋朝廷の便宜的な措置であり、必ずしも制度化された贈賻の基準とはならなかったと考えられる。

2. 南朝の贈賻制度

前章で述べたように、西晋の故事には、少なくとも特進や一品官などに対する贈賻の規定があったと考えられる。南朝は晋王朝の後継として、その法制は基本的に両晋の律令（故事を含む）を継承した¹⁰。しかし、南朝の律令法典はほとんど散逸してしまい、法制面における贈賻に関する当時の具体的な規定を知ることは難しい。一方、南朝の史料には、贈賻の実例がある程度残されている。本項では、それらの史料に基づいて、当時の贈賻制度について検討する。

（1）南朝における殊礼としての贈賻

南朝の史料に見える殊礼としての贈賻の実例は以下のようにある。

番号	時間	人物	身分	内容	出典
①	420	劉道規	宋の臨	太祖詔曰、「（前略）故侍中大司馬臨川烈武	『宋書』

			川王	王(中略)其追崇丞相、加殊礼・鸞輅九旒・黄屋左纛、給節鉞・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍百人、侍中如故」。及長沙太妃檀氏、臨川太妃曹氏後薨、祭皆給鸞輅九旒・黄屋左纛・輜輶車・挽歌一部・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍百人。	卷五一
②	422	劉道憐	宋の長沙王	祭礼依晋太宰安平王故事、鸞輅九旒、黄屋左纛、輜輶、挽歌二部、前後部羽葆鼓吹、虎賁班劍百人。	『宋書』 卷五一
③	462	殷貴妃	宋の貴妃	葬給輜輶車・虎賁班劍・鸞輅九旒・黄屋左纛・前後部羽葆鼓吹。	『宋書』 卷八〇
④	466	劉義恭	宋の江夏王	太宗定乱、令書曰、「(前略)可追崇使持節・侍中・都督中外諸軍事・丞相、領太尉・中書監・録尚書事、王如故。給九旒鸞輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車」。	『宋書』 卷六一
⑤	466	沈慶之	宋の太尉	及死、賜与甚厚。追贈侍中・太尉如故。給鸞輅・輜輶車・前後部羽葆鼓吹、諡曰忠武公。	『宋書』 卷七七
⑥	492	蕭嶷	齊の豫章王	詔曰、「(前略)斂以袞冕之服・温明祕器・命服一具・衣一襲、喪事一依漢東平王故事、大鴻臚持節護喪事、大官朝夕送奠。大司馬・太傅二府文武悉停過葬」。(中略)又詔曰、「(前略)可贈假黄鉞・都督中外諸軍事・丞相・揚州牧・綠綬、具九服錫命之礼、侍中・大司馬・太傅・王如故。給九旒鸞輅・黄屋左纛・虎賁班劍百人・輜輶車・前後部羽葆鼓吹、葬送儀依東平王故事」。	『南齊書』卷二二
⑦	494	蕭子良	齊の竟陵王	詔給東園温明祕器、斂以袞冕之服。東府施喪位、大鴻臚持節監護、太官朝夕送祭。又詔曰、「(前略)可追崇假黄鉞・侍中・都督	『南齊書』卷四〇

				中外諸軍事・太宰、領大將軍・揚州牧、緑綬、備九服錫命之礼。使持節・中書監・王如故。給九旒鸞輅・黄屋左纛・輜輳車・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部・虎賁班劍百人、葬礼依晋安平王孚故事」。	
⑧	494	蕭昭文	齊の海陵王 (廢帝)	給温明祕器・衣一襲、斂以袞冕之服。大鴻臚監護喪事。葬給輜輳車・九旒大輅・黄屋左纛・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部、依東海王故事。	『南齊書』卷五
⑨	501	蕭穎胄	(齊宗室) 追贈丞相	詔贈侍中・丞相、本官如故。前後部羽葆鼓吹、班劍三十人。輜輳車、黄屋左纛。(中略)(梁の天監元年、502) 詔曰、「齊故侍中・丞相・尚書令穎胄葬送有期、前代所加殊礼、依晋王導・齊豫章王故事、可悉給。諡曰獻武」。	『南齊書』卷三八
⑩	502	蕭懿	齊の長沙王	天監元年、追崇丞相、封長沙郡王、諡曰宣武。給九旒鸞輅・輜輳車・黄屋左纛・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部・虎賁班劍百人、葬礼一依晋安平王故事。	『梁書』卷二三
⑪	566	陳昌	陳の衡陽王	乃下詔曰、「(前略) 給東園温明祕器・九旒鑾輅・黄屋左纛・武賁班劍百人・輜輳車・前後部羽葆鼓吹。葬送之儀、一依漢東平憲王・齊豫章文献王故事。仍遣大司空持節迎護喪事、大鴻臚副其羽衛、殯送所須、隨由備辦」。	『陳書』卷一四

前掲の諸史料の中には、漢の東平王・東海王、晋の安平王・王導、齊の豫章王などの故事が記載されており、そこに見える殊礼的な贈賻は、輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅である。つまり、南朝における最高等級の贈賻には、その最も核心的な部分に漢晋以来確立された皇帝の規格を象徴する贈が見えるのである。

前掲の史料に見える①宋の臨川王道規・②長沙王道憐、及び⑥齊の豫章王嶷は、すべて開国の功にあずかった者であり、それだけに殊礼としての贈を朝廷に賜わったと考えられる。③殷貴妃は、宋孝武帝に特に寵愛された側室である。また、⑨齊宗室の蕭穎胄と⑩梁の長沙郡王懿は、朝政の補佐や叛乱の平定などに功績を立て、政権の中堅として活躍した¹¹。一方、④宋の江夏王義恭は、宋前廢帝の暴行がひどかったため、皇帝の廢立を計画し、結局失敗して殺された者である。そのほか、⑦齊の竟陵王子良、⑪陳の衡陽王昌は、共に帝位の争奪戦で失脚した封王である。⑧齊の海陵王昭文は蕭鸞の策謀により帝位に据えられた傀儡皇帝であり、廢位された後、間もなく殺されている。上述の帝室に関わる人物の他に、⑤宋の沈慶之もまた、死後輜輳車や鸞輅などの殊礼的な贈を下賜されている。沈慶之は軍功を積み重ね、三公の位に至った。しかし、彼は目に一丁字なき寒門出身の武人である¹²。最後には、宋の前廢帝を極力諫めたことによって、服毒自殺を迫られた。こうした五人（④⑤⑦⑧⑪）の例は、当時の主権者が最高等級の贈賄の贈与によって、政治的な対立を隠蔽して政権を安定させようとしたケースといえよう。

先にみたように東晋期には、輜輳車や鸞輅などの贈を享けた封王は会稽王司馬道子しかいなかった。それ以外には、王導・桓温・謝安は死去した際に、こうした殊遇を下賜されている。それに対し、南朝の場合、基本的に封王などの皇族に限られている点が注目される。

東晋においては、貴族層が、政治・軍事の主導権を握っていた¹³。王導・桓温・謝安ら三人はそのような代表的な人物である¹⁴。それと対照的に、南朝諸朝の皇帝は、基本的に自らの腹心の力（親族や寒門武人を中心とする）に頼って武力で政権を立てるようになったのである。南朝における皇帝権力の強化に伴い、皇族の地位は昇格されていく。その具体的な例としては、劉宋が建国した直後、朝堂での皇子の班次の改革を挙げることが出来る。『宋書』卷五七 蔡廓伝には、盧陵王義真的朝堂の班次に関する傅亮と蔡廓との議論が記されている。両晋における朝堂の班次は、本封（爵位）を論ぜずして、本位（官位）に準じて並べられていた。次門に出自し、当時実権を握っていた傅亮は、『詩序』（『詩経』の解説書）の記載や東晋の武陵王と会稽王の事例に基づいて、皇子の班次が朝堂において諸官の上に置かれるべきだと提言している。彼の意見は当時の一流貴族である蔡廓によって直ちに否定された¹⁵。ただし、越智重明氏の研究によれば、劉宋朝廷は結局傅亮の提議を受け入れて皇子・皇弟の班次を改革し、宋初以降、「皇帝—皇太子—皇子—宗親—上級士人」という政治的なヒエラルヒーが一応なりとも確立され、こうした構造は以降南朝を通じて存続していたという¹⁶。つまり、宋による朝堂班次の改革以降、皇族は貴族層及び国家の諸官員を凌駕する

存在となった。

南朝における政治的なヒエラルヒーの改変に伴い、それまで旧来の貴族層は徐々に政権の主導権を失い、彼らと皇帝との間における政治的な隔たりが拡大されていった。それに対し、皇族の地位は昇格されていく。こうした背景を踏まえると、皇帝の象徴たる輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅などの下賜としての殊礼は、南朝になると、旧貴族層にはまったく縁がなく、基本的に皇族を適用対象とするものとなっていたのである。

(2) 南朝における賻と襚の贈与

前項では南朝における殊礼としての賻賻について検討してきた。では、一般的な官員への賻賻の賜与はどのように行われたのであろう。南朝の史料に見える一般的な官員に贈る賻の例には、官位による明確な格差が見られず（本章末付表参照）、同じ官位を持つ官員に贈られる賻の額もまた、それぞれ異なっている。例えば、『宋書』卷七八 劉延孫伝に、

（大明六年、462）又詔曰、「故司徒文穆公延孫、居身寡約、家素貧虚、每念清美、良深悽嘆。葬送資調、固当闕乏、可賜錢三十万・米千斛」。

とある。また、同書卷八一 劉秀之伝に、

（大明八年、464）上以其莅官清潔、家無餘財、賜錢二十万・布三百匹。

とある。劉延孫は三品の侍中であったが、大明六年に死去した際、一品の司徒の追贈を享けており、錢三十万・米千斛を賜っている。劉秀之も生前三品の安北將軍であったが、大明八年の没後、直ちに一品の司空を贈られ、錢二十万・布三百匹を賜っている。つまり、彼らの官歴及び死後の贈官は、非常に類似しているにもかかわらず、贈られた賻については、質・量ともに大きな隔たりが見られる。また、『南齊書』卷三八 蕭赤斧伝に、

（永明三年、485）家無儲積、無絹為衾。上聞之、愈加惋惜。詔賻錢五万・上材一具・布百匹・蠟二百斤。

とある。同書同卷 蕭景先伝に、

（永明五年、487）上傷惜之、詔曰、「（前略）今便举哀。賻錢十万・布二百匹」。

とある。蕭赤斧と蕭景先は共に南齊の宗室であり、生前に皇帝から同様に優遇されており¹⁷、二人の任官・贈官の品級も類似している¹⁸。しかし、彼らに贈る賻の差異は大きい。以上のような類似の経歴を有する人物に、明らかな差額のある賻を贈った事例は、これ以外にも南朝の史書においてしばしば見出される。

また、前出の劉延孫・劉秀之・蕭赤斧の例を見れば、その家族は貧困のため喪葬の費用を賄うことができなかつたことがわかる。それに対し、皇帝はその状況を察知して特別に賻を賜与している。このような事例は、南朝の史料においては他にも幾つか見出せる¹⁹。逆に考えると、貧困でなければ、彼らは賻の下賜を享けられなかつたのかもしれない。

そのほか、賻の贈与だけではなく、南朝の史料においては、如何なる基準で襚の贈与をしたかについての記述は皆無である。例えば、南齊期には、襚を賜わった人物は、主に褚淵（建元四年、482）、柳士隆（永明九年、491）のような一品の顯官、または臨川王映（永明七年、489）、長沙王晃（永明八年、490）などの封王である。ただし、黄門郎（五品）の周山図（永明元年、483）は、死後、詔によって「朝服一具・衣一襲」の襚を賜っている。これに対し、周山図より官位の高い鎮東將軍（三品）李安民（永明四年、486）や侍中（三品）蕭景先（永明五年、487）は、却って襚の贈与を受けていない²⁰。

以上見えるように、南朝における賻と襚の下賜においては、官位に対する贈与の基準がまったく見えない。前掲の諸史料は基本的に詔から抜粋したものである。南朝では、尚書省や門下省などの機構は、「議」の形によって詔の起草に参画することができる²¹。しかし、管見の及ぶ限り、当該時代の史料には、官員や皇族が死亡した際、彼らの諡号を群官に議論させた記事がしばしば見られるが、賻贈の内容や数量を「議」によって定めた事例は見出せない。そのため、死亡した官員や皇族に贈った賻贈に関する詔は、基本的に皇帝の個人意志に基づいて出されたものであった可能性が高い。一例として、梁の王亮の事例を挙げよう。彼が天監八年（509）に死去した際、賻として「賻錢三万・布五十匹」を贈られている。王の事例としては、天監九年（510）、梁の宗室である蕭穎達に賜った賻贈の事例があり、「朝服一具・衣一襲・錢二十万・布二百匹」を賜っている。蕭穎達は生前一二班の右衛將軍であり、死後に一二班の侍中の官を贈られている。また、彼は中書監などの各省の長官のような高位にまでは至らなかったが、おそらく宗室であるため、死後に相当量の賻贈が与えられたと考えられる。また、同時期の沈約（天監一二年、513、一五班の少傅）と范岫（天監一三年、514、一四班の金紫光祿大夫）はすべて「賻錢五万・布百匹」の賻を得たという。それに対し、上述の王亮の享けた錢・布は彼らの半分ほどしかないのである。

王亮は王導の第六世の孫にあたり、一流貴族の出自を持っている。また、彼は、宋末に公主を妻に迎え、駙馬都尉・秘書郎に任じられており、南齊になると、尚書右僕射の位に昇っている。その後、蕭衍が皇帝に即位する際、王亮は孤高を保ち、不協力の態度を貫いている。そのため、彼は一度官爵を剥奪されて庶民となった。以下の『梁書』卷一六 王亮伝から、

免職された王亮に対する蕭衍の態度が窺えよう。

(天監)四年(505)夏、高祖讌於華光殿、謂群臣曰、「朕日昃聽政、思聞得失。卿等可謂多士、宜各尽獻替」。尚書左丞范縝起曰、「司徒謝朏本有虛名、陛下擢之如此、前尚書令王亮頗有治實、陛下棄之如彼、是愚臣所不知」。高祖變色曰、「卿可更餘言」。縝固執不已、高祖不悅。

とある。その後、王亮を推挙した范縝は官職を免じられ、廷尉に送られて処罰された。さらに、梁武帝は璽書を下し、王亮の悪行を列挙し、范縝を詰問した²²。これより、梁に反感を持つ王亮に対し、蕭衍は嫌悪していたことがわかる。天監八年、王亮は結局再び起用されたが、それは実権のない太常卿や中書監への就官であった。そのため、王亮が死去した際、少量な賻を享けるに止まったのであろう。

以上の検討をまとめると、南朝の史料に見える一般的な官員への賻賻には、賻と襚の二種類が見える。ただし、死亡した官員や皇族の家計が貧困であったために、皇帝が特に賻賻を下賜したことがしばしば確認される。それを踏まえると、当時における賻賻は、必ずしも制度化された官員の経済的な待遇の一つとはなっていなかったと考えられる。一方、南朝における賻賻関係の記事は、基本的に詔から抄録されたものであり、官位に相応する賻と襚の基準は、それらの史料からはまったく窺えない。また、詔によって贈られた賻賻には、皇帝の個人的な感情がある程度反映されていたと考えられる。

小結

本節では、賻賻の記事を東晋南朝の史料から抽出し、当該時代の賻賻制度について検討してきた。結果、

(1) 東晋南朝の賻賻賜与に際しては、霍光故事と安平献王故事に従い、殊礼の恩賞としての輜輶車・黄屋左纛・九旒鸾輅という賻は、最高等級の喪葬儀礼を意味していたこと。

(2) 棺を乗せる柩車や葬送の車である賻は、殯斂の場所で贈与される襚・賻とは異なり、出棺の際、死者に対する至上の礼遇を世間に公表するものとなったこと。

(3) 東晋における輜輶車や鸾輅などを享けた人々は基本的に貴族層の代表人物としての王導・桓温・謝安などであったが、南朝になると、そのような賻を賜った対象は皇族層と寒門武人に限られるようになり、こうした変化は、東晋から南朝における、皇権の強まりとそれに対する貴族層の弱体化を示していたと考えられること。

(4) 東晋朝においては、しばしば当時の人物の事例を参照し、それとの身分や功績の比定により、贈賻の贈与が行われていたが、これらの故事は、一貫性のある贈賻基準とは未だなっていないことがわかったこと。

(5) 南朝では、官位に相応する賻と襚の基準は定められておらず、その贈与は常に皇帝の詔によって臨時に決められていたと考えられること。
などが明らかとなった。

第二節 北魏における贈賻制度

北魏朝の歴史は、周知の様に、孝文帝の改革を境に大きな転回を遂げており、大まかに言えば、太和朝を分水嶺として前期と後期に二分できる。このような時代状況を考えれば、北魏の贈賻制度についても、前期と後期における変遷に注目すべきであろう。

北魏の贈賻制度について、謝宝富氏は、『魏書』や北魏の墓誌にある贈賻関係の記録を蒐集し、そこに見える贈賻の種類や内容を考察している。氏は、太和一九年(495)、北魏による貨幣発行に伴い、錢を賻の一部とする事例が増加していると論証している。また、孝文帝の改革以降、「朝服一具・衣一襲」の襚がしばしば下賜されている。氏は、それが西晋の制度に遡れることを明らかにした²³。謝氏の研究では、孝文帝の改革以降における贈賻の具体的な内訳が中心とされているが、孝文帝の改革以前の贈賻制度、特に当時の襚である「命服」の実態に検討を加えていない。

また、北魏の最高等級の贈賻は、ほとんど故事の基準に従って下賜されていた。しかし、孝文帝の改革に伴い、最高等級の贈賻の基準である故事が如何にして改変されたのか、という問題は未だ解明されていない。

本節は、以上の未解決の諸問題を検討することによって、孝文帝の改革を分水嶺とする北魏の贈賻制度の実態と変容を具体的に辿ってみたい。

1. 北魏における殊礼としての贈賻

拓跋氏政権における贈賻関係の最初の記録は代国時代まで遡れる。それについて、『魏書』卷一 序紀に、

(昭成帝建国二三年、360) 是歳、慕容儁死、子暉立。遣使致賻。

とある。これによれば、前燕の慕容儁（慕容皝の子）が死去した際、什翼犍は使節を遣わし、慕容氏に賻を贈ったことがわかる²⁴。つまり、この場合、賻は、外交手段とされている²⁵。ただし、代国時代を通じて、管見の限り、配下の官員に贈った賻の例はまったく見出せない。

北魏になると、官員に対して賻を贈与する記事が太宗明元帝期から見出せるようになる。『魏書』卷二九 叔孫俊伝に、

泰常元年（416）、卒、時年二十八。太宗甚痛悼之、親臨哀慟。朝野無不追惜。贈侍中・司空・安城王、諡孝元。賜温明祕器、載以輜輶車、衛士導從、陪葬金陵。子蒲、襲爵。
後有大功及寵幸貴臣薨、賻送終礼、皆依俊故事、無得踰之者。

とある。叔孫俊は道武帝の側近として仕え、獵郎などに任じている。清河王拓跋紹が道武帝を殺害して叛乱を起こしたとき、俊は太子拓跋嗣（明元帝）のもとに投じてその爪牙となった。拓跋嗣が即位したばかりのことであるが、朱提王拓跋悦が懷に凶器を隠して禁中に入り、明元帝を殺害しようと図ったところ、俊は拓跋悦の不審を察知して彼をその場で取り押さえた。明元帝は、この事件を含む俊の多くの功績を重んじて、彼に軍事や国政を委ね、群官の上奏もまず俊が確認した後に奏聞されることとなった²⁶。それ故、叔孫俊が死去した際、その葬儀においては、至上の礼遇を享けた。前掲した史料の下線部によれば、叔孫俊の事例は、その後、大功のあったものや寵貴の喪葬の際に参照される範となっていることがわかる。北魏の明元帝・太武帝期に、この叔孫俊の故事に従って執り行われた葬儀として以下のような五つの事例が見出せる。

番号	人物	時間	内容	出典
①	崔玄伯	泰常三年 (418)	及卒、下詔痛惜、贈司空、諡文貞公。喪礼一依安城王叔孫俊故事。詔群臣及附国渠帥皆会葬、自親王以外尽令拜送。	『魏書』 卷二四
②	車路頭	泰常六年 (421)	太宗親臨哀慟。贈侍中・左衛大將軍・太師・宣城王、諡曰忠貞。喪礼一依安城王叔孫俊故事、陪葬金陵。	『魏書』 卷三四
③	穆觀	泰常八年 (423)	太宗親臨其喪、悲慟左右。賜以通身隱起金飾棺、喪礼一依安城王叔孫俊故事。贈宜都王、諡曰文成。	『魏書』 卷二七

④	長孫翰	神麿三年 (430)	深見悼惜、為之流涕、親臨其喪。礼依安城王叔孫俊故事、賻賜有加、諡曰威。陪葬金陵。	『魏書』 卷二六
⑤	盧魯元	太平真君 三年 (442)	還、臨其喪、哭之哀慟。東西二宮命太官日送奠、晨昏哭臨、訖則備奏鐘鼓伎樂、輿駕比葬三臨之。喪礼依安城王故事、而贈送有加。贈襄城王、諡曰孝。	『魏書』 卷三四

先の叔孫俊伝に見えるように、叔孫俊の死後、安城王の封爵が追贈された。それ故、上表に掲げる彼の故事は、また安城王故事と呼ばれることとなる。上表に記した人物はすべて生前朝廷の機要を参掌し、或は大きな軍功を立てている。死後、彼らはほとんど最高の官位、或は王の爵位を追贈され、さらに皇帝が葬儀に親臨する礼遇を享けた。また、叔孫俊伝には、「賻送終礼、皆依俊故事」との記述があり、叔孫俊故事は、一定の賻賻と喪葬の儀式とで構成されていたことがわかる。つまり、叔孫俊の葬儀は明元帝・太武帝期における最高級の喪葬儀礼の基準になったと言えるであろう。いま叔孫俊に与えられた賻賻の全般を知るよしはないが、輜輦車が出棺用の喪車とされたことが明記されている。これを踏まえると、北魏は漢晋以来の喪葬儀礼の影響を受け、輜輦車を最高級の賻賻の一つとしていたと考えられる。つまり、北魏前期における最高等級の葬送儀礼に用いられる車としては輜輦車しかなく、漢晋南朝における皇帝の「吉駕」を代表する鸞輅は、未だ賻の内容となっていなかったと考えられる。また、叔孫俊の葬儀には、「衛士」によって構成された導従儀仗が見えるが、漢晋間に定型化された虎賁百人・前後部羽葆鼓吹などは彼の葬送儀仗として贈られてはいない²⁷。当時における恩賞として賜与された最高等級の葬送儀仗に関しては、次の『魏書』卷三四 王洛兒伝からも窺える。

永興五年(413)卒。贈太尉・建平王、賜温明祕器、載以輜輦車、使殿中衛士為之導従。それに対し、北魏前期の史料には、輜輦車を鸞輅・虎賁百人・前後部羽葆鼓吹などに合わせて構成される葬儀に関する記載が、まったく見られない。

前表において、④長孫翰と⑤盧魯元の記事には、それぞれ「賻賜有加」と「贈送有加」の記述が見られる。これによれば、長孫翰と盧魯元の葬儀は基本的に叔孫俊の故事に倣ったものであるが、賻賻の物品が叔孫俊の場合より多く贈られたことがわかる。盧魯元の以後、私見の限り、叔孫俊の故事に関する記載はまったく見出せない。それに対し、『魏書』卷三〇 車伊洛伝に、

興安二年（453）卒。贈鎮西大將軍、秦州刺史、諡曰康王。賜綿絹雜綵五百匹・衣二十七襲。葬禮依盧魯元故事。

とある。また、同書同卷 宿石伝に、

延興元年（471）卒。追贈太原王、諡曰康。葬禮依盧魯元故事。

とある。つまり、盧魯元の事例は、新たな葬儀の故事となったのである。

盧魯元故事を参照した最後の事例は孝文帝初年（延興元年）の宿石の葬儀である。太和以降になると、北魏朝廷はしばしば漢晋の殊礼的規格に従って貴臣や封王の葬儀を執り行っている。そのことについては、以下の諸例が参考になる。

番号	人物	時間	内容	出典
①	馮誕	太和一九年 (495)	加以殊礼、備錫九命、依晋大司馬齊王攸故事。	『魏書』 卷八三上
②	馮熙	太和一九年	加黄屋左纛、備九錫・前後部羽葆鼓吹、皆依晋太宰安平献王故事。	『魏書』 卷八三上
③	劉昶	太和二一年 (497)	加以殊礼、備九錫、給前後部羽葆鼓吹、依晋琅邪武王伷故事。	『魏書』 卷五九
④	元勰	永平元年 (508)	給纛輅九旒・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。	『魏書』 卷二一下
⑤	胡国珍	神龜元年 (518)	加九錫、葬以殊礼、給九旒纛輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。	『魏書』 卷八三下
⑥	元澄	神龜二年 (519)	加以殊礼、備九錫、依晋大司馬齊王攸故事。	『魏書』 卷一九中
⑦	元懌	孝昌元年 (525)	加以殊礼、纛輅九旒、虎賁班劍百人、前後部羽葆鼓吹、輜輶車、一依彭城武宣王故事、其黄屋左纛依漢大將軍霍光故事、備賜九命。	元懌墓誌 28
⑧	元略	建義元年 (528)	宸居追歎、贈侔博陸（霍光故事）。	元略墓誌 29
⑨	元子正	建義元年	贈（中略）纛輅九旒・黄屋左纛・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍一百人。	『魏書』 卷二一下

			加黄屋左纛・虎賁班劍一百人。	元子正墓 誌 ³⁰
⑩	尔朱荣	永安三年 (530)	又詔曰、「(前略) 可追号為晋王、加九錫、給九旒纛輅・虎賁班劍三百人・輜輶車、準晋太宰安平献王故事。諡曰武」。	『魏書』 卷七四

①馮誕と⑥元澄の記事に記されている晋の齐王攸故事とは、晋の安平献王(司馬孚)故事に由来するものである³¹。また、③劉昶の事例に見える晋の琅邪武王佑故事は、西晋における司馬佑の故事であろうが、西晋の史料には関連する記述が見当たらない。しかし、西晋朝には、特別に礼遇された封王の葬儀は、基本的に晋安平献王の故事に従い、輜輶車や鸞輅などの贈が下賜されていた。この点を踏まえると、所謂琅邪武王佑故事においても、こうした賜与が含まれていたと考えられる。そのほか、⑦元懌が死去した際、彼の葬儀は彭城武宣王故事と霍光故事とを参照していたという。彭城武宣王とは、すなわち④彭城王元勰であり、その故事は北魏の事例であるが、その具体的な葬儀は、基本的に晋安平献王孚故事の規格と同等である。

一方、前掲の馮誕などの葬儀にはしばしば九錫(九命)の下賜が見える。それに対し、西晋の安平献王孚、齐王攸、琅邪武王佑は、生前にも死後にも九錫の恩賞を蒙ったことがない。そのため、前掲した馮誕などの葬儀は必ずしも完全に西晋の故事に従って行われたわけではない。ただし、九錫は至上の礼遇としての九種類の恩賞であり、鸞輅・龍旗・虎賁はそのうちの三つである³²。つまり、馮誕などの葬儀における殊礼としての構成は、漢晋の故事に定められた諸恩賞と一致している。

以上、北魏における最高等級の葬儀を検討してきた。孝文帝の改革に伴い、北魏の前・後期における葬儀としての基準は明らかに改変されていることがわかる。その特徴としては、本朝の故事(叔孫俊故事と盧魯元故事)から漢晋の伝統へ復帰したということである。その改変は、中国化(漢化政策)が推し進められるにつれ、北魏朝廷が自身を西晋の後継者と視なし³³、漢晋の制度を大量に導入するようになったことによるであろう。

また、北魏太和以降においては、以下のような本朝の事例に基づいた故事も存在する。『魏書』卷二一上 北海王詳伝に、

(正始元年、504) 詔曰、「(前略) 給東園祕器、贈物之數一依広陵故事」。

とある。同書卷六七 崔光伝に、

(正光四年、523) 詔給東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・錢六十万・布一千匹・蠟四百斤、大鴻臚監護喪事。(中略) 五年正月、贈太傅・領尚書令・驃騎大將軍・開府・冀州刺史・侍中如故。又勅加後部鼓吹・班劍、依太保広陽王故事、諡文宣公。

とある。前掲の広陵故事と太保広陽王故事に関する記述は、北魏の史料においてはそれぞれ一か所しかない。崔光伝によれば、「加後部鼓吹・班劍」とは広陽王故事を倣って行われた儀仗のことであるという³⁴。また、北海王詳伝に言及されている広陵故事は、北魏の広陵王羽(北海王詳の兄)の故事であると考えられる。その具体的な内容については、『魏書』卷二一上 広陵王羽伝に、

(景明二年、501) 詔給東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・錢六十万・布一千匹・蠟三百斤、大鴻臚護喪事。大斂、帝親臨之、举哀都亭。贈使持節・侍中・驃騎大將軍・司徒公・冀州刺史、給羽葆鼓吹・班劍四十人、諡曰惠。

と具体的に記している。これによれば、広陵王羽に下賜された襜褕・罽は「朝服一具・衣一襲・錢六十万・布一千匹」とあるが、その葬送の儀仗において中心的な役割を果たしたのは「羽葆鼓吹・班劍四十人」であろう。所謂広陵王故事の実態は、この贈罽と儀仗にかかっていると考えられる。

しかし、広陽王故事と広陵(王)故事には、皇帝の權威を象徴する贈の賜与がまったく記載されていない。そのため、その二つの故事は最高級の贈罽の基準を示すものではないと考えても差支えないであろう。

2. 北朝における襜褕と罽の内容

北魏の史料に見える贈罽はその贈与対象者のほとんどが四品以上の官員である。贈罽の内容や量から見れば、官位の等級による一定の格差が存在しているが、各品級に対応する具体的な基準は明らかではない³⁵。また、北魏における一般的な官員に贈る贈罽は襜褕・罽の二種類があり、太和前後を境に、二種の内容がともに改変されている。以下、北魏における襜褕・罽の変遷について検討する。

(1) 襜褕の内容

北魏の史料では襜褕の内容は命服・朝服一具・衣一襲の三種類がある。命服とは、本来周天

子が「九命」の諸侯・諸臣に下賜した九等級の公的服である。漢代以降の服制には、祭服・朝服に関する制度がすでに確立されていたが³⁶、命服に関する規定は皆無である。ただし、史料では、命服の使用がしばしば現れている。『晋書』卷二四 職官志に、

及渡江（中略）其王公已下、茅社符璽、車旗命服、一如泰始初故事。

とある。ここでは、東晋が建国した直後、西晋泰始朝の輿服制度を踏襲することが記されている。この命服は、祭服・朝服を包括する服制の全般を指すと考えられる。また、前節で検討した南朝齊の豫章王嶷に賜った「斂以袞冕之服・温明祕器・命服一具・衣一襲」の中で、ここでは特に「命服一具」を取り上げたい。「具」は、当時の朝服を数える特有な量詞であるため³⁷、この史料に出る命服は、朝服のことを指しているのであろう。従って、命服は、ある種の決まった形態を有する衣服を具体的に意味するものではなく、公的服の一般的な呼称として使われていたことが明らかである。

北魏朝廷が賜った命服の事例は10例あり、太和一一年（487）、司徒高允に命服を賜与するのは北魏史料における最後の贈例である³⁸。高允の事例以降、命服を襚として下賜する例が見出せない。それに対し、太和一一年以前における朝服の下賜例は2例しかない³⁹。それは、当時における服制が未整備であったことから起こったものと考えられる。『魏書』卷一〇八 礼志四に、

（太祖天興）六年（403）、又詔有司制冠服、隨品秩各有差、時事未暇、多失古礼。

とある。また、『隋書』卷一〇 礼儀五に、

後魏天興初、詔儀曹郎董謐撰朝饗儀、始制軒冕、未知古式、多違旧章。

とある。太祖道武帝は北魏史上初めて礼制を整備し、公的服制を定めた。ただし、当時は中国の制度を十分に参照・採用してはならず、旧来の服制とは相当の差異があり、おそらく鮮卑の服飾の慣習も色濃く反映されていたのであろう。大同地域の北魏墓より出土した陶俑や雲岡石窟・敦煌石窟の雕像・壁画などの図像史料には、北魏平城時代の服飾の実態が反映されている。当時における士・民の服飾は、基本的に鮮卑服である⁴⁰。

漢代以来、祭服と朝服の様式や使用の場合が明確に規定されていたが⁴¹、道武帝期に制定された公的服は必ずしも漢代以来の祭服・朝服とは、対応していない。そのため、実際には、祭服や朝服の代わりに、しばしば公的服を意味する命服という用語で表していたと考えられる。

太和朝になると、胡服の着用禁止に伴い、太和一九年、北魏朝廷は新たな服制を正式に頒布する。『魏書』卷七下 高祖紀に、

(太和一九年) 甲子、引見群臣于光極堂、班賜冠服。

とある。残念ながら、当時頒布された冠服の具体的なスタイルに関する記載は残っていない。だが、漢化政策の下に、服制改革の趨勢は中国式へと傾いていたとされている⁴²。太和一九年の服制改革の始動については、『魏書』卷九一 蔣少游伝に、

及詔尚書李冲与馮誕・游明根・高閭等議定衣冠於禁中、少游巧思、令主其事、亦訪於劉昶。二意相乖、時致諍競、積六載乃成、始班賜百官。

とある。つまり、六年前から李冲や蔣少游によって、冠服の様式が検討されてきた。また、『魏書』卷一〇八 礼志一によると、すなわち一部の中国式の服制が太和一九年の前に、すでに実行されていたことがわかる。

(太和一五年、491) 十一月己未朔、帝祫禫祭於太和廟。帝袞冕、与祭者朝服。既而帝冠黑介幘、素紗深衣、拜山陵而還宮。(中略) 癸亥冬至、将祭園丘、帝袞冕劍舄、侍臣朝服。(中略) 甲子、帝袞冕辞太和廟、臨太華殿、朝群官。既而帝冠通天、絳紗袍、臨饗礼。

とある。ここに見える孝文帝が着用する袞冕・黒介幘・深衣・冠通天・絳紗袍などは、すべて漢代以来の祭服・朝服の一部である⁴³。その皇帝用服を考えると、周辺の祭者と侍臣に与える朝服も、おそらく中国式のものであろう。以上の検討により、太和中期(遅くとも太和一五年)以降、北魏朝廷は服制改革を推し進め、中国式の祭服と朝服を採用するようになっていたことがわかる。中国式の朝服の確立に従い、命服にかわり、「朝服一具」が改めて禛の一部として指定されていたと考えられる⁴⁴。

前節で述べたように、両晋南朝においては、「朝服一具」はしばしば「衣一襲」とセットで禛として下賜された。太和中期以降の史料に、禛の内容に関しては、基本的に「朝服一具」と「衣一襲」の記載が見える。それを踏まえると、太和期における服制改革の結果の一つとしての禛の内容は、西晋以来の「朝服一具・衣一襲」を踏襲したものと考えられる。

(2) 賻の内容

北魏の史料によれば、賻には織物・穀物・銭の三種類があった。また、太和一九年(495)以前には、賻の賜与が織物・穀物に限られていたが、銭を賻とする例はまったく見出せない。これは北魏における貨幣の発行との関連が指摘できる。北魏における銅銭の鑄造については、『魏書』卷一一〇 食貨志に、

魏初至於太和、錢貨無所周流。高祖始詔天下用錢焉。十九年、冶鑄粗備、文曰「太和五銖」。詔京師及諸州鎮、皆通行之。

とある。太和一九年における貨幣発行後、賻である錢の賜与は頻繁に行われていた⁴⁵。それに対し、同時期における穀物を賻として賜う事例は激減している⁴⁶。前章で述べたように、西晋は後漢以来の贈賻関係の制度を整頓し、錢と織物を一品官に贈る賻の内容として指定していた。太和一九年以降、北魏朝廷による賻の構成改変は、西晋の伝統を倣って行われたのであろう。

また、賻としての織物の下賜例は、北魏の前期・後期にも見られる。その内容は、布・帛・綵などのほか、「段」で数えられる「物」という下賜品は北魏朝に初めて登場する。『魏書』卷八七 胡国珍伝に、

賜物三千段・粟一千五百石。

とある。また、元融墓誌⁴⁷に、

給東園祕器、朝服一具・衣一襲、賻物八百段。

とある。「物」とは本来は同種類の物品の総称（例えば、衣物や食物）であり、前掲の史料に掲げる「物」は織物の総称とされている。晋南朝史料においては、賻としての織物の内容はほとんど布であり、「段」で数えられる織物の賜与はまったく見られない。量詞としての「段」は本来切断されたものの一部を意味し、北魏以降、しばしば織物の数え方として用いられていた。ただし、北朝の末期までは、「段」で数えられる織物の具体的な種類や長さは、いまだに制度として定められていなかったと考えられる⁴⁸。

小結

本節の検討を要約すると、以下ようになる。

(1) 北魏前期まで、最高級の葬儀は、北魏本朝の人物である叔孫俊の故事、及びそれから派生した盧魯元の故事に従っていた。太和期以降、北魏朝廷は基本的に漢晋時代の故事にならって優遇された貴臣や封王の葬儀を執り行うようになった。

(2) 一般的な官員向けの贈賻は襚と賻の二種類がある。それらの具体的な内容は、孝文帝改革を機に変容した。北魏前期においては、襚は鮮卑的な色彩が強い公的服(命服)であり、太和期の改革以降、その内容は、西晋以来の「朝服一具・衣一襲」を採用するようになっていた。また、太和一九年、北魏の貨幣発行につれ、賻の内容は穀物と織物から、西晋の贈賻

制度に定められた錢と織物の組み合わせへと改変した。

北魏における国家体制の変革に伴い、当該時代の贈賻制度も大きな変貌を遂げた。その特徴は、本朝の制度から西晋伝統へ復帰する傾向にあると考えられる。本節では、北魏の贈賻制度の変遷は、孝文帝改革と同様の方向性を有するという点を明らかにした。

北魏の後継たる東魏・西魏・北齊・北周の史料には、贈賻の贈与に関する記事が少ない。ただし、関連史料の数はわずかではあるが、当該時代の贈賻の種類や内容は、基本的に北魏後期のものと一致していることが確認できる（本章末付表参照）。少なくとも、それらの諸王朝においては、北魏太和改革時に生まれた贈賻制度がそのまま継承され、質的な変化は生じてはいないと判断できるのである。

¹ 『周礼』春官 典命に、「上公九命為伯」とある。また、『周礼』春官 御史の賈公彦の疏に、「(前略) 上公九命服袞冕」とある。

² 『晋書』卷二四 職官志に、「文武官公皆假金章紫綬、著五時服。其相国・丞相、皆袞冕・緑盤綬、所以殊於常公也」とある。晋における「文武官公」は、すべて一品官である。

³ 『晋書』卷九八 桓温伝参照。

⁴ 本博士論文第一章第四節参照。

⁵ 安田二郎『六朝政治史の研究』第I編第四章「一、桓温死去直後の桓氏対策」（京都大学学術出版会、2003年）参照。

⁶ 会稽王道子は、兄の孝武帝を補佐し、輔政としての謝安を追い落としたことにより、朝政を掌握して専権を振るったが、安帝朝になると、酒に溺れ、世子の司馬元顕に実権を奪われた。孫恩の乱が起こると、これを好機とみた桓玄は、軍団を率いて長江を下り、建康を占領した。元興元年（402）、会稽王道子は、朝政を掌握した桓玄に酖殺された。

⁷ 前章では、賈充の葬儀について検討が加えられた。それでは、基本的に安平献王故事に従い、輜輦車・黄屋左纛・九旒鸞輅などの殊礼としての贈が下賜された。賈充の妻である宣城宣君の葬儀でもそれらの贈も用いられたことは、次の史料から確認できる。『太平御覧』卷二〇二 封建部五の県君条には、「潘岳宣城宣君誄曰、「(前略) 輜車整駕、介士列陣、鸞輅依容、輜車升櫬」とある。

⁸ 輜輦車の役割については、本博士論文の第二章第一節参照。

⁹ この「贈一依温嶠故事」に見える「贈」のような表現は、ある場合、贈官のことを指す。窪添慶文「關於北魏的贈官」（『文史哲』1993年3期）、また同氏『魏晉南北朝官僚制研究』（汲古書院、2003年）再収。しかし、温嶠は薨去した際、侍中・大將軍を追贈された。それに対し、郗鑒の贈官は、太宰である。そのため、ここに見える「贈」は、贈官ではなく、賄賂の贈与という意味であると考えられる。

¹⁰ 滋賀秀三『中国法制史論集 法典と刑罰』第一章「第三節 魏晉南北朝—真正律令形成期—（法源の整頓）」（創文社、2003年）参照。

¹¹ 蕭懿は、蕭衍の長兄であり、齊において崔慧景の叛乱を平定し、尚書令・都督征討水陸諸軍事に任じられた。彼が結局茹法珍の讒言によって、蕭宝卷に殺害された。蕭衍が即位した直後、懿を追悼するため、晋の安平献王故事に準じて彼の葬儀を行わせた。

¹² 『宋書』卷七七 沈慶之伝には、「上嘗歛飲、普令群臣賦詩、慶之手不知書、眼不識字、上逼令作詩、慶之曰、「臣不知書、請口授師伯」とある。また、沈慶之は吳興武康の人である。沈氏の一族からは、その後沈演之や沈約のごとき文官が輩出されるが、劉宋初年においてはいまだ武人的な性格が強く、豪族であった。晋宋の交代期における沈慶之、及び吳興沈氏の活動については、川勝義雄「劉宋政權の成立と寒門武人—貴族制との関連において—」（『東方学報（京都）』36、1964）参照、同氏『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、1982年）再収。また、唐燮軍『六朝吳興沈氏及其宗族文化探究』第四篇「吳興沈氏的士族化及其相關問題」（中国社会科学出版社、2007年）も参照。

¹³ 東晋政權において貴族層が果たしていた役割や、東晋貴族制の特徴などについては、越智重明『魏晉南朝の貴族制』第四章「東晋政權と東晋貴族制」（研文出版社、1982年）、前掲川勝氏『六朝貴族制社会の研究』第Ⅱ部第四章「東晋貴族制の確立過程」参照。

¹⁴ 王導・桓温・謝安が東晋政權を握っている過程については、田余慶『東晋門閥政治』「积」
「王与馬共天下」・「桓温的先世和桓温的北伐問題」・「陳郡謝氏与淝水之戰」（北京大学出版社、1996年）参照。

¹⁵ 『宋書』卷五七 蔡廓伝には、「時疑揚州刺史廬陵王義真朝堂班次、（傳）亮与廓書曰、「揚州自応著刺史服耳。然謂坐起班次、応在朝堂諸官上、不応依官次坐下。足下試更尋之。『詩序』云、「王姬下嫁於諸侯、衣服礼秩、不係其夫、下王后一等」。推王姬下王后一等、則皇子居然在王公之上。陸士衡『起居注』、「式乾殿集、諸皇子悉在三司上」。今抄疏如別。又海西即位赦文、太宰武陵王第一、撫軍將軍会稽王第二、大司馬第三。大司馬位既最高、又都督中外、而次在二王之下、豈非下皇子邪。（後略）」。廓答曰、「揚州位居卿君之下、常亦惟疑。然

朝廷以位相次、不以本封、復無明文云皇子加殊礼（後略）」とある。

¹⁶ 越智氏『魏晋南朝の政治と社会』（吉川弘文館、1963年）378～383頁。

¹⁷ 『南齊書』卷三八 蕭赤斧伝に、「世祖親遇与蕭景先相比」とある。

¹⁸ 蕭赤斧は生前散騎常侍や太子詹事などの三品官に至り、没後、直ちに二品の金紫光祿大夫を贈られた。蕭景先は三品の太子詹事や征虜將軍に任じられたが、死去の際、三品の侍中・征北將軍を追贈された。

¹⁹ 宋の陸徽（元嘉二九年、452）・梁の庾華（天監元年、502）も貧困のために、皇帝から賻の賜与を受けた。

²⁰ それらの人物に贈られた賻賻の記載については、本章末における付表参照。以下の諸例は同様である。

²¹ 南朝期における詔の作成については、金子修一「南朝期の上奏文の一形態について—『宋書』礼儀志を史料として—」（『東洋文化』60、1980年）、中村圭爾「南朝における詔」（『東アジア古文書の史的的研究』刀水書房、1990年）参照。

²² 『梁書』卷一六 王亮伝参照。

²³ 謝宝富『北朝婚喪礼俗研究』第二章第一節「七、詔贈賻物及贈官」（首都師範大学出版社、1998年）参照。

²⁴ 昭成帝什翼犍はまず慕容皝の妹を、その死後にまた皝の娘を迎えて后とした。当時什翼犍は姻戚関係によって前燕との関係を強化した。

²⁵ このような賻賻の役割は、先秦の諸国間にも見出される。曹瑋「東周時期的賻賻制度」（『考古与文物』2002年6期）参照。

²⁶ 『魏書』卷二七 叔孫俊伝に、「太宗以俊前後功重、軍国大計一以委之。群官上事、先由俊銓校、然後奏聞」とある。

²⁷ 虎賁百人・前後部羽葆鼓吹などの葬送儀仗については、本博士論文の第二章第二節と第三章第三節参照。

²⁸ 洛陽市文物工作隊『洛陽出土歷代墓誌輯繩』（中国社会科学出版社、1991年）、43頁参照。

²⁹ 韓理洲等 輯校編年『全北魏東魏西魏文補遺』（三秦出版社、2010年）279頁参照。

³⁰ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』284頁参照。

³¹ 『晋書』卷三八 齊王攸伝に、「詔喪礼依安平王孚故事」とある。

³² 『漢書』卷九九上 王莽伝には、九錫の内容を明記しており、中には、「鸞路乘馬」・「龍旗九旒」・「虎賁班劍三百人」とある。

³³ 川本芳昭『魏晋南北朝時代の民族問題』第一編第二章「五胡十六国・北魏時代における「正統」王朝について」（汲古書院、1998年）参照。

³⁴ 崔光伝には、広陽王の名を記していないが、崔光以前、太保の位に至る北魏の広陽王という人物は、広陽王嘉しかない。しかし、『魏書』卷一八 広陽王伝には、彼の葬儀についての記載が残っていない。

³⁵ 太和朝以降の墓誌史料には、死者が「恒典」や「常数」という基準を超える贈賻を賜った記載は数例見える。例えば、北魏景明三年（502）太尉穆亮墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』90頁）には、「天子震悼、群公哀動。贈襚之礼、有加恒典」とある。北魏神龜二年（519）齊郡王元祐墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』、153頁）には、「天子震悼、百辟悲慟。贈賻之厚、礼越常倫」とある。北魏永安二年（529）使持節衛大將軍儀同三司荀君墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』、295頁）には、「天子哀悼、百聊痛惜。贈賻之礼、有隆常数」とある。東魏元象二年（539）太尉公孫略墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』、362頁）には、「朝野聞之、莫不灑淚。王人弔賻、有加恒数」とある。東魏興和二年（540）驃騎大將軍儀同三司閻伯昇墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』、365頁）には、「皇上嗟悼、群后（官）摧傷。贈賻之典、每加恒数」とある。それらの記載から、少なくとも一部の死者を適用対象者とする贈賻の基準が存在していることが推定される。しかしながら、それらの墓誌の記載は、文学的な表現であるほめ言葉の色彩が強烈であり、かつそれらには、贈賻の基準が明確に記されていない。そのため、こうした墓誌の記載を通じて当時における贈賻の基準や存在形態などを検討するのは、困難である。

³⁶ 小林聡「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」（『埼玉大学紀要（教育学部）』58—2、2009年）参照。

³⁷ 本博士論文の第三章第五節参照。

³⁸ 管見の限り、北魏における命服の下賜例は、李先（神龜二年、429）・高推（太延二年、436）・寇修之（太武帝朝）・李宝（太安五年、459）・皮豹子（和平五年、464）・源賀（太和三年、479）・呂羅漢（太和六年、482）・刁雍（太和八年、484）・陸定国（太和八年）・高允（太和十一年、487）の10例がある（本章未付表参照）。

³⁹ 太武帝朝の于栗磾が、死後「朝服一具・衣一襲」の襚を下賜された。また、太和九年（485）、程駿が死去した際、孝文帝は彼に「朝服一称」の襚を贈与した。この「朝服一称」は「朝服一具」と同じものであると考えられる。しかし、後述するように、北魏前期では、中国式の服制が未だ成立していなかった。そのため、当時における襚とされる朝服は、晋南朝の制度

を形式的に模倣したものであったと考えられる。

⁴⁰ 黄良瑩『北朝服飾研究』第一章「北魏平城時期之鮮卑服」（国立歴史博物館、2011年）参照。

⁴¹ 前掲小林氏「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」参照。

⁴² 小林聡氏は、北魏前期・後期における服制の変容について全面的に検討し、太和朝の服制改革が晋南朝の服制を元に行われており、中国式へ進められていたと論じている。また、氏は、画像史料に基づき、太和改制以降における服飾の具体的なスタイルでは、北族的要素もある程度保留されているとしている。太和改制前後の服制の変化については、小林聡「北朝時代における公的服飾制度の諸相—朝服制度を中心—」（『大正大学東洋史研究』3、2010年）参照。

⁴³ 『続漢書』輿服志下、『晋書』卷二五 輿服志参照。

⁴⁴ 太和一五年以降における綵の内容について、本章末付表参照。

⁴⁵ 前掲謝氏『北朝婚喪礼俗研究』、115頁参照。その具体的な事例は、本章末付表参照。

⁴⁶ 『魏書』には、太和一九年における貨幣発行の具体的な月日については、記されていない。また、太和一九年二月には、馮誕が死去した際、孝文帝は彼に穀五千斛の賻を賜与した。太和一九年の貨幣発行は、馮誕の事例以降に行われたと考えられる。管見の限り、それ以後、賻としての穀物の下賜は、胡国珍（神龜元年、518）と李苗（永安三年、530）の2例しかない（本章末付表参照）。

⁴⁷ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』249頁参照。

⁴⁸ 劉世儒『魏晋南北朝量詞研究』第二章第二節「段」（中華書局、1965年）参照。

付表 東晋南北朝における贈賻の事例

東晋

時間	人物	官職 ¹	内容	出典
咸和三年 (328)	鍾雅	光祿勳 (三品)	其後以家貧、詔賜布帛百匹。	『晋書』 卷七〇
咸和四年 (329)	溫嶠	大將軍 (一品)	帝下冊書曰、「(前略) 賜錢百万・布千匹、諡曰忠武、祠以太牢」。	『晋書』 卷六七
咸康五年 (339)	王導	丞相	帝挙哀於朝堂三日、遣大鴻臚持節監護喪事、贈襚之礼、一依漢博陸侯及安平献王故事。及葬、給九游・輜輳車・黄屋左纛・前後羽葆鼓吹・武賁班劍百人、中興名臣莫与為比。	『晋書』 卷六五
咸康五年	郗鑒	太宰 (一品)	帝朝晡哭于朝堂、遣御史持節護喪事、贈一依溫嶠故事。	『晋書』 卷六七
永和元年 (345)	諸葛恢	左光祿大夫、儀同三司 (一品)	贈賻之礼、一依太尉興平伯故事。	『晋書』 卷七七
永和一二年 (356)	蔡謨	司空 (一品)	贈賻之礼、一依太尉陸玩故事。	『晋書』 卷七七
約太和四年 (369)	南康公主 (桓溫妻)		詔賻布千匹・錢百万。溫辞不受。	『晋書』 卷九八
寧康元年 (373)	桓溫	丞相	皇太后与帝臨於朝堂三日、詔賜九命袞冕之服、又朝服一具・衣一襲・東園祕器・錢二百万・布二千匹・蠟五百斤、以供喪事。及葬、一依太宰安平献王・漢大將軍霍光故事、賜九旒鸞輅・黄屋左纛・輜輳車・挽歌二部・羽葆鼓吹・武賁班劍百人、優冊即前南郡公、增七千五百戸、進地方三百里、賜錢五千万・絹二万匹・布十万匹、追贈丞相。	『晋書』 卷九八

太元二年 (377)	桓豁	司空 (一品)	贈錢五十萬・布五百匹。使者持節 監護喪事。	『晉書』 卷七四
約太元七年 (382)	周虓	龍驤將軍 (三品)	孝武帝詔曰、「(前略) 賻錢二十 萬・布百匹」。	『晉書』 卷五八
約太元七年	丁穆	順陽太守 (五品)	孝武帝下詔曰、「(前略) 賻賜一依 周虓故事 (後略)」。	『晉書』 卷八九
太元一〇年 (385)	謝安	太保 (一品)	帝三日臨于朝堂、賜東園祕器・朝 服一具・衣一襲・錢百萬・布千匹・ 蠟五百斤、贈太傅、謚曰文靖。以 無下舍、詔府中備凶儀。及葬、加 殊禮、依大司馬桓溫故事、又以平 苻堅勲更封廬陵郡公。	『晉書』 卷七九
元興三年 (404)	司馬道子 (會稽王)	丞相	下令曰、「(前略) 可追崇太傅為丞 相、加殊禮、一依安平獻王故事」。	『晉書』 卷六四
義熙年間 (405～ 418)	毛璩	益州刺史 (四品)	(前略) 詔曰、「故益州刺史璩、 西夷校尉瑾、蜀郡太守瑗 (中略) 可皆贈先所授官、給錢三十萬・布 三百匹」。	『晉書』 卷八一
	毛瑾	西夷校尉 (五品)		
	毛瑗	蜀郡太守 (五品)		

宋

時間	人物	官職	內容	出典
永初元年 (420)	劉道規 (臨川王)	丞相	太祖詔曰、「(前略) 故侍中大司馬 臨川烈武王 (中略) 其追崇丞相、 加殊禮・鸞輅九旒・黃屋左纛、給 節鉞・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍 百人、侍中如故」。	『宋書』 卷五一
永初三年 (422)	劉道憐 (長沙王)	太傅 (一品)	祭禮依晉太宰安平王故事、鸞輅 九旒、黃屋左纛、輜輶、挽歌二部、 前後部羽葆鼓吹、虎賁班劍百人。	『宋書』 卷五一
元嘉五年 (428)	徐豁	庾州刺史 (四品)	太祖又下詔曰、「(前略) 可賜錢十 萬・布百匹、以營葬事」。	『宋書』 卷九二
元嘉九年 (432)	王弘	太保 (一品)	給節、加羽葆鼓吹、增班劍為六十 人 (中略) 又詔、「(前略) 可賜錢	『宋書』 卷四二

			百万・米千斛」。	
元嘉一九年 (442)	姜道盛	給事中 (五品)	又詔曰、「(前略) 賜錢十萬」。	『宋書』 卷四七
元嘉二〇年 (443)	惠巖	僧人	詔曰、「(前略) 可給錢五萬・布五十匹」。	『高僧傳』 卷七
元嘉二九年 (452)	陸徽	益州刺史 (四品)	身亡之日、家無余財、太祖甚痛惜之。(中略) 賜錢十萬・米二百斛。	『宋書』 卷九二
大明六年 (462)	劉延孫	司徒 (一品)	又詔曰、「(前略) 可賜錢三十萬・米千斛」。	『宋書』 卷七八
大明六年	殷貴妃		葬給輜輶車・虎賁班劍・鑾輅九旒・黃屋左纛・前後部羽葆鼓吹。	『宋書』 卷八〇
大明八年 (464)	劉秀之	司空 (一品)	賜錢二十萬・布三百匹。	『宋書』 卷八一
泰始二年 (466)	劉義恭 (江夏王)	丞相	太宗定亂、令書曰、「(前略) 給九旒鸞輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車」。	『宋書』 卷六一

齊

時間	人物	官職 ²	內容	出典
建元二年 (480)	劉善明	左將軍 (三品)	贈錢三萬・布五十匹。	『南齊書』 卷二八
建元四年 (482)	褚淵	太宰 (一品)	薨、家無餘財、負債至數十萬。詔曰、「(前略) 給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十萬・布二百匹・蠟二百斤」。(中略) 又詔曰、「(前略) 給節、加羽葆鼓吹、增班劍為六十人。葬送之禮、悉依宋太保王弘故事。諡曰文簡」。	『南齊書』 卷二三
永明元年 (483)	周山陰	黃門郎 (五品)	詔賜朝服一具・衣一襲。	『南齊書』 卷二九
永明三年 (485)	蕭赤斧	金紫光祿 大夫 (二品)	家無儲積、無絹為衾。上聞之、愈加惋惜。詔賻錢五萬・上材一具・布百匹・蠟二百斤。	『南齊書』 卷三八
永明四年 (486)	李安民	鎮東將軍 (三品)	賻錢十萬・布百匹 (中略) 詔曰、「(前略) 贈鎮東將軍・鼓吹一部」。	『南齊書』 卷二七

			(後略)」。	
永明五年 (487)	蕭景先	侍中 (四品)	詔曰、「(前略) 今便举哀。賻錢十 万・布二百匹」。	『南齊書』 卷三八
永明七年 (489)	褚賁	侍中 (四品)	詔賜錢三万・布五十匹。	『南齊書』 卷二三
永明七年	王儉	太尉 (一品)	又詔曰、「(前略) 給節、加羽葆鼓 吹、增班劍為六十人。葬礼依故太 宰文簡公褚淵故事。冢墓材官營 辦。諡文憲公」。	『南齊書』 卷二三
永明七年	蕭映 (臨川王)	司空 (一品)	詔賜東園祕器・朝服一具・衣一 襲。	『南齊書』 卷三五
永明八年 (490)	蕭晃 (長沙王)	開府儀同 三司 (一 品)	賜東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『南齊書』 卷三五
永明九年 (491)	柳士隆	司空 (一品)	詔給東園祕器・朝服一具・衣一 襲・錢一十万・布三百匹・蠟三百 斤。又詔曰、「(前略) 贈司空・班 劍三十人・鼓吹一部、侍中如故。 諡曰忠武」。	『南齊書』 卷二四
永明九年	戴僧靜	高平太守 (五品)	詔曰、「(前略) 賻錢五万・布百 匹」。	『南齊書』 卷三〇
永明九年	蕭緬 (安陸王)	左將軍 (三品)	詔賻錢十万・布二百匹。喪還、(中 略) 給鼓吹一部。	『南齊書』 卷四五
永明一〇年 (492)	蕭嶷 (豫章王)	丞相	詔曰、「(前略) 斂以袞冕之服・温 明祕器・命服一具・衣一襲、喪事 一依漢東平王故事、大鴻臚持節 護喪事、大官朝夕送奠。大司馬・ 太傅二府文武悉停過葬」。(中略) 又詔曰、「(前略) 綠綬、具九服 錫命之礼、侍中・大司馬・太傅・ 王如故。給九旒鸞輅・黄屋左纛・ 虎賁班劍百人・輜輶車・前後部羽 葆鼓吹、葬送儀依東平王故事」。	『南齊書』 卷二二
隆昌元年 (494)	蕭畢 (武陵王)	司空 (一品)	賜東園祕器・朝服。	『南齊書』 卷三五
隆昌元年	蕭子良	太宰	詔給東園温明祕器、斂以袞冕之	『南齊書』

	(竟陵王)	(一品)	服。東府施喪位、大鴻臚持節監護、太官朝夕送祭。又詔曰、「(前略) 綠綬綬、備九服錫命之礼。使持節・中書監・王如故。給九旒鸞輅・黃屋左纛・輜輶車・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部・虎賁班劍百人、葬礼依晋安平王孚故事」。	卷四〇
建武元年 (494)	薛淵	平北將軍 (三品)	明帝即位、方有詔賻錢五万・布五百匹、剋日举哀。	『南齊書』 卷三〇
建武元年	蕭昭文 (廢帝海陵王)		給温明祕器・衣一襲、斂以袞冕之服。大鴻臚監護喪事。葬給輜輶車・九旒大輅・黃屋左纛・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部、依東海王故事。	『南齊書』 卷五
建武二年 (495)	江敦	散騎常侍 (三品)	詔賻錢三万・布百匹。	『南齊書』 卷四三
中興元年 (501)	蕭穎胄	丞相	詔贈侍中・丞相、本官如故。前後部羽葆鼓吹、班劍三十人。輜輶車、黃屋左纛。(中略)(梁の天監元年、502) 詔曰、「齊故侍中・丞相・尚書令穎胄葬送有期、前代所加殊礼、依晋王導・齊豫章王故事、可悉給。諡曰獻武」。	『南齊書』 卷三八

梁

時間	人物	官職 ³	内容	出典
天監元年 (502)	張弘策	散騎常侍 (三品)	給第一区・衣一襲・錢十万・布百匹・蠟二百斤。	『梁書』 卷一一
天監元年	庾華	輔国長史 (七品)	停尸無以斂、柩不能帰、高祖聞之、詔賜絹百匹・米五十斛。	『梁書』 卷五三
天監元年	蕭懿 (長沙王)	丞相	給九旒鸞輅・輜輶車・黃屋左纛・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部・虎賁班劍百人、葬礼一依晋安平王故事。	『梁書』 卷二三
天監二年	席闡文	湘西太守	詔賻錢三万・布五十匹。	『梁書』

(503)		(五品)		卷一二
天監三年 (504)	何點	侍中 (三品)	詔曰、「(前略) 可給第一品材一具、賻錢二萬・布五十匹。喪事所須、內監經理」。	『梁書』 卷五一
天監四年 (505)	江淹	金紫光祿 大夫 (二品)	高祖為素服舉哀。賻錢三萬・布五十匹。	『梁書』 卷一四
天監五年 (506)	到沆	北中郎諮 議參軍 (不詳)	高祖甚傷惜焉、詔賜錢二萬・布三十匹。	『梁書』 卷四九
天監七年 (508)	曹景宗	征北將 軍、開府 儀同三司 (一七 班)	詔賻錢二十萬・布三百匹。	『梁書』 卷九
天監七年	鄭紹叔	散騎常侍 (一二 班)	詔曰、「(前略) 給鼓吹一部・東園祕器・朝服一具・衣一襲、凶事所須、隨由資給。諡曰忠」。	『梁書』 卷一一
天監八年 (509)	謝朓	司徒 (一八 班)	輿駕出臨哭、詔給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢十萬・布百匹・蠟百斤。	『梁書』 卷一五
天監八年	王亮	中書監 (一五 班)	詔賻錢三萬・布五十匹。	『梁書』 卷一六
天監九年 (510)	蕭穎達	侍中 (一二 班)	車駕臨哭、給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十萬・布二百匹。	『梁書』 卷一〇
天監九年	臧盾	侍中 (一二 班)	即日有詔舉哀。贈侍中、領軍如故。給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢布各有差。	『梁書』 卷四二
天監一〇年 (511)	呂僧珍	驃騎將 軍、開府 儀同三司 (一七 班)	高祖即日臨殯、詔曰、「(前略) 給東園祕器・朝服一具・衣一襲、喪事所須、隨由備辦。諡曰忠敬侯」。	『梁書』 卷一一
天監一二年	沈約	少傅	賻錢五萬・布百匹。	『梁書』

(513)		(一五班)		卷一三
天監一三年 (514)	柳慶遠	中軍將軍、開府儀同三司 (一七班)	詔曰、「(前略) 賻錢二十萬・布二百匹」。	『梁書』 卷九
天監一三年	范岫	金紫光祿大夫 (一四班)	賻錢五萬・布百匹。	『梁書』 卷二六
天監一四年 (515)	王珍国	車騎將軍 (將軍号二四班)	給鼓吹一部、賻錢十萬・布百匹。	『梁書』 卷一七
天監一五年 (516)	王茂	大尉 (一八班)	高祖甚悼惜之、賻錢三十萬・布三百匹。詔曰、「(前略) 加班劍二十人・鼓吹一部。諡曰忠烈」。	『梁書』 卷九
天監一五年	孫謙	光祿大夫 (一三班)	詔賻錢三萬・布五十匹。高祖為舉哀、甚悼惜之。	『梁書』 卷五三
天監一八年 (519)	張惠紹	護軍將軍 (一五班)	詔曰、「(前略) 給鼓吹一部・布百匹・蠟二百斤。諡曰忠」。	『梁書』 卷一八
普通元年 (520)	馮道根	左衛將軍 (一二班)	詔曰、「(前略) 給鼓吹一部。賻錢十萬・布百匹。諡曰威」。	『梁書』 卷一八
普通元年	韋叡	車騎將軍、開府儀同三司 (一七班)	高祖即日臨哭甚慟。賜錢十萬・布二百匹・東園祕器・朝服一具・衣一襲、喪事取給於官。遣中書舍人監護。	『梁書』 卷一二
普通元年	康綯	右衛將軍 (一二班)	輿駕即日臨哭。贈右衛將軍、給鼓吹一部。賻錢十萬・布百匹。	『梁書』 卷一八
普通四年 (523)	昌義之	散騎常侍 (一二班)	高祖深痛惜之、詔曰、「(前略) 并鼓吹一部。給東園祕器・朝服一	『梁書』 卷一八

		班)	具。賻錢二万・布二百匹・蠟二百斤。諡曰烈」。	
普通四年	王暕	中書令 (一三班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢十万・布百匹。	『梁書』 卷二一
普通四年	張齊	散騎常侍 (一二班)	賻錢十万・布百匹。	『梁書』 卷一七
普通五年 (524)	王份	特進 (一五班)	詔贈本官、賻錢四十万・布四百匹・蠟四百斤、給東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『梁書』 卷二一
普通五年	周捨	護軍將軍 (一五班)	詔曰、「(前略) 贈侍中・護軍將軍・鼓吹一部、給東園祕器・朝服一具・衣一襲。喪事隨由資給。諡曰簡子」。	『梁書』 卷二五
普通六年 (525)	蕭洽	司徒左長史 (一二班)	有詔出舉哀、賻錢二万・布五十匹。	『梁書』 卷四一
普通七年 (526)	蕭宏 (臨川王)	大將軍 (一八班)	詔曰、「(前略) 并給羽葆鼓吹一部、增班劍為六十人。給温明祕器、斂以袞服。諡曰靖惠」。	『梁書』 卷二二
大通元年 (527)	明山賓	侍中 (一二班)	昭明太子為舉哀、賻錢十万・布百匹、並使舍人王顯監護喪事。	『梁書』 卷二七
大通二年 (528)	傅昭	金紫光祿大夫 (一四班)	詔賻錢三万・布五十匹、即日舉哀。	『梁書』 卷二六
中大通元年 (529)	蕭琛	特進 (一五班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲、賻錢二十万・布百匹。	『梁書』 卷二六
中大通二年 (530)	裴子野	散騎常侍 (一二班)	詔曰、「(前略) 賻錢五万・布五十匹、即日舉哀。諡曰貞子」。	『梁書』 卷三〇
中大通三年 (531)	張緬	侍中 (一二班)	賻錢五万・布五十匹。高祖舉哀。昭明太子亦往臨哭。	『梁書』 卷三四

		班)		
中大通四年 (532)	孔休源	金紫光祿 大夫 (一四 班)	詔曰「(前略) 賻第一材一具・布 五十匹・錢五万・蠟二百斤。剋日 舉哀。喪事所須、隨由資給。諡曰 貞子」。	『梁書』 卷三六
中大通五年 (533)	蕭偉 (南平王)	大司馬 (一八 班)	詔歛以袞冕、給東園祕器。又詔 曰、「(前略) 給羽葆鼓吹一部、並 班劍四十人。諡曰元襄」。	『梁書』 卷二二
中大通六年 (534)	王錫	侍中 (一二 班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『梁書』 卷二一
大同元年 (535)	徐勉	右光祿大 夫、開府 儀同三司 (一七 班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲、 贈錢二十万・布百匹。	『梁書』 卷二五
大同二年 (536)	王規	光祿大夫 (一三 班)	賻錢二十万・布百匹。	『梁書』 卷四一
大同四年 (538)	夏侯夔	侍中 (一二 班)	有詔舉哀、賻錢二十万・布二百 匹。	『梁書』 卷二八
大同六年 (540)	袁昂	司空 (一八 班)	詔曰、「(前略) 可贈本官・鼓吹一 部、給東園祕器・朝服一具・衣一 襲・錢二十万・絹布一百匹・蠟二 百斤、即日舉哀」。	『梁書』 卷三一
太清元年 (547)	陸雲公	給事黃門 侍郎 (一〇 班)	高祖悼惜之、手詔曰、「(前略) 可 剋日舉哀、賻錢五万・布四十匹」。	『梁書』 卷五〇
太清二年 (548)	王儉	侍中 (一二 班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『梁書』 卷二一
太清二年	羊侃	侍中 (一二 班)	詔給東園祕器・布絹各五百匹・錢 三百万。贈侍中・護軍將軍・鼓吹 一部。	『梁書』 卷三九

陳

時間	人物	官職	內容	出典
永定三年 (559)	杜之偉	通直散騎 常侍 (四品)	賻錢五萬・布五十匹・棺一具、剋日舉哀。	『陳書』 卷三四
天嘉二年 (561)	陳昌 (衡陽王)	太宰 (一品)	乃下詔曰、「(前略) 給東園溫明祕器・九旒鑾輅・黃屋左纛・武賁班劍百人・輜輶車・前後部羽葆鼓吹。葬送之儀、一依漢東平憲王・齊豫章文獻王故事。仍遣大司空持節迎護喪事、大鴻臚副其羽衛、殯送所須、隨由備辦」。	『陳書』 卷一四
至德元年 (583)	徐陵	特進 (二品)	詔曰「(前略) 可贈鎮右將軍・特進、其侍中・左光祿・鼓吹・侯如故。并出舉哀、喪事所須、量加資給。諡曰章」。	『陳書』 卷二六
至德三年 (585)	謝貞	招遠將軍	是夜卒、敕賻米一百斛・布三十匹。	『陳書』 卷三二
至德四年 (586)	司馬申	侍中 (三品)	下詔曰、「(前略) 給朝服一具・衣一襲、剋日舉哀、喪事所須、隨由資給」。	『陳書』 卷二九
禎明元年 (587)	孫瑒	侍中 (三品)	給鼓吹一部・朝服一具・衣一襲、喪事量加資給。	『陳書』 卷二五

北魏

時間	人物	官職 ⁴	內容	出典
永興五年 (413)	王洛兒 (建平王)	太尉	賜溫明祕器、載以輜輶車、使殿中衛士為之導從。	『魏書』 卷三四
泰常元年 (416)	叔孫俊 (安城王)	侍中	賜溫明祕器、載以輜輶車、衛士導從、陪葬金陵。	『魏書』 卷二九
泰常三年 (418)	崔玄伯	司空	喪禮一依安城王叔孫俊故事。	『魏書』 卷二四

泰常六年 (421)	車路頭 (宣城王)	太師	喪礼一依安城王叔孫俊故事。	『魏書』 卷三四
泰常八年 (423)	穆觀 (宜都王)	太尉	喪礼一依安城王叔孫俊故事。	『魏書』 卷二七
神麤二年 (429)	李先	定州刺史	詔賜金縷命服一襲。	『魏書』 卷三三
神麤三年 (430)	長孫翰 (平陽王)	司徒	礼依安城王叔孫俊故事、賻賜有加。	『魏書』 卷二六
神麤年間 (428～ 431)	于栗磾	大尉	賜東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『魏書』 卷三一
太延二年 (436)	高推	輔国將軍	賜命服衣冠。	『魏書』 卷四八
太平真君三 年 (442)	盧魯元 (襄城王)	太保	喪礼依安城王故事、而贈送有加。	『魏書』 卷三四
太武帝朝 (424～ 451)	寇修之	安西將軍	賜命服。	『魏書』 卷四二
興安二年 (453)	車伊洛 (前部王)	鎮西大將 軍	賜綿絹雜綵五百匹・衣二十七襲。 葬礼依盧魯元故事。	『魏書』 卷三〇
太安五年 (459)	李寶	鎮北將軍	詔賜命服一襲。	『魏書』 卷三九
和平五年 (464)	皮豹子	内都大官	賜命服一襲。	『魏書』 卷五一
延興元年 (471)	宿石 (太原王)	北中道大 將	葬礼依盧魯元故事。	『魏書』 卷三〇
太和三年 (479)	源賀	大尉	賻雜綵五百匹、賜輜輶車及命服・ 温明祕器、陪葬於金陵。	『魏書』 卷四一
太和五年 (481)	張白沢	鎮南將軍	詔賜帛一千匹・粟三千石、遣侍御 史營護喪事。	『魏書』 卷二四
太和六年 (482)	趙黑	司空	詔賜絹四百五十匹・穀一千斛・車 牛二十乘、致柩至都。	『魏書』 卷九四
太和六年	呂羅漢	内都大官	賜命服一襲。	『魏書』 卷五一

太和八年 (484)	司馬金龍	大將軍	贈絹一千匹。	『魏書』 卷三七
太和八年	刁雍	儀同三 司、鎮南 將軍	賜命服一襲・贈帛五百匹。	『魏書』 卷三八
太和八年	陸定國	司空	賜命服一襲。	『魏書』 卷四〇
太和九年 (485)	程駿	冠軍將軍	賜東園祕器・朝服一稱・帛三百 匹。	『魏書』 卷六〇
太和九年	太妃韓氏		遣侍御史假節監護喪事、贈綵八 百匹。	『魏書』卷 二一上
太和一〇年 (486)	張祐	司空	賜帛千匹。	『魏書』 卷九四
太和一一年 (487)	高允	司空	詔給絹一千匹・布二千匹・綿五百 斤・錦五十匹・雜綵百匹・穀千斛、 以周喪用。魏初以來、存亡蒙賚者 莫及焉、朝廷榮之(中略)賜命服 一襲。	『魏書』 卷四八
太和一二年 (488)	崔衡	左光祿大 夫	帛一千匹・穀一千斛。	『魏書』 卷二四
太和一五年 (491)	畢衆敬	兗州刺 史、寧南 將軍	詔於兗州賜絹一千匹、以供葬事。	『魏書』 卷六一
太和一五年	畢元賓	撫軍將軍	賜帛八百匹。	『魏書』 卷六一
太和一六年 (492)	裴修	中大夫	賻帛一百匹。	『魏書』 卷四五
太和一六年	鄭羲	秘書監	贈帛五百匹。	『魏書』 卷五六
太和一七年 (493)	元飛龍 (南平王)	衛將軍	賜朝服一具・衣一襲・東園第一祕 器・絹千匹(中略)賜帛五百匹。	『魏書』 卷一六
太和一七年	尉元	司徒	詔曰、「(前略)可賜布帛綵物二千 匹・溫明祕器・朝衣一襲、并為營 造墳域」。謚曰景桓公。葬以殊禮、 給羽葆鼓吹、假黃鉞、班劍四十 人、賜帛一千匹。	『魏書』 卷五〇

太和一八年 (494)	元休 (安定王)	大司馬 (一品 上)	薨、贈帛三千匹(中略)及將葬、 又贈布帛二千匹、諡曰靖王。詔假 黃鉞、加羽葆鼓吹、虎賁、班劍六 十三人、悉準三老尉元之儀。	『魏書』 卷一九下
太和一八年	南安王劉太 妃		及葬、贈布帛綵五百段。	『魏書』 卷一九下
太和一九年 (495)	司馬躍	金紫光祿 大夫 (從一品 下)	賜朝服一具・衣一襲・絹一千匹。	『魏書』 卷三七
太和一九年	堯暄	安北將軍 (二品 下)	賻帛七百匹。	『魏書』 卷四二
太和一九年	馮誕	太師 (一品 上)	禮物輜儀、徐州備造。陵兆葬事、 下洛候設。喪至洛陽、車駕猶在鍾 離。詔留守賜賻物布帛五千匹、穀 五千斛、以供葬事(中略)加以殊 禮、備錫九命、依晉大司馬齊王攸 故事。	『魏書』 卷八三上
太和一九年	馮熙	大司馬 (一品 上)	凡所營送、皆公家為備。又勅代給 綵帛前後六千匹、以供凶用(中 略)加黃屋左纛、備九錫・前後部 羽葆鼓吹、皆依晉太宰安平獻王 故事。	『魏書』 卷八三上
太和二〇年 (496)	元楨 (南安王)	鎮北大將 軍(從一 品上)	贈帛一千匹。及葬、又賜帛千匹。 遣黃門郎監護喪事。	『魏書』 卷一九下
太和二〇年	高道悅	散騎常侍 (二品 下)	賜帛五百匹、并遣王人慰其妻子。 又詔使者監護喪事、葬于旧塋。 兼賜帛一千匹、並遣王人監護喪 事。	『魏書』 卷六二 高道悅墓誌 5
太和二一年 (497)	樓毅	都督涼河 二州、鄯 善鎮諸軍 事	賜錢二十萬・布二百匹。	『魏書』 卷三〇
太和二一年	李冏	光祿大夫	賜錢二十萬・布百匹・朝服一具、	『魏書』

		(從二品中)	衣一襲。	卷三六
太和二一年	劉昶 (加宋王之号)	太傅 (一品上)	高祖為之舉哀、給温明祕器・錢百萬・布五百匹・蠟三百斤・朝服一具・衣一襲(中略)加以殊礼、備九錫、給前後部羽葆鼓吹、依晋琅邪武王佑故事。	『魏書』 卷五九
太和二二年 (498)	李冲	司空 (一品中)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲、贈錢三十万・布五百匹・蠟二百斤。	『魏書』 卷五三
太和二三年 (499)	元幹 (趙郡王)	免官	給東園祕器・斂服十五称、贈帛三千匹。	『魏書』 卷二一上
太和二三年	宋弁	安東將軍 (二品下)	詔賜錢十万・布三百匹。	『魏書』 卷六三
太和二三年	元彬	都督東秦 幽夏三州 諸軍事 (二品上)	賜錢十万・絹二百匹。	『魏書』 卷一九下
太和二三年	游明根	金紫光祿 大夫(從 一品下)	世宗遣使弔祭、賻錢一十万・絹三百匹・布二百匹。	『魏書』 卷五五
太和後期 (495~ 499)	鄧良奴	司空長史 (四品上)	詔賜錢十万・布五十匹。	『魏書』 卷二四
約太和朝	王謚	光祿大夫 (從二品 中)	贈帛五十匹。	『魏書』 卷九三
景明元年 (500)	劉藻	太尉司馬 (四品上)	贈錢六万。	『魏書』 卷七〇
景明元年	尹挺	冠軍將軍 (從三 品)	賜布帛一百匹。	『魏書』 卷七一
景明元年	裴叔業	征南將	給東園温明祕器・朝服一襲・錢三	『魏書』

		軍、開府儀同三司 (從一品)	十萬・絹一千匹・布五百匹・蠟三百斤。	卷七一
景明二年 (501)	元羽 (広陵王)	司徒 (一品)	詔給東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・錢六十万・布一千匹・蠟三百斤、大鴻臚護喪事。(中略) 給羽葆鼓吹・班劍四十人。	『魏書』 卷二一上
景明二年	于烈	大將軍 (一品)	世宗挙哀於朝堂、給東園第一祕器・朝服一具・衣一襲、賜錢二百万・布五百匹。	『魏書』 卷三一
景明二年	李彪	鎮遠將軍 (四品下)	詔賜帛一百五十匹。	『魏書』 卷六二
景明三年 (502)	穆亮	司空 (一品)	給東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・錢四十万・布七百匹・蠟二百斤。	『魏書』 卷二七
景明三年	高閭	金紫光祿大夫 (從二品)	世宗遣使弔慰、贈帛四百匹。	『魏書』 卷五四
景明年間 (500～503)	楊令寶	征虜將軍 (從三品)	賜帛三百匹。	『魏書』 卷七一
正始元年 (504)	元詳 (北海王)	太傅 (一品)	給東園祕器、贈物之數一依広陵故事。	『魏書』 卷二一上
正始二年 (505)	元鸞 (城陽王)	鎮北將軍 (從二品)	贈帛六百匹。	『魏書』 卷一九下
正始三年 (506)	源懷	司徒 (一品)	詔給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十万・布七百匹・蠟三百斤。	『魏書』 卷四一
正始四年 (507)	元嵩	車騎將軍 (二品)	世宗為嵩挙哀於東堂、賻絹一千匹。	『魏書』 卷一九中
永平元年 (508)	元勰 (彭城王)	司徒 (一品)	世宗為挙哀於東堂。給東園第一祕器・朝服一襲、賻錢八十万・布	『魏書』 卷二一下

			二千匹・蠟五百斤、大鴻臚護喪事 (中略) 給鑾輅九旒・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。	
永平元年	司馬悅	平東將軍 (三品)	賜帛三百匹。	『魏書』 卷三七
			遣中黃門緹榮頭弔祭、贈帛一千匹、營護喪事。	司馬悅墓誌 6
永平元年	李遵	征虜將軍 (從三品)	詔賜帛二百匹。	『魏書』 卷四九
永平三年 (510)	元英 (中山王)	司徒 (一品)	給東園祕器・朝服一具・帛七百匹。	『魏書』 卷一九下
永平五年 (512)	元詮 (安樂王)	驃騎將軍 (二品)	詔賜東園祕器・朝服一具・絹布七百匹。	元詮墓誌 ⁷
永平年間 (508～ 511)	薛真度	金紫光祿 大夫 (從二品)	賻帛四百匹・朝服一襲。	『魏書』 卷六一
永平年間	李堅	撫軍將軍 (從二品)	賻帛五百匹。	『魏書』 卷九四
延昌二年 (513)	馮亮	隱逸	詔贈帛二百匹、以供凶事。	『魏書』 卷九〇
延昌二年	劉芳	鎮東將軍 (從二品)	詔賜帛四百匹。	『魏書』 卷五五
延昌三年 (514)	邢巒	車騎大將軍 (二品)	詔賻帛四百匹・朝服一襲。	『魏書』 卷六五
約延昌四年 (515)	苟資	平北將軍 (三品)	并給帛二百匹・布一百匹。	『魏書』 卷四四
熙平元年 (516)	李平	驃騎大將軍、儀同三司 (從一品)	詔給東園祕器・朝服一具・衣一襲・帛七百匹。靈太后為舉哀於東堂。	『魏書』 卷六五

熙平元年	元景略 (樂陵王)	冠軍將軍 (從三品)	賜帛四百匹。	『魏書』 卷一九下
約熙平元年	孟鸞	左中郎將 (從四品下)	遂賜帛三百匹・黃絹十匹、以供喪用。七日、靈太后為設二百僧齋、賜助施五十匹。	『魏書』 卷九四
約熙平元年	夏侯道遷	撫軍將軍 (從二品)	贈帛五百匹。	『魏書』 卷七一
熙平二年 (517)	度法友	平西將軍 (三品)	贈帛三百匹。	『魏書』 卷七一
熙平二年	元懷 (廣平王)	太保	頭以殊禮、備物九賜。	元懷墓誌 ⁸
神龜元年 (518)	崔羨	鎮東將軍 (從二品)	詔賻帛三百匹・朝服一襲。	『魏書』 卷二四
神龜元年	于忠	司空 (一品)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十萬・布七百匹・蠟三百斤。	『魏書』 卷三一
神龜元年	胡國珍	太師 (一品)	給東園溫明祕器・五時朝服各一具・衣一襲、贈布五千匹・錢一百万・蠟千斤。大鴻臚持節監護喪事(中略)加九錫。葬以殊禮、給九旒轡輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。諡文宣公。賜物三千段・粟一千五百石。	『魏書』 卷八三下
神龜元年	孫惠蔚	大將軍 (一品)	賜帛五百匹。	『魏書』 卷八四
神龜二年 (519)	盧道裕	撫軍將軍 (從二品)	賜帛三百匹。	『魏書』 卷四七
神龜二年	元澄 (任城王)	太傅 (一品)	賻布一千二百匹・錢六十万・蠟四百斤、給東園溫明祕器・朝服一具・衣一襲。大鴻臚監護喪事(中略)加以殊禮、備九錫、依晉大司馬齊王攸故事。	『魏書』 卷一九中
神龜二年	張彝	衛將軍	詔賜布帛千匹。	『魏書』

		(二品)		卷六四
神龜三年 ⁹ (520)	元譔	鎮遠將軍 (四品 下)	贈帛五百匹。	『魏書』 卷二一上
正光元年 (520)	游肇	驃騎大將 軍、儀同 三司 (從一 品)	詔給東園祕器・朝服一襲、贈帛七 百匹。肅宗舉哀於朝堂。	『魏書』 卷五五
正光元年	高聰	撫軍將軍 (從二 品)	贈布帛三百匹・冰一車。	『魏書』 卷六八
正光二年 (521)	劉華仁	太監 (宮品第 一)	輜車葬具、增加千數。吉凶雜樂、 隊送終宅。	劉華仁墓誌 10
正光二年	王遺女	傅母、贈 一品	賚東園祕器及輜輅車。奉終之具、 一皆資足。	王遺女墓誌 11
正光二年	王僧男	女尚書、 贈一品	賜東園祕器及輜輅車。喪之資費、 皆取公給。	王僧男墓誌 12
正光二年	崔亮	車騎大將 軍、儀同 三司(從 一品)	詔給東園祕器・朝服一襲、贈物七 百段・蠟三百斤。	『魏書』 卷六六
正光四年 (523)	元謐 (趙郡王)	征南將軍 (二品)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲、 贈帛五百匹。	『魏書』 卷二一上
正光四年	崔光	太傅 (一品)	給東園溫明祕器・朝服一具・衣一 襲・錢六十万・布一千匹・蠟四百 斤、大鴻臚監護喪事。(中略)又 勅加後部鼓吹・班劍、依太保廣陽 王故事。	『魏書』 卷六七
正光四年	崔休	車騎將軍 (二品)	贈帛五百匹。	『魏書』 卷六九
正光四年	劉騰	太尉 (一品)	贈帛七百匹・錢四十万・蠟二百 斤、鴻臚少卿護喪事。	『魏書』 卷九四

正光五年 (524)	李韶	司空 (一品)	詔贈帛七百匹。	『魏書』 卷三九
正光五年	王鐘兒	比丘尼統	中給事中王紹鑒督喪事、贈物一千五百段。	王鐘兒墓誌 13
正光五年	李世哲	鎮西將軍 (從二品)	賻帛五百匹・朝服一襲。	『魏書』 卷六六
正光五年	甄琛	司徒 (一品)	詔給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢十萬・物七百段・蠟三百斤。	『魏書』 卷六八
正光五年	元愨	玄州刺史	詔贈(中略)帛二百匹。	元愨墓誌 ¹⁴
正光六年 (525)	高諒	平北將軍 (三品)	贈帛二百匹。	『魏書』 卷五七
孝昌元年 (525)	元懌 (清河王)	丞相	加以殊禮・鸞輅九旒・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車、一依彭城武宣王故事、其黃屋左纛依漢大將軍霍光故事、備賜九命。	元懌墓誌 ¹⁵
孝昌元年	元瑛 (長樂長公主)		詔曰、「(前略)可賻雜綵八十匹・絹八百匹・布八百匹、給東園祕器・蠟三百斤、可遣鴻臚監護喪事」。	高猛妻元瑛墓誌 ¹⁶
孝昌二年 (526)	元乂 ¹⁷ (江陽王)	驃騎大將軍、儀同三司 (從一品)	遣中使監護喪事。賜朝服一襲・蠟三百斤、賜布絹一千三百匹・錢卅萬、祠以太牢、給東園輜車・挽歌十部、賜以明器、發卒衛從、自都及墓。	元乂墓誌 ¹⁸
孝昌二年	宇文延	冠軍將軍 (從三品)	遣中謁者僕射薛長樂弔慰、贈帛二百匹、凡百供用皆以公給。	宇文延墓誌 19
孝昌二年	元融 (章武王)	司徒 (一品)	肅宗為拳哀於東堂、賜東園祕器・朝服一具・綵二千八百段。(中略)加前後部鼓吹。	『魏書』 卷一九下

			給東園祕器・朝服一具・衣一襲、 賻物八百段。	元融墓誌 ²⁰
武泰元年 (528)	元順	司徒 (一品)	莊帝勅侍中元祉曰、「(前略) 特贈 絹百匹、餘不得例」。	『魏書』 卷一九中
建義元年 (528)	元略 (東平王)		宸居追歎、贈侔博陸(霍光故事)。	元略墓誌 ²¹
建義元年 (528)	元子正 (始平王)	相国	贈(中略)鸞輅九旒・黃屋左纛・ 前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍一百 人。	『魏書』 卷二一下
			加黃屋左纛・虎賁班劍一百人。	元子正墓誌 ²²
建義元年	元欽	太師 (一品)	使鴻臚太常監護喪事、賜東垣祕 器・朝服一襲、祭以太牢。	元欽墓誌 ²³
永安三年 (530)	李苗	車騎大將 軍、儀同 三司 (從一 品)	贈帛五百匹・粟五百石。	『魏書』 卷七一
永安三年	尔朱荣 (晋王)	相国	又詔曰、「(前略) 可追号為晋王、 加九錫、給九旒鸞輅・虎賁班劍三 百人・輜輶車、準晋太宰安平献王 故事。諡曰武」。	『魏書』 卷七四
永熙元年 (532)	盧同	司空 (一品)	賜帛四百匹。	『魏書』 卷七六
永熙二年 (533)	元鑽遠	平南將軍 (三品)	賻錢三万、祭以太牢。	元鑽遠墓誌 ²⁴
永熙三年 ²⁵ (534)	李仲胤	鎮遠將軍 (四品 下)	賜帛一百匹・布五十四・綿五十 斤。	『魏書』 卷四九

東魏北齊

時間	人物	官職	內容	出典
天平三年 (536)	王衍	司徒 (一品)	勅給東園祕器、賻物三百段。	『魏書』 卷六三

興和三年 (541)	元季聰 (高密長公主)		贈帛五百匹、中使監護喪事。	李挺命婦元季聰墓誌 ²⁶
武定二年 (544)	盧勇	司空 (一品)	賻物之外、別賜布絹四千匹。	『北齊書』 卷二二
武定三年 (545)	封隆之	司徒 (一品)	詔遣主書監神貴就弔、賻物五百段。	『北齊書』 卷二一
武定三年	李元忠	大將軍 (一品)	詔贈縑布五百匹。	『北齊書』 卷二二
武定五年 (547)	高歡 (齊王)	相國	詔凶礼依漢大將軍霍光・東平王蒼故事、贈假黃鉞・使持節・相國・都督中外諸軍事・齊王璽紱・輜輶車・黃屋左纛・前後羽葆鼓吹・輕車介士、兼備九錫殊礼、諡獻武王。	『北齊書』 卷二
武定七年 (549)	陳元康	司空 (一品)	明年、乃詔曰、「(前略) 賻物一千二百段。大鴻臚監喪事。凶礼所須、隨由公給」。	『北齊書』 卷二四
武定八年 (550)	高澄 (齊王)	相國	詔贈齊文襄王假黃鉞・使持節・相國・都督中外諸軍事・齊王璽綬・輜輶車・黃屋左纛・前後部羽葆鼓吹・輕車介士、備九錫之礼、諡曰文襄王。	『魏書』 卷一二
武定八年	陸子彰	驃騎大將軍、開府儀同三司 (從一品)	賻帛一百匹。	『魏書』 卷四〇
武定八年	閻叱地連 (茹茹公主)		天子下詔曰、「(前略) 可勅并州造輜輶車、備依常式、礼也」。	閻氏墓誌 ²⁷
天保二年 (551)	高洸 (襄城王)	太師 (一品)	載以輜輶車。	高洸墓誌 ²⁸
天保三年 (552)	司馬遵業 (別名子如)	太尉 (一品)	贈物一千段。	『北齊書』 卷一八
			贈物一千段。	司馬遵業墓誌 ²⁹

天保四年 (553)	庫狄干 (章武王)	太宰 (一品)	給輜輦車。	『北齊書』 卷一五
天保五年 (554)	薛修義	司空 (一品)	贈物三百段。	『北齊書』 卷二〇
天保六年 (555)	高岳 (清河王)	太傅 (一品)	給輜輦車、贈物二千段。	『北齊書』 卷一三
天保九年 (558)	徐徹	大鴻臚卿 (三品)	贈帛一百匹。	徐徹墓誌 ³⁰
大寧二年 (562)	庫狄廻洛 (順陽王)	大將軍 (一品)	贈物一千段。	『北齊書』 卷一九
			贈物一千段、祭以太牢。	庫狄廻洛墓 誌 ³¹
河清三年 (564)	高湊 (彭城王)	太師 (一品)	給輜輦車。	『北齊書』 卷一〇
天統三年 (567)	斛律金 (咸陽王)	相國	贈錢百萬。	『北齊書』 卷一七
武平元年 (570)	婁叡 (東安王)	右丞相	天子舉哀、百僚赴吊。贈帛百万匹。	婁叡墓誌 ³²
武平二年 (571)	段韶	相國	上舉哀東堂、贈物千段・温明祕器・輜輦車、軍校之士陣衛送至平恩墓所、發卒起塚。	『北齊書』 卷一六
武平四年 (573)	王琳 (巴陵王)	十五州諸 軍事、開 府 (從一 品)	葬給輜輦車	『北齊書』 卷三二

北周

時間	人物	官職	内容	出典
明帝元年 (557)	李弼	太師 (正九命)	世宗即日舉哀。比葬、三臨其喪。發卒穿塚、給大輅・龍旂、陳軍至于墓所。	『周書』 卷一五
天和三年 (568)	于謹	太師 (正九命)	高祖親臨、詔譙王儉監護喪事。賜繪綵千段・粟麥五千斛。	『周書』 卷一五
建德二年	蕭撝	大將軍	高祖舉哀於正武殿、賜穀麥三百	『周書』

(573)		(正九命)	石・布帛三百匹。	卷四二
-------	--	-------	----------	-----

¹ 以下の諸表における「官職」の内容は、すべて死者が持つ最高等級の官職に準じて記入されたものである。

² 南朝齊における官品についての体系的な記載が残っていないが、閻歩克氏の研究によれば、齊の官品は、基本的に晋宋の制度を踏襲するという。閻氏『品位与職位—秦漢魏晋南北朝官階制度研究—』第五章「六、南朝齊官品拾遺」（中華書局、2003年）参照。本表に記している南朝齊の官品は、晋宋の官品に準ずることとする。

³ 天監七年（508）正月、南朝梁が「十八班」の官制を頒布した。本表においては、梁天監七年を境に、それより以前は晋宋の官品、以降は『通典』卷三七「十八班」の梁官品を参照して記した。

⁴ 北魏の史料には、太和一七年（493）六月より以前は官品についての具体的な記載が残っていない。『魏書』卷一一三 官氏志においては、太和一七年六月、及び太和二三年（499）四月に、公布された二つの職員令が収録されている。本表における太和一七年六月以降の官品は、その二つの職員令に基づいた。

⁵ 韓理洲等 輯校編年『全北魏東魏西魏文補遺』（三秦出版社、2010年）151頁参照。

⁶ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』109頁参照。

⁷ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』115頁参照。

⁸ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』141頁参照。

⁹ 『魏書』には、元譚の死亡年が記されていない。ここでの神龜三年は、元譚墓誌の記載による。前掲『全北魏東魏西魏文補遺』163頁参照。

¹⁰ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』31頁参照。

¹¹ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』170頁参照。

¹² 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』170頁参照。

¹³ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』23頁参照。

¹⁴ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』222頁参照。

¹⁵ 洛陽市文物工作隊『洛陽出土歷代墓誌輯繩』（中国社会科学出版社、1991年）、43頁参照。

¹⁶ 羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』（中華書局、2005年）118頁参照。

¹⁷ 『魏書』卷一六 元叉伝には、元叉が元叉と称される。

-
- ¹⁸ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』230頁参照。
- ¹⁹ 鄭州市華夏文化芸術博物館 編著『聖殿里拾来的文明』（文物出版社、2011年）75頁参照。
- ²⁰ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』249頁参照。
- ²¹ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』279頁参照。
- ²² 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』284頁参照。
- ²³ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』288頁参照。
- ²⁴ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』45頁参照。
- ²⁵ 『魏書』には、元讜の死亡年が記されていない。ここでの永熙三年は、李仲胤墓誌の記載による。中国社会科学院考古研究所河北工作隊、北京大学文博学院考古系「河北贊皇西高北朝家族墓地考古発掘与收穫」（『中国文物報』2011年3月25日）参照。
- ²⁶ 趙力光 編『鴛鴦七誌齋藏石』東魏152（三秦出版社、1995年）参照。
- ²⁷ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』402頁参照。
- ²⁸ 韓理洲等 輯校編年『全北齊文北周文補遺』（三秦出版社、2008年）77頁参照。
- ²⁹ 前掲『全北齊文北周文補遺』59頁参照。
- ³⁰ 前掲『全北齊文北周文補遺』75頁参照。
- ³¹ 前掲『全北齊文北周文補遺』83頁参照。
- ³² 前掲『全北齊文北周文補遺』110頁参照。

第五章 唐代における贈賻制度について ―唐喪葬令を中心として―

はじめに

魏晋南北朝の混乱を克服した隋朝は、強大な政権をたてる一環として、前代の各制度を整備し、国の基本法である律・令・格・式、いわゆる律令制度を系統化させ、その後の唐帝国の基盤を築いた。しかしながら、隋における体系的な法制史料はほとんど残っておらず、当該時代の史料には、贈賻関連の記載も少ない。そのため、隋代における具体的な贈賻制度を追究することが、困難である。それに対し、連綿たる研究の蓄積によって、唐令の主体が既に復原されるのみならず、唐代の国家礼典としての『大唐開元礼』（以下、『開元礼』と称する）も全体的に保存されている。また、唐代の史料には、贈賻の贈与例も数多く見られる。これらの史料を通じ、唐代における贈賻制度を全面的に把握することは可能である。

唐令の喪葬令は官員の喪葬に関連する諸々の事柄を規定しており、贈賻に関する令文はその中で一定の割合を占めている。『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』（以下、『拾遺』・『拾遺補』と称する）に復原された唐喪葬令には贈賻に関連する条文が7条存在する¹。唐令を復原する上で、近年発見された宋代の天聖令は大きな役割を果たしているが、そこに見える宋喪葬令（以下、宋令と称する）及び宋代には行われなかった唐令（以下、不行唐令と称する）は唐喪葬令の復原に新史料を提供している²。その中で贈賻制度に関わるものとしては喪葬令の不行唐令1「皇家諸親喪賻物」と宋8「諸贈官者」及び宋11「諸五品以上薨卒及遭喪応合吊祭者」³によって復原された唐令があり、これらは従来の唐宋史料及び日本の律令に見られないものである。これらの令文は唐代贈賻の受給資格や賻物の基準及び申請の手続きなどの制度を規定しており、贈賻制度の研究に対する基本的な史料といえる。

また、唐代の礼典は贈賻を贈る儀礼を規定しており、例えば『開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条は皇帝の勅使が諸王・妃主・貴臣等の喪を弔ったのち贈賻を贈るという儀礼を記している。その中では「其贈賻之礼与弔使俱行、則有司預備物数」とあり、その注に「多少準令」とあって贈物の具体的な数量は喪葬令の規定に準じなければならないことが定められている。ここから、唐代贈賻制度における法令と儀礼の緊密な結びつきを見ることができるといえる。

これまでの唐贈賻制度に係る研究の中で注目すべきものとしては、呉麗娛氏と稲田

奈津子氏の成果が挙げられる。呉氏は従来の復原成果および天聖令を用い、改めて唐喪葬令を復原した⁴。それは『拾遺』・『拾遺補』による喪葬令の復原に続く重要な成果となり、呉氏はその成果に基づき唐宋の喪葬制度についてのいくつかの論文を発表している。その中で、氏は唐宋間における制度の変遷を検討するために、喪葬令に基づいて唐代贈賻支給の規定を整理し、皇家諸親・職事官及び贈官の贈賻支給の基準と手順などを検討している。また、唐代の贈官・散官・職事官などの身分を同時に有する場合の「従多」原則及び「贈賻加等」（規定より多くの贈賻を特別に賜与すること）などの方面についても追究している⁵。ただし、呉氏の研究では、従来あまり注目されてこなかった唐贈賻制度の研究を進展させてはいないが、以下のようないくつかの問題点も存在している。

(1) 前述の研究は唐代における贈と賻の制度を明確には分けておらず、贈の贈与に対しての検討にはいまだ不十分な点がある。

(2) 呉氏の贈賻支給に対する考察は唐宋間の制度の変遷に着目したものであるため、唐代における賻物を受け取ることのできる諸身分に対する考察は網羅的にはなされておらず、特に致仕官と非致仕官を含む「以理去官」の資格については論述されていない。

(3) 前述の呉氏の研究では、喪葬令の令文について史料批判は行われておらず、令文に見えるいくつかの矛盾、たとえば不行唐令1に見える準一品の皇家諸親に対する二つの贈賻基準のようなものについての検討がなされていない。

(4) 贈賻支給の手順についての研究では、死亡情報の上奏と賻物・弔祭の申請が区別されていない。

稲田奈津子氏の研究は主に日本の喪葬儀礼を対象としたものであるが、唐についても一部言及している。例えば、唐の拾遺5と養老令3の関係の考証、拾遺5と『儀礼』既夕礼の比較を行っており、このような唐令の条文及びその背景にある思想の根源と古礼を結びつける観点は重視すべきものである⁶。また、呉氏の「唐喪葬令復原研究」（以下、「復原研究」と称する）の一部の復原に対して適切でないと指摘し、唐喪葬令の復原をより一層進展させている⁷。本章第三節ではこの稲田氏の成果を利用し、贈賻賜与の手順を検討する⁸。

以上を踏まえ、本章で解明を目指す諸点をより具体的に述べれば、以下ようになる。従前の研究は主に唐代の贈賻制度の中でも賻の個別的な制度を対象としてきたが、唐代に存在していた贈・賻の制度を総体として全面的に考察した研究は管見の及ぶ限りない。また、唐の法典では、祿の制度は規定されていないが、実際には、祿は恩賞としてしばしば賜下されていた。よって、まず本章ではその三つの形式を分析し、より総合的な視座から唐代の贈

賻制度を考察する。また、従来の研究では賻物を賜与される資格の如何について体系的に整理されてきておらず、その解釈などにおいても一部私見と齟齬するところがある⁹。そこで本章では賻物の受給資格及び賻物の基準的な内容についても具体的に追究する。残る問題として、従来の研究では喪葬令における賻賻の申請手順についてもいまだ定説となるものがない。よって本章では、それを死亡の上奏・賻物の申請・弔祭の申請の三つの部分に分けて解明する。

以上の考察を通じて、喪葬令にみえる賻賻の内容を具体的に明らかにし、以て唐代の賻賻制度の実態を追究し、唐喪葬令の復原及び喪葬制度研究の深化をはかりたい。

第一節 唐代賻賻制度の構造

前章の検討によれば、先秦の凶礼には各種類の賻賻に関する儀礼がすでに整備されている。漢代になると、官員に贈る賻賻の法定基準が徐々に形成していた。両晋南北朝では、一般的な官員に贈る賻賻は、賻と綵の二種類があり、殊礼としての賻賻は、また輜輶車・黄屋左纛・鸞輅・龍旗九旒という賻を加えられていた。

では、唐代の賻賻制度は如何に前代の制度を継承し、あるいは新たに独自の制度を形成したのであろうか。よって、以下に唐代における法典・礼典、及び実態面に見える賻賻の各形式を考察し、唐代賻賻制度の構造を明らかにしてみたい。

1. 賻の贈与

漢代から、輜輶車・黄屋左纛・九旒鸞輅は、死亡した重臣や諸侯王（封王）に贈る殊礼の賻とされていた。前章で検討したように、輜輶車は、大行皇帝の遺体を陵墓に運搬した際に使われていた柩車であり、それに対して鸞輅は漢代から皇帝や皇后の乗用する車とされ、葬儀用の場合は皇帝の規格に準ずる容車（死者の衣服を載せる車）とされていたと考えられる。その鸞輅と輜輶車を中心とする葬送儀式は、「吉凶鹵簿」を構成している。この「吉凶鹵簿」は、唐代になっても、基本的には踏襲されていた。唐代においては、玉輅と輜輶車は、それぞれ大行皇帝の「吉駕」と「凶駕」とされており¹⁰、玉輅とは、漢代以来の鸞輅に相当するものと考えられる¹¹。

一方、唐代の各級官員の葬儀でも、「吉凶鹵簿」の葬送儀式が用いられ、具体的には、霊

車と輜車がそれぞれ「吉駕」と「凶駕」と指定されている¹²。管見の限りでは、唐代の史料には、玉輅（鸞輅）と輜輦車が贈として臣下に下賜された事例はまったく見られず、それはすべて皇帝の葬儀において用いられたのである。それに対し、唐喪葬令が規定する官員に贈る贈には「乗馬」と「束帛」の二つが含まれており、拾遺5には、

（前略）三品已上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈于郭門之外、皆以束帛、一品加璧。

とあり、ここでは贈の対象となる官員がかなり限られている。三品以上の官員に対して贈られる「束帛」は古礼の贈の一部（幣）に属するが、「乗馬」の贈与はただ一品の官員だけを対象とする。『儀礼』士喪礼では、死亡した士に対し、国君が「玄纁束、馬両」という贈を贈ることが記されている¹³。唐喪葬令が規定する贈には「乗馬」と「束帛」の二つが含まれており、これは『儀礼』へ回帰したものと考えられる。また、拾遺5の「既引、又遣使贈于郭門之外、皆以束帛、一品加璧」の内容は、次の『儀礼』既夕礼に記載されている邦門での贈与に対応している。

至於邦門、公使宰夫贈玄纁束。

とある。拾遺5や『儀礼』既夕礼によれば、贈の贈与は出棺の前に行われるが、郭門外での贈与は出棺中に行われる。そのため、拾遺5に規定される郭門外での贈与は贈の内容に属しない¹⁴。

『開元礼』にはこの喪葬令に対応する贈贈の儀礼が規定される。稲田氏は『儀礼』と『開元礼』とを対比し、唐代の皇帝が使者を派遣して贈を贈る儀礼は『開元礼』の「親賓致贈」に従ったもので、この「親賓」とは「親しい賓客」の意味であること論じている¹⁵。『開元礼』卷一三九 三品以上喪之二 親賓致贈条に、

賓有贈礼。在主人設祖奠之時、賓立於大門外西廂、東面。從者以筐奉玄纁、立於賓西南、俱東面。牽馬者以馬陳于賓東南、北首西上。

とある。この親賓致贈条には、「玄纁」と「馬」の贈与に関する儀礼が記されている。しかし、『開元礼』の中にはその「親賓」に対する説明があり、『開元礼』卷一三八 三品以上喪之一 卜葬日条に、

遂使人告於親賓。（諸親及僚友卜日不来者。）

とある。この卜葬日条は、官員の葬日を占って決めた後、卜葬日の儀礼に参加していない「親賓」に知らせることを規定している。この「親賓」に対する解釈を見ると、「親賓」は「諸親」と「僚友」であるとしている。ここでの「僚友」は主に官員の同僚や友人を指すと考え

られる。そのほか、『儀礼』には、「公贈」の後に「賓贈」と「兄弟贈」の儀礼も記されているのである。『儀礼』既夕礼に、

賓贈者将命。(鄭玄注、賓、卿大夫士也。)

とある。また、

兄弟、贈、奠可也。(鄭玄注、兄弟、有服親者、可且贈且奠。許其厚也。)

とある。『開元礼』の「親賓致贈」は『儀礼』の「賓贈」と「兄弟贈」に相当すると考えられる。「親賓致贈」が親戚と賓客により贈が贈られる儀礼であることは明らかである。それに対し、皇帝が使者を派遣して「貴臣」(三品以上の職事官或いは一品の散官である)に贈を贈るといふ儀礼は『開元礼』贈賻条に基づくものであろう¹⁶。『開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条に、

其贈賻之礼与弔使俱行、則有司預備物数(多少準令)。其日、使者至主人大門外便次、物輿陳於使者幕南、東西為列。馬陳於使者東南、北首西上。使者以下入即庭中位、物輿陳於使者位南、亦東西為列。馬從入、陳於庭、北首西上。使者出、主人有司受而以東。

其特行也、亦準弔礼。

とある。この贈賻条を見ると、その中に「馬」と「物」の二つがあることから、この条は贈と賻の儀礼を包括したものといえよう¹⁷。つまり、「貴臣」が死んだ場合は、使者がこの贈賻条の儀礼に従って、喪葬令に準ずる贈賻の物品を喪家に贈与することが規定されていた。

前掲の拾遺5と『開元礼』贈賻条には、贈を贈る内容や儀礼があるにもかかわらず、管見の限りでは、唐代において実際に贈を贈ったという例はなく、その実態の検討は困難である。

2. 賻の贈与

前章で検討したように、南北朝における賻の内容は、織物・穀物・銭の三形態がある。北魏における贈賻の記録には「賻物」がよく見られるようになり、その「物」(織物の総称)の単位は「段」であった。しかし、北魏時代の「段」は長さの単位であったりあるいはそれで計られる「物」の種類であったりし、制度として確立されたものではなかった。唐喪葬令では九品以上の官員に対する贈賻には「物」・「粟」の二種類があり¹⁸、その「物」には絹・布・綿の三つが含まれ、それはちょうど諸州の庸・調に対応する¹⁹。『唐六典』卷三 尚書戸部 金部郎中員外郎条に、

凡賜物十段、則約率而給之。絹三匹、布三端、綿四屯²⁰。(貨布、紵布、罽布各一端。春、

夏以絲代綿。)

とある。「段」で計られる「物」を賻とすることから考えると、唐代の賻は北魏以来の制度を受け継いだものであると言える。唐喪葬令には賻を贈る条文が多数あり、賻の対象・基準・内容及び数量などが規定されている。さらに、前述の『開元礼』賻賻条に記載される皇帝が使者を派遣して賻（「物」）を贈る儀礼と結びつけられ、唐代の整然とした賻賻制度を構成していたのである。ここで強調しなければならないのは、『開元礼』賻賻条の対象は職事官三品以上或いは散官一品の「貴臣」であるという点である。それ以外の官員に対する賻賻の儀礼は『開元礼』には存在しない。つまり、「貴臣」以外の官員に対する賻の贈与は、皇帝が使者を派遣して贈与されたものではないのである。

3. 襚の贈与

西晋朝廷は「朝服一具・衣一襲」のセットが襚の内容と指定していた。それ以降、東晋南北朝は、こうした贈襚の内容を踏襲していた。しかしながら、唐代の法令や儀礼には贈襚に関する制度は見られない。それについて『通典』卷八四 凶礼六 始死襚条に、

大唐王公以下之喪、贈襚衣服、出当時恩制、不著於令典。

とあるように、襚は特例の恩典として存在していた。唐代の史料を見ると、確かに贈襚の実例は多くはない。管見の及ぶ限り、以下に贈襚の例を挙げる²¹。

時間	人物	身分	内容	出典
貞観二二年 (648)	吐迷度	回紇可汗、左衛 大將軍 (正三品)	贈吐迷度左衛大將軍、賻物及衣服設祭甚厚。	『旧唐書』 卷一九五
永徽四年 (653)	張行成	太子少傅 (正二品)	比斂、中使三至、賜内衣服、令尚宮宿於家、以視殯斂。	『旧唐書』 卷七八
永淳元年 (682)	臨川郡 長公主	長公主	將葬之日、又遣内給使齎衣裳一副、重申臨訣。	臨川郡長公主墓誌 ²²
光宅元年 (684)	薛震 (元	金紫光祿大夫 (正三品)	有詔勅賜斂衣一襲。	薛震墓誌 ²³

	超)			
神龍二年 (706)	李懷遠	兵部尚書 (正三品)	中宗特賜錦被以充斂。	『旧唐書』 卷九〇
神龍二年	韋承慶	銀青光祿大夫 (従三品)	特降令旨、遣中使臨柩慰問、賜絹百匹・錫黼衣一襲・錦衾一張。	韋承慶墓誌 24
景龍二年 (708)	韋洞	韋皇后の弟	(前略) 喪事官給、賜物口千段、米粟五百石、衣等九襲。	韋洞墓誌 ²⁵
開元四年 (716)	王友貞	隱士 (贈銀青光祿大夫)	特下制曰、「(前略) 宜贈上卿之服。可贈銀青光祿大夫、仍委本県令長特加弔祭」。	『旧唐書』 卷一九二
開元二九年 (741)	李憲	讓皇帝	及斂、出天子服一称。	『新唐書』 卷八一

以上の史料を見ると、唐代における綵の贈与が現れるのは主に詔、或は特賜による贈賻の場合であり、『通典』の「出当時恩制」と一致する。前掲の史料の中で、王友貞は死去した際に官職に就いていなかったが、皇帝は彼に特別に贈官を与えて上卿の服を賜り、納棺させている。当時、官員の死去に際して自らの朝服を納棺することは一般的であった。拾遺7に、

諸百官以理去職、而薨卒者、聽斂以本官之服。無官者、介幘単衣。婦人有官品者、亦以其服斂。(応珮者、皆用蠟代玉。)

とあり、これに対応して『開元礼』には、九品以上の官員の葬礼における襲・小斂・大斂などの段階で朝服の使用が定められている²⁶。朝服を斂衣とすることは許可されていたというより、むしろ礼制によって規定されていたものであろう。西晋以来の朝服を贈る伝統は唐代には消失しており、したがって朝服を贈る事例は稀であった。死後に贈官を受けた王友貞は、おそらく朝服を所持していなかったため、皇帝は特別に「上卿之服」を賜ったのである。つまり王友貞に贈った綵は、彼の贈官品に相応しい儀礼に従い、入斂の儀礼を完成させるために行われたのであろう。

また、先述の史料では韋洞に対する贈綵の服がかなり多いが、これも特殊な恩賞である。韋洞は韋後の弟であり、武則天の迫害のために16歳の若さで家族とともに亡くなった²⁷。中宗の復位の後、韋後は至親を追念するため、弟の喪礼を挙行了たのであり、贈綵の服が多かったのはこのような背景があったためである。

本節、唐代において存在していた贈賻の諸形式や内容を分析してきた。贈と賻の贈与は、唐代の法令と礼制に規定されていた。唐喪葬令では三品以上の官員に「束帛」を贈与し、一品の官員には「乗馬」も贈与品に加えるという贈や、全ての官員に「物」・「粟」を贈与する賻を規定していた。贈と賻の儀礼については『開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条に記載されている。また、唐代の贈賻は律令や礼典に規定されておらず、詔による恩賞として存在していた。かつ、当時における贈賻の事例に見える賻の内容や数量なども、人によって異なっている。つまり、唐代になると、賻の贈与は制度としては亡くなったのである。

第二節 唐代贈賻制度の資格と等級

唐代において贈を受ける資格は拾遺5の「三品已上贈以束帛、一品加乗馬」によって規定され、その範囲は実に狭い。贈賻とくらべると、贈賻の制度は非常に詳細に規定されている。本節では贈賻の資格と等級についての喪葬令の条文を検討する²⁸。

1. 皇家諸親

不行唐令1（皇家諸親に対する賻物の基準）

皇家諸親喪賻物、皇帝本服菴、準一品。本服大功、準二品。本服小功及皇太后本服菴、準三品。皇帝本服總麻・皇太后本服大功・皇后本服菴・皇太子妃父母、準正四品。皇帝本服袒免・皇太后本服小功・皇后本服大功・皇太子妃本服菴、準從四品。皇太后本服總麻・皇后本服小功、準正五品。皇后本服總麻、準從五品。若官爵高者、從高。無服之殤、並不給。其準一品給賻物者、並依職事品。

拾遺補4²⁹（拾遺8、諸官員への賻物基準）

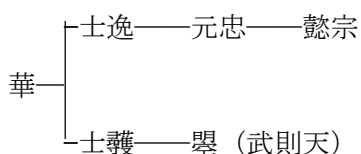
（a）諸職事官薨卒、文武一品賻物二百段・粟二百石。二品物一百五十段・粟一百五十石。三品物百段・粟百石。正四品物七十段・粟七十石。從四品物六十段・粟六十石。正五品物五十段・粟五十石。從五品物四十段・粟四十石。正六品物三十段。從六品物二十六段。正七品物二十二段。從七品物十八段。正八品物十六段。從八品物十四段。正九品物十二段。從九品物十段。（行守者從高。）（b）王及二王後（c）若散官及以理去官、三品以上全給、五品以上給半。（d）若身歿王事、並依職事品給。（e）其別勅賜物者、不在折限。

不行唐令 1 は従五品以上に準ずる皇家諸親が贈賻時に如何なる官品に比定されるかを規定するが、その中で「若官爵高者、従高」の規定は特殊なものである。後述の各種官員に対する贈賻はすべて爵の水準に及ばないが、皇親に対する贈賻には「若官爵高者、従高」に従って贈与することを記録した墓誌も見える。

唐代の墓誌に見える贈賻の記録は、一般的には官員や皇家諸親が死亡した後に発せられた贈賻を贈与する詔から抜き書きされている。この場合、令の規定よりも多くの贈賻を贈与されていることがほとんどである。それらの記録の中で「贈賻加等」や「特賜」のような表現がしばしば見られ、それらは主に墓主が受けた殊遇を表していると考えられる。また、量的には少ないが、規定に沿って贈与された贈賻が記録されている墓誌も存在している。これにより、喪葬令の実施の実態について、ある程度再現できると思われる。以下では、「贈賻加等」や「特賜」のような表現が見えない墓誌を利用し、皇家諸親に関する贈賻の基準について検討する。「大唐故懷州刺史贈特進耿国公武府君墓誌銘并序」³⁰には、

公諱懿宗、太原汶水人也。則天大聖皇后從父昆弟之子、周文穆皇帝之曾孫、行台左丞、追贈太子太保蜀王之孫、倉部郎中追贈河内王之子。(中略)神龍二年(706)六月十八日遘疾、薨長安之延寿里第、享年六十六、追贈特進、賜物二百段、米粟二百石。喪事官給、葬日量借帳幕等力、仍令京官五品一人檢校。

とある。武懿宗は神龍二年に死去したが、その時彼は多くの身分を兼ねていた。まず、武懿宗の皇親について以下に検討する。前述の墓誌と『唐書』の武氏の諸伝³¹によると、武懿宗と武則天の関係は下記のとおりである。



この家系のとおり、武懿宗は武則天の従父兄弟子にあたる。武懿宗が死去した際には中宗が復辟し、武則天が再び皇太后に戻ったので、武懿宗は皇太后の本服親となった。天聖令に見える「喪服年月」は五服制度を記しており、これは『開元礼』卷一三二 五服制度の内容と似ていることから、もともと唐令であったことが確認できる。これによって、「復原研究」は「復原唐制」10条を復原している³²。これら喪葬令と『開元礼』の五服制度は男子を中心として記されており、結婚した女性の実家の親戚に対する喪服は記録が少なく、武懿宗の武則天に対する五服の関係は確認できない。しかし、『大明律』では「出嫁女為本宗降服凶」にその関係が示されており、「出嫁女」にとって従父兄弟子は「總麻」にあたる。張文昌氏

の研究によれば、『儀礼』から『大明律』までの「男子本宗親族服」の中で従父兄弟子は常に「小功五月」の服であり、変化したことはなかった³³。この男子の関係を参照するかぎり、「出嫁女」もまた従父兄弟子に対する服に変化はなかったと推定できる。以上の検討から、武懿宗は武則天の總麻親であり、皇家諸親の身分においては、不行唐令1により正五品に準じていたと考えられる。

次に武懿宗の持つ他の品級について考察する。武懿宗の爵は耿国公であり、唐代の国公は従一品である。生前の職事官は懷州刺史であり、これは従三品である。そのほか、武懿宗は死後に特進の贈官を受けており、これは正二品の官職である。以上を見ると、武懿宗の持つ諸品級の中で最高は爵の従一品であったことがわかる。

武懿宗諸身分の品級

皇親	皇太后總麻親	(正五品)
爵位	耿国公	(従一品)
職事官	懷州刺史	(従三品)
贈官	特進	(正二品)

武懿宗の賻は「物二百段、米粟二百石」である。唐代の「米粟」は特定の穀物を指すわけではなく穀物全般を意味し、その贈賻量は拾遺補4を参照すると一品職事官に対するそれと一致している。武懿宗の墓誌を見る限り、「賻物加等」のような制度に定められた基準を超えて贈賻を贈られたという記述はなく、武懿宗の諸身分の中ではただ爵だけが職事官の一品のような贈賻量を受けられたことは明らかである。よって、皇家諸親は仮に職事官品が低くとも爵が高ければその品級に相応する贈賻を受けることができた。このことから、唐代の皇家諸親に対する贈賻には「若官爵高者、従高」という規定が確かに存在していたことがわかる。それに対し、一般的な官員には賻を贈る際に爵の高下に従うという制度はなく、このような制度は皇家諸親に対する特殊なものであったのである。

また、不行唐令1の「其準一品給賻物者、並依職事品」についてはさらに検討する必要がある。一品に準じる皇家諸親は皇帝の本服菴の諸親であり、一年間喪に服す者たちである。喪葬令附4に、

齊衰菴、為祖父母。為伯叔父母。為兄弟。為衆子。為兄弟之子。為嫡孫。

とあり、『唐六典』卷二 尚書吏部 司封郎中員外郎条に、

皇兄弟、皇子皆封国、謂之親王。親王之子承嫡者、為嗣王。皇太子諸子並為郡王。

とある。皇帝の本服菴で職事官を持っている皇家諸親は基本的に王及び郡王の爵を有して

いた。もし「其準一品給賻物者、並依職事品」に基づくならば、王や郡王に対して賻を贈るとき、彼らの職事官の官品に応じて賜与するということになる。しかし、それは王に対する贈賻の独自規定（次項で考証）及び不行唐令1の「若官爵高者、従高」と矛盾する。また、拾遺9は、官員が複数の身分を持っている場合、その中での一番多く賻物を得る身分に応じて贈与するよう規定している（「従多」の原則）。実際には、王及び郡王の爵が彼らの職事官より高いのは一般的なことであるので、「従多」の原則を考えると、王及び郡王に対する贈賻はかれらの爵に基づくべきである。そのことは「其準一品給賻物者、並依職事品」と矛盾する。では、どのように解釈すればよいであろうか。

筆者は不行唐令1の「其準一品給賻物者」に見える「一」は衍字と推定し、正しくは「其準品給賻物者、並依職事品」であったと考える。つまり、不行唐令1に規定される準品はすべて拾遺補4の職事官品に相当する贈賻量を受けるということになる。すなわち準一品の「皇帝本服菴」は職事官一品の賻物二百段・粟二百石を受け、準二品の「本服大功」は職事官二品の物一百五十段・粟一百五十石を受け、準従五品の「皇后本服總麻」ならば職事官従五品の物四十段・粟四十石を受けるのである。

2. 九品以上の職事官と「王及二王後」

拾遺補4は基本的に職事官を中心とした贈賻の等級を記したもので、前掲したように（a）～（e）の五つの部分に分けられる。その中で（a）の部分は一品から従九品までの職事官に対する贈賻量を明確に記している。

また、筆者は拾遺補4の（b）が不完全であり、「王及二王後」の後に王と二王後に対応する具体的な規定があると考え。呉麗娛氏はその令文の「王及二王後」・「散官」及び「以理去官」を並列の身分と見なしている³⁴。しかし、もし「王及二王後」も「三品以上全給、五品以上給半」に従うのであれば、それは不行唐令1の「若官爵高者、従高」の規定と矛盾することになる。したがって拾遺補4の「王及二王後」の後に具体的な記述があると推定できるのである。『養老令』喪葬令5に（以下、養老令5と称する）、

- ①凡職事官薨卒。賻物。正従一位。絁卅匹。布一百廿端。鉄十連。（中略）八位。絁二匹。布八端。初位。絁一匹。布四端。皆依本位給。
- ②其散位三位以上。三分給二。五位以上給半。
- ③太政大臣。絁五十匹。布二百端。鉄十五連。親王及左右大臣。準一位。大納言準二位。
- ④若身死王事。皆依職事例。
- ⑤其別勅賜物者。不拘此令。
- ⑥其無位皇親。

準従五位。三分給二。(女亦準此。) ⑦減数不等。従多給。

とある。これを唐令の拾遺補4と比べれば、養老令5が拾遺補4に基づいて作られたことは明らかである。唐令と日本令とでは実際の制度は異なるが、令文の構造は似ている。令文の構造の対応関係を見ると、上の①と拾遺補4(a)(以下同じ)、②と(c)、④と(d)、⑤と(e)、⑥と不行唐令1³⁵がそれぞれ対応しているが、⑦については対応するものがない。拾遺補4(c)は養老令5②に対応することは明らかであるので、(c)の前における(b)は不完全なものであると考えられる。また、③は品階を持つ親王について一位の職事官に準じると規定されている。そのほか、太政大臣(従一位)・左右大臣(従二位)・大納言(正三位)はすべて自らの官位を持っているが、③はそれら三つの官職に対して特別に贈賻を規定しており、本来の官位に対する贈賻より多い。つまり、③は親王及びその三つの官職に対し特別に説明したものである。これに対し、(b)に見える「王及二王後」はいずれも高い身分であるので、(b)は③に対応した「王及二王後」に対する特別な説明であると推定できる。しかし、(b)は不完全なものであると思われる。

筆者の管見の及ぶ限り、唐代史料に「王及二王後」に対する贈賻の規定は残されていない。また、墓誌においては王に対する贈賻としてしばしば「贈賻加等」という表現があるものの、「加等」の語が示すようにその賻物は規定を超えるものであった。しかし、筆者のみるところそのような「加等」という表現が記されていない墓誌が存在する。「国皇叔祖□□□祭酒嗣韓王誌文並序」³⁶に、

王諱訥、字□□、隴西狄道人也。(中略)王即太祖武皇帝之孫也、太宗文皇帝之猶子也。

(中略)以開元十七年(729)十一月七日、薨於長安布政里之私宮也。嗚呼、景命不造、不其痛而。享年卅有八。皇情軫悼、特為拳哀。賜物二百段、米粟二百石、喪葬官給。追贈亮、沂二州都督持節。

とある。この墓誌には「贈賻加等」という表現がないので、ここにみえる贈賻は喪葬令の規定に従ったものと考えられる。嗣王李訥の賻は「物二百段、米粟二百石」であり、その量は拾遺補4にみえる職事官の文武一品に対する贈賻と一致している。それは親王に対する贈賻が一位の職事官に準じる養老令5③の規定とも一致する。拾遺補4(b)は「王及二王後」に対する説明であり、それだけに二王後においてもその贈賻は同様であったであろう。よって、「王及二王後」の贈賻は一品の職事官に準じていた可能性が高い。

3. 五品以上の「以理去官」と散官

拾遺補 2 1 (補 2、「以理去官」・散官・致仕官への贈物)

(1)凡以理去官、及散官三品已上、与見任職事同、其五品以上、減見任職事之半、(2)致仕者同見任。

宋 1 2 (致仕官への弔祭贈物支給と柩送還)

(A) 諸文武職事五品以上官致仕薨卒者、其弔祭贈物並依見任官例。(B) 其於任所致仕未還而薨卒者、仍量給手力、送還本貫。

文面を見る限り、拾遺補 2 1(1)は拾遺補 4 (c) と、拾遺補 2 1(2)は宋 1 2 (A) と類似している。呉麗娛氏の分析のとおり、拾遺補 2 1 の指す内容は明確ではない。拾遺補 2 1 の原文は『唐六典』卷一八 鴻臚寺 司儀署より復原されており、その規定の内容は凶礼と供喪に関するもので、少なくとも贈賻と営墓夫はその対象に含まれる³⁷。贈賻に関して言えば、(1)と (c)、(2)と (A) の意味は基本的に同じである。(1)は、官員が職事官を持っていない場合に、「以理去官」と散官を職事官に比定することを定めている。そのうち、三品以上の「以理去官」及び散官の場合は、それらの官品を職事官品に比定して贈物を贈与し、四品以下・五品以上の場合、同級職事官品の贈物の半分を贈与する³⁸。

(2)の内容は実際には(1)の特例に対する説明であり、「以理去官」は「致仕者」を含んでいる。『唐律疏議』卷二 名例律 以理去官条に、

諸以理去官、与見任同。(解雖非理、告身応留者、亦同。)[疏] 議曰、謂不因犯罪而解者、若致仕、得替、省員、廢州県之類、応入議・請・減・贖及蔭親屬者、並与見任同。

とある。(2)は五品以上の致仕官(一品～五品の元職事官)が死亡した場合に現任の職事官品によって贈賻を受けることを定める。しかし、この字句を見る限りでは、少し矛盾がある。つまり、致仕した官員は職事官を持っていないから、現任の職事官を参照することができないのである。よって、拾遺補 2 1 の「同見任」は官員が致仕前に持っていた職事官の告身に基づいていたと考えられる。唐代において官員は致仕の後に職事官の告身を留めており、待遇の証明書としていた³⁹。引用された『唐律疏議』以理去官条に「解雖非理、告身応留者、亦同」とあることから「与見任同」が告身に基づいていたことは明らかである。すなわち、(2)は五品以上の告身を持っている致仕官が、告身に従って職事官の贈賻を受けるということを規定するのである。(2)と (A) の意味するところは基本的に同じであり、いずれも五品以上の致仕官に対する贈賻に関するもので、それらの「以理去官」(致仕官を含む)と散官はともに五品以上である。言い換えれば、職事官を持っていない六品以下の「以理去官」と

散官は贈賻を受けられなかったのである。この点は六品以下の官員が致仕した後の待遇と符合する。『拾遺』禄令3に、

諸職事官年七十、五品以上致仕者、及解官充侍者、各給半禄、即遷官者、通計前禄、以充後数。

とあり、唐令では致仕官の給禄についても、元職事官六品以下の官員の贈賻と同じように対象となっていない。つまり、元職事官五品と六品の間は、官員が致仕した後で経済の待遇を得られるかどうかの分水嶺であった。特別な賜与を受けないかぎり、六品以下の職事官が致仕した場合、国家の諸待遇を受けることがなかったことは明らかである。

前述したように、拾遺補2 1(1)は拾遺補4 (c)と、拾遺補2 1(2)は宋1 2 (A)と類似している。ここで、この三条の関係について検討したい。(c)と(1)の内容は基本的に同じであり、(1)は(c)に比べて詳しいものとなっている。また、前述したように、(2)の内容は(1)の特例に対する説明である。そのため、拾遺補2 1は(c)の内容や特例に対するより詳しい解説である。唐令には同じ内容の令文が二つ設けられる可能性がないことを考えると、拾遺補2 1は独立した条文ではなく、(c)の補足説明と推定できる。(A)は(2)と対応しているが、(B)と対応する唐令や日本令の史料が存在していない。そのため、宋1 2は(2)を参照して宋代の制度を基礎とする令文であると考えられる⁴⁰。

4. 贈官

宋8 (贈官への賻物の基準)

諸贈官者、賻物及供葬所須、並依贈官品給。若賻後得贈者、不合更給。

宋8の内容は比較的明確であり、贈官によって賻を贈るというもので、これに対応する唐令は存在していたであろう。唐代において官員の死後の贈官は五品以上の官員に対しては生前の官品と同じかそれより一・二級高い官位を贈与し、官員に対する恩賜としていた。ただし、呉氏は贈官が官員の散官あるいは職事官より低い官職であった実例も存在することを指摘している⁴¹。また、贈官は生前に官品を有していた官員にのみ限られるわけではなく、たとえ官品を持たなくとも、皇帝により特別に贈官を賜与されるという場合もあったという点についても注意するべきである。『旧唐書』卷一九二 潘師正伝に、

師正以永淳元年(682)卒、時年九十八。高宗及天后追思不已、贈太中大夫、賜諡曰体玄先生。

とある。高宗時代において潘師正は生前に官職に任じられていなかったが⁴²、死後に高宗によって「太中大夫」の贈官及び「体玄先生」の諡号を贈られた。このような人にとってはその一生においてただ贈官だけがあり、死後は宋8に相当する規定に従って贈賻を受ける資格があったと考えられる。これによって、贈官も贈賻を受ける一種の独立した資格であったことが窺えるのである。

前述の考察に基づき、贈賻を受ける六類の資格を整理すると次の表ようになる。

資格	等級		基準
王及二王後	一		準一品
準五品以上皇家諸親	準一品至準従五品		準職事品、官爵高者 従高
従九品以上職事官	一品至従九品		各品有差
五品以上散官	三品以上		与見任職事同
	四・五品		減見任職事之半
五品以上以理去官	非致仕官	三品以上	与見任職事同
		四・五品	減見任職事之半
	五品以上致仕官		同見任
贈官	諸品		依贈官品

通常では官員はこれらの資格を複数所持しており、その場合、次の拾遺9（賻物は多きに従う）に従っていた。

諸賻物、応両合給者、従多給。

拾遺9は「従多」の原則を規定しており、もっとも多く賻を受けられる身分を基準にして、賻を与えていた。

5. 員外官に対する贈賻

また、唐代に広く存在していた員外官にも注意すべきである。員外官に関しては喪葬令に何も説明がない。そこで本項では「唐開元二十二年（734）秋季沙州会計曆」⁴³（P 384

1 v) に基づき、員外官に対する贈賻を推定してみたい。

唐開元二十二年秋季沙州會計曆 P 3 8 4 1 v

(前略)

一二七 壹拾伍屯匹貳丈肆寸、正庫応在、武慶贈欠。

一二八 柒屯大綿、捌匹貳丈肆寸大練。

一二九 右前件人口是懸泉府別將、身死給贈、為是員外官、被

一三〇 支度勾徴、未納。

この文書の 1～115 行は開元二二年沙州の正税及び在庫の物品に関する記録であり、116 行からは支度使系統の官員が沙州財政に対して勾徴するという内容である。そして、127 行から 130 行までは支度使が武慶贈の贈賻を勾徴するといふものである。贈賻の「壹拾伍屯匹貳丈肆寸」は後の「柒屯大綿」+「捌匹貳丈肆寸大練」である。この記録の大意は次のとおりである。武慶贈は懸泉府の別將であり、死後に賻を受け、その内容は「壹拾伍屯匹貳丈肆寸」であった。後に支度使は武慶贈の官職が員外官であることに気づき、武慶贈に賻を受ける資格がなかったことを指摘し、その賻を勾徴した、といふものである。武慶贈は員外官であったため、贈賻を一度受けながらそれを支度使に勾徴されてしまった。したがって員外官は一般的な官員のように贈賻を得ることはできなかつたと推定される。その上、員外官は俸禄の点においても、正官とは明確な待遇の差が存在した。『通典』卷一九 歷代官制總序条注文に、

自是員外官復有同正員者、其加同正員者、唯不給職田耳、其禄俸賜与正官同。单言員外者、則俸禄減正官之半。

とあり、員外官はただ「同正員」を加えられる場合に正官と同じ俸禄を受け取り、そうではない場合の俸禄は正官の半分に過ぎなかつた。唐代における員外官は恩典や軍功などの場合に、銓選制度を超えて賜与されたものであり、官員の身分を表示するものであつた⁴⁴。こうした員外官と正官の待遇には大きな差異が存在しており、それだけに員外官は死後に贈

賻を受けられなかった可能性が高いと考えられる。

第三節 賻贈を与える手順について

唐代官員が死亡した際、その報告・賻贈の量の計算・賻贈の贈与などに関するもので、喪葬令に存在する条文は拾遺5・拾遺6・拾遺補6・拾遺補22・宋5・宋10・宋11である⁴⁵。本節ではこれらの条文を利用し、唐代における賻贈を与える手順について検討したい。

1. 宋5・宋10・宋11と唐令との対応

前述の諸令文の一部には、唐令と宋令との対応関係及び唐令の具体的な内容についての論争がある。ここではまず、唐令の復原について整理しよう。

拾遺5（弔祭・贈贈の受給資格と内容）

〈a〉諸京官職事三品已上、散官二品已上、遭祖父母父母喪、京官四品及都督刺史、並内外職事、若散官、以理去官、五品已上、在京薨卒、及五品之官、身死王事者、〈b〉將葬皆祭以少牢、司儀率齋郎、執俎豆以往、三品已上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈於郭門之外、皆以束帛、一品加璧。

宋5（官員の遭喪・死亡時の奏聞・会哀・監護喪事）

〈1〉諸内外文武官遭祖父母、父母喪、及以理去官或身喪者、並奏。〈2〉百官在職薨卒者、当司分番会哀、同設一祭。其〔在〕京薨卒應勅葬者、鴻臚卿監護喪事、（卿闕則以它官攝）司儀令示礼制（今以太常礼院礼直官攝）。

宋10（城外での贈祭）

諸一品二品喪、勅備本品鹵簿送殯者、以少牢贈祭於都城外、加璧、束帛深青三、纁二。

宋11（弔祭の奏聞）

諸五品以上薨卒及遭喪應合吊祭者、在京從本司奏、在外及無本司者、從所属州府奏。

拾遺5は〈a〉で記された官員が死亡した場合、〈b〉のように、少牢の礼や贈贈を行う規定である。宋5のうち〈1〉は官員が祖父母・父母の喪に遭ったときや、官員自身が致仕・省員などにより官職を離れ、あるいは死亡した時に、上奏することを規定したものである。続く〈2〉は在職の官員が死亡した場合に現任の官司が弔祭を行い、順を追って哀悼することを規定したものである。さらに、官員が京で死亡して勅葬が行われる場合に鴻臚寺の官員

が葬礼を監督することも規定している。

拾遺5と宋5との関係について、「復原研究」は拾遺5〈a〉を宋5〈1〉に対応させ、かつ宋10（一品・二品の官員の葬礼において送殯や贈祭が行われることについての規定）と宋11（弔祭の申請を提出する官司）を結び付け、この三条を結合して復原6とした。

復原6（宋5〈1〉・宋10・宋11）

諸京官職事三品以上、散官二品以上、遭祖父母、父母喪。京官四品、遭父母喪。都督刺史並内外職事、若散官、以理去官、五品以上在京薨卒者、及五品之官身死王事者、並奏聞。（在京從本司奏、在外及無本司者、從所屬州府奏。）遣使弔⁴⁶。將葬、皆祭以少牢、司儀率齋郎、持俎豆以往。三品以上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈于郭門之外、皆以束帛、一品加璧。

このような三つの宋令を結びつけて唐令を復原する手法については当初からその妥当性を疑う声があった⁴⁷。稲田氏は、拾遺5は贈祭に関する規定であり、宋10と対応するが、奏聞の内容を規定する宋5とは対応しないことを指摘したうえで、宋5・宋10・宋11から別々に唐令を復原した⁴⁸。その後、呉氏は「復原研究」の復原を修正し、宋10に対応する唐令については単独のものとして復原したが、拾遺5が奏聞の内容を含むという点については（即ち拾遺5〈a〉が宋5〈1〉に対応するものであるというもの）維持した。そのうえ、宋11については独立したものとは考えがたく、奏聞の補足説明として復原すべきであると強調した⁴⁹。

稲田氏が指摘したように、「復原研究」が拾遺5に奏聞の内容を入れたのは、拾遺5を養老令3と宋5〈1〉に比定したことに基づく。養老令3には、次のようにある。

凡京官三位以上、遭祖父母父母及妻喪、四位遭父母喪、五位以上身喪、並奏聞、遣使弔。（殯斂之事、並從別式。）

一方、呉氏は官員に対する贈賻と遣使弔祭は奏聞後に行われることに基づき、拾遺5〈a〉に奏聞の内容を入れる見解を堅持した。

以下ではその三条の宋令と唐令との対応関係について検討する。まず、拾遺5と宋10の令文は適応される官員が異なるものの、いずれも少牢の贈祭と郭門外での贈与に関する規定である。したがって、宋10は拾遺5を参照したうえで、制定された令文であると確定できる。また、筆者は〈1〉の奏聞の内容と拾遺5の弔祭の間には関係がないと考える。〈1〉に規定される奏聞に着目すると、その奏聞の内容は官員が職務を離れることを報告するというもので、その対象には祖父母・父母の喪に服することとなった者や「以理去官」、そし

て死亡した官員などが含まれる。まず、あらゆる官員は祖父母・父母の喪に服する場合（斬衰三年・齊衰三年）職務を離れなければならない。そのことについては、「唐仮寧令復原研究」第10条に、

諸喪、斬衰三年、齊衰三年者、並解官。（後略）

とある。その上、「以理去官」と「身喪」の場合においても官員は当然ながら職務を離れる。

たとえ冊授・制授あるいは奏授であっても、唐代の各官職の授与はすべて形式的には皇帝の許可を経なければならなかった。各級官員の除・免・官当などの場合、さらには致仕の場合であっても皇帝に奏報することは必要であった。『拾遺』選挙令14に、

諸職事官年七十以上、聽致仕、五品以上上表、六品以下申省奏聞。

とあるように、官員の任官および解職はすべて皇帝の許可を取らなければならない。よって〈1〉に見えるような官員が祖父母・父母の喪に服することになった場合、及び「以理去官」あるいは死亡した場合でも、やはり皇帝に上奏する必要があつたであろう。なおかつ、これは官員全体に対する規定であった。唐代の史料には〈1〉に対応する令文は見えないが、当時既に存在していたと考えられる。

宋5〈1〉に対し、拾遺5〈a〉の内容は遣使弔祭を受ける資格についての説明であり、したがって拾遺5には奏聞の内容を入れるべきではないのである。前述したように、拾遺5と宋11との関係に関する呉氏の指摘は穏当であり、宋11は拾遺5に適応する場合の具体的な申請を提出する官司を示したものである。これを踏まえ、呉氏は宋11が拾遺5の補足説明であると主張する。つまり、宋11と拾遺5との関係は後述の拾遺補22（賻物の申請を提出する官司と手続き）と拾遺補4（諸官員の賻物基準）との関係と類似している。しかし、賻物の申請を提出する官司に関する拾遺補22は独立した令文であることを合わせ考えると、宋11は独立した唐令の令文として復原することが適切であろう。

以上の議論を整理すると、まず稲田氏の指摘のとおり、宋10は拾遺5に対応する宋令であると確定できる。また、宋5〈1〉は官員が遭喪・「以理去官」・死亡に直面した場合、すべて奏聞しなければならないことを定めたものである。拾遺5は遣使弔祭の資格と内容を規定したものであり、その令文の対象は五品以上の官員の一部分を含むのみである。宋11は弔祭に関する申請を提出する官司を記したものである。これらの令文を分析すると、拾遺5に対応する唐令原文に奏聞の内容は含まれず、宋11は独立したものとして復原するべきと考えられる。

2. 喪葬令における報告と処理の手順に関連する内容

(1) 遭喪・「以理去官」・死亡時の上奏

宋5〈1〉は官員が遭喪・「以理去官」・死亡した場合、皇帝に上奏することを規定したものである。令文では「並奏」の文字が使われているが、実際の報告の際には、上奏は官員の品級によって文書制度上の区別が存在した可能性がある。

先に引いた『拾遺』選挙令第14条において、五品以上の官員の致仕は「表」によって上奏することが規定されている。「表」は『唐六典』卷一 尚書都省条の「下之達上」の六類文書の一つで、『唐六典』六類文書の注に「表上於天子」とあるように、直ちに皇帝に報告するというものである。それに対し、六品以下の官員は「申省奏聞」の形式に従い、尚書省を経て皇帝に上奏していた。この「申省奏聞」では「奏抄」の文書形式を用いていたと考えられる。「奏抄」の上行は尚書省が文書を作成し、門下省の審査を経て皇帝から「聞」の御画を受けるといった手順を踏む。『唐六典』卷八 門下省 侍中条における「奏抄」の使用範囲についての説明では致仕の内容が記されていないが、唐代前期において尚書省が最も広く用いていた上行文書の形態である「奏抄」⁵⁰によって六品以下の官員の致仕を上奏していた可能性が高い。

このほか、諸品級の官員を任命する場合にも文書形態に差異が存在する。その点については、『唐六典』卷二 尚書吏部 吏部郎中員外郎条に、

五品已上以名聞、送中書門下、聽制授焉。六品已下常參之官、量資注定。

とある。実際の告身では、五品以上は「制授」であり、六品以下は「旨授」（あるいは「奏授」）である。また、三品以上の「冊授」及び散官が六品以下の官員に五品以上の職事官を任命する場合の「勅授」があるが、五品と六品の間には任命に関する文書形態に本質的な区別が存在している⁵¹。五品以上の任命は中書門下によって皇帝に報告された後、皇帝が制を下すというものであった（三品以上なら冊を使う）。このとき使われる上行文書は状だったと考えられる。『文苑英華』卷六三八・六三九には「举崔邠充太常寺卿状」・「薦昭州刺史張恣状」などのないいくつかの推薦状が残されている。それに対し、六品以下の任命では、尚書省吏部の銓選を通し、奏抄の形式によって門下省の審査を経て皇帝に上奏し、皇帝から「聞」の御画を受けて下達していた。

唐代では授官及び致仕の上行文書に関して、五品以上と六品以下の間に制度上の区別が

存在していたため、官員の遭喪・「以理去官」・死亡などのような職務を離れる際の報告も五品以上と六品以下に異なる点が存在していたのであろう。任官や致仕の場合と同じく、五品以上の遭喪・「以理去官」・死亡の報告は門下省の審査を経ない表あるいは状を用い、六品以下は奏抄を用いたと考えられる。

(2) 詔葬

前項の論述に基づくと、五品以上の官員の死亡報告は表あるいは状の文書形式によって上達されたものと推定できる。皇帝はこれらに対して常に「批答」をつけるか、あるいは裁可の方式によって返答した⁵²。文書の性格としては、その批答と裁可はいずれも制勅に属し、詔の範囲内にある。前述した五品以上の官員に対する死亡報告が表あるいは状の形式で上奏されていたという私見に大過がなければ、表・状に対する皇帝の返答は詔になり、この詔によって賵賻や弔祭などの喪葬事務を行うのは詔葬であったと考えられる。唐代の詔葬について、拾遺6（詔葬における監護喪事）に、

諸詔喪大臣、一品則鴻臚卿護其喪事、二品則少卿、三品丞一人往、皆命司儀示以制、五品已上薨卒、及三品已上有周已上親喪者、皆示其礼制。

とある。「復原研究」は『唐六典』卷一八 鴻臚寺条及び『旧唐書』卷四四 職官志によって、拾遺6に見える「詔喪」は、正しくは「詔葬」であるということを指摘し、拾遺6の復原を改めて復原7とした。復原7に、

（前略）其詔葬大臣、一品則鴻臚卿監護喪事。二品則少卿、三品丞一人往、皆命司儀令以示礼制。

とある。詔葬の内容を含む復原7からは拾遺6の「五品已上薨卒、及三品已上有周已上親喪者、皆示其礼制」の内容が除かれており、三品以上のみを対象とした令文となっている。呉氏は詔葬に対する考察において、「監護喪事」を詔葬に必要な条件とし、唐代における詔葬の対象を三品以上の官員に限定している⁵³。しかし、復原7の内容を吟味すると、詔葬に関する部分は詔葬を受ける資格についての規定ではなく、詔葬有資格者に対する監護喪事と儀礼指導の説明である。とすれば、呉氏の指摘するように、監護喪事を詔葬の資格とみなすことはできない。復原7の内容を解釈すれば、一品の場合は鴻臚卿が喪事を監護し、二品の場合は少卿が喪事を監護し、三品の場合は丞が喪事を監護し、それ以下の品級も含めた詔葬の資格を持つ官員の場合は司儀令が儀礼を指導する、という内容であると考えられる。そし

て、詔葬の場合にはすべて司儀令によって儀礼が指導されるのである。これに対して、拾遺6の復原の依拠とされる『唐六典』卷一八 鴻臚寺 司儀令条に、

凡五品已上薨卒、及三品已上有周已上親喪者、皆示其礼制焉。

とある。ここから、司儀令によって喪葬の儀礼が指導されるのは五品以上の官員に限定している。また、前述したように、五品以上の官員の死亡報告に対して皇帝が詔を下すということとを結びつけて考えると、詔葬の資格は五品以上に与えられたものであったと推定できる。

以上の考察から、官員の死亡報告における皇帝の返答及び儀礼指導の資格に基づき、五品以上の官員はみな詔葬の範囲に属していたと推定される。

(3) 賻物の申請

官員の喪葬における国家への供給の申請手順については、次の拾遺補22(補3)に具体的な説明がある。

其百官薨卒、喪事及葬訖以官供者、皆所司及本属上于尚書省、尚書省乃下寺、寺下司儀、司儀準品而料、上於寺。

その令文はあらゆる官員を対象としたもので、令文の「喪事及葬訖以官供者」は九品以上の官員に対する賻贈物品及び五品以上の官員に対して営墓夫を提供することを含む⁵⁴。拾遺補22が規定する国家供給の申請に関しては、まず死亡した官員の「所司及本属」を出発点としており、「所司」は現任の職事官が担当している官司であり、「本属」は散官・「以理去官」などの官員が属している地方官司である。国家に供給を申請する出発点としての具体的な内容から見ると、「所司及本属」と宋11の「在京従本司奏、在外及无本司者、従所属州府奏」の意味は基本的に同じである。しかし、宋11では弔祭すべき官員を上奏することを定められており、最後にその情報は皇帝に上達される。拾遺補22は官員の喪葬における国家の供給の承認についての規定であり、最終的に尚書省を経て鴻臚寺の司儀が受理することとなっている。

官供の上申手順について、拾遺補22の規定は非常に詳細なものである。以下、賻物を申請する文書を例とし、官員が死亡した際に、家族が如何にして文書を作成したか、如何にして拾遺補22に規定される手順のように賻物を申請したかなどについて検討する。

その文書は吐魯番アスターナ506号墓から出土した「唐大曆七年(772)馬寺尼法慈為父張無佺身死請給墓夫賻贈事牒」(吐魯番文書73 TAM506:7)である⁵⁵。内容を見ると、

いくつかの修正や書き加えられた文字があり、牒の最後に判に関することが記されていない⁵⁶。さらに、牒の形式も不完全である。上行文書である牒には通常なら文書の終わりに「謹牒」と記されており、百姓などの上申の牒もこの格式に従う。以上のことから、この牒は正式文書ではなく、下書きであると考えられる。

1	<input type="text"/>	袋上柱国張無価
		為家貧子然
2	<input type="text"/>	廿七日不幸身亡。其父先
		比日收将在寺安養。伏乞
3	<input type="text"/>	準式、身死合有墓夫賻贈。請処
	<input type="text"/>	多少、旧(田?)第人夫
4	<input type="text"/>	分○人夫葬送。貧尼女人即得濟辦。
5		大曆七年六月 日百姓馬寺尼法慈牒

文書のおおよその内容は以下の通りである。張無価は経済的に貧窮しており、死後は出家して尼となっていた娘の法慈によって馬寺に引き取られた。張無価は生前職事官を有しており、国家から賻物の支給と営墓夫の派遣といった待遇を受ける資格を持っていたので、法慈は規則に則り供給を受けることを希望した。同じ墓で出土した「張無価制授告身」によると、張無価は天寶一〇載(751)において高仙芝に率いられていた石国および突騎施に対する攻撃に参加し、そこで手柄を立てたことによって、「遊撃將軍守左威衛同穀郡夏集府折衝都尉員外置同正員」の官職を得たという⁵⁷。前述の牒に記される張無価の貧困および死後に娘に引き取られたということから考えると、張無価は職事官を持っていなかった。天寶一〇載から大曆七年まで張無価の官職に変動があったか否かは確認できなかったが、牒文の「身死合有墓夫賻贈」及び前述の元職事官六品以下の官員が贈賻を得られない規定に基づくと、張無価は少なくとも五品以上の散官あるいは「以理去官」であった。法慈は張無価の官職に応じた供給を受けることを申請するために、前述の牒を著したのである。

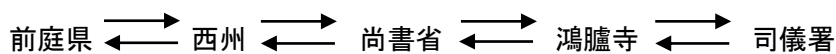
前掲の牒は完成したものではなく、宛て先が書かれていない。もしこの牒が完成したものであったなら、宛て先は西州前庭県であったと推定される。張無価の墓から出土した文書によれば、法慈が出家した馬寺は西州前庭県にある⁵⁸。唐代文書の上行には級ごとに上達するという原則があった。『唐律疏議』卷一〇 職制律 事応奏不奏条に、

(前略) 応言上而不言上、不応言上而言上及不由所管而越言上、応行下而不行下及不応行下而行下者、各杖六十。〔疏〕議曰、(前略) 及不由所管而越言上者、仮謂州管県、都督管州、州・県事須上省皆須先申所管州・府、不申而越言上者。

とあり、通常では官供の申請は県の行政官司に提出し、州を経て尚書に上達する。拾遺補 22によると、尚書省は鴻臚寺司儀署に命じて官供の数量を計算させる。また、唐代では京師の各官司が地方に伝達する文書はすべて尚書省によって下達しなければならない。このことについて、『唐六典』卷一 尚書都省条を見ると、

凡制勅施行、京師諸司有符・移・関・牒下諸州者、必由於都省以遣之。

とある。すなわち、鴻臚寺は計算の結果を尚書省に伝達し、これを受けた尚書省がこの結果を州を経て県に下達する⁵⁹。以上を整理すると、法慈が張無価のために官供を申請した際の文書の処理は以下のとおりになるはずである。



また、拾遺補 6 (補 1) は賻物支給の担当機関を規定している。

諸賻物及粟、皆出所在倉庫、服終則不給。

つまり、賻物は地方の倉庫から支給される。ここで指摘すべきことは、前庭県には県の倉庫がなく、西州の倉庫によって支給されていたということである。張弓氏は吐魯番文書中の州郡における県の倉に関する記述に基づき、州郡における県は県の倉を設けず、県倉の役割はすべて州郡の倉が担っていたことを考証した⁶⁰。もちろん県の庫も同様にこのような制度に従っていた。

以上は拾遺補 22 及び拾遺補 6 によって法慈が張無価の官供を申請することを例として、官供の申請について論述した。法慈の牒が完成した大暦七年 (772)、吐蕃の侵略によって、西州は長安から隔てられてしまった。広徳二年 (764) に涼州が陥落し、永泰二年 (766) には甘州が陥落し、大暦元年 (766) には肅州が陥落した。そのような厳しい状況では法慈の申請の実現は困難であったであろう。

(4) 弔祭の上奏

宋11は遣使弔祭の資格を有する場合の上奏の手順について規定する。遣使弔祭の資格については拾遺5〈a〉に詳細な規定がある。前述したように、拾遺補22の申請と宋11の遣使弔祭の上奏についてはこれらを扱う官司がほぼ同じであり、いずれも職事官の所属官司と散官・「以理去官」所在の地方行政官司である。ただし、最終的な受理者を見ると、拾遺補22の尚書省や鴻臚寺とは異なり、宋11は皇帝であった。

第一節で述べたように、「貴臣」に対しては、皇帝が使者を派遣し、『開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条の儀礼によって、贈賻を贈与させる。この贈賻条の「其贈賻之礼与弔使俱行」を見ると、「貴臣」に対する贈賻は弔祭とともに行われることがわかる。つまり、皇帝は弔祭の申請を批准すると、使者に官員を弔祭させるのである。「貴臣」の場合、使者は贈賻条の儀礼に従い、喪葬令に規定される贈賻の物品を贈与する。「貴臣」に対する贈賻は使者によって贈与され、これは皇帝との繋がりを表していると考えられる。

おわりに

本章は以下の諸内容について検討した。

(1) 従来の唐代の贈賻制度についての研究では、主に賻を中心とし、贈・襚については注目されてこなかった。本章では贈賻制度の構造を分析し、唐代における贈と賻に関する制度の形成や唐代の法令・礼制における贈・賻に関連する規定を検討した。また、唐代における法令・儀礼は、襚の制度を規定しておらず、襚の贈与は、恩賞の形で存続していた状況について分析した。

(2) 唐喪葬令の復原の成果を通じ、唐の贈賻、特に賻の受給における資格と等級について検討を加え、唐代に賻の贈与を得ることのできる六つの資格及び賻物の量などの等級について整理し、員外官は贈賻を受ける資格を持たなかったことを論証した。

(3) 喪葬令を検討し、官員が死亡した場合や祖父母・父母の喪に服することとなった場合、皇帝に上奏し、賻物と遣使弔祭を申請したこと、及びその具体的な手順について明らかにした。

(4) 天聖喪葬令の宋5・宋10・宋11と唐令の対応関係を考察した。

(5) 官員の死後における皇帝への上奏の順序を考察するとともに、官員の死亡報告に対する皇帝の返答及び儀礼指導の資格を根拠として、唐代の詔葬の資格は三品以上の官員だけでなく、五品以上の官員までが保有していたことを推定した。

前述の考察では主に唐代贈賻制度の内容や、喪葬令に規定される贈賻の等級及び実施の手順などの問題に注目したものであり、諸品級官員の死亡情報が如何にして上奏され、皇帝及びそれに関わる中央官司がそれを如何にして処理し、諸品級官員が如何なる贈賻を得、最終的に贈賻を如何にして官員の家族に送ったかなどの一連の問題を解明した。

贈賻は本来凶礼の一部として人間関係を繋ぎ止める方式の一つであり、法令と儀礼に規定される贈賻制度は死亡した官員に対し、皇帝や国家が贈賻の贈与によって哀悼の意を表すものである。唐の喪葬令と『開元礼』に見える贈賻の制度は、官員の死亡情報の上達や死亡した官員にふさわしい贈賻物品の下達、および賜与の儀礼などの内容も含んでいる。つまり、唐代の贈賻制度は皇帝と官員・国家と官員とを結びつける方式の一つになっていた。本章は唐代贈賻の内容・等級・手順などの方面の検討によって、唐代は如何にして贈賻を行い、それを通じて皇帝・国家が官員を如何にして結びつけていたのかを制度の面から明らかにした。

¹ その7条は拾遺5「弔祭・贈賻の受給資格と内容」・拾遺8「諸官員への賻物量」・拾遺9「賻物は多きに従う」・拾遺10乙「使人への殯斂調度支給と柩送還」(入斂の衣服や運送用の車馬を提供する)・拾遺補6「賻物支給の担当機関」・拾遺補21「以理去官・散官・致仕官への賻物の基準」・拾遺補22「賻物の申請手続き」である。各条文の番号については、注2・注28参照。

² 本章で引用する各令の条文は仁井田陞『拾遺』(東京大学出版会、1933年)、池田温(編集代表)『拾遺補』(東京大学出版会、1997年)、天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組 校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証』(中華書局、2006年)に従い、引用する条文は特に説明しない場合、すべて喪葬令である。喪葬令の条文番号については、たとえば、『拾遺』第一条は拾遺1、『拾遺補』第一条は拾遺補1、天聖令の宋令の第一条は宋1、天聖令の不行唐令第一条は不行唐令1、などと表記する。

³ 天聖令に見える「吊」とは「弔」のことである。

⁴ 『天一閣藏明鈔本天聖令校証』の附として収録されている「唐令復原研究」の「唐喪葬令復原研究」である。

⁵ 吳麗娛「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷」(『唐研究』12、2006年)、「唐代贈官的贈賻與贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度—」(『唐研究』14、2008年)参照。また、同氏『終極之典—中古喪葬制度研究—』(中華書局、2012年)下編中「官員喪葬禮令中的問題研究」533～705頁・下編下「唐宋贈官制度述論」786～820頁参照。

⁶ 稲田氏「日本古代喪葬儀禮の特質—喪葬令からみた天皇と氏—」(『史学雑誌』109—9、2000年)参照。

⁷ 稲田氏「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」(『東京大学史料編纂所研究紀要』18、2008年)参照。

⁸ そのほか、経済史の視角からの考察としては李錦繡氏や清木場東氏のものがある。李氏は国家の支出形態としての賻物が唐代の前後期にどのように変遷したかを論じている。李錦繡『唐代財政史稿』上卷第三編第一章「一、官吏待遇(七)葬費」・下卷第二編第一章第四節「二、供官吏祿俸等」(北京大学出版社、1995年)参照。清木場氏は帝賜の支出形態としての賻物の賜与を考察している。清木場東『帝賜の構造—唐代財政史研究支出編—』第二章第三節「四、賻贈」(中国書店、1997年)参照。

⁹ 吳麗娛氏は拾遺補4によって「王及二王後」・「散官」及び「以理去官」に贈る賻を同一視した。本章第二節参照。

¹⁰ 『大唐元陵儀注』の記載によれば、唐代皇帝の葬儀では、「吉駕」である玉輅と「凶駕」である輜輶車を同時に用いられたという。来村多加史氏『唐代皇帝陵研究』(学生社、2001年)410頁参照。また、金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』(汲古書院、2013年)276頁参照。

¹¹ 唐代の玉輅の様子については、『旧唐書』卷四五 輿服志に、「玉輅(中略)金鳳一在軾前、十二鑾在衡(後略)」とある。つまり、玉輅の標準的な装飾には、金属製の鸞鳥(金鳳)と12個の鑾があるという。孫機氏の研究によれば、ここでの鑾は、鸞鳥の形をし、『続漢書』輿服志上に記される「鸞雀立衡」に相当するものであるという。孫氏『中国古輿服論叢』(文物出版社、2001年)363・364頁参照。よって、唐代において皇帝の「吉駕」とされた玉輅は、漢代の「鸞輅」と類似するものと考えられる。

¹² 『大唐開元禮』卷一三九 三品以上喪之二、卷一四三 四品五品喪之二、卷一四七 六品以下喪の二における「陳車位」・「輜出升車」・「器行序」などの儀禮に記される葬儀用の車

参照。

¹³ 本博士論文第一章第三節参照。

¹⁴ 呉麗娛氏は拾遺5に基づき、唐代の詔葬に「贈祭少牢礼料、遣使贈束帛・馬于郭門之外」の内容が含まれることを指摘した。しかし、「束帛」と馬を送る贈は郭門外での「束帛」の贈与とは別の儀礼であり、呉氏は両者を混同している。前掲呉氏「従『天聖令』対唐令的修改看唐宋制度之变迁」参照。

¹⁵ 前掲稲田氏「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」参照。

¹⁶ 次に引用する『開元礼』贈賻条は勅使弔の一部であり、これに適応される官員は「貴臣」だけである。唐代の「貴臣」とは三品以上の職事官或いは一品の散官である。このことについては、次の史料からもうかがえる。『開元礼』卷一三三 凶礼 訃奏 為貴臣举哀条の注に、「貴臣謂職事三品以上、散官一品」とある。また、『旧唐書』卷七八 于志寧伝に、「太宗命貴臣内殿宴、怪不見志寧。或奏曰、「勅召三品已上。志寧非三品、所以不来）」とある。

¹⁷ 「物」は賻の内容であり、本節「2. 賻の贈与」参照。

¹⁸ 拾遺補4参照。

¹⁹ 前掲李氏『唐代財政史稿』上卷第三編 855 頁参照。

²⁰ この「綿四屯」は広池本『唐六典』では「綿三屯」としている。

²¹ 唐代の史料にはしばしば「贈襚有加」のような語句が見えるが、この場合の贈と襚は常に贈賻の代名詞として用いられており、贈襚の例とはならない。以下の史料には文献中に衣を贈る文が明確に現れている史料をあげる。

²² 周紹良・趙超 編『唐代墓誌彙編』（上海古籍出版社、1992年）永淳二五、また周紹良・趙超 編『唐代墓誌彙編続集』（上海古籍出版社、2001年）永淳九参照。

²³ 前掲『唐代墓誌彙編続集』垂拱三参照。

²⁴ 前掲『唐代墓誌彙編続集』神龍一九参照。

²⁵ 前掲『唐代墓誌彙編』景龍一一参照。

²⁶ 『開元礼』卷一三八 三品以上喪之一、卷一四二 四品五品喪之一、卷一四六 六品以下喪之一における「襲」・「陳小斂衣」・「大斂」などの条参照。

²⁷ 『新唐書』卷二〇六 韋温伝参照。

²⁸ 「復原研究」の復原については論争があり、最終的な結論には至っていない。また、呉氏が自身の「復原研究」の条文を修正したことによって、条文番号も変更する必要が生じることとなった。以上のような事情から、「復原研究」の条文番号を採用すると、混乱が生じる可

能性がある（本章第三節参照）。そのため、本章に条文を引用するときは拾遺・拾遺補・宋令及び不行唐令の条文番号を採用する。

²⁹ 『拾遺補』は『拾遺』の唐令復原を修正するのみならず、『拾遺』が復原する唐令の順番も変えている。『拾遺補』の「第三部唐日両令対照一覧」では新たな順番で喪葬令の令文を並べている。本章が引用する『拾遺補』の令文の番号はすべて「唐日両令対照一覧」に並ぶ喪葬令の順番に従っている。

³⁰ 前掲『唐代墓誌彙編続集』神龍一五参照。

³¹ 『旧唐書』卷五八 武士護伝・卷一八三 武承嗣伝・『新唐書』卷二〇六 武士護伝参照。

³² 『天一閣藏明鈔本天聖令校証』下冊 695～701 頁参照。

³³ 張文昌「服制・親属与国家—唐宋礼法之喪服規範—」（台師大歴史系・中国法制史学会・唐律研読会 主編『天聖令論集 新史料・新観点・新視角』元照出版社、2011 年）参照。

³⁴ 前掲呉氏「從『天聖令』对唐令的修改看唐宋制度之變遷」参照。

³⁵ 日本令では不行唐令 1 のような皇家諸親に対する独立した令文は存在していない。皇家諸親に対する賻物の贈与の内容を考えると、養老令 5 ⑥と不行唐令 1 に対応していると考えられる。

³⁶ 前掲『唐代墓誌彙編続集』開元九三参照。

³⁷ 「復原研究」復原 1 5 条の解説参照。

³⁸ 以上で取り上げた(1)は、職事官を持っていない「以理去官」及び散官に対する規定であり、官員が職事官を持っている場合については、拾遺補 4 の「行守者従高」の規定に従う。「行守者従高」については、前掲呉氏「從『天聖令』对唐令的修改看唐宋制度之變遷」参照。

³⁹ 劉俊文『唐律疏議箋解』卷二 名例律 以理去官条の箋解三（中華書局、1996 年）参照。

⁴⁰ 「復原研究」では宋 1 2 と完全に同じ内容の唐令が存在すると論じており、宋 1 2 によって復原 1 5 を復原する。しかし、以上の検討を踏まえると、宋 1 2 は宋代の制度を表す令文であるため、宋 1 2 と同じ内容の唐令は存在しなかったであろう。

⁴¹ 前掲呉氏「唐代贈官的贈賻与贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度—」参照。

⁴² 潘師正は道士であり、出仕したことがない。『旧唐書』卷一九二 潘師正伝参照。

⁴³ その文書は池田温氏の『中国古代籍帳研究』（東京大学出版会、1979 年）370～373 頁や唐耕耦氏の『敦煌社会経済文献真跡积録』第一輯（書目文献出版社、1986 年）415～426 頁においていずれも「唐開元廿三年（735）？沙州会計曆」と題されている。後に李錦繡氏の考察によって、当該文書の開元二三年の部分は預税であるので、実は二二年の会計曆であるこ

とが明らかにされた。李氏「唐開元二十二年秋季沙州會計曆考釈」(『敦煌吐魯番學研究論文集』漢語大辭典出版社、1991年)参照。

⁴⁴ 杜文玉「論唐代員外官与試官」(『中国中古政治与社会史論稿』三秦出版社、2010年)参照。

⁴⁵ そのほか、宋6は宗室・皇親・官員などに対する賻物の贈与に関する規定である。その内容は唐令の拾遺8と拾遺補22とに対応している。しかし、拾遺8・拾遺補22と異なり、宋22は賻物の具体的な基準を言及しておらず、賻物の量について旨に従って贈与することを規定している。つまり、宋6条は宋代の制度なので、本章では検討しない。

⁴⁶ 本条は「復原研究」では「遣使吊」の文字は復原されなかったが、後吳氏は「關於唐『喪葬令』復原的再検討」(『文史哲』2008年4期)を發表し、「遣使吊」の文字を復原6に入れた。

⁴⁷ 大津透「北宋天聖令の公刊とその意義—日唐律令比較研究の新階段—」(『東方学』114、2007年)、前掲稲田氏「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」参照。

⁴⁸ 前掲稲田氏「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」参照。

⁴⁹ 吳氏「關於『喪葬令』整理復原的幾個問題—兼与稻田奈津子商榷—」(『唐史論叢』12、2010年、また、前掲『天聖令論集 新史料・新觀點・新視角』下冊137～150頁再収)・同氏「『天聖令・喪葬令』整理和唐令復原中的一些校正与補充」(黃正建 主編『天聖令与唐宋制度研究』第四章、中国社会科学出版社、2011年)参照。

⁵⁰ 劉後浜『唐中書門下体制研究』(齊魯書社、2004年)89頁参照。

⁵¹ 王勳成『唐代銓選与文学』第六章「一、冊授・制授・勅授」(中華書局、2001年)参照。

⁵² 中村裕一『唐代公文書研究』第二章第一節「王言類批答」(汲古書院、1996年)、同氏『唐代制勅研究』第三章第二節「上奏と裁可の語」(汲古書院、1991年)参照。

⁵³ 前掲吳氏「從『天聖令』对唐令的修改看唐宋制度之變遷」参照。

⁵⁴ そのほか、『唐六典』卷二三 将作監 甄官署条に記載される明器の供給については、あらゆる官員を対象としたものか、あるいは特賜を得た官員のみを対象としたものかという点について依然として論争があり、さらなる研究の深化が求められている。齊東方「略論西安地区発現的唐代双室磚墓」(『考古』1990年9期)、吳麗娛「唐朝的『喪葬令』与唐五代喪葬法式」(『文史』2007年2期)参照。

⁵⁵ 国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武汉大学歴史系 編『吐魯番出土文

書』第一〇冊（文物出版社、1991年）8頁参照。

⁵⁶ 盧向前「牒式及其處理程式的探討—唐公式文研究—」（『敦煌吐魯番文獻研究論集』第三輯、北京大學出版社、1986年）、前掲中村氏『唐代公文書研究』、第一部第一章「第三節 唐代文獻にみえる公文書名」参照。

⁵⁷ 『吐魯番出土文書』第一〇冊、2頁、錢伯泉「從張無佺告身論高僊芝徵討石國和突騎施」（『民族研究』1991年3期）参照。

⁵⁸ 町田隆吉「唐西州馬寺小考—八世紀後半の一尼寺の寺院經濟をめぐって—」（『駒澤史学』45、1993年）参照。

⁵⁹ 尚書省から県への文書は主に州を経て下達される。夏炎『唐代州級官府与地域社会』第一〇章「州与県的關係」（天津古籍出版社、2010年）参照。

⁶⁰ 張弓『唐朝倉廩制度初探』第一章「一、正倉溯源及唐代正倉的設置」（中華書局、1986年）参照。

結論

本博士論文における考察をまとめると、次のようになる。

① 贈賻の贈与は、春秋戦国期の喪葬儀礼において極めて重要な一部分であり、『儀礼』・『礼記』に記される贈賻には、含・綵・贈・賻・「贈」の五つが存在している。この五種類の財物は、喪葬の進行によってそれぞれの儀礼が行われ、喪家に渡される。これら贈賻の内容や用途を整理すると、次の表のようになる。

種類	内容
含	小斂の際に、死者の口に入れる貝玉
綵	小斂の際に、死者に贈る斂衣及び副葬するための服
贈	埋葬の前に、喪家に出棺の助けとして渡す車馬及び幣
賻	喪事用の物品ではなく、喪家を扶助するための貨財
「贈」	死者が生前好んでいた物

以上に見える「贈」の内容は、個人的な好みによって贈られたものであり、何を贈るかは、贈与者自身で選ぶことができた。したがって、「贈」の贈与には、後世において法制や礼制として整備された痕跡はまったく見られない。そのため、本博士論文では検討する贈賻の範囲を含（貝玉）・綵（斂衣）・贈（車馬）・賻（貨財）の四つとした。漢代以降の歴代王朝は、皇族や官員に贈賻を贈与する制度を制定した。時代の変遷とともに、具体的な規定は次第に改変されるようになったが、贈賻の種類は基本的に『儀礼』・『礼記』の記述に従っていた。

また、春秋戦国期の礼典に規定される贈賻の種類や規格には、等級の差異がすでに存在していた。例えば、含の贈与は、諸侯の喪葬儀礼にしか見られない。それに対し、士の喪葬儀礼では、含の贈与は執り行われなかったと判断できる。後世において、贈賻は対象によって内容に差異が生じるようになるが、それは儒家礼典の規定に源を発するのである。

そのほか、春秋戦国期の礼典は、基本的に礼の思想や具体的な儀式などを記している。しかし、社会体制の激変が起こった春秋戦国期は、「礼崩楽壊」の時代と称され、実際には、当時の礼制はすでに最高の行為準則としての効力を失っていた。こうした背景をもとに、春秋戦国時代の礼典に記されている贈賻の制度は、理想的な儀礼とされ、その影響は儀礼指導の面に限られていたと考えられる。

② 管見の及ぶ限りでは、先秦時代の法令には贈賻の贈与に関する規定は見られず、当時

の贈賻は主に儀礼に従って行われていたと考えられる。漢代になると、二年律令と景帝中元二年詔に官員や諸侯王に対する贈賻の規定が現れるようになる。前漢の前半期には、律や詔の形に基づく贈賻制度が確立された。しかし、これらの法令には、後代の贈賻制度の中で普遍的に行われた賻（貨財）の贈与は未だ現れていない。それだけでなく、当時の史料には、国家が死亡した官員に賻を与えるといった記事もまったく見られない。このことから、前漢の前半期には、国家から賻を贈与する制度は未だ成立していなかったことがわかる。前漢の宣帝期から後漢にかけて、二千石・丞相・諸侯王などの喪葬儀礼に際し、賻の贈与はしばしば行われるようになり、徐々に贈与の基準が形成され、さらに故事の形で参照されるようになっていった。

また、前漢においては、霍光が薨去した際、宣帝が彼に下賜した贈賻に、輜輳車・黄屋左纛というものがあつた。後漢になると、東海王彊や東平王蒼などの特殊な政治的地位を持つ諸侯王の喪葬儀礼では、皇帝はしばしば鸞輅・龍旂九旒を下賜した。いわゆる輜輳車・鸞輅と黄屋左纛・龍旂九旒は、すべて皇帝用の車とその装飾物であり、皇帝の規格に準ずる贈である。それらの贈与は、当時から「殊礼」の恩賞と見なされており、霍光や東平王などの故事に従って最高等級の贈賻とされていた。

漢代の故事は、帝室や各官署においてそれぞれ独自に形成され、それが内部規定としての役割を果たしていた。それは常に一度の行為を前提として形成された慣例であり、国家が統一的に制定した法典ではなかった。贈賻の基準に関する漢代の故事は、二千石・丞相・諸侯王・重臣などの葬礼現場において形成された贈与についての慣例であったと言える。

③ 『晋公卿礼秩故事』は、西晋朝において行われていた故事を収録したものである。その佚文には、特進・上公、及び王に贈る綬（「五時朝服各一具」・「衣一襲」）、或は贈（青徘徊赤耳車・方相車など）の内容がそれぞれ記されている。また、『晋書』各伝に見える一品官に贈られた賻（銭・織物）・綬（「朝服一具」・「衣一襲」）の記述は非常に類似しているものであり、当時の故事に従って行われていたと考えられる。そのほか、西晋における司馬孚の葬儀では、漢代以来の代表的な殊礼としての贈と儀仗兵が下賜され、さらに皇帝の鹵簿である前後部（羽葆）鼓吹も用いられた。その後、彼の葬儀は、安平献王故事となり、臣下全体を対象とする最高等級の葬儀の基準へと指定されていった。

西晋朝における贈賻の基準は、基本的に故事の形で定められた。西晋の故事は、本来律典・令典と同時に編纂され、公布されたものであり、律典・令典とともに、国家の律令体制を構成する法典の一部であった。その内容は、執務上の細則・先例を集めたもので、令典の補充

規定としての役割を果たしていた。

⑤ 東晋南朝においては、臣下が享けた殊礼の葬儀は、定型化された安平献王故事の基準に従って行われていた。ただし、東晋から南朝にかけて殊礼の葬儀を享けた人物の構成主体は貴族層から皇族層へ変化した。そのような変化は、当該時代における政権の主導権の変遷を示したものであると言える。

また、東晋期における贈賻関係の記事には、幾つかの当該時代における人物の故事を参照して贈賻の贈与を行ったことが僅かながらも記されている。それらの故事は、東晋朝廷の便宜的な措置であったと考えられる。また、南朝においては、官員や皇族の家計が貧困であった際、皇帝がわざと贈賻を下賜した例も見られる。さらに、当時贈与された贈賻の金額は、皇帝の個人的な感情に従って定められていたと推定できる。東晋南朝における贈賻の事例より、当該時代において贈賻の基準は確立されておらず、その贈与は、制度化された官員の経済待遇の一つとはされていなかったことが明らかになった。

⑥ 北魏朝における贈賻制度は、北魏本朝の制度から西晋の伝統へ回帰する傾向があった。北魏前期では、重臣の葬儀はすべて本朝人物の故事を参照して執り行われており、下賜された「殊礼」的な贈賻は、輜輶車しかなかった。太和朝から北魏朝廷は、しばしば西晋朝の故事に倣って輜輶車・黄屋左纛・鸞輅・龍旂九旒などの賻を死亡した封王や重臣を贈っていた。

一方、北魏前期では、漢晋以来の祭服や朝服などの服が確立されていなかったため、当該時代の史料に見える襚の内容は、基本的に公的服の総称としての命服であった。その命服とは、鮮卑の影響が色濃い服であった。太和改制の際、北魏は、漢晋以来の制度に倣って新たな服制を定めたが、それに伴い、命服の贈与は全くなり、襚の内容は、西晋期に形成された「朝服一具」と「衣一襲」となっていた。また、賻の内容も太和一九年（貨幣発行）より、穀物と織物から、銭と織物の組み合わせとなっていた。述べたように、銭と織物は、西晋期において一般的な官員に贈る賻の内容である。

⑦ 唐代の喪葬令と『大唐開元礼』には、臣下に贈られる賻と賻の基準や儀礼が記されている。それに対し、唐代では贈襚の制度が廃止されたが、襚の贈与は特例的な恩賞として、喪葬儀礼の中で実施されていた。

また、唐喪葬令と『大唐開元礼』の規定より、「貴臣」（三品以上の職事官或いは一品の散官である）が死亡した際、皇帝が使者を派遣し、贈賻の物品を喪家に渡していたことがわかる。それに対し、四品以下の官員に贈られる賻は、官員が生前任官した官府、あるいは地方

政府によって提供された。また、贈の贈与対象は、三品以上の官員に限られており、その内容には、束帛があり、一品官員の場合には、馬が加えられた。賻の贈与については、喪葬令に、六種類の身分に贈る賻の数额が明確に規定されている。それ以外にも、本博士論文では、唐喪葬令の規定に基づき、唐代における死亡情報の上奏・賻物の申請・弔祭の申請などの一連の問題を解明し、唐喪葬令の幾つかの復原条文を修正した。

以上、本博士論文では、先秦から唐代に至るまでの贈賻制度の形成や変遷についての検討を行った。その結果、贈賻制度における個別的な事柄を取り上げた従来の研究とは異なり、各種類の贈賻の歴代における贈与の実態や、具体的な制度のあり方などについて明らかにした。

ただし、本博士論文において明らかにしたものは、唐以前における贈賻制度の諸相に限られている。北宋の天聖令は、唐令を基礎として作成された宋代の法令であり、その令文の主体は、唐令と密接に関わっている。しかしながら、天聖喪葬令では、三品以上の官員に贈る贈（束帛と乗馬）の内容は取り除かれた。また、贈賻の基準について、唐令と対応している宋6条には、「諸宗室・内外皇親・文武官薨卒、及家有親属之喪、合賜賻物者、皆鴻臚寺具官名聞奏、物数多少、聽旨隨給」とある。つまり、宋代になると、喪葬令では贈賻の基準や内容に関する条文が廃止され、贈賻の贈与は常に皇帝の詔に従って行われるようになったのである。今後は、そのような宋代の贈賻制度についても注目し、唐宋間における贈賻制度の差異や、その変遷の過程について明らかにしたいと思う。

主要参考文献一覧（発表時間順）

（和文）

- 仁井田陞 『唐令拾遺』（東京大学出版会、1933年）
- 鎌田重雄 『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、1962年）
- 越智重明 『魏晉南朝の政治と社会』（吉川弘文館、1963年）
- 原田淑人 『増補漢六朝の服飾』（東洋文庫、1967年）
- 守屋美都雄 『中国古代の家族と国家』（東洋史研究会、1968年）
- 杉本憲司 「漢代の法賻について」
（大阪府立大学社会科学研究会『社会科学論集』2、1971年）
- 竹内照夫 『新訳漢文大系 礼記』（明治書院、1971～79年）
- 池田末利 『儀礼』（東海大学出版社、1976年）
- 市原亨吉・今井清・鈴木隆一
『全訳漢文大系 礼記』（集英社、1976～79年）
- 佐伯富 「漢代の賻贈について」（『史林』62—5、1979年）
- 大庭脩 『秦漢法制史の研究』（創文社、1982年）
- 窪添慶文 「中国の喪葬儀礼—漢代の皇帝の儀礼を中心に—」
（『東アジアにおける儀礼と国家』学生社、1982年）
- 越智重明 『魏晉南朝の貴族制』（研文出版社、1982年）
- 川勝義雄 『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、1982年）
- 中村裕一 『唐代制勅研究』（汲古書院、1991年）
- 加藤繁 『中国貨幣史研究』（東洋文庫、1991年）
- 堀敏一 『律令制と東アジア世界』（汲古書院、1994年）
- 小林聡 「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」
（『東洋学報』77—3・4、1996年）
- 中村裕一 『唐代公文書研究』（汲古書院、1996年）
- 池田温 『唐令拾遺補』（東京大学出版会、1997年）
- 川本芳昭 『魏晉南北朝時代の民族問題』（汲古書院、1998年）
- 富谷至 「晋泰始律令への道—第一部 秦漢の律と令—」

- 『東方学報（京都）』72、2000年）
- 稲田奈津子 「日本古代喪葬儀礼の特質—喪葬令からみた天皇と氏—」
（『史学雑誌』109—9、2000年）
- 石井仁 「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」
（『東洋史研究』59—4、2001年）
- 富谷至 「晋泰始律令への道—第二部 魏晋の律と令—」
（『東方学報（京都）』73、2001年）
- 来村多加史 『唐代皇帝陵の研究』（学生社、2001年）
- 小林聡 「西晋における礼制秩序の構築とその変質」
（『九州大学東洋史論集』30、2002年）
- 渡辺義浩・藤高裕久・塚本剛・平田陽一郎 編
『全訳後漢書』第四冊（汲古書院、2002年）
- 滋賀秀三 『中国法制史論集 法典と刑罰』（創文社、2003年）
- 安田二郎 『六朝政治史の研究』（京都大学学術出版会、2003年）
- 窪添慶文 『魏晋南北朝官僚制研究』（汲古書院、2003年）
- 福井重雅 『漢代儒教の史的研究』（汲古書院、2005年）
- 富谷至 『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』（朋友書店、2006年）
- 大津透 「北宋天聖令の公刊とその意義—日唐律令比較研究の新階段—」
（『東方学』114、2007年）
- 稲田奈津子 「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」
（『東京大学史料編纂所研究紀要』18、2008年）
- 小林聡 「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」
（『埼玉大学紀要（教育学部）』58—2、2009年）
- 廣瀬薫雄 『秦漢律令研究』（汲古書院、2010年）
- 柿沼陽平 『中国古代貨幣經濟史研究』（汲古書院、2011年）
- 江村治樹 『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と展開』（汲古書院、2011年）
- 金子修一 『大唐元陵儀注新釈』（汲古書院、2013年）
- 富谷至 「漢律から唐律へ—裁判規範と行為規範—」
（『東方学報』（京都）88、2013年）

(中文)

- 高去尋 「殷礼的含貝握貝」(『国立中央研究院院刊』1、1954年)
- 陳公柔 「士喪礼·既夕礼中所記載的喪葬制度」(『考古學報』1956年4期)
- 劉世儒 『魏晉南北朝量詞研究』(中華書局、1965年)
- 祝縉斌 「略論晉律之儒家化」(『中国史研究』1985年2期)
- 張鵬一 遺著·徐清廉 校補
『晋令輯存』(三秦出版社、1989年)
- 齊書深 「漢代賻贈初探」(『社会科学戰線』1989年2期)
- 祝縉斌 『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、1990年)
- 李錦繡 「唐開元二十二年秋季沙州會計曆考积」
(『敦煌吐魯番學研究論文集』漢語大辭典出版社、1991年)
- 孫機 『漢代物質文化資料圖說』(文物出版社、1991年)
- 国家文物局古文献研究室·新疆維吾爾自治区博物館·武漢大學歷史系 編
『吐魯番出土文書』第一〇冊(文物出版社、1991年)
- 趙超 編 『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、1992年)
- 周紹良·趙超 編
『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社、1992年)
- 齊書深 「漢代喪贈芻議」(『求是學刊』1995年2期)
- 李錦繡 『唐代財政史稿』(北京大學出版社、1995年)
- 劉俊文 『唐律疏議箋解』(中華書局、1996年)
- 謝宝富 『北朝婚喪礼俗研究』(首都師範大學出版社、1998年)
- 黃鳳春 「楚国喪婦制度研究」(『江漢考古』1999年2期)
- 劉俊文 『唐代法制研究』(文津出版社、1999年)
- 周紹良·趙超 編
『唐代墓誌彙編續集』(上海古籍出版社、2001年)
- 曹瑋 「東周時期的賻贈制度」(『考古与文物』2002年6期)
- 曹瑋 「西周時期的賻贈制度」(中国文物学会·中国殷商文化学会·中山大學 編『商承祚教授百年誕辰紀念文集』文物出版社、2003年)
- 劉後浜 『唐中書門下体制研究』(齊魯書社、2004年)
- 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 編著

- 『張家山漢墓竹簡』（文物出版社、2006年）
- 天一閣博物館・中国社会科学院歷史研究所天聖令整理課題組 校証
『天一閣藏明鈔本天聖令校証』（中華書局、2006年）
- 吳麗娛 「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷」（『唐研究』12、2006年）
- 杜林淵 「東漢贈賻制度研究」（『東南文化』2007年2期）
- 吳麗娛 「唐朝的『喪葬令』與唐五代喪葬法式」（『文史』2007年2期）
- 彭浩・陳偉・工藤元男 主編
『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、2007年）
- 韓理洲等 輯校編年
『全北齊文北周文補遺』（三秦出版社、2008年）
- 吳麗娛 「關於唐『喪葬令』復原的再檢討」（『文史哲』2008年4期）
- 吳麗娛 「唐代贈官的贈賻與贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度—」（『唐研究』14、2008年）
- 吳麗娛 「關於『喪葬令』整理復原的幾個問題—兼與稻田奈津子商榷—」（『唐史論叢』12、2010年）
- 韓理洲等 輯校編年
『全北魏東魏西魏文補遺』（三秦出版社、2010年）
- 台師大歷史系・中国法制史学会・唐律研讀會 主編
『天聖令論集 新史料・新觀點・新視角』（元照出版社、2011年）
- 黃正建 主編 『天聖令與唐宋制度研究』（中國社會科學出版社、2011年）
- 楊華 「祿・贈・遣—簡牘所見楚地助喪禮儀研究—」（『古禮新研』商務印書館、2012年）
- 吳麗娛 『終極之典—中古喪葬制度研究—』（中華書局、2012年）

目次

序章	1
第一章 春秋戦国時代における贈賻の内容と儀礼について	5
はじめに	5
第一節 含の内容と儀礼	7
第二節 椁の内容と儀礼	10
第三節 贈の内容と儀礼	12
第四節 賻の内容と儀礼	15
第五節 「贈」の内容と儀礼	17
おわりに	18
付表 『儀礼』における士の喪葬儀礼	26
第二章 漢代における贈賻制度について	27
はじめに	27
第一節 前漢における贈賻制度	28
1. 二年律令と景帝中元二年令に見える贈賻制度	28
2. 二千石に対する賻の故事	30
3. 霍光故事に見える贈賻	32
4. 丞相故事に見える贈賻	34
第二節 後漢における贈賻制度	34
1. 一般的な官員や諸侯王を対象とする贈賻の内容	34
2. 諸侯王に賜う殊礼としての贈賻	35
おわりに	38
第三章 西晋における贈賻制度について	45
はじめに	45
第一節 『晋公卿礼秩故事』の佚文に記されている贈賻の基準	46

第二節 『晋書』各伝に見える贈賻の基準	47
第三節 西晋における殊礼としての贈賻	50
第四節 西晋における故事の性格	53
第五節 西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚制度	55
1. 西晋の服制における「朝服一具」の内容	55
2. 贈襚としての「朝服一具」	56
3. 「衣一襲」の内容	58
おわりに	59
第四章 東晋南北朝における贈賻制度について	66
はじめに	66
第一節 東晋南朝における贈賻制度	66
1. 東晋の贈賻制度	66
2. 南朝の贈賻制度	71
第二節 北魏における贈賻制度	78
1. 北魏における殊礼としての贈賻	78
2. 北朝における襚と賻の内容	83
付表 東晋南北朝における贈賻の事例	92
第五章 唐代における贈賻制度について —唐喪葬令を中心として—	116
はじめに	116
第一節 唐代贈賻制度の構造	118
1. 贈の贈与	118
2. 賻の贈与	120
3. 襚の贈与	121
第二節 唐代贈賻制度の資格と等級	123
1. 皇家諸親	123
2. 九品以上の職事官と「王及二王後」	126
3. 五品以上の「以理去官」と散官	127
4. 贈官	129

5. 員外官に対する贈賻	130
第三節 贈賻を与える手順について	132
1. 宋5・宋10・宋11と唐令との対応	132
2. 喪葬令における報告と処理の手順に関連する内容	135
おわりに	140
結論	147
主要参考文献一覧	151

序章

本博士論文の表題に掲げた贈賻とは、喪家に贈る貨財・物品、或いはそのような物を贈る儀礼のことである¹。贈賻の観念自体は非常に古くから存在しており、『詩経』穀風に「凡民有喪、匍匐救之」とあり、その正義には「凡民有凶禍之事、鄰里尚尽力往救之。謂營護凶事、若有贈贈也」とある。贈賻は、そもそもは喪家に対する人情的な扶助の観念から生まれたものであろう。また、『儀礼』既夕礼に「知死者贈、知生者賻」とある。死者あるいはその家族と何らかの関係があるとき、財物の贈与によって死者を哀悼し、その家族を慰める気持ちを示した。つまり、贈賻は喪家とそれ以外の人々との間の人間関係を繋ぐ役割を果たしていたのである。

このように贈賻の贈与は、中国古代における喪葬儀礼の重要な一環であったが、周知のように、今日に至るまで、それは中国、さらに東アジア世界においても、香典などの形で普遍的に存続している。そして、贈賻の儀礼や内訳は、時代とともに変遷してはいるが、それが人と人との関係を繋ぐ役割を果たしていたということは、変わることなく、今日に受け継がれている。

一方、本来人情の発現としての性格を持つ贈賻は、さらに政治にも沿用され、中国古代において一つの政治制度として整備されていた。遅くとも商代には、贈賻は既に制度として形成され始めていたと考えられ、殷墟婦好墓から出土した青銅器には、婦好本人の銘文以外に、亞弼・亞其及び子束泉などの贈与者の呼称を示す銘文が発見されている²。これらの青銅器は商代における贈賻の存在を示したものであると考えられる³。また、中国古代の経典である『周礼』によれば⁴、当時、贈賻の事務を担当する官員が既に設けられていたという。『周礼』の天官 宰夫条には、「凡邦之弔事、掌其戒令、与其幣器財用、凡所共者」とあり、その鄭玄の注には、「弔事、弔諸侯・諸臣。幣所用賻也」とある。これによれば、宰夫は、天子に代わって、死去した諸侯・諸臣を弔い、また、贈賻を贈与することを掌っていたことがわかる。つまり、ここでは、贈賻が既に国家政務の一部と見なされているのである。

国家制度に取り入れられた贈賻は、人間関係を繋ぐ役割を果たすのみならず、政治的共同体内部における上下関係と等級秩序を示すものとしての意味をも付与されていたのである。春秋戦国時代になると、贈賻の儀礼が既に完備されたものとなっていることがわかる。そこには、受贈者の身分によって、贈賻の種類や儀礼などの差異が存在していた。また、その後

の歴代王朝における贈賻は、基本的に官員の品位等級に基づいて実施されている。つまり、贈賻は、俸禄のように国家から亡くなった官員に与えられる経済待遇の一部ともなっているのである。一方、死者の功績、王朝側の殊遇に基づき、歴代の君主は、より規格の高い贈賻を臣下に賜ることもあった。その場合は、贈賻は恩賞として贈られたものと見てよいであろう。恩賞は、時代を通じて権力維持の上で大きな役割を果たしていた。君主が、国家を体現しつつ、臣下に対し特例的に贈賻を与えることは、臣下と君主個人との間の服従関係を強化する意味を有しており、この点で贈賻は家父長的権力の基盤という性格をも合わせ保有していた。このように見れば、政治化された贈賻は、国家と官員、皇帝個人と臣下を結び付けるという公私両面における役割を担っていたことがわかるのである。とすれば、こうした贈賻の贈与が、如何にして歴代王朝において実施されていたのかという点を明らかにすることは、中国古代における政治・社会の問題を考える上で重要な意義を持っていると言えるであろう。

また、周知のように、前漢武帝期に儒家が官学化されて以降、儒家の礼が一段と社会に浸透していくようになり、礼と法との融合が、次第に顕著なものとなっていった。当時、礼典の記述は、司法の現場において案件の判決を左右できるのみならず、立法の過程においては法源ともされていた。また、西晋の泰始律令には、儒家の礼の思想が国家の法典の内容として大量に吸収されている⁵。これ以降、中国歴代における法典の編纂は、儒家の礼の思想に強く影響されていた⁶。

中国法典の儒家化或は、経書化⁷の傾向は、法制史研究の重要テーマであると言える。制度化された贈賻は、春秋戦国時代の喪葬儀礼に源を持ち、その後、儒家礼典に受け入れられ、儒家凶礼の一部となる。そして、漢代になってから、贈賻制度は初めて法定化され、その後の変遷を経て、律令制が完備した唐代に至り、国家の律令の一部として体系的な規定が確立される段階に至る。換言すれば、贈賻制度は法定化の過程を経るのであるが、儒家礼典に由来する贈賻が如何にして律令制に基づく国家制度の一つとなっていったのかという問題を全面的に把握するためには、歴代の贈賻制度のあり方を具体的に検討しなければならないであろう。しかし、管見の及ぶ限り、従来の研究では、漢唐間における贈賻制度の歴史的変遷について、十分な検討がなされているとは言い難い状態にある。

鎌田重雄氏・杉本憲司氏は、両漢における二千石・諸侯王を対象とする贈賻の種類や基準などを考証し、当時の贈賻制度の大筋を明らかにした⁸。ただし、この両氏の研究においても喪葬儀礼から生じた漢代の贈賻制度が、そもそも如何にして形成されてきたのか、そして

それが如何なる法の形で存在していたのか、という重要な問題については未だ明らかにされていないと言わざるをえない。また、漢代以後の魏晋南北朝の史料には、贈賻制度についての記載があまり残っていないため、当該課題についての系統的な研究は、全く不十分な状態にある⁹。だが、この時代の正史や墓誌には不十分ながら、贈賻関係の事例が散見される。それらの史料を詳細に分析すれば、当時の贈賻制度の大概を窺うことは不可能ではない。また、唐代のそれについては、近年、北宋天聖令残卷の発見をきっかけに、呉麗娛氏の「唐開元喪葬令復原研究」などがなされ、研究が進展してきている¹⁰。喪葬令は、皇家諸親や各級官員の喪葬事務に関連する法令である。呉氏によって復原された唐喪葬令には、贈賻の基準・支給機構、及び申請の手続きなどに関する条文が一〇条ある。その復原作業に加え、呉氏はさらに、唐代における賻物の受給資格や基準などの問題についても論究している¹¹。ただし、同氏の研究は、主に唐代の贈賻制度における個別的な事柄を取り上げたものであり、当時の贈賻を構成する贈・賻・襚の諸形式を総体として包括的に考察するところまでにはいまだ至っていない。このためには、すべての条文に対し全面的な検討を加え、唐代の贈賻制度をより総合的に解明することが必要であろう。

以上の問題意識のもと、本博士論文では、唐以前の各時代における贈賻に関する儀礼・法律、及び贈与の具体的な実例を整理、検討し、それらの制度の実態を明らかにしようと思う。さらに言えば、本博士論文において、筆者は歴代の贈賻制度の形成や変遷の解明を通じ、従来儒家凶礼から由来する贈賻の贈与が、如何にして律令体制下における国家制度の一環となったのか、本来人間関係を繋ぐものであった贈賻が、どのように国家と官員・皇帝と臣下を結び付ける役割を果たすようになったのか、などの問題の解明を目指したいと思う。

¹ 本来、贈と賻にはそれぞれ固有の意味があり、ほかに襚・含など多種多様な贈り物の形式も存在していた（本博士論文第一章参照）。それらの贈り物を総括する呼称はもともと統一されておらず、文献上、贈賻・賻贈・贈襚・贈贈などの呼び方が見られる。本博士論文では贈賻をそれらの贈り物、及び関連儀礼の総称として論述する。

² 中国社会科学院考古研究所 編『殷墟婦好墓』（文物出版社、1980年）234頁参照。

³ 曹璋「西周時期的贈賻制度」（中国文物学会・中国殷商文化学会・中山大学 編『商承祚教授百年誕辰紀念文集』文物出版社、2003年）参照。

⁴ いま『周礼』の成立が漢代に至ることについての考察は省く。

⁵ 祝総斌「略論晋律之儒家化」(『中国史研究』1985年2期)、富谷至「晋泰始律令への道—第二部 魏晋の律と令—」(『東方学報(京都)』73、2001年)参照。

⁶ 清朝までの国家の法典は、依然として儒家の礼の思想に基づいて編纂されたものであるという。Derk Bodde and Clarence Morris, *Law in Imperial China: Exemplified by 190 Ching Dynasty Cases*, Part one, chapter 9, “The Imperial Codes as Exemplification of Li,” University of Pennsylvania Press, 1973.

⁷ 「経書化」という用語については、富谷至「漢律から唐律へ—裁判規範と行為規範—」(『東方学報』(京都)88、2013年)参照。

⁸ 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代賻贈考」(日本学術振興会、1962年)参照。杉本憲司「漢代の法賻について」(大阪府立大学社会科学研究会『社会科学論集』2、1971年)参照。

⁹ 当該時代の賻贈制度についての専論は管見の及ぶ限り見当たらないが、張鵬一氏の著書では西晋の泰始令が全般的に復原され、賻贈の贈与に関する喪葬令の条文も含まれている。この復原の条文は西晋における賻贈制度の内容を示唆している。張鵬一 遺著・徐清廉 校補『晋令輯存』卷三「喪葬令第十七」(三秦出版社、1989年)181頁参照。また、謝宝富氏は北魏太和一九年(495)以後に行われていた賻贈の構成やそれと西晋制度との関係などの問題を論究している。謝氏『北朝婚喪礼俗研究』第二章第一節「七、詔贈賻物及贈官」(首都師範大学出版社、1998年)参照。

¹⁰ 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組 校証『天一閣蔵明鈔本天聖令校証』、「唐開元喪葬令復原研究」(中華書局、2006年)参照。

¹¹ 吳麗娛「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷」(『唐研究』12、2006年)、「唐代贈官的贈賻与贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度—」(『唐研究』14、2008年)参照。また、同氏『終極之典—中古喪葬制度研究—』(中華書局、2012年)下編中「官員喪葬礼令中的問題研究」・下編下「唐宋贈官制度溯源」参照。

第一章 春秋戦国時代における贈賻の内容と儀礼について

はじめに

死者に物品を贈与する事例は、遅くとも商代にまでに遡れる。西周時期の墓から出土した青銅礼器の一部は、死者を追悼するために、贈られて、それらがさらに副葬品として墓に埋葬されたと確認される¹。しかし、死者や喪家に贈る物品の種類や内容に関する西周以前の確実な制度史料はほとんど残っていないので²、当該時代の贈賻制度の詳細について検討することは難しい。

春秋戦国期になると、青銅礼器を死者に贈る事例は激減している³。そのかわりに、当時の墓から、他人が贈与したものを記した「贈書」（または「贈方」と称する）がしばしば出土する。1953年、湖南仰天湖楚墓から人名と衣服及びその素地などを記す竹簡が発見され⁴、饒宗頤氏・李学勤氏はそれらの竹簡が「贈書」の実物であると初めて論証した⁵。その後、湖北天星觀1号楚墓・随県曾侯乙墓・荊門包山楚墓などからも、相次いでそのような「贈書」が出土し、各「贈書」に記されている文字の釈読が進められている⁶。また、それらの中では、車馬と衣服の贈与に関する記録が最も頻繁に現れており、春秋戦国の喪葬儀礼における贈賻贈与の実態の一斑を窺うことができる。

春秋戦国期における贈賻制度についての研究は、主に出土史料であるこれら「贈書」を中心として考察されてきた。黄鳳春氏は、出土した各「贈書」に記されている贈与品を分類、検討している⁷。また、曾侯乙墓竹簡の「贈書」には、楚王や太子が曾侯乙に車を贈与した内容が見える。曹瑋氏は、その記録を用い、当時の楚国と曾国との関係について考察を加えている⁸。「贈書」以外、春秋戦国期の墓からは、後代の「衣物疏」と類似する、副葬品全般を記録した「遣策」も、相当量発見されている。従前の考古学関係の報告書や先行研究では、「遣策」と「贈書」との区別については、いまだ解明されてはいない。これに関連し、楊華氏は、贈与者の名の有無が、「贈書」であるか否かを判別する必要条件であると論じている⁹。本章では取り上げる「贈書」は、楊氏が提出した判断基準に沿っている。

「贈書」に対する考察を通じ、上述した先行研究では、春秋戦国期の葬儀における贈賻贈与の実態や、それが当時の政治・外交において果たした役割などが明らかにされている。しかしながら、それらの研究は、そのほとんどが「贈書」の記載に立脚して考察されるに留

まっている。

また、春秋戦国期における贈賻関係の具体的な制度については、系統的な整理は、まだ行われではおらず、さらに贈賻の範囲も明確的に限定されてはいない。例えば、黄鳳春氏は「贈書」に記されているすべての贈与品を当時の礼制に定められた贈賻として捉えている¹⁰。つまり、春秋戦国期における贈賻の範囲や内容などに関する具体的な制度については、いまだ十分に解明されたとは言い難い状況にあるのである。その理由は礼典との関連が充分には、追究されていないところにある。

出土史料である「贈書」は、贈賻贈与の実態についての記録である。それに対し、春秋戦国期の礼典には、贈賻の贈与に関する儀礼がすでに整備されたものとして示されている¹¹。『儀礼』は士が執り行う五礼（吉・凶・軍・賓・嘉）に関する体系的な行為準則であり、その中の士喪礼と既夕礼には、納棺（喪礼）と出棺（葬礼）の諸儀礼が明記されている。それらにおける「君綵」・「兄弟綵」・「公贈」・「賓贈」などの部分は、国君や親族が死者（士）、或は喪家に贈る贈賻に関する儀礼を内容としている¹²。ここから、贈賻の贈与は、喪葬儀礼の進行に伴い、喪と葬の二つの段階で、数回にわたって行われていたことがわかる。春秋戦国期における贈賻の贈与が喪葬儀礼全体に占める位置や、その具体的な役割を全面的に把握するためには、「贈書」の記録に限らず、贈賻関連の儀礼を総体としてより丁寧に整理する必要があるのである。

また、春秋戦国期の礼典では、贈賻の種類や規格が受贈者の身分によって具体的に規定されている。つまり、贈賻の種類や規格には、その身分に相応しい等級が反映していると考えられる。前掲の諸研究は、「贈書」に基づき、贈賻を大まかに分類してはいるが、それらの分類は当時最も重要な等級関係についての考察さえなされてはいない。『儀礼』の士喪礼と既夕礼は士に関する喪葬儀礼を中心とするが、『礼記』少儀・雜記などの篇目にも、諸侯の儀礼の記述が散見する。また、出土史料である「贈書」には、卿大夫に贈った贈賻の記録が残っている。それらの礼典や「贈書」により、諸侯から士までの各階層に適用された具体的な贈賻を明らかにすることが、可能である。

本章は、このような観点から、諸経典の関連記述を整理し、標題に示した春秋戦国期における贈賻の種類や具体的な物品を解明しようとするものである。また、合わせて、春秋戦国期における諸侯・卿大夫・士の身分制の実態追求と関わる贈賻の規格についても明らかにしようと思う。なお、春秋戦国期より後の時代については、次章以下において順に取り上げる。

第一節 含の内容と儀礼

含は本来「飯含」の儀礼の一部であり、貝殻や玉石などを死者の口に入れることを指し、文献においては、また「琯」や「含」とも記されている¹³。「飯含」の飯とは、死者の口に穀物を納めるということである。入棺の前に、死者の口にもものを納める習慣は、古くから存在している。考古学資料によれば、遅くとも中国の新石器時代の遺跡には、口に貝殻や石を納められている例が出土している¹⁴。商代においても、「飯含」の習俗は広く行われていた。殷墟の墓地においては、多くの遺骨の口に海貝や玉石などが発見されている¹⁵。こうした古来の習俗は、儀礼に組み込まれ、凶礼の一環となった。なお、中国の歴代では、「飯含」の儀礼が踏襲されていく¹⁶。

死者の口に穀物や貝玉を入れる行為の含義については、『礼記』檀弓下に、

飯用米貝、弗忍虚也。不以食道、用美焉爾。

とある。その孔穎達の正義には、

死者既無所知、所以飯用米貝、不忽（忍）虚其口。既不忍虚其口、所以不用飲食之道以实之。必用米貝者、以食道褻、米貝美、尊之不敢用褻、故用米貝、美善焉爾。飲食、人所造作、細碎不潔、故為褻也。米貝、天性自然為美。

とある。『初学記』卷一四 礼部下に、

『春秋説題辞』曰、「口実曰含、象生時食也」。

とある。また、『白虎通義』卷下 崩葬に、

所以有飯含、何。縁生食、今死不欲虚其口。

とある。当初から「飯含」にそのような意味づけがなされていたのか否か、断言できないが、これらの記載から、儒家凶礼の一環である「飯含」は、死者の亡霊を飢餓から免れさせるために、設けられた儀礼であったとして大過ないであろう。

儒家儀礼における「飯含」の儀礼は沐浴の礼、すなわち死者の遺体を清める儀礼が済まされた後に、行われる¹⁷。身分の違いによって、死者の口に納める含の内容も異なっていた。このことを伝えて、前掲の『礼記』檀弓下の孔穎達の正義には、また、

其含、案『周礼』典瑞云、「大喪、其飯玉、含玉」。鄭注云、「含玉、如璧形而小耳」。是天子用璧也。又、「飯玉、碎玉以雜米也」。故云「共（其）飯玉」。雜記云、「含者執璧將命」。是諸侯亦含以璧也。卿大夫無文。案成十七年、公孫嬰齊夢贈瓊瑰。注云、「食珠玉、含象」、則卿大夫蓋用珠也。案士喪礼「貝三実於筭」、注云、「貝、水物、古者以為貨、

江水出焉。筭、竹器名」。是士用貝三。(中略) 何休注『公羊』云、「天子以珠、諸侯以玉、大夫以璧(璧)、士以貝」。又、『礼緯稽命徴』、「天子飯以珠、含以玉。諸侯飯以珠、含以璧。卿大夫飯以珠、含以貝」。此等或是異代礼、非周法也。

とある。この孔穎達の正義に所掲する諸注釈、及び『説苑』修文・『白虎通義』卷下 崩薨に記されている含の内容を整理すると、次の表のようになる。

天子	珠	玉	玉	珠	璧
諸侯	玉	璧	珠	玉	璧
卿大夫	璣	貝	璧	璧	珠
士	貝	貝 ¹⁸	貝	貝	貝
出典	『説苑』 修文	『礼緯稽命徴』	『白虎通義』 崩薨	何休の注 『公羊伝』	孔穎達の正義 『礼記』

ここに見える天子から士までの各階層が使用する含の内容は一致しておらず、『礼記』の孔穎達の正義によれば、それらはそれぞれの時代における含の制度(異代礼)を反映しているという。池田末利氏は、貝が含の素朴な形態であり、玉や珠などが天子、或は上層階層の専用品であると論じている¹⁹。玉や珠を含まとする起源については、『白虎通義』卷下 崩薨に、

嗇用珠宝物、何也。有益死者形体。

とある。これによれば、含としての「珠宝物」などは遺体を保存するために、有益であるという。ただし、これは漢以降の時代における玉石が腐敗防止の機能を有する観念から由来しており、先秦時代には、貝殻と珠玉とは死者の社会地位や財富によって使い分けられていたと考えられる²⁰。

以上、礼典における「飯含」の儀礼や含の内容などを検討してきた。喪葬儀礼においては死者に貝や珠玉を贈る儀礼も、儒家經典においては含と称する。『周礼』天官 宰夫の鄭玄の

注に、「凡喪、始死弔而含、葬而贈」に見える含とは、死者に含を贈るということである。含を贈る儀礼については、『礼記』雑記上に、

含者執璧將命曰、「寡君使某含」。相者入告、出曰、「孤某須矣」。含者入、升堂致命、再拜稽顙。含者坐委於殯東南、有葦席。既葬、蒲席。降、出反位。宰夫朝服、即喪屨、升自西階、西面坐取璧、降自西階以東。

とある。ここに見える「含者」とは、「寡君」（使者が本国の国君に対する呼称）の命令に従い、喪家に含を渡す使者である。宰夫については、その孔穎達の正義には、

宰謂上卿也、言夫衍字。朝服者、吉服也。必用吉服者、以鄰國執玉而來、執玉不麻。故著朝服。

とある。この宰（すなわち『礼記』に見える宰夫）は諸侯の上卿であり、他国が贈った含の受領を担当していた。つまり、前掲の『礼記』雑記上の記載は一国の国君が薨去した際、他国の諸侯が使者を派遣し、含を贈らせる儀礼を記載したものであろう²¹。「含者」が所持する璧は、すなわち諸侯の身に対応する含であろう²²。管見の及ぶ限り、先秦の史料では、含を贈る実際の事例は次の『左伝』文公五年（前622）条にしかない。

五年春王正月、王使榮叔歸含且贈。

文公四年（前621）、魯文公の祖母である成風は薨去した。翌年、周襄王は、榮叔を遣わし、魯に含と贈とを贈った。鄭玄は、この記事によって、諸侯の喪儀では、天子が含を贈るべきであると指摘しており、孔穎達の正義に引用する鄭玄の箴に、

礼、天子於二王後之喪、含為先、襚次之、贈次之、賻次之。於諸侯、含之、贈之、小君亦如之。

とある。二王後は、周に封じられた前代の夏（杞国）・殷（宋国）二王の後裔であり、すなわち特殊な諸侯である。この鄭玄の箴と前掲の『礼記』雑記上により、諸侯（二王後を含む）の喪儀に際して天子や他国の諸侯が含を贈る儀礼があることがわかる。

一方、『儀礼』や『礼記』などの儒家礼典には、亡き卿大夫に含を贈る儀礼が記されていない。そのため、死亡した卿大夫は含の贈与を享けられるかどうかは確定できない²³。また、『儀礼』の士喪礼は士の喪儀の全過程を明記するものである。そこには、含以外の襚・贈・賻・贈を死者に贈る儀礼を記載しているが、含の贈与については全く記されていない。その故、含の贈与は、士の葬儀では行われていないと判断できる。

先述のように春秋戦国期の礼典では、含を贈る儀礼が少なくとも士より高い階層の喪儀に限られている。つまり、喪儀における含の贈与は、死者の身分に対する一定の制限が存在

したとして大過ないであろう。その影響を受けたかと思われるが、漢代以降、舎の下賜例は非常にめずらしく、ほとんど身分が極めて顕要な人物に限られていた。

第二節 襚の内容と儀礼

襚は士階層の喪葬儀礼における諸贈賻の中で、最初に行われるものであり、「赴於君」（即ち報喪）と「君使人弔」の後に直ちに行われる（本章末付表参照）。その内容は「君」（国君）が臣の報喪（死亡の報告）を受け、使者に喪家を弔祭させ、衣服を贈るというものである²⁴。襚の儀礼については、『儀礼』士喪礼には、

君使人襚。徹帷、主人如初。襚者左執領、右執要、入、升、致命。主人拜如初。襚者入、衣屍、出。主人拜送如初。

とある。ここに見える「襚者」とは、国君が派遣して襚を贈らせる使者である。「衣屍」とは、使者が襚の衣服を士の遺体に覆うことである²⁵。つまり、使者は単に襚としての衣服を渡すだけでなく、その衣服を遺体に覆う「衣屍」の儀礼も行うのである。

『儀礼』士喪礼には、国君が贈る襚についての儀礼の外、「親者」（大功以上の親族）・「庶兄弟」（小功以下の衆兄弟）・「朋友」が贈る襚の儀礼も記している²⁶。その三者が贈った襚は、また「庶襚」とも称される²⁷。『儀礼』士喪礼によれば、「君使人弔」、或は小斂の儀礼が終了後に襚を贈ることがともに許される²⁸。実際には、恩賞として死者に三度襚を贈る事例も存在した。『左伝』定公九年（前501）には、

齊師之在夷儀也、齊侯謂夷儀人曰、「得敵無存者、以五家免」。乃得其屍。公三襚之。

とある。その鄭玄の注に、

襚、衣也。比殯三加襚、深礼厚之。

とある。敵無存は、齊国の武士であり、晋国の夷儀（城名）を討伐し、戦死してした。齊侯が五家の徭役を免除することを条件に、夷儀の人たちに敵無存の遺体を探させた。その遺体が見つけた後、敵無存の喪儀では、齊侯が三度襚を贈った。鄭玄の注によれば、それは、一般的な儀礼を超えた厚遇であるという。

襚としての衣服は、喪儀の中で襲・小斂・大斂の三段階で用いられる。襲とは、死者の遺体を清めた後（沐浴）、死者に肌に直接つける服を着せる儀礼である。小斂とは、襲の次に、一九称（上着と下着と合わせて一称）の衣服を陳列した後に、遺体とともに衾で包むということである。そして、大斂は、遺体を柩に納める儀礼であり、納棺とも呼ばれる。遺体を柩

に納める前に、小斂の儀式と同様に三〇称の衣服を陳列し、遺体とともに、衾で包む。それらの段階でともに襚の衣が用いられる。ただし、「庶襚」の衣は襲・小斂・大斂の三段階では、ともに使われ²⁹、喪儀の所要以上に贈られる場合には、必ずしもすべて小斂・大斂用とはしなかったのである³⁰。「庶襚」に対し、国君が贈った襚は、ただ大斂用に限られ、すべての衣服の外側に置かれたのちに遺体を包む。それは、国君の襚を重視するためであると考えられる³¹。

以上に検討してきたのは、『儀礼』士喪礼に記す襚、すなわち死亡した士に贈る衣服についての儀礼である。それに対し、国君の喪儀では、臣は襚を贈ることも許されていた。『礼記』少儀に、

臣致襚於君、則曰、「致廢衣於賈人」。

とある。この賈人については、孔穎達の正義には、

賈人知物善惡。『周礼』、「玉府、掌凡王之献金玉・兵器・文織・良貨賄之物、受而藏之」、有賈八人。

とある。具体的な儀礼についての記述が残っていないが、孔穎達の正義によると、国君に献げる襚は、玉府の賈人に渡されることがわかる。この玉府の賈人は宮廷の府庫の役人に相当していると考えられる³²。つまり、国君に贈る襚は、宮廷の府庫で管理されていたのである。

また、諸侯国の間においては、使者による襚の贈与も行われていた。魯文公九年（前618）、秦国は使者を遣わし、その前に死去した僖公、及び僖公の母である成風に襚を贈った³³。そして、楚康王が死んだ際、楚人が、その喪葬儀礼に列席している魯襄公に襚（「衣屍」）の儀礼を無理やりに行わせたということが、次の『左伝』襄公二九年（前544）から窺える。

二十九年春、王正月、公在楚、積不朝正於廟也。楚人使公親襚、公患之。

とある。その孔穎達の正義に、

楚人以諸侯相於（好）、有遣使贈襚之礼。今以公身既在、意在輕魯、欲以公依遣使之比、使公親行之也。

とある。これによって、諸侯に自ら襚の儀礼を施行させるのは、軽蔑的な行為と考えられ、本来諸侯の間における贈賻の贈与は、使者によって行われるべきであったことがわかる。

文献史料の記事だけではなく、出土した戦国期の史料には、襚の記録も残されている。湖北仰天湖楚墓 M167 では、43 枚の竹簡が出土し、その中には、人名と衣服の種類を記している簡がある。

簡1 鄒易公一紡衣、綠^纒之^匱

簡2 中（仲）君之^緹衣、^纒（^纒）純、^紉縞之^縗。句³⁴

簡3 何馬之^緹衣、^縑（^錦）、^縑（^錦）^縗。句

饒宗頤氏や李学勤氏の考証によれば、その三枚の竹簡には、喪儀において贈られた襚に関する具体的な記載があるという³⁵。それらに見える鄒易公・中（仲）君・何馬はすべて襚を贈与する人である³⁶。また、従来様々な解釈が行われているが、紡衣・^緹衣は、贈られた衣服の種類であり、そして「^綠^纒之^匱」・「^纒（^纒）純」・「^縑（^錦）」などは、それらの衣服の素地であることが研究者らの共通認識となっている。つまり、それらの竹簡に記される内容は、襚を受け取る際に、作られた記録と考えて大過ないであろう。仰天湖楚墓M167は、戦国中期における楚国の大夫の墓であるとされている³⁷。前述したように、春秋戦国時代における諸侯や士の喪儀では、襚の贈与が行われている。この仰天湖楚墓竹簡に見える襚に関する記録を考え合わせると、当該時代に死亡した卿大夫に対しても襚を贈ったと推定できる。

本節の検討により、襚は、死者に納棺用（襲・小斂・大斂）の服を贈る儀礼である。その贈与は、春秋戦国期において諸侯・卿大夫・士の各階層の喪儀でも、行われている。『儀礼』・『礼記』には、襚を贈る儀礼が具体的に記されている。ただし、それらの礼典においては、どのような衣服を襚として死者に贈るかについての規定は、記載されていない。また、仰天湖楚簡に記されている襚は、その種類や素地が、それぞれ異なっている。そのため、春秋戦国期には、襚の儀礼は既に成立したが、襚の内容に対する一般的な標準は、未だ形成されてはいないと考えられる。

第三節 贈の内容と儀礼

死亡した士に贈る贈の内容と用途については、『儀礼』既夕礼に、

公贈、玄纁束、馬両。

とあり、その鄭玄の注に、

公、国君也。贈、所以助主人送葬也。

とある。贈の贈与は『儀礼』既夕礼の一部であり、埋葬の前に行われ、馬で出棺を助けるためのものである。贈を贈る際、単に馬だけではなく、「玄」（黒い色）と「纁」（薄い赤色）という色の帛をも贈った。このような帛は、葬礼のみならず、通婚礼や聘礼などにおいても、礼物として用いられ、幣とも称された³⁸。これは、国君が士に贈与する贈についての記事で

あり、贈の主体である二頭の馬もちょうど士の車馬の制と適合している³⁹。また、国君から『儀礼』既夕礼には、先の贈を贈る儀礼に次いで、卿大夫・士が贈を贈る儀礼（賓贈）も記している⁴⁰。

賓奠幣如初、挙幣、受馬如初。

とある。この記載から、卿大夫・士から贈られる贈の内容も、玄纁束・馬の二種類しかないとわかる。それに対し、諸侯の葬儀では、他国の諸侯が使者を遣わし、贈を贈る儀礼について、『礼記』雜記上に、

上介贈、執圭将命曰、「寡君使某贈」。相者入告、反命曰、「孤某須矣」。陳乘黄大路於中庭、北軻、執圭将命。客使自下由路西、子拜稽顙。坐委於殯東南隅、宰举以東。

とある。ここに見える使者が喪家に渡す贈には、圭・乘黄・大路が見える。圭は、天子や諸侯が所持する祭祀用の礼器であり、また、朝覲や会面などの場合に、礼物として贈与されていたものである⁴¹。贈の一部である圭は、前掲の『儀礼』既夕礼に見える玄纁束の代わりに、挨拶として送られた幣として指定されたものであろう。また、乘黄は四頭の黄色い馬であるという⁴²。天子あるいは諸侯が乗用する車は路車と称され、最も大型の路車はまた大路と呼ばれていた⁴³。前掲の『礼記』雜記上によれば、諸侯に贈る贈の主体は馬以外、車（大路）も含んでいたことがわかる。

何休は、『公羊伝』を注解する際、馬のみを贈とするのは西周の制度であり、馬と車とともに贈られるのは、春秋の制度であるとしている⁴⁴。孔穎達は、何休の解釈を否定し、士の身分が低いため、士に相応する贈には、馬しかないと指摘する⁴⁵。何休の解釈には、制度に関わる史料があげられていない。それに対し、前掲の『儀礼』既夕礼と『礼記』雜記上の記載は、孔穎達の解釈に合致している。それらを踏まえると、士に贈る贈は、馬のみあり、諸侯の場合は、さらに車が贈られていたと考えられる。

湖北随県曾侯乙墓から出土した車馬の記録は、諸侯に贈る贈の好例である。曾侯乙墓は、戦国早期の墓であり、240本の竹簡が出土した。それらは、ほとんど各種類の車馬や兵器についての記録である。その中、番号の簡187から簡209までの竹簡には贈られた車馬を記されている（「贈書」）。例えば、

簡187 王幣一乘路車、三匹駟。

簡188 王幣一乘路車、麗兩駟。

簡189 王幣一乘路車、麗□□匹駟。

簡190 太子幣三乘路車、其一乘駟、其二乘屯（皆）麗。

簡 191 坪夜君之幣路車二乘、屯（皆）麗。

とある。裘錫圭氏の考釈によれば、これらの竹簡に見える「幣」は贈と通じており、すなわち死者に贈る車馬であるという⁴⁶。贈の贈与者である王・太子は、楚の王、及びその太子であり、また坪夜君のような君称の見える事例は、楚国国内の封君であるとされている⁴⁷。また、前掲の「贈書」に見える路車は、曾侯乙（諸侯）の身分に相応しい車である。「駟」と「麗」はそれぞれ四頭と二頭の馬が牽引する車であり、「騶」は尾が黒毛の赤い馬であるという⁴⁸。ここでは馬の品種と数量が前掲の『礼記』雑記上の記載とは完全に一致していないが、曾侯乙に贈った贈には、馬のほか、車（路車）も含まれることはそれらの記録から確認できる。

前述したように、諸侯の喪葬儀礼では、他国の諸侯が含・綵・贈を贈る。使者がそれらの贈与品を渡す順番については、『礼記』雑記下に、

諸侯使人弔、其次含・綵・贈・臨、皆同日而畢事者也。

とある。使者は、他国の諸侯を弔い、次に含・綵・贈の順番に従い、一つずつそれらの贈与の儀礼を行う。こうした順番は、飯含→入斂（襲・小斂・大斂）→出棺という喪葬儀礼のプロセスと一致していると考えられる。また、贈の次に記されている「臨」は、使者が公務を終えた後に、個人的に他国の諸侯を弔う行動である⁴⁹。前掲の『礼記』雑記下にに基づき、他国の諸侯を弔祭する場合、含・綵・贈をともに贈るべきであったが、実際には、それらの三種類の贈与品を同時に贈る記事がまったく見られない。

また、『礼記』や『儀礼』には、卿大夫の葬儀において、贈を贈る儀礼がほとんど記載されていない。ただし、卿大夫に贈る贈については、戦国時代における出土史料から手掛かりを得ることができる。出土文字の紀年によると、湖北包山楚国の墓 M2 は、公元前 316 年前後に造成された戦国中期の墓である。考古学報告書では、副葬品や出土史料から、該墓の被葬者が本来楚国の大夫であり、生前左尹の職に任じられていたと論じている⁵⁰。その墓からは、次の牘 1 が出土した。そこには、

舒寅受一鞞正車。

とある。この「受」は「授」と通じ、授与と意味する⁵¹。先行研究によれば、包山楚簡に見える「鞞」は、「分」とも書かれ、車の数え方である「乗」と同じ意味である。また、「正車」は、「政車」とも書かれ、指揮官が乗る軍用車であるという⁵²。牘 1 に見える舒寅はその「正車」を贈る人物であり、おそらく楚の貴族であろう。この牘 1 の内容は、贈の贈与についての記録であると考えられる⁵³。そのほか、戦国中期における湖北天星觀楚国の墓 M1 からは、

車及び車の関連用品を贈ることを記した多数の竹簡が出土し、その被葬者は生前楚国の上卿であると推定される⁵⁴。それらの出土史料から、卿大夫に贈る贈には、車が含まれる可能性が示唆されるであろう。

贈は、元来喪家に贈る出棺用の車馬と「幣」であり、その儀礼は、春秋戦国期においては諸侯から士までの各階層の葬儀で、行われていたものである。ただし、士に贈る贈の主体は、馬のみであり、車を贈とするのは、卿大夫以上に限られていたことが本節の考察によって明らかとなった。

第四節 賻の内容と儀礼

賻は、贈の儀礼が完成された後に、喪家に贈るものであり、『儀礼』既夕礼における賓が賻を贈る儀礼の次に、

若賻。入告。主人出門左、西面。賓東面将命。主人拜、賓坐委之。宰由主人之北、東面。拳之、反伐（位）。

とある。その鄭玄の注には、

賻之言補也、助也、貨財曰賻。

とある。賻は貨財によって喪家を扶助するものであるが、『儀礼』既夕礼にある「若賻」から、賻は必ずしも葬儀の場合に喪家に贈らなければならないものではないことが窺える。次の『儀礼』既夕礼には、賻を贈る一定の条件を説明している。

知生者賻。

その賈公彦の疏には、

賻是補主人不足、施於生者。故知生者行之。

とある。これによると、賻とは、死者の家族と何らかの関係がある際、その家族を扶助し、葬儀の不備を補う貨財であることがわかる。さらに、『穀梁伝』隠公三年（前720）には、

歸死者曰賻、歸生者曰賻。

とある。つまり、賻は死者に贈る喪葬儀礼用のものではなく、喪家を対象として贈られる貨財なのである。そのため、喪家は贈られた賻を用いる上で一定の自由があり、葬儀以外にも用いられることが許された。そのことは次の事例から窺える。すなわち、『礼記』檀弓上に、

既葬、子碩欲以賻布之余具祭器。子柳曰、「不可、吾聞之也、君子不家於喪。請班諸兄弟之貧者」。

とある。子碩と子柳は魯国大夫である叔仲皮の子である。彼らの母親の葬儀が終わった後、子碩が残った賻を使い、祭祀用の道具を買い調えようとした。それに対し、子柳はその賻の残りを貧困の兄弟に分けようと提案した。おそらく、最後、子柳の提案に従い、その残りは処分されたと考えられる。また、『礼記』檀弓上に、

孟献子之喪、司徒旅歸四布。夫子曰、「可也」。

とあり、その鄭玄の注には、

司徒使下士歸四方之賻布。

とあり、その孔穎達の正義には、

孟献子之喪、送終既具、賻布有余、其家臣司徒敬子稟承主人之意、使旅下士歸還四方賻主人之泉布也。

とある。孟献子の葬儀が終わった後、その家臣である司徒敬子が賻の残りをその贈与者たちに返した。前掲の『礼記』檀弓上における「夫子曰、「可也」」の記述から、司徒敬子の行為が、孔子にも認められたことがわかる。礼典では、賻の用途については、特に限定されていない。しかし、前掲の二事例は、まさに儒家の礼に合致するので、範として『礼記』に収録されていると考えられる。

賻の具体的な内容については、前掲の史料には「賻布」と書かれている。それに対し、前掲の『礼記』檀弓上「既葬、子碩欲以賻布之余具祭器」について、鄭玄の注には、

古者謂錢為泉布、所以通布貨財。

とあり、また、その孔穎達の正義には、

解布名也、言古者謂錢為泉布、所以然者、言其通流有如水泉而遍、布貨買天下貨財也。

とある。鄭玄は、「賻布」を「泉布」と解釈している。また、「布」や「泉」はすべて貨幣を指す⁵⁵。周知の様に、春秋戦国時代の史料においては、「布」という貨幣の存在が確認される（出土するスコップの形の金属貨幣）⁵⁶。なお、「布」は貨幣としての織物とも解釈できる⁵⁷。戦国秦の「秦律十八種」では、「袤八尺、幅二尺五寸」の織物の布を公的な貨幣と指定している。いずれにしても、「賻布」は一般的な貨幣を賻としたとみて大過ないであろう。

つまり、前節で検討した含・襚・贈は、すべて入斂や出棺などの儀礼に際し用いられる物品であり、それらと異なり、賻は喪家への扶助として贈与された貨幣である。喪家は実際の需要により、贈られた賻を活用することができたのであり、漢代以後になると、最も頻繁的に下賜されるものとなる。

第五節 「贈」の内容と儀礼

「贈」は、『儀礼』において最後に行われる贈賻の一つである。『儀礼』既夕礼に、
贈者將命。擯者出請、納賓如初。賓奠幣如初。若就器、則坐奠於陳。

とあり、その鄭玄の注に、

就猶善也。贈無常、惟玩好所有。

とあり、また、その賈公彦の疏に、

言「玩好」者、謂生時玩好之具、与死者相知、皆可以贈死者、故此經云、「若就器則坐奠於陳」者、就器則是玩好之器也。

とある。ここから、「贈」は定められたものではなく、死者が生前の好んだ物を贈るのであり、他の贈賻の諸形態より、その内容は多様であり、贈与者自ら選ぶことができたことがわかる。

管見の及ぶ限り、春秋戦国期には、死者に「贈」を贈る事例に関する記録が見出せない。ただし、曾侯乙墓から出土した一つの罍は、「贈」として贈られたものであると想定される。曾侯乙墓は、戦国早期の墓であると考えられるが、この墓には、65口からなる鐘のセットが副葬されており、その中に罍が存在し、その表面に、

隹王五十又六祀、返自西陽、楚王畚章作曾侯乙宗彝、奠之於西陽、其永時用享。

とある。李学勤氏の釈読によると、「返」は「報」と通じ、「報喪」を指す。楚王畚章は、楚恵王のことであり、また、「作某人宗彝」は、青銅器銘文によくある定型句であり、某人のために作った用具であることを意味するという。以上の語釈に従うと、この銘文は、楚(恵)王五十六年、西陽(曾国の都城)から訃報が届いた後、楚王畚章が曾侯乙のため、この罍を作り、西陽に送致したことを伝えていることがわかる⁵⁸。李氏の釈読は基本的にその後の研究者に認められている⁵⁹。すなわち、この罍は、曾侯乙が死去した後、楚恵王によって贈られ、さらに副葬品として埋葬されたと考えて大過ない。西周期においては、死亡した他国の国君に祭祀用の青銅礼器を贈ることが普遍的であるが、西周末期以降、墓から出土した他国の青銅礼器は極めて少ない⁶⁰。そのため、楚恵王が曾侯乙に罍を贈った目的が記されたこの銘文は、注目されるべきであろう。

曾侯乙墓からは、八種類もある楽器が125件、また楽器に使われる部品類も1714件出土している。これらは、中国考古学史上、最大級の出土楽器群である。この曾侯乙墓の楽器は、二つのグループに分かれて埋葬されており、それぞれの構成から見れば、当時の「殿堂楽隊」

と「寝宮楽隊」双方用の楽器と考えられる。また、その中の編磬・編鐘の銘文は、当該時代の祈りの言葉が刻まれた一般的な礼器とは違い、楽理や楽論を主要な内容としている⁶¹。そのため、曾侯乙墓の楽器は、宮廷で実際に用いられたものと推定される。そうした規模の宮廷の楽器を副葬品として墓に埋葬するのは、極めて異例なことであるため、曾侯乙本人は音楽にかなり関心を持った人物であったと考えられる⁶²。もしこの推論が正しければ、おそらく楚恵王が音楽好きの曾侯乙のために、罇鐘を鑄造し、後にそれを「贈」として贈ったのではあるまいか。

このように、『儀礼』や『礼記』に記されている「贈」の内容は、死者の個人的な趣味によっても変わり、固定的なものではなかった。そのような「贈」の特殊な性格のため、「贈」は主に私的な場合に執り行われており⁶³、後代の史料におけるような国家から死亡の官員に贈る「贈」の規定は、まったく見出せない。つまり、「贈」は国家から贈られる贈賻の一部とはなっていなかったと言えるであろう。

おわりに

本章では、春秋戦国期の礼典における贈賻の規定を整理し、贈賻の種類やその具体的な内容を考察して、さらに各階層に適用する贈賻の差異について検討した。本章の内容を要約すると、次のようになる。

(1) 含は、「飯含」の儀礼において死者に贈る珠玉であり、その贈与は諸侯の喪儀に関する史料にのみ見出せる。士の喪儀の全過程を記載する『儀礼』士喪礼には、含を贈ることについては、まったく記されていない。よって、士の喪儀には、含の贈与が含まれていなかったと考えられる。

(2) 襚は、死者に提供する納棺・副葬用の衣服である。それは、春秋戦国期において最も普遍的に行われた贈賻の一部であり、諸侯・卿大夫・士の各階層の喪儀においても、襚の贈与が見られた。

(3) 贈は死者に与える出棺用の車馬である。贈の贈与は、諸侯から士までの各階層に適用されているが、その具体的な内容は、死者の身分によって異なっていた。士に贈る贈には、馬と幣の二種類があり、卿大夫以上の場合には、それに車を加えられた。

(4) 賻は死者を対象として贈られる喪葬の用品ではなく、喪家に贈与する貨財である。死者の身分を問わず、喪家と何らかの関係があれば、賻の贈与は可能であった。

(5) 礼典において、「贈」の内容は特には限定されておらず、死者の存命中の好むものを選択して贈ると規定している。つまり、「贈」は、一定の私的な情誼に基づいて贈られるものであったと言えるであろう。

以上の五種類の贈賻は、礼典に定められた死者・喪家に贈る財物である。五種類の贈賻の中で、「贈」の内容は特に制限はなく、何を贈るかは贈与者が選ぶことができた。したがって、「贈」は個人的な好みに従って贈られたものであり、後世において制度化されたような痕跡はまったく見られない。そのため、本博士論文では、検討の対象を含（貝玉）・綵（斂衣）・贈（車馬）・賻（貨財）の四つに限定して以下考察する⁶⁴。

本章では、『儀礼』・『礼記』に記されている贈賻の制度を検討した。『儀礼』・『礼記』は、基本的に春秋戦国時代の儀礼を収録するものである。同書に記す五種類の贈賻は、当該時代の文献、及び出土史料にも、その贈与の実例がすべて検出される。そのため、上記の贈賻の贈与は、春秋戦国期の喪葬儀礼の現場で、実際に執り行われたものと考えられる。ただし、『儀礼』・『礼記』に記されたのは、基本的に贈賻を喪家に渡す儀式である。贈賻の具体的な基準、例えば国君が死亡した士に贈る綵の様式や、賻の数量などについては、未だ整備されていない。つまり、礼典における贈賻についての記載は、授受儀式に重点が置かれている。

一方、『儀礼』・『礼記』は儒家が整理した礼典であるが、実際には、これらの礼典の規定は、必ずしも厳格に守られていたとは考えられない。前述のように、『礼記』雜記下では、諸侯が、他国の国君を弔う場合、含・綵・贈を贈与することを記している。ただし、諸侯間に行われる贈賻の内容は、一般的には一種類のみであり、それらの三種類のものをともに贈ったことを示す記事は見出せない。また、『儀礼』士喪礼には、士の訃報が届いたら、国君は使者を遣わし、綵・贈などのものを贈った場合の儀礼についての記載がある。それに対し、戦国期における卿大夫・士の墓から出土した「贈書」には、国君から贈与されるものの記録はまったく残っていない。よって、春秋戦国時代の礼典に記している贈賻の制度は、ただ儒家の理想的な儀礼の体現に過ぎず、その影響は儀礼指導の面に限られていた可能性が大きいであろう。

¹ 曹璋「西周時期的贈賻制度」（中国文物学会・中国殷商文化学会・中山大学 編『商承祚教授百年誕辰紀念文集』文物出版社、2003年）参照。

² 儒家經典の諸注釈書は、しばしばある制度を西周以前に遡っている。例えば、本章第三節で後述するように、『公羊伝』卷一 隠公元年（前722）の何休の注は、「乗馬束帛」を内容とする贈は西周の制度であるとしている。しかし、そのような論述は基本的に注釈者の個人的な見解であり、根拠となる史料が欠けている。

³ 前掲曹氏「西周時期的贈賻制度」参照。

⁴ 湖南省文物管理委員会「湖南文管会清理長沙仰天湖木榔楚墓發見大量竹簡・彩繪木俑等珍貴文物」（『文物参考資料』1953年12期）参照。

⁵ 饒氏「戦国楚簡箋証」（『金匱論古綜合刊』1、1955年）、李学勤「談近年新發見的幾種戦国文字資料」（『文物参考資料』1956年1期）参照。

⁶ 湖北省荊州地区博物館「江陵天星觀1号楚墓」（『考古学報』1982年1期）、湖北省博物館編『曾侯乙墓』（文物出版社、1989年）455・456・499・500頁、湖北省荊沙鐵路考古隊編『包山楚墓』（文物出版社、1991年）277・370・371頁参照。

⁷ 黄氏「楚国喪婦制度研究」（『江漢考古』1999年2期）参照。

⁸ 曹璋「東周時期的贈賻制度」（『考古与文物』2002年6期）参照。

⁹ 楊氏「綏・贈・遣一簡牘所見楚地助喪礼儀研究一」、（氏『古礼新研』商務印書館、2012年、197～225頁）参照。

¹⁰ 包山楚墓M2から出土した277号簡には、墓主人に贈った銅器や漆器などのものがある。黄鳳春氏は、それらの贈与品を賻（貨幣に相当するもの）の内容としている。前掲黄氏「楚国喪婦制度研究」参照。

¹¹ 本章が依拠する基礎的な礼制史料は『儀礼』と『礼記』である。『儀礼』の作成年代については、従来議論されており、「周公説」・「西周説」・「孔子説」などの見解がある。陳公柔氏は、『儀礼』の士喪礼と既夕礼に記されている喪葬制度を考察し、それら制度は春秋期に遡り、その記載自体は戦国中期において成文化されたものとしている（陳氏「士喪礼・既夕礼中所記載的喪葬制度」、『考古学報』1956年4期）。また、王鏐氏の『「礼記」成書考』は、『礼記』の諸篇目の作成年代を文献学的に考察し、それらは春秋戦国期の礼制を収録する礼典であると論じている（王氏『「礼記」成書考』、中華書局、2007年）。そのため、本章では、それらの經典を春秋戦国期の礼典と称する。

¹² 『儀礼』に記されている士の喪葬儀礼の全過程については、本章末付表参照。

¹³ 『説文解字』卷一上 玉部に、「琯、送死口中玉也」とある。また、『經典釈文』卷八「飯哈」条参照。

-
- ¹⁴ 西安半坡博物館・陝西省考古研究所・臨潼県博物館 編『姜寨—新石器時代遺址発掘報告（上）一』（文物出版社、1988年）59・61頁参照。
- ¹⁵ 中国社会科学院考古研究所 編『殷墟発掘報告』（文物出版社、1987年）214頁参照。
- ¹⁶ 李朝全「口含物習俗研究」（『考古』1995年8期）。また、漢唐間においては、西方の貨幣を死者の口に納める事例も存在している。小谷仲男「死者の口に貨幣を含ませる習俗—漢唐墓葬における西方的因素—」（『富山大学人文学部紀要』13、1988年）、王維坤「隋唐墓葬出土的死者口中含幣習俗溯源」（『考古与文物』2001年5期）、王氏「絲綢之路沿線発現的死者口中含幣習俗研究」（『考古学報』2003年2期）参照。
- ¹⁷ また、飯含の儀礼については、『儀礼』士喪礼には、「主人左扱米、実於右、三、実一貝。左・中亦如之。又実米、唯盈」とあり、その鄭玄の注に、「於右、屍口之右。唯盈、取満而已」とある。飯含のやり方は死者の口における右・中・左の三部位に三つの貝を入れ、米を口に納めるということである。
- ¹⁸ 前掲の『礼記』孔穎達の正義に載せる『礼緯稽命徴』には、士の含を記していないが、その内容については、『続漢書』礼儀志下の劉昭の注には、「『礼（緯）稽命徴』曰、「天子飯以珠、哈以玉。諸侯飯以珠、哈以璧。卿大夫・士飯以珠、哈以貝」とある。ここから、『礼緯稽命徴』に載せる士の含と卿大夫の含とが同じの貝であることがわかる。
- ¹⁹ 池田末利氏 訳注『儀礼』第四冊（東海大学出版社、1976年）78・79頁参照。
- ²⁰ 高去尋「殷礼的含貝握貝」（『国立中央研究院院刊』1、1954年）参照。
- ²¹ 『通典』卷八四 凶礼六 「含」条には、前掲の『礼記』雜記上の部分を収録しており、その前には「凡諸侯有相含之礼」とある。
- ²² 前掲の『礼記』檀弓下の孔穎達の正義には、「雜記云、「含者執璧将命」。是諸侯亦含以璧也」とある。
- ²³ 前掲の『礼記』檀弓下の孔穎達の正義には、「案成十七年、公孫嬰齊夢贈瓊瑰。注云、「食珠玉、含象」、則卿大夫蓋用珠也」とある。この記事は、『左伝』成公一七年（前574）の「初、声伯（公孫嬰齊）夢涉洹、或与已瓊瑰（杜預注、「瓊、玉。瑰、珠也。含象」。）、食之。泣而為瓊瑰、盈其懷」から由来するものである。ここに見える瓊瑰は、公孫嬰齊の夢中での人に贈られたものである。また、この瓊瑰を含とするのは、晋の杜預である。そのため、当記事は春秋戦国期における逝去した卿大夫に贈る含の事例ではないと考えられる。
- ²⁴ 死者に衣や被を贈るのは、また祝と称する。『説文解字』卷八上 「祝」条に、「贈終者衣被曰祝」とある。ただし、史料には、祝の用例は非常に少ない。

²⁵ 『儀礼』 士喪礼 「復者」条における「衣屍」についての鄭玄の注には、「衣屍者覆之」とある。

²⁶ 「親者」と「庶兄弟」の解釈については、前掲池田氏訳注『儀礼』第四冊、46・47頁参照。また、『儀礼』 喪服 「朋友」についての賈公彦の疏には、「同門曰朋、同志曰友」とある。つまり、「朋友」とは、同窓や同志の間柄などを示す語である。

²⁷ 『儀礼』 士喪礼 「庶綌」についての賈公彦の疏には、「直云「庶綌」、即上経親者綌、庶兄弟綌、朋友綌、皆是。故云庶綌」とある。

²⁸ 『儀礼』 士喪礼には、「小斂奠」（小斂の祭祀儀式）の後に、「有綌者、則将命。擯者出請、入告。主人待於位（後略）」とある（士喪礼におけるその儀礼の手順については、本章末付表参照）。また、前掲池田氏訳注『儀礼』第四冊、145頁参照。

²⁹ 襲の儀礼では、「庶綌」は、ただ陳列され、遺体に着せる衣服ではない。小斂と大斂の段階では、庶綌は陳列された後に、斂服として用いられる。

³⁰ 『儀礼』 士喪礼における「陳小斂衣」（小斂用の衣服を陳列・用意する段階）・「陳大斂衣」（大斂用の衣服を陳列・用意する段階）の儀礼には、「庶綌」に対して、「不必尽用」とある。湖北馬山楚墓から、一つの衣服を納める竹筥が出土している。この竹筥の外部には、「繫以一緇衣見於君」と書かれている竹札が掛けられている（湖北省荊州地区博物館 編『江陵馬山一号楚墓』、文物出版社、1985年、88・89頁）。その竹札によって、竹筥に納められている衣服は、綌として贈られた「緇衣」とであると推定される（前掲黄氏「楚国喪葬制度研究」、楊氏『古礼新研』、219頁）。もし、この竹札の内容に対する釈讀が間違いなければ、この綌としての「緇衣」は、入斂用の服とはされておらず、副葬品として埋葬されていたと考えられる。

³¹ 前掲池田氏訳注『儀礼』第四冊、162頁の注1参照。

³² 竹内照夫『新訳漢文大系 礼記』（明治書院、1979年）524・525頁参照。

³³ 『左伝』文公九年には、「秦人来帰僖公成風之綌、礼也」とあり、その鄭玄の注に「秦辟陋故不称使」とある。

³⁴ 史樹青氏は、この「句」を「后」と訳し、すなわち王后が贈ったものと見なしている（史氏『長沙仰天湖出土楚簡研究』群聯出版社、1955年、21・22頁）。その後、郭若愚氏は史氏の解釈を修正し、「句」を「勾」と解し、「検証された」という意味としている（郭氏「長沙仰天湖戦国竹簡文字の摹写和考釈」、『上海博物館集刊』3、1986年）。つまり、簡2と簡3における最後の「句」字は、贈られた衣服が墓に納められたことが確認されたことを示す記

号ということになる。

³⁵ 前掲の饒氏「戦国楚簡箋証」、李氏「談近年新發現的幾種戦国文字資料」参照。

³⁶ その鄒易公は、鄒易（地名）の卿大夫、或は県令であるという（前掲李氏「談近年新發現的幾種戦国文字資料」。また、舒之梅・何浩「仰天湖楚簡「鄒陽公」的身分及相關問題」、『江漢考古』1982年10期）。そして、中（仲）君については、饒宗頤氏は、この呼称を「安尹」と釈読し、楚の官職としている（前掲饒氏「戦国楚簡箋証」）。仰天湖楚墓 M167 の考古報告書である『長沙楚墓』では、その中（仲）君を兄弟に対する呼称としている（湖南省博物館・湖南省文物考古研究所・長沙市博物館・長沙市文物考古研究所 編『長沙楚墓』文物出版社、2000年、420・421頁）。

³⁷ 前掲『長沙楚墓』19・24頁参照。

³⁸ 『儀礼』既夕礼「幣」についての鄭玄の注に、「幣、玄纁也」とある。また、『儀礼』士昏礼には、「納徵、玄纁束帛」とあり、その鄭玄の注には、「徵、成也。使使者納幣以成昏礼」とある。『儀礼』聘礼には、「積幣、制玄纁束」とある。

³⁹ 前掲の『儀礼』既夕礼における「馬兩」についての鄭玄の注に、「馬兩、士制也」とある。

⁴⁰ 『儀礼』既夕礼「賓贈」についての鄭玄の注に、「賓、卿大夫・士也」とある。

⁴¹ 圭の様子や用途については、林巳奈夫「中国古代の祭玉・瑞玉」（『東方学報』（京都）40、1969年）、後、氏の『中国古玉の研究』（吉川弘文館、1991年）再収。また、周南泉「論中国古代的圭—古玉研究之三—」（『故宮博物院院刊』1992年3期）参照。

⁴² その孔穎達の正義には、「乘黄、謂馬也。大路、謂車也。陳四黄之馬於大路之西（後略）」とある。また、市原亨吉・今井清・鈴木隆一『全訳漢文大系 礼記（中）』（集英社、1977年）516頁参照。

⁴³ 『左伝』桓公二年（前710）「大路」条についての孔穎達の正義には、「路訓大也。君之所在以大為号。門曰路門、寢曰路寢、車曰路車、故人君之車通以路為名也。『周礼』巾車、「掌王之五路」。鄭玄云、「王在焉曰路」。彼解天子之車、故云王在耳。其实諸侯之車亦稱為路。大路、路之最大者」とある。

⁴⁴ 『公羊伝』卷一 隱公元年「車馬曰贈」についての何休の注に、「此者春秋制也」とある。また、同卷同年「贈者、蓋以馬、以乘馬束帛」についての何休の注に、「此道周制也」とある。

⁴⁵ 前掲『礼記』雜記の孔穎達の正義には、「案既夕礼云、「贈、馬兩」、無車者、士卑不合有車。何休云、「周制」、謂士無車、非也。此礼記陳乘黄大路、則周制有車。『穀梁』直云、「乘

馬曰駟、無車者、文不備也」とある。

⁴⁶ 裘氏「談談隨縣曾侯乙墓的文字資料」(『文物』1979年7期)参照。

⁴⁷ 石黒ひさ子「曾侯乙墓出土竹簡についての一考察」(『駿台史学』95、1995年)参照。

⁴⁸ 前掲裘氏「談談隨縣曾侯乙墓的文字資料」参照。また、「駟」については、『説文解字』卷一〇上に、「駟、赤馬黒毛尾也」とある。

⁴⁹ 前掲『礼記』雜礼下の孔穎達の正義には、「君事既畢、則臣私行已礼、故臨礼在後」とある。

⁵⁰ 前掲『包山楚墓』334～337頁参照。

⁵¹ 陳偉『包山楚簡初探』(武漢大学出版社、1996年)190頁。

⁵² 李氏「包山楚簡中的旌旆及其他」(『第二屆國際中國古文字學研討會論文集統編』香港中文大學中文系、1993年)参照。また、陳偉「關於包山楚簡中的喪葬文書」(『考古与文物』1996年2期)参照。

⁵³ 前掲『包山楚墓』177頁、前掲陳氏「關於包山楚簡中的喪葬文書」参照。また、前掲楊氏『古礼新研』220頁参照。

⁵⁴ 前掲「江陵天星觀1号楚墓」参照。

⁵⁵ 『周礼』地官 司徒における「泉府、上士四人」条の鄭玄の注に、「鄭司農云、「故書泉或作錢」とあり、その賈公彦の疏に、「泉与錢今古異名」とある。また、『周礼』天官 外府における「掌邦布之入出」条の鄭玄の注に、「布、泉也」とある。

⁵⁶ 加藤繁『中国貨幣史研究』(東洋文庫、1991年)16～18頁参照。また、江村治樹『春秋戰國時代青銅貨幣の生成と展開』(汲古書院、2011年)99～104頁参照。

⁵⁷ 柿沼陽平『中国古代貨幣經濟史研究』第七章第一節「貨幣としての布帛」(汲古書院、2011年)参照。

⁵⁸ 李学勤「曾国之謎」(『光明日報』1978年10月4日)参照。後、氏の『新出青銅器研究』(文物出版社、1990年)再収。

⁵⁹ 錢伯泉「關於曾侯乙墓楚鑄銘文考釈的商榷—兼談曾侯乙墓的絕對年代—」(『江漢考古』1984年4期)、王人聰「關於曾侯乙墓的年代」(『江漢考古』1985年2期)、楊寬『西周史』(上海人民出版社、2003年)645頁、羅運環「楚王禽章鑄銘文疏証」(『武漢大學學報(人文社会科学版)』2008年4期)参照。

⁶⁰ 前掲曹氏「西周時期的贈賻制度」参照。

⁶¹ 曾侯乙墓の編磬・編鐘に記されている楽理や楽論についての研究は、饒宗頤・曾憲通『隨

『曾侯乙墓鐘磬銘辭研究』(中文大学出版社(香港)、2007年)参照。

⁶² 譚維四『曾侯乙墓』(文物出版社、2001年)118~120頁参照。

⁶³ 後代におけるその具体例としては、次の史料を挙げたい。『晋書』卷九三 王濛伝には、「年三十九卒。臨殯、劉惔以犀杷塵尾置棺中、因慟絶久之」とある。太原王氏である王濛は、東晋咸康五年(339)以降における清談の領袖である(唐翼明『魏晋清談』人民文学出版社、2002年、191・192頁参照)。彼が死去した際、同様に名士である劉惔は、清談用具の塵尾を彼に贈り、さらに棺に納めるという。ここに見える塵尾は、私的な場合に「贈」として贈られるものであろう。

⁶⁴ 本博士論文では贈賻をそれらの行為の総称として論述し、具体的な含・椀・賵・賻の贈与をそれぞれ贈含・贈賵・贈椀・贈賻と呼ぶこととする。

付表 『儀礼』における土の喪葬儀礼

土喪礼		既夕礼
復	陳鼎実	請啓期
楔齒・綴足・奠・帷堂	小斂	於祖廟陳鼎・饌・夷牀
赴於君	小斂奠	啓殯
定哭位	<u>小斂後致禭</u>	遷柩於祖
<u>君使人弔・禭</u>	宵為燎	薦車馬於祖
<u>親者・兄弟・朋友禭</u>	陳大斂衣・奠・殯具	請祖期、載柩飾柩車
為銘	徹小斂奠	陳明器及葬具
陳沐浴之瓦器	大斂	還柩車設祖奠
陳襲事之衣	殯	<u>公賵</u>
陳飯含・沐浴之具	大斂奠	<u>賓賵・奠・賻・贈</u> 及代哭
沐浴	賓・兄弟出之儀	為燎之事
飯含	君臨視大斂	葬日奠
襲	成服	出車・馬・苞・器
設重	朝・夕哭、奠	誦賵・遣
陳小斂衣	朔月奠及薦新	柩車發行及君使贈之儀
陳小斂奠・東方之盥	筮宅兆	窆柩藏器
陳小斂經帶	視槨視器	反哭
陳床牀第・夷衾・西方之盥	卜葬日	

第二章 漢代における贈賻制度について

はじめに

春秋戦国時代の礼典では、贈賻の種類や儀礼が詳しく規定されており、その贈与は、既に喪葬儀礼の一部とされていた。ただし、礼典における贈賻についての記載は、授受儀式に重点が置かれており、贈賻の具体的な基準は、未だ整備されていなかった。かつ、管見の及ぶ限りでは、先秦時代までは、国家から死去した諸侯・諸臣に贈られる贈賻についての法定化された準則も、まったく見られない。先行研究によれば、漢代になると、喪葬儀礼では、含・襚・贈・賻の贈与がすべて現れていたのみならず、官員の等級に応じた法定の贈賻制度も初めて形成されたという。

漢代の贈賻制度については、鎌田重雄氏は贈与の実例に基づき、前漢において二千石の官員に贈る賻物の量が百万銭であり、後漢においては、その量は一定していなかったと指摘する¹。杉本憲司氏は、前漢における賻の内容が銭のみであり、後漢になると、織物・穀物がまた賻の内容に新たに加えられていたことを論じている²。杜林淵氏は、後漢における万石から一百石までの官員に与える贈賻の量を検討している。ただし、杜氏の研究は、根拠とする史料を提示しておらず、その結論は各級官員の秩の比率によって推算されたものである³。上述する贈賻の具体的な基準に関する研究に対して、佐伯富氏は、漢代における君主権の拡大に伴い、贈賻が君主から臣下に与えられる恩恵を示すものとして制度化されたと論究している⁴。そのほか、斉書深氏は漢代の国家から贈られる賻を研究するとともに、人々の私的な贈賻の事例を列挙し、両漢の民間における贈賻の盛行について示している⁵。

以上の研究によって、漢代における贈賻制度の基準や思想的な背景の大筋は解明されたが、以下のような問題点も存在している。

(1) 前述の研究では、主に漢代における贈賻の実例に基づいてその制度を検討しているが、80年代に発見された二年律令の賜律には、死去した各級の官員に衣物を贈る規定が残っており、それらの律文は漢代における贈賻制度の研究に対して、基礎的史料を新たに提供している。それにもかかわらず、今日に至るまでこの新たな史料を利用する研究はまだ乏しい。

(2) 先行研究では、漢代における幾らかの贈賻の基準について論じられているが、これ

らの基準が如何にして形成されたかや、どのような形で規定されていたかについては未だ充分には明らかにされていない。

(3) 一般的な贈賻の基準以外にも、漢代の皇帝は、特殊な身分を有する重臣や諸侯王の喪葬儀礼において、皇帝の威儀に準ずる車やその装飾をしばしば賜っていた。それらの車や装飾は、当時における「殊礼」の葬儀を構成するものである。従来の研究は、そのような「殊礼」的な贈賻の贈与についてほとんど注目していない。

上述の問題点を踏まえて、本章では漢代における贈賻の内容や基準に関する具体的な制度を検討し、これらの制度の形成過程を明らかにする。それを通じて、漢代において、贈賻制度が如何なる形で確立されたか、如何にして漢代の国家制度に組み込まれたかの解明を目指すものとする。

第一節 前漢における贈賻制度

1. 二年律令と景帝中元二年令に見える贈賻制度

管見の及ぶ限り、先秦時代の法令には贈賻の贈与に関する規定は見られず、当時の贈賻は主に儀礼に従って行われていたと考えられる。漢代になると、二年律令と景帝中元二年令に官員や諸侯王に対する贈賻の規定が現れる。前漢の前半期には、律や詔令の形に基づく贈賻制度が確立された⁶。

80年代に発見された張家山漢簡における二年律令の賜律は漢代における賞賜の内容や基準に関する律文である。この賜律では、臨死の官員に対する官秩に応じた衣の贈与が規定されている。二年律令 賜律 283 簡⁷に、

(前略) 二千石吏不起病者、賜衣・襦・棺及官衣常(裳)。

とあり、また、284 簡に、

郡尉、賜衣・棺及官常(裳)。千石至六百石吏死官者、居県賜棺及官衣。五百石以下至丞・尉死官者、居県賜棺。

とある。二年律令 283 簡と 284 簡は在職の二千石から五百石以下の丞・尉に至る各級官員に対し衣や棺などの物品を贈ることを規定している。ここに見える「不起病」とは、官員が在官中に死ぬことの婉曲表現である⁸。そのため、贈与の「衣」や「官衣裳」は小斂や副葬のために与えられるものであると推定される。死者に小斂や副葬用の服を贈与するのは儒家

凶礼に規定される襚である。つまり、283 簡と 284 簡に見える「衣」や「官衣裳」はすべて凶礼に見える襚に相当するものであろう。

先行研究は 283 簡・284 簡に記されるそれぞれの服について、『説文解字』や『釈名』に基づいて考察しており、「衣裳」は服の総称ではなく、「衣」は上着で「裳」は下着であるとしており、また「襦」については短衣であるとしている⁹。前掲の賜律に見える「官衣裳」は官員が着用するものであると考えられる¹⁰。283 簡と 284 簡が規定する贈襚の等級を整理すると、次の表のようになる。

二千石	郡尉	千石から六百石
衣・襦・官衣・官裳	衣・官裳	官衣

この表を見ると、二千石の官員に対する贈襚は一通り揃っているのに対し、郡尉や千石から六百石に至る官員に贈る服は全てが揃っているわけではない。従って小斂や副葬の際には、官員の親族によってそれらの服が揃えられなければならないであろう。また、二年律令賜律 290 簡に、

諸当賜、官毋其物者、以平賈（價）予錢。

とある。ここから、実際には 283 簡・284 簡に規定される実物の服の代わりに、それに相当する錢を贈ることも許されていた。賜律には賜与の服の寸法と素地についてはっきり限定されているため¹¹、服の代わりに錢で渡す場合においてもその額が定められていた。

283 簡・284 簡には、襚のほか、棺の贈与も記している。儒家經典には、喪葬儀礼における棺の贈与を言及していない。つまり、棺は凶礼に定められた贈賻の範疇に入っていない¹²。そのため、二年律令の賜律は官員の秩に応じた額の襚を贈ることを定めているが、ほかの贈賻の制度は未だ確立されていない。

景帝中元二年（前 148）、諸侯王と列侯の事務に関連する詔令が公布され、その中で贈賻の贈与について言及している。その内容は、『漢書』卷五 景帝紀に、

（中元）二年春二月、令諸侯王薨、列侯初封及之國、大鴻臚奏諡・誄・策。列侯薨及諸侯太傅初除之官、大行奏諡・誄・策。王薨、遣光祿大夫弔襚祠贈、視喪事、因立嗣子。列侯薨、遣大中大夫弔祠、視喪事、因立嗣。

とあり、その顔師古の注に、

応劭曰、衣服曰襚。祠、飲食也。車馬曰贈。

とある。中元二年令には襚のみならず、贈の贈与も記している。前章で明らかにしたように、贈は車馬を用いて葬送を助ける贈与である。中元二年令の主旨は、諸侯王と列侯が亡くなった際の諸事務とそれら进行处理する官員を規定することであり、その中に諸侯王に対する襚・贈の贈与が規定されている¹³。しかし、中元二年令では襚・贈の基準については全く見られず、ただ光禄大夫に諸侯王に対して襚・贈の贈与を行わせることのみが見られる。

以上では二年律令の賜律と景帝中元二年令に見える贈賻に関わる規定について検討した。賜律には贈襚の基準以外、ほかの贈賻の内容に対する条文は全く見えない。中元二年令はただ諸侯王の喪葬事務を扱う官員に関して記すのみである。これらの法令には、後代の贈賻制度の中で普遍的に行われた賻（貨財、すなわち金銭）の贈与の基準は未だ規定されていない。それだけではなく、当時死亡した官員に貨財を与える記事もほとんど見られない。そのため、漢代の前半期には、国家からの贈賻の基準に関する制度は未だ確立していなかったと考えられる。

2. 二千石に対する賻の故事

賻は貨財によって喪家を扶助するものであり、漢代以降の贈賻制度の中でも皇親や各級官員を対象とした最も普遍的なものである。前述したように、前漢の前半期には官員に対する贈賻の制度は未だ成立していない。しかし、宣帝・元帝期になると、亡くなった二千石・中二千石の官員に対する百万銭に相当の贈賻の例が幾つか見られるようになる。『漢書』卷七六 尹翁歸伝には、

元康四年（前62）、（尹翁歸）病卒。家無餘財、天子賢之、制詔御史、「（前略）其賜翁歸子黄金百斤、以奉其祭祠」。

とある。尹翁歸はもともと宣帝期における扶風太守（二千石）であり、彼が死んだ際、経済的に貧窮していたため、宣帝は百斤の黄金を彼の子に贈与している。宣帝期に定められた黄金と銭の交換比率では、一斤の黄金が一万銭に相当する¹⁴。すなわち、尹翁歸の子に賜与された百斤の黄金は、およそ百万銭に当る。また、『漢書』卷八八 欧陽生伝に、

元帝即位、（欧陽）地餘侍中、貴幸至少府、戒其子曰、「我死、官属即送汝財物、慎毋受。汝九卿儒者子孫、以廉絜著、可以自成」。及地餘死、少府官属共送数百万、其子不受。天子聞而嘉之、賜錢百万。

とある。欧陽生の子孫である欧陽地餘は中二千石の少府卿であり、彼が言う「官属」は少府

の属官の意味である。欧陽地餘の息子は彼の遺言に従って、少府の属官たちが贈った数百万の錢を受けなかった。元帝はこの行為を表彰するため、あえて百万錢を賜与した。息子を戒める地餘の遺言の中では、皇帝や国家から与えられる財物には言及していないため、当時、皇帝や国家からの貨財（賻）の贈与は未だ制度として存在していなかったと考えられる。そのほか、『漢書』卷七二 貢禹伝に、

為御史大夫数月卒、天子賜錢百万。

とある。御史大夫（中二千石）の貢禹が死亡した際、元帝も百万錢を賜与している。尹翁歸・欧陽地餘・貢禹に対する金銭の贈与は制度に規定された賻ではなく、一時的な帝賜によるものであるが、次の『後漢書』卷三一 羊統伝からそのような帝賜は結局二千石の官員に対する賻の基準になっていったことが読み取れる。

（前略）而徵為太常、未及行、会病卒、時年四十八。遺言薄歛、不受賻遺。旧典、二千石卒官、賻百万。

邢義田氏が指摘するように、ここに見える「旧典」は漢代の故事である¹⁵。漢代の故事は漢王朝において皇帝側や各官署に形成されたそれぞれの慣例である¹⁶。上記の史料から、漢代における二千石の官員に百万錢の賻を贈与する故事が存在するようになっていたことがわかる。鎌田重雄氏は前掲の『後漢書』における二千石に対する贈賻の故事と元帝により欧陽地餘に贈られた百万錢の賻とは関係があることを示唆している¹⁷。欧陽地餘の例以外の、尹翁歸や貢禹に対する百万錢に相当する賻も一時的な帝賜であるので、筆者は『後漢書』に見える「二千石卒官、賻百万」の故事は宣帝・元帝期の二千石に対する贈賻によって形成された故事であると考えられる。廣瀬薫雄氏は漢代における故事が、一度の行為から形成された慣例であったと指摘している¹⁸。宣帝・元帝期における二千石に対する百万錢の賻は未だこの一度の行為の段階であったと考えられる。

また、前掲の尹翁歸は二千石であり、欧陽地餘・貢禹及び後漢の羊統は中二千石であり、彼らに贈与された賻はすべて百万錢に当るため、二千石に対する贈賻の故事は二千石と中二千石を含んでいたと推定できる。『後漢書』羊統伝において、前漢の故事を引用していることを踏まえると、後漢でも二千石に百万錢の賻を贈与するという基準が依然として残されていた。

以上を整理すると、前漢の宣帝・元帝期において死亡した二千石官員に百万錢に相当する賻を賜与した例が幾つか見られる。このような一時的な帝賜は次第に二千石に対する贈賻の基準、すなわち故事となった。

3. 霍光故事に見える贈賻

贈賻は儒家凶礼に由来するものであるので、宣帝以降において儒家思想の影響力が拡大するとともに喪葬儀礼における贈賻の贈与も発展していったと考えられる。次の『漢書』卷六八 霍光伝に見える宣帝期の霍光に対する贈賻の内容は非常によく整ったものである。

(地節二年、前68) 光薨、上及皇太后親臨光喪。太中大夫任宣与侍御史五人持節護喪事。中二千石治莫府塚上。賜金錢・繪絮・繡被百領、衣五十篋・璧・珠・璣・玉衣、梓宮・便房・黄腸題湊各一具、椗木外臧槨十五具、東園温明、皆如乘輿制度。載光尸柩以輜輶車、黄屋左纛、発材官・軽車・北軍五校士軍陳至茂陵、以送其葬。

とある。周知の様に、霍光は、前漢の武・昭・宣の三朝に歴仕し、「輔政」の役割を任せられていた。宣帝は、霍光の補佐によって皇帝に即位し、さらに彼の娘を皇后に立てた。霍光の功績や特殊な政治的地位などに基づき、彼が薨去した際、宣帝は極めて豪華な贈賻を下賜した。その中で、「璧・珠・璣」は、「飯含」の礼に用いられるものであり、含の贈与に当たる¹⁹。「繪絮」は服の材料の繪帛や糸綿、或いは繪や絮で作られる服を指しており、襚に属する。そのほか、輜輶車はもともと窓が据え付けられる乗用の車であり、漢代から、常に皇帝の柩車のように用いられていた²⁰。また、黄屋とは黄繪で作られた車蓋の裏であり、左纛とは車における頸木の左側で設けられる羽毛の幢である。この二つの車飾はすべて皇帝用の車を象徴するものである²¹。「輜輶車・黄屋左纛」によって出棺を行うことは、皇帝の規格に準ずる贈の贈与であると考えられる。いま、霍光に対する贈賻を整理すると、次の表のようになる。

含	襚	贈	賻
璧・珠・璣	繪絮・繡被百領・衣 五十篋・玉衣	輜輶車・黄屋左纛	金錢

前掲の表からは、『儀礼』や『礼記』に記される四つの贈賻の形式がすべて見られることがわかる。漢代における霍光の特殊な地位を踏まえると、それらの贈賻は至上の殊遇と見なすべきであろう。次の『漢書』卷九八 元后伝に見える王音・王商の記事（成帝期）から、このような殊遇は結局重臣への贈与の故事となったことが窺われる。

王氏爵位日盛、唯（王）音為修整、数諫正、有忠節、輔政八年、薨。甲贈如大將軍、諡

曰敬侯。(中略)(王)商薨、弔贈如大將軍故事、諡曰景成侯。

霍光が大司馬・大將軍などの要職を歴任し、博陸侯に封ぜられたため、霍光に関する故事はまた大司馬故事・大將軍故事・博陸侯故事などと称される。元后伝に見える「大將軍故事」とはすなわち、霍光故事のことである。前掲の霍光伝の記事は、その霍光故事の具体的な内容であろう。

霍光故事には、贈賻を中心とする物品の贈与だけではなく、喪葬の儀礼も含まれている。前掲の霍光伝に見える「護喪事」は太中大夫と侍御史によって喪葬の過程や儀礼が監督されることを意味する。そのため、喪葬儀礼の進行や贈賻の贈与などの場合、それらに対応する儀礼にも従わなければならない。例えば、霍光伝に見える「発材官・輕車・北軍五校士軍陳至茂陵、以送其葬」の葬送の儀式は、霍光故事における重要な一部である。その中の「材官・輕車」とは、西漢初期から設けられる郡国の軍隊である²²。それに対し、「北軍五校」についての解釈は、従来論争があるが、それらは中央の常備軍であることが研究者間の共通認識となっている²³。つまり、霍光の葬送儀仗は、地方軍と中央軍を合わせたものであり、そのような組み合わせには、全国の軍隊全体を象徴するという意味があったのであろう。こうした儀仗は、霍光以降、故事として参照された。『後漢書』卷一八 吳漢伝に、

(建武二〇、44) 及薨、有詔悼潛、賜諡曰忠侯。發北軍五校・輕車・介士送葬、如大將軍霍光故事。

とあり、また、『後漢書』卷一六 鄧騭伝に載せる鄧騭の兄である鄧弘の記事に、

元初二年(115)(王)弘卒。(中略)將葬、有司復奏發五營・輕車・騎士、禮儀如霍光故事。太后皆不聽、但白蓋双騎、門生挽送。

とある²⁴。以上の検討により、喪葬に関する霍光故事の内容は、礼と物の二要素によって構成されたものであることが明らかになった。実際の面から見れば、両漢時代、霍光故事に定められた礼、或は物を受けた人物は、王音・王商・祭遵・吳漢の四人しかいなかった。王音・王商は、前漢元帝王皇后の従兄弟であり、二人とも「輔政」の職を担当していた²⁵。祭遵・吳漢は、劉秀に皇帝に即位することを促した、後漢開国の功臣である²⁶。また、後漢の鄧弘は、鄧太后の兄弟として、殤帝が薨去した際、鄧騭らとともに安帝を即位させた。ある官員の提案によって、彼の葬儀は、霍光故事に従うべきものとされたが、結局鄧太后に断られた²⁷。これらの人物を見れば、両漢において霍光故事の礼遇を享けたものが、すべて輔政や開国の重臣であったことがわかる。また、霍光の葬儀において、皇帝の規格に準ずる贈や棺斂具も用いられたことを合わせて考えると、霍光故事は漢代における重臣に適用される最高

級の葬儀規格であったと考えられる。

4. 丞相故事に見える贈賻

成帝期には、丞相に対する贈賻の贈与も整備され、それらは故事に従って行われていた。このことについて、次の『漢書』卷八四 翟方進伝に、

（綏和二年、前2）方進即日自殺。上秘之、遣九卿冊贈以丞相高陵侯印綬、賜乘輿祕器、少府供張、柱欄皆衣素。天子親臨弔者数至、礼・賜異於它相故事。

とあり、その顔師古の注に、

師古曰、『漢旧儀』云、丞相有疾、皇帝法駕親至問疾、從西門入。即薨、移居第中、車駕往弔、賜棺・棺斂具、賜錢・葬地。葬日、公卿已下会葬焉。

とある²⁸。翟方進伝に見える「它相故事」はほかの一般的な丞相に対する故事であり、すなわち喪葬に関わる丞相故事のことである。それから考えると、丞相の喪葬における各事務は当時すでに故事に従うという形で実施されていたであろう。翟方進は成帝綏和二年（前7）に自殺したので、その丞相故事は遅くとも成帝期に成立されていたものである。顔師古の注に引用される『漢旧儀』の記事は丞相の喪葬についての諸儀を記録するものであり、すなわち丞相故事の内容である。その内容には、錢の贈賻が見られるが、具体的な額が残っていない。しかし、漢代の故事は前代の先例によって定められたものであるため、当時先例の額に従う贈賻の基準も存在していたと考えられる。つまり、前漢成帝期において丞相の喪葬各事務はすでに故事として制度化されており、その内容は賻の基準を含むものであった。

第二節 後漢における贈賻制度

1. 一般的な官員や諸侯王を対象とする贈賻の内容

冒頭で述べたように、鎌田重雄氏は後漢の史料に見える賻の実例を集め、後漢では各級の官員に対する明確な贈賻の基準が形成されていなかったことを指摘している²⁹。ただし、前掲の『後漢書』羊統伝「旧典、二千石卒官、賻百万」の記載から、後漢では死亡した二千石に賻を贈る際、前漢の故事も参照事項の一つであったことが窺える。また、前漢の賻が錢だけであるのに対し、杉本憲司氏は後漢においては錢以外、すなわち織物や穀物も合わせて贈

与されていたことを指摘している³⁰。後漢では、織物や穀物はしばしば貨幣の機能（実物貨幣）を果たしており、さらに銭とともに賜物とされていた³¹。ただし、次の史料から、後漢における賻としての銭・織物・穀物の組み合わせは統一されたものではなかったことがわかる。『後漢書』卷八一 温序伝に、

（建武六年、30）光武聞而怜之、命（王）忠送喪到洛陽、賜城傍為塚地、賻穀千斛・縑五百匹。除三子為郎中。

とあり、『後漢書』卷一〇上 光武郭皇后紀に、

（元和三年、86）以太牢具上郭主塚、賜粟万斛・錢五十万。

とあり、『後漢書』卷二六 韋彪伝に、

永元元年（89）卒、詔、「（前略）其賜錢二十万・布百匹・穀三千斛」

とある。以上の史料からは銭・織物・穀物のさまざまな組み合わせが見出せるため、後漢における贈賻の内容が未だ定められていなかったことが看取される。

また、前掲の景帝中元二年令は諸侯王に対する襚・贈の贈与に言及しているが、前漢では諸侯王に対する贈賻の基準はほとんど見出せない。それに対し、後漢ではその基準が明確に定められていた。『後漢書』卷四二 中山簡王焉伝に、

自中興至和帝時、皇子始封薨者、皆賻錢三千万・布三万匹。嗣王薨、賻錢千万・布万匹。

とあり、『後漢書』卷五五 濟北惠王寿伝に、

自永初已後、戎狄叛乱、国用不足、始封王薨、減賻錢為千・布万匹。嗣王薨、五百万・布五千匹。

とある。以上の史料によると、後漢における初代諸侯王に対する贈賻は、永初以前には銭三千万・布三万匹であり、嗣王に対する贈賻は銭千万・布万匹であった。永初以降、国家支出の激増に伴い、初代諸侯王の贈賻は千万銭・布万匹となり、嗣王の贈賻は五百万銭・布五千匹となっていた。中山簡王焉伝における「皆賻」という表現を見ると、後漢において王に対する贈賻は必ずしも法令によって規定されたものではなく、その基準は故事の形で存在していた可能性が高い。

2. 諸侯王に賜う殊礼としての贈賻

前項では、後漢における諸侯王に贈る賻の基準について検討した。また、後漢では、一部の特殊な地位を持った諸侯王が薨去した際、皇帝が天子用の車や儀仗を彼らに下賜し、それ

らの葬儀を執り行った。こうした殊礼の最初の事例としては、『後漢書』卷四二 東海恭王彊伝に、

（永平元年、58）使大司空持節護喪事、大鴻臚副、宗正・将作大匠視喪事。贈以殊礼、升龍・旄頭・鸞輅・龍旂・虎賁百人。

とある。ここに見える鸞輅とは、本来は皇帝が乗用する車である³²。鸞輅は、また「鑾輅」とも書かれる³³。当該時代の史料には、鸞輅についての解釈は明記されていないが、次の『続漢書』輿服志上の記載から、鸞輅の様子が窺える。

諸車之文、乘輿、倚龍伏虎、虞文畫輶、龍首鸞衡、重牙班輪、升龍飛輪。皇太子・諸侯王、倚虎伏鹿、虞文畫輶輶、吉陽箛、朱班輪、鹿文飛輪、旂旗九旂降龍。公・列侯、倚鹿伏熊、黑輶、朱班輪、鹿文飛輪、九旂降龍。卿、朱兩輶、五旂降龍。二千石以下各從科品。

この史料は、皇帝以下の車の飾りを記している。ここに見える「鸞衡」とは、「鸞雀立衡」とも称され、車の衡に鸞雀の車鈴が付けられるという³⁴。太子以下の車では、そのような鸞雀の車鈴は用いられない。「鸞衡」は、皇帝用の車の装飾に限られているため、鸞輅はそれが付けられる皇帝用の車であると考えられる³⁵。漢代では、鸞輅はまた皇后の車としても用いられている³⁶。

東海王彊に贈られた鸞輅は、贈の贈与に当たる。その性格は、基本的には霍光に賜った輶輳車と同じである。ただし、葬送の儀礼において、鸞輅と輶輳車との役割は異なっていたと考えられる。前述した霍光故事に見える輶輳車は、四つの車輪がついており、漢代以降、皇帝用の柩車とされていた。これに対して、鸞輅は皇帝や皇后の乗用する車で、棺を乗せる役割を果たすものではない。そのため、葬儀で用いられた鸞輅は柩車でなく、出棺の儀仗の一部であったと考えられる。この点については、次の『続漢書』礼儀志下に記されている、漢代における皇帝の出棺の葬儀から窺える。

大駕、太僕御。方相氏黄金四目、蒙熊皮、玄衣朱裳、執戈揚楯、立乘四馬先驅。旂之制、長三仞、十有二游、曳地、畫日・月・升龍、書旄曰、「天子之柩」。謁者二人立乘六馬為次。大駕甘泉鹵簿、金根容車、蘭台法駕。喪服大行載飾如金根車。

この葬送行列の中心的な部分は、「大行載」（『続漢書』輿服志上には、「大行載車」と書かれている）であり、これは皇帝の棺槨を乗せる柩車、すなわち輶輳車である³⁷。「大行載」の前には、方相氏の車、謁者の車、大駕甘泉鹵簿、金根容車、蘭台法駕などの車が見られる。ここでの「金根容車」とは、金根車と同様に飾りつけられた容車のことである³⁸。容車とは、

死者の生前の姿を象った葬儀用の車である。『後漢書』卷二〇 祭遵伝に、

(建武九年、33) 至葬、車駕複臨、贈以將軍侯印綬・朱輪容車、介士軍陳送葬。

とあり、その李賢の注には、

容車、容飾之車、象生時也。

とある。この点に関連して、窪添慶文氏は、『統漢書』儀礼志下や『晋書』卷二〇 礼志中などの記載により、容車が「凶駕」の柩車に対する、死者の生前の衣服を載せてその姿を象徴する「吉駕」であったとしている。また、大駕甘泉鹵簿と蘭台法駕は、それぞれ金根容車(皇帝の「吉駕」)と大行載(皇帝の「凶駕」)の導従であり、それらは、喪葬儀礼における「吉凶鹵簿」を構成するという³⁹。この「吉凶鹵簿」は、唐代までの皇帝や官員の葬儀においても踏襲されている⁴⁰。

前掲の『統漢書』礼儀志下の記載によると、漢代における皇帝の容車(金根容車)は、実は、金根車であったことがわかる。金根車の様子については、『統漢書』輿服志上に

乘輿・金根・安車・立車、輪皆朱班重牙、二轂兩轄、金薄繆龍、為輿倚較、文虎伏軾、龍首銜軛、左右吉陽笏、鸞雀立衡(後略)。

とある。ここから、金根車の標準的な飾りの一つは、「鸞雀立衡」ということであったことがわかる。つまり、金根容車は、鸞輅に相当するものであろう。以上の検討を踏まえ、筆者は、東海王彊に賜った贈としての鸞輅は、葬送儀礼における皇帝の規格に準ずる金根容車(「吉駕」)であったと考える⁴¹。一方、東海王彊伝には、彼の葬儀に用いられる「凶駕」についての記載がない。しかし、西晋以降、後漢の諸侯王の故事を参照して行われた葬送儀礼では、基本的に鸞輅と輜輶車とを合わせて賜わっているので、東海王彊の「凶駕」も、輜輶車であったと想定される。この点については、次章でまた検討する。

また、東海王彊伝に記される升龍・龍旗(旂)とは、車に建てられる旗であり、贈の一部として贈られた。漢代における諸侯王の旗には「降龍」の図案が描かれている⁴²。それに対し、「升龍」の旗は、皇帝の旗に指定されている⁴³。また、龍旗はしばしば「龍旗九旒」とも称され、「交龍」の図案が描かれており⁴⁴、九つの吹き流しのある旗である。次の『礼記』楽記によると、龍旗九旒は天子の旗であり、諸侯に下賜することも許されていたことがわかる。

龍旗九旒、天子之旒也(中略) 従之以牛羊之群、則所以贈諸侯也。

漢代における龍旗九旒は、依然として皇帝用の旗の一つであり、諸侯王がそれを用いるのは、すべて特賜としての恩賞であったという⁴⁵。そのほか、旄頭・虎賁は、本来皇帝の儀仗兵であり、後漢以降、しばしば殊遇として諸侯王や三公に下賜されていた⁴⁶。上述の東海王彊に

賜った車・旗・儀仗兵は、すべて皇帝の権威を象徴するものである。それらは、前漢からそれぞれ九錫の一部として指定されている。『漢書』卷九九上 王莽伝に載せる九錫には、「鸞路乗馬」・「龍旗九旒」・「虎賁三百人」とある⁴⁷。だが当時、それらを葬儀に用いられる車や儀仗についての記事はまったく見出せない。後漢の東海王彊の葬儀以降、鸞輅・龍旗九旒・虎賁百人などは、殊礼の恩賞としてしばしば諸侯王に賜うこととなった。『後漢書』卷四二 東平憲王蒼伝には、

（建初八年、83）及葬、策曰、「（前略）今詔有司加賜鸞輅乗馬・龍旒九旒・虎賁百人、奉送王行（後略）」。

とある。東平王蒼の葬儀に用いられた車や儀仗は、前掲の東海王彊に賜ったものと基本的に同じである。その後、清河王慶が薨去した際、それらの殊礼的な恩賞も下賜された⁴⁸。

上述した東海王彊・清河王慶は、かつて皇太子として立てられたが、彼らの生母の失脚に伴い、廃位されて諸侯王となった。また、東平王蒼は、明帝の同母弟で、三公の上位として優遇され、さらに明帝の側近としてその政務を補助していた。このような諸侯王が朝政に参画した例は、両漢史上極めて少ない。その三人の経歴を見ると、東海王彊と清河王慶は、廃位された太子として、上述のように、至上の葬儀が下賜された。彼らの事例と比べて、東平王蒼は皇帝に協力した諸侯王の理想像であると言えよう。三国以降、魏の任城王彰・晋の安平王孚などの葬儀は、朝廷から東平王蒼の故事に準ずる優遇を享けられたものであった⁴⁹。つまり、東平王蒼の葬儀は、鸞輅・龍旗九旒・虎賁百人などの殊礼を代表する故事となった。

葬儀の場合に用いられる鸞輅・龍旗は、葬送儀仗の一部である車及びその旗であり、すなわち贈に相当する。また、虎賁は出棺の行列を警備する儀仗兵である。それらの賜与はすべて出棺の葬儀の一環である。以上の検討からわかるように、後漢以降、皇帝の規格に準ずる鸞輅・龍旗九旒・虎賁百人などは、諸侯王の出棺の葬儀において用いられる際、彼らに賜う至上の恩賞となったのである。

おわりに

以上、漢代の贈賻制度を検討してきた。前漢宣帝期より前に贈賻の贈与に関する二年律令と中元二年令が現れたが、これらには賻の贈与に関する制度がまったく見出せない。また、そのように法令の形によって定められた贈賻の基準は、その後の漢代においてはほとんど存在が確認できない。宣帝以降、二千石・丞相・諸侯王などに与えられる賻は主に故事の形

によって行われていた。

また、前漢では、霍光が薨去した際、宣帝が輜輳車・黄屋左纛を下賜した。後漢における東海王彊や東平王蒼などの葬儀では、皇帝がしばしば鸞輅・龍旗九旒を下賜した。これらの車及び車体の装飾が、本来は皇帝用のものであるため、臣下の葬儀に用いられるのは、殊礼としての恩賞であることを意味する。さらに、それらの殊礼は霍光故事と東平王蒼故事の形で、漢代以降の諸朝にも踏襲されていった。

宣帝、特に元帝期において儒教の国教化とともに⁵⁰、儒家儀礼がさらに重視されるようになっていった。当時、儒家凶礼は現実の喪葬にも強い影響を与えていたと考えられる。これに伴い、凶礼に規定される贈賻はしばしば行われるようになり、徐々に贈与の伝統が形成され、さらに故事の形で参照されるようになっていった。従って、宣帝以降の贈賻の贈与は後に故事として扱われるようになったと想定される。

本章の検討より、漢代宣帝期以降に形成されていた各等級の贈賻基準は、基本的に故事という形で存在していたことがわかる。漢代の故事は帝室や各官署においてそれぞれ独自に形成され、それが内部規定としての役割を果たしていた。それは常に一度の行為を前提として形成された慣例であり、国家が統一的に制定した法典ではなかった⁵¹。よって、贈賻の基準に関する漢代の故事は、二千石・丞相・殊遇された臣下などの葬礼現場において形成された贈与についての慣例であったと言えるであろう。

¹ 鎌田氏『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代賻贈考」（日本学術振興会、1962年）参照。

² 杉本氏「漢代の法賻について」（大阪府立大学社会科学研究会『社会科学論集』2、1971年）参照。

³ 杜氏「東漢贈賻制度研究」（『東南文化』2007年2期）参照。

⁴ 佐伯氏「漢代の賻贈について」（『史林』62—5、1979年）参照。

⁵ 齊氏「漢代賻贈初探」（『社会科学戦線』1989年2期）、また「漢代喪贈芻議」（『求是学刊』1995年2期）参照。

⁶ 二年律令の書題としての「二年」については、高祖二年（前205）や呂后二年（前186）などの説がある。その作成年代については、宮宅潔「張家山漢簡「二年律令」解題」（『東方

学報（京都）』76、2004年）、張忠煒「二年律令年代問題研究」（『歴史研究』2008年3期）参照。

⁷ 本章に引用する二年律令は、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 編著『張家山漢墓竹簡』（文物出版社、2006年）参照。

⁸ 彭浩・陳偉・工藤元男 主編『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社、2007年）209頁参照。富谷至『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』（朋友書店、2006年）191頁参照。

⁹ 前掲『張家山漢墓竹簡』48頁、また前掲『二年律令与奏讞書』208頁参照。

¹⁰ 前掲『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』191頁参照。

¹¹ 賜律 282 簡、「賜衣者六丈四尺、緣五尺、絮三斤。襦二丈二尺、緣丈、絮二斤。袴（袴）二丈一尺、絮一斤半。衾五丈二尺、緣二丈六尺、絮十一斤」とある。また、285 簡「官衣一、用纒六丈四尺、帛裏、毋絮。常（裳）一、用纒二丈」とある。

¹² 漢代における棺を贈る制度については、Liu Kewei, “A Discussion of The Han Dynasty’s Systems of Coffin Bestowal,” *Journal of Chinese Studies* No. 60 (Institute of Chinese Studies, The Chinese University of Hong Kong, 2015, January).

¹³ 景帝中元二年令の主旨については、また熊谷滋三「前漢の典客・大行令・大鴻臚」（『東洋史研究』59—4、2000年）参照。

¹⁴ 柿沼陽平『中国古代貨幣經濟史研究』（汲古書院、2011年）155頁参照。

¹⁵ 邢義田「從「如故事」和「便宜從事」看漢代行政中的經常与權變」（『治国安邦』中華書局、2011年）383頁参照。

¹⁶ 廣瀨薫雄『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」（汲古書院、2010年）参照。

¹⁷ 前掲鎌田氏『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代賻贈考」参照。

¹⁸ 前掲廣瀨氏『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」参照。

¹⁹ 『続漢書』礼儀志下の劉昭の注には、『礼稽命徴』曰、「天子飯以珠、噲以玉。諸侯飯以珠、噲以璧。卿大夫・士飯以珠、噲以貝」とある。

²⁰ 『漢書』卷六八 霍光伝「輜輳車」条の顔師古の注には、「文穎曰、「輜輳車、如今喪輜車也」。孟康曰、「如衣車有窓牖、閉之則温、開之則涼、故名之輜輳車也」とある。『宋書』卷一八 礼志五に、「漢制、大行載輜輳車、四輪」とある。また、『通典』卷七九 凶礼一に、「陳永定三年（559）七月、武帝崩。尚書左丞庾持云、「晋宋已来、皇帝大行儀注（中略）梓宮将登輜輳、侍中版奏、已称某諡皇帝」とある。また、『通典』卷八六 凶礼八に掲げる『大唐元陵儀注』には、唐代宗の柩車が輜輳車であると記している。

²¹ 『漢書』卷一上 高帝紀における「黄屋左纛」条の顔師古の注には、「李斐曰、「天子車以黄繒為蓋裏。纛、毛羽幢也、在乘輿車衡左方上注之」。蔡邕曰、「以犛牛尾為之、如斗、或在駢頭、或在衡」とある。

²² 『後漢書』卷一下 光武紀下における軽車・騎士・材官・楼船についての李賢の注に、『漢官儀』曰、「高祖命天下郡国選能引關蹶張、材力武猛者、以為軽車・騎士・材官・楼船、常以立秋後講肄課試、各有員数（後略）」とある。これらの軍隊の編制については、重近啓樹『秦漢の兵制について一地方軍を中心として一』（『静岡大学人文学部人文論集』36、1985年）、熊鉄基『秦漢軍事制度史』第二章「三、郡国兵」（広西人民出版社、1990年）参照。また、材官・騎士・軽車などの選抜や担当については、大庭脩「材官考一漢代兵制の一斑について一」（『龍谷史壇』36、1952年）、西村元佑「漢代の騎士一士・卒の問題に関連して一」（『龍谷史壇』44、1958年）参照。

²³ 李玉福氏は、西漢の「五校」が北軍に従属する中央軍であると論じている（同氏著『秦漢制度史論』、山東大学出版社、2002年、303頁）。一方で謝彦明氏は、この「五校」と北軍との従属関係を否定しているが、「五校」が中央軍であることについては李氏と同様な認識を示している（同氏「西漢八校尉軍事建置考辨」、『上海大学学报（社会科学版）』、2008年6期）。

²⁴ 前掲する呉漢と鄧騭の葬儀に用いられた「軽車・介士」と「軽車・騎士」は、霍光の葬儀に見られる「材官・軽車」との儀仗は完全に一致していないが、それらの儀仗は基本的に同規格のものであると考えられる。

²⁵ 前掲『漢書』卷九八 元后伝参照。

²⁶ 『後漢書』卷二〇 祭遵伝には、「（建武九年、33）喪礼成、復親祠以太牢、如宣帝臨霍光故事」とある。つまり、祭遵が死亡した際、光武帝は霍光故事に従い、自ら太牢の礼によって彼を祭祀した。また、呉漢の事例は、前掲『後漢書』卷一八 呉漢伝参照。

²⁷ 前掲『後漢書』卷一六 鄧騭伝参照。また、以上の事例以外にも、西漢における孔光の葬儀において、輜輦車が用いられた。このことについて、『漢書』卷八一 孔光伝には、「光年七十、元始五年（5）薨。（王）莽白太后、使九卿策贈以太師・博山侯印綬（中略）太后亦遣中謁者持節視喪。公卿百官会弔送葬。載以乘輿輜輦及副各一乘（後略）」とある。孔光は丞相などの要職を歴任した人物で、最終的には自ら職を辞して王莽の勢を避けていた。孔光が死去した際、王莽は王太后に進言し、より高い規格に従って彼の葬儀を行わせた。孔光伝には、彼の葬儀が霍光故事に従って執り行われたことは明記されていない。しかし、輜輦車を

贈として死亡した官員に贈るのは、霍光故事由来の恩賞であり、魏晉南北朝になると、それは霍光故事の代表的な贈賻と見なされた。そのため、孔光に贈った贈は、霍光故事の基準にある程度準じたものと言える。

²⁸ 上記の『漢旧儀』に見える「賜棺・棺斂具」の部分は、『冊府元龜』卷三一八 宰輔部 褒寵 翟方進条では「賜棺斂具」と記されている。また、『資治通鑑』卷三三 綏和二年（前7）二月条の胡三省の注では「賜棺槨及斂具」と記されている。前掲『漢書』顔師古の注に引用される『漢旧儀』では「棺」が二つ重なるため、その次の「棺」は衍字、或いは「槨」の間違いであると推定できる。

²⁹ 前掲鎌田氏『秦漢政治制度の研究』第三篇第七章「漢代賻贈考」参照。

³⁰ 前掲杉本氏「漢代の法賻について」参照。

³¹ 山田勝芳「後漢・三国時代貨幣史研究—古代から中世への展開—」（『東北アジア研究』3、1999年）、柿沼陽平「後漢時代における貨幣経済の展開とその特質」（『史滴』31、2009年）参照。

³² 歴代正史の「輿服志」には、鸞輅の制度が記されていないが、鸞輅は常に皇帝の代名詞とされている。『芸文類聚』卷一三 帝王部三 晋元帝条に収録される「晋郭璞元皇帝哀策文」には、「感鸞輅之晏駕、哀袞裘之委衿」とある。ここでの「鸞輅之晏駕」は、晋元帝の薨去を意味する。

³³ 『後漢書』卷二 明帝紀には、東海王彊の葬儀について、「戊寅、東海王彊薨、遣司空馮魴持節視喪事、賜升龍・旒頭・鑾輅・龍旗」とあり、その李賢の注に、「鑾、鈴也」とある。後述するように、「鸞」とは、皇帝用の車の飾りであり、すなわち車の鈴（鑾）である。そのため、鸞輅と鑾輅とは、同じものである。また、諸史料の中では、鸞輅と鑾輅はそれぞれ鸞路・鑾路とも書かれている。

³⁴ 『続漢書』輿服志上における「鸞雀立衡」条の李賢の注に、「置金鳥於衡上」とある。また、『周礼』夏官 大馭には、天子の「五輅」の様子が記されている。その中には、「凡馭路儀、以鸞和為節」とあり、その鄭玄の注には、「鸞在衡、和在軾、皆以金為鈴」とある。

³⁵ 『漢書』卷二五下 郊祀志における「旒鸞」条の顔師古の注に、「交龍為旒。鸞謂有鸞之車也」とある。この「旒鸞」は、龍旗と鸞輅を意味する。顔師古の注によると、鸞輅は「鸞」（或は鑾、すなわち鸞雀の車鈴）がある車であるという。

³⁶ 『続漢書』礼儀志上 「皇后帥公卿諸侯夫人蠶」条の李賢の注に、「丁孚漢儀曰、「皇后出乘鸞輅、青羽蓋、駕駟馬、龍旒九旒」とある。

³⁷ 「大行載」、或は「大行載車」は、『宋書』卷一八 礼志五に記載される「大行載輜輦車」の略称である。

³⁸ 渡辺義浩・藤高裕久・塚本剛・平田陽一郎 編『全訳後漢書』第四冊（汲古書院、2002年）221頁。

³⁹ 窪添慶文「中国の喪葬儀礼—漢代の皇帝の儀礼を中心に—」（『東アジアにおける儀礼と国家』学生社、1982年）参照。

⁴⁰ 唐代皇帝用の「吉駕」は、玉輅であり、「凶駕」は、依然として輜輦車とされていた。来村多加史『唐代皇帝陵の研究』（学生社、2001年）410頁。また、『大唐開元礼』には、九品以上の官員の葬送儀仗にはすべて吉凶の二部がある。『大唐開元礼』卷一三九 三品以上喪之二、卷一四三 四品五品喪之二、卷一四七 六品以下喪之二における「陳車位」や「輜出升車」などの儀礼に記される車参照。

⁴¹ 唐代における皇帝の「吉駕」としての玉輅には、鸞鳥の装飾も立てられている。本博士論文第五章第一節参照。

⁴² 前掲『続漢書』儀礼志上には、皇子や上公などの旗については、「皇太子・諸侯王（中略）旂旗九旂降龍。公・列侯（中略）九旂降龍」とある。つまり、皇子や上公の旗の図像は降龍である。

⁴³ 前掲『続漢書』儀礼志下に、「旂之制、長三仞、十有二游、曳地、畫日・月・升龍、書旒曰、「天子之輅」とある。

⁴⁴ 『続漢書』卷二 明帝紀における「龍旂」条の李賢の注に、「交龍為旂、唯天子用之、今特賜以葬」とある。

⁴⁵ 後漢における龍旗九旂の下賜例については、大庭脩『秦漢法制史の研究』第四篇第二章「第六節 節を受けられる官職—その二 後漢時代における特例—」（創文社、1982年）参照。

⁴⁶ 旄頭については、『漢書』卷六五 東方朔伝に見える「旄頭」条の顔師古の注に、「応劭曰、「（前略）今以羽林為之、髮正上向而長衣繡衣、在乘輿車前」とあり、つまり、旄頭とは天子乘輿の先導する儀仗兵であるという。虎賁制度の詳細については、石井仁「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」（『東洋史研究』59—4、2001年）参照。

⁴⁷ 『漢書』卷九九上 王莽伝に掲げられる彼に贈る九錫の内容参照。石井仁氏の研究によると、「虎賁三百人」の保有者は、すでに「非人臣」たる者であるという。前掲石井氏「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」参照。「虎賁三百人」の規模に対し、漢魏晋南北朝における最高等級の葬儀で用いられた虎賁は、基本的に百人の保有数（虎賁百人）である。

本博士論文の第三章・第四章参照。

⁴⁸ 『後漢書』卷五五 清河孝王慶伝に、「(延平元年、106) 遂薨、年二十九。(中略) 賜龍旒九旒、虎賁百人、儀比東海恭王」とある。

⁴⁹ その詳細については、次章参照。

⁵⁰ 福井重雅『漢代儒教の史的研究』(汲古書院、2005年) 106頁参照。

⁵¹ 漢代における故事の形成や性格については、前掲廣瀬氏『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」参照。

第三章 西晋における贈賻制度について

はじめに

曹魏末年、魏晋の嬪代のために、晋王司馬昭が新たな国家制度の確立を図り、漢代以来の儀礼・法律・官制を全面的に整理させていた。司馬炎は、その政治遺産に基づいて、晋の体制を構築する。泰始四年（268）、中国法制史上における画期的意義を持つ泰始律令が、頒布された。その中で、行政準則である令は、初めて刑罰法規での律と対峙する法典として成立したのである。同時に、執政上の細則・先例を集める故事が、その泰始律令の一部として公布されている¹。泰始律令の成立をきっかけに、従来の政治制度もその面目が一新した。

泰始律令には、喪葬令という令の編目が設けられており、官員の喪葬事務に関する令文が収録されている。残念ながら、泰始律令は、すでに散逸したので、その喪葬令の全般を窺うことはできない。だが、張鵬一氏は、史料に散見する晋令の佚文や自らの研究に基づいて、泰始令の復原を行っている。張氏は、『晋書』に記載されている贈賻の記録に基づいて、「三公・大司馬・大將軍薨、天子発哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹、加諡」の記述を泰始喪葬令の条文としている²。この条文に見える「朝服一具」と「衣一襲」は禭の内容であり、「錢三十万」と「布百匹」は賻に属する。筆者は、この復原した条文に示唆される贈賻制度の存在に注意したい。張氏は、この条文を『晋書』の記事から復原しているが、法制史料を根拠としていない。しかし、晋代における贈賻の事例は泰始律令公布前において、すでに現れている。それ故、贈賻の基準が西晋において如何なる法的な形で存在していたか、という問題についてはさらに検討を加える必要があると考えるものである。

また、前章で述べたように、両漢では、最高等級の重臣と諸侯王の喪葬儀礼には、殊礼としての贈賻の内容が確立された。西晋の史料には、漢代の故事に従ってそのような贈賻を贈る事例が見られる。しかし、西晋朝は、如何にして漢代の故事に基づき、本朝における最高等級の贈賻を定めたかや、その具体的な内容などの点については、未だ明らかにされていない。

法制面だけではなく、漢代以来形成されてきた礼制、特に服制も西晋の贈賻制度に影響を与えた。「朝服一具」・「衣一襲」の服は西晋では、禭の内容として指定され、南北朝になると最も普遍的な贈禭となっている。こうした禭の服が如何にして漢代以来の服制から形成

されてきたかという点については未だ定論がない。

三国時代における贈賻の例は極めて少なく³、当時の贈賻制度を明らかにすることは難しい。しかし、西晋になると、法律や制度の整備とともに、新たな贈賻制度も確立されていった。本章では、上述の問題点を踏まえて、西晋が、如何にして漢代以来の制度を受け、新たな贈賻制度を確立したかや、こうした制度が如何なる形態で存在したか、などの問題の解明を目指す。

第一節 『晋公卿礼秩故事』の佚文に記されている贈賻の基準

西晋における贈賻制度についての具体的な史料は、次の『晋公卿礼秩（故事）』の三つの佚文がある。『初学記』卷一四 旌車条には、

傅暢『晋公卿礼秩』曰、「特進薨、遣謁者監護軍喪事、賜東園祕器・五時朝服各一具・衣一襲、給青徘徊赤耳車・挽歌四十人・方相車、建七旒車・銘旌車」。

とある。また、『太平御覽』卷五五二 方相条には、

『晋公卿礼秩』曰、「上公薨者、給方相車一乘。安平王（司馬）孚薨、方相車駕馬」。

とある。また、『太平御覽』卷七七三 叙車下条には、

『晋公卿礼秩』曰、「（前略）（司馬）孚薨、葬給徘徊黒耳車一乘。諸王及県王皆給青徘徊車、花瓜盖」⁴。

とある。前掲の『初学記』卷一四 旌車条に見える「五時朝服各一具・衣一襲」は、死亡した（二品官）特進に贈るものであり、襚の贈与に相当する⁵。また、前掲の三つの史料に記載されている青徘徊赤耳車・方相車・七旒車・銘旌車などの車の使用制度については、当該時代の史料には記載されていない。しかし、それらの車は死者に贈るものであるため、葬儀において用いられた贈であると考えられる。つまり、以上の諸史料は、死亡した特進・上公⁶、及び王（封王と県王）に贈る襚と贈の制度について記したものである⁷。

前掲の諸史料はすべて『晋公卿礼秩』に記載されたものである。この『晋公卿礼秩』（傅暢撰）は『晋書』卷四七 傅暢伝では、『公卿故事』（九卷）と称され、また『隋書』卷三三 経籍志二・『新唐書』卷五八 芸文志二には、『晋公卿礼秩故事』（九卷、傅暢撰）と著録されている。そのため、従来該書は『晋公卿礼秩故事』と題され、西晋朝における「礼秩」制度についての故事を収録したものと考えられている⁸。上述の特進・上公・王に贈る贈賻の内容は、こうした当時における故事に基づいて定められた規定であろう。しかし、西晋の史料

には、それらの条文に相応する事例が残っていないため、それらの贈賻制度が如何に実施されたかについて検討することは難しい。

第二節 『晋書』各伝に見える贈賻の基準

『晋書』各伝に記されている王沈・王祥・裴秀などの人物に賜う贈賻についての記述は相互に類似している。そのため、張鵬一氏はそれらの贈賻が当時の泰始喪葬令に従って贈られたものであるとしている。彼はそれらの記述を整理し、次の喪葬令の条文（以下「贈賻条」と称す）を復原した⁹。

三公・大司馬・大將軍薨、天子發哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹、加諡。

この「贈賻条」は『晋書』各伝に基づき、まとめられたものであるが、この条文と一致しない『晋書』の記事が幾つか存在している。そのため、「贈賻条」に関連する史料を網羅的に整理し、西晋の贈賻制度をさらに検討する必要がある。『晋書』における贈賻の贈与に関する記載をまとめると、以下のようになる。

人物	時間	官職	贈官	贈賻内容
王沈	泰始二年 (266)	驃騎將軍 (第二品)	司空 (第一品)	帝素服拵哀、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹・葬田一頃、諡曰元。(『晋書』卷三九 王沈伝)
王祥	泰始五年 (269)	太保 (第一品)	無記載	詔賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布帛百匹。(『晋書』卷三三 王祥伝)
裴秀	泰始七年 (271)	司空 (第一品)	無記載	詔曰、「(前略) 其賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹、諡曰元」。(『晋書』卷三五 裴秀伝)
石苞	泰始八年 (272)	司徒 (第一品)	無記載	帝發哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷三三 石苞伝)

鄭袤	泰始九年 (273)	司空 (第一品)	無記載	帝於東堂發哀、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・絹布各百匹、以供喪事。(『晋書』卷四四 鄭袤伝)
鄭沖	泰始一〇年 (274)	太傅 (第一品)	太傅	帝於朝堂發哀、追贈太傅、賜祕器・朝服・衣一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷三三 鄭沖伝)
侯史光	泰始中	少府卿 (第三品)	無記載	詔賜朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷四五 侯史光伝)
盧欽	咸寧四年 (278)	尚書僕射 (第三品)	衛將軍、開府儀同三司 (第一品) ¹⁰	詔曰、「(前略) 賜祕器・朝服一具・衣一襲・布五十匹・錢三十万」。(『晋書』卷四四 盧欽伝)
羊祜	咸寧四年	征南大將軍 (第二品)	太傅 (第一品)	賜以東園祕器・朝服一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷三四 羊祜伝)
何曾	咸寧四年	太宰 (第一品)	無記載	帝於朝堂素服舉哀、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹。(『晋書』卷三三 何曾伝)
山濤	太康四年 (283)	司徒 (第一品)	司徒 (第一品)	詔賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢五十万・布百匹、以供喪事。(『晋書』卷四三 山濤伝)
羊琇	太康四年	特進 (第二品)	輔国大將軍、開府儀同三司 (第一品)	帝手詔曰、「(前略) 賜東園祕器、朝服一襲・錢三十万・布百匹」。(『晋書』九三 羊琇伝)
荀勗	太康一〇年 (289)	尚書令 (第三品)	司徒 (第一品)	賜東園祕器・朝服一具・錢五十万・布百匹。(『晋書』卷三九 荀勗伝)

張氏は「贈賻条」の対象を三公・大司馬・大將軍に限定している。西晋における三公は、太尉・司徒・司空であった¹¹。しかし、前掲の史料には、大司馬・大將軍の職を持っている官員が見られない。また、三公のほか、太宰・太傅・太保・驃騎將軍・尚書僕射・征南大將

軍・尚書令などの官員も「贈賻条」のような贈与を得ている。そのため、張氏が復原した「贈賻条」の対象は、必ずしも確かなものではないであろう。

前掲の表に見える太宰・太傅・太保の官職は、西晋においては三公・大司馬・大將軍とともに「八公」と呼ばれ¹²、すべて晋官品の第一品に属する。また、王沈・盧欽・羊祜・荀勗は生前には、第一品の官職を持っていなかったが、死後には第一品の官を賜与された。ただし、少府卿の侯史光に対する贈官については、『晋書』に記されていないため確認できない。亡くなった官員への贈官は、常に喪葬儀礼や贈賻物品賜与に際しての等級基準とされていた。そのため、贈官が確認できない侯史光を除けば、「贈賻条」のような贈与を得た官員はすべて一品の官職或いは贈官を持っている。つまり、「贈賻条」に限定される贈賻の対象は、一品官であった可能性が高い。

また、張氏は「贈賻条」の規定を晋喪葬令の令文として復原している。前掲の史料における贈賻の数量は少し異なっているが、それらの記録の構造や内容は「贈賻条」と基本的に同じである。つまり、上述した官員に対する贈賻は、「贈賻条」のような基準を参照して行われていたものと考えられる。

しかし、前掲の表にあるように、贈賻の実例として初めて確認できるのは、泰始二年の王沈に対する贈与である。晋泰始律令は泰始四年に公布されたものであるので、泰始二年の王沈に対する贈賻は、泰始喪葬令を参照したわけではない。また、前節で検討したように、特進や王に贈られる贈賻の基準は、故事の形で存在していたため、当時における贈賻関連の制度は必ずしも喪葬令によって規定されてはいなかったと考えられる¹³。そのほか、泰始令は全面的に漢魏の法令をまとめ、編纂されたものである¹⁴。漢代における贈賻の贈与は主に故事に従って行われており、「贈賻条」のような法令に従った贈与の構造はまったく見えない。そのため、「贈賻条」を喪葬令の条文とする復原は妥当なものとは言えないであろう。

この復原には以上のような問題点が存在するので、以下では「贈賻条」のような規定の法的な形式について検討したい。贈賻を受ける者の身分を見ると、ほとんど一品官であった。前掲の史料に見える「贈賻条」の贈賻を受けた最も早い例は、泰始二年に死亡した王沈である¹⁵。王沈は幾つかの要職に任じられ、死亡した後、司空の贈官を与えられた。王沈は初めて死亡した一品官であるので、彼に対する贈賻はある程度その後の一品官に対する贈賻の基準になり、結局故事となったと想定される。西晋の故事の制定について『唐六典』卷六 尚書刑部 刑部郎中員外郎条に、

晋賈充等撰律令、兼刪定當時制詔之条、為故事三十卷、与律令並行。

とある。西晋における泰始故事の条文は当時の制詔に基づいて編纂されたものであり、泰始四年に律典・令典とともに公布された¹⁶。そのため、その故事は泰始三年以前の制詔に基づくものであったことがわかる。前掲の史料に見える一品官に対する贈賻の記録の内容は互いに相似しており、また、王祥・裴秀などの贈賻の記事は詔から引用されたものである。それ故、前掲の贈賻の記載は実際の詔によったものであると推定できる。とすれば、王沈に対する贈賻の記述も詔から抽出されたものであろう。上述の考察を整理すると、以下の三点のようになる。

- (1) 西晋の泰始故事は主に泰始三年以前の詔によって編纂されたものである。
- (2) 『晋書』における王沈に対する贈賻の記録は詔から引用されたと推定できる。
- (3) 王沈は泰始二年に亡くなった一品官である。

この三点から、筆者は王沈に対する贈賻の詔は泰始四年に公布された故事に収められ、その後一品官に対する贈賻の基準となったと推定する。すなわち、「贈賻条」のような規定は、西晋の喪葬令ではなく、故事の形によって存在していたと考えて大過ないであろう。

第三節 西晋における殊礼としての贈賻

前章で述べたように、後漢から、鸞輅・龍旗・虎賁百人などの皇帝の車や儀仗は、薨去した諸侯王に与えられる至上の恩賞であった。その後、魏の任城王彰の葬儀では後漢の東平王蒼の故事に準じてそれらの恩賞を贈られた¹⁷。西晋になると、「封建論」の台頭に伴い、西晋朝廷は大きいに諸王を封建し、宗室優遇策を打ち出している¹⁸。同時には、重要な宗室諸王の葬儀は、後漢東平王蒼の故事に従って執り行われた。『晋書』卷三七 安平献王孚伝に、

泰始八年薨、時年九十三。帝於太極東堂举哀三日。詔曰、「(前略) 其以東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・緋練百匹・絹布各五百匹・錢百万・穀千斛以供喪事。諸所施行、皆依漢東平憲王蒼故事」。(中略) 及葬、又幸都亭、望柩而拜、哀動左右。給鸞輅、輕車介士、武賁百人、吉凶導從二千餘人、前後鼓吹、配饗太廟。

とある。この史料から司馬孚の葬儀は、後漢の東平王蒼の故事に従った、非常に盛大な典礼であったことがわかる。司馬孚に賜った賻(織物・錢・穀)は、東平王蒼の賻より明らかに少ないが¹⁹、出棺の葬儀に見える鸞輅(鸞輅)や武賁百人などは確かに東平王蒼の先例に従ったものである。いわゆる東平王蒼故事の中心的な恩賞は、それらの贈と儀仗であろう。

前章で明らかにしたように、後漢で、諸侯王に賜わる鸞輅は、皇帝の葬送儀礼に用いられ

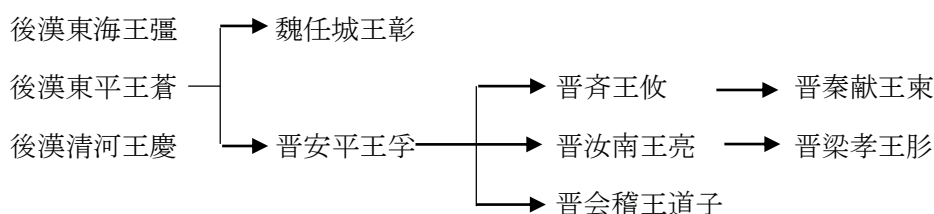
金根容車に相当し、「凶駕」(柩車)の前で走行する「吉駕」である。一方で、後漢の東海王彊や東平王蒼などの葬儀についての記載には、「凶駕」の存在が確認できない。『宋書』卷一八 礼志五によれば、東平王蒼故事に参照した司馬孚の葬儀では、「凶駕」である輜輳車が下賜されたという。

漢制、大行載輜輳車、四輪。(中略)自漢霍光、晋安平・齐王・賈充・王導・謝安、宋江夏王、葬以殊礼者、皆大輅黄屋、載輜輳車。

輜輳車・黄屋左纛を贈として死者に贈る事例は、霍光故事に由来し、これらも霍光故事における最も重要な殊礼の一部である。上の記載によると、司馬孚の葬儀では、鸞輅の他に、輜輳車・黄屋左纛という贈も用いられたことがわかる²⁰。

そのほか、司馬孚の葬儀では、また軽車介士・吉凶導従二千餘人・前後鼓吹などの儀仗がある。前章で述べた呉漢の葬儀では、軽車介士がその儀仗の一部であり、それは、霍光故事における材官軽車と類似しているものである。吉凶導従は「吉駕」と「凶駕」の儀仗であると考えられる。また、前後鼓吹は本来天子の鹵簿を構成した軍楽隊であり²¹、後漢から、しばしば元勳者に贈られていた²²。前後両部鼓吹の中では、すべて羽葆鼓が用いられていたため、後代の下賜例では、また前後部鼓吹羽葆鼓とも呼ばれていた²³。

司馬孚は嘗て曹魏への忠誠心が厚かったが、高平陵政変の際に、却って司馬懿に協力した。西晋になると、晋武帝の大叔父である司馬孚は大いに尊敬されて朝廷からの優遇を享けていた。後漢東平王蒼の故事に倣った葬儀は、西晋における封王としての司馬孚に対する尊崇を示したに他ならない。その後、齐王攸・汝南王亮・会稽王道子の葬儀は司馬孚の先例に従って行われた²⁴。さらに、齐王攸・汝南王亮の葬儀もまた、新たな故事になった²⁵。漢晋の間における諸侯王の葬儀の伝承をまとめると、以下の通りとなる。



以上の封王の事例以外に、西晋の重臣である賈充の葬儀も、安平献王司馬孚の故事に準じて行われている。そのことについては、『晋書』卷四〇 賈充伝に、

太康三年(282)四月薨、時年六十六。帝為之慟、使使持節・太常奉策追贈太宰、加袞

冕之服・緑綬・御劍、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・大鴻臚護喪事・假節鉞・前後部羽葆鼓吹・緹麾・大路・鑾路・輜輳車・帳下司馬・大車・椎斧・文衣武賁・輕車介士。

葬禮依霍光及安平獻王故事。

とある。賈充は、魏の高貴郷公の挙兵を鎮圧した功績や、太子衷や齊王攸の岳父としての特殊身分によって、司馬昭と武帝炎の信賴を博し、泰始律令の編纂や呉征服戦などの大役を任せられた晋の重臣である。前掲の史料には、賈充が受けた贈賻が明記されている。その中では、「袞冕之服・緑綬」と「朝服一具・衣一襲」という襚の贈与がある。前節で明らかにしたように、「朝服一具・衣一襲」は西晋朝廷が一品官に贈る襚の内容である。「袞冕之服・緑綬」の服については、『晋書』卷二四 職官志に、

文武官公皆假金章紫綬、著五時服。其相国・丞相、皆袞冕・緑盨（綬）綬、所以殊於常公也。

とある。所謂「袞冕・緑綬」とは晋朝において丞相・相国が着用する公的服である。賈充は生前に尚書令（三品）や司空（一品、八公の一つ）などの要職を歴任し、死後太宰（一品、八公の一つ）を追贈されたが、相国あるいは丞相の称号を得ることはなかった。彼に「袞冕之服・緑綬」を賜うのは、「文武官公」（常公、すなわち一般の公）の待遇を超える恩賜と言えるであろう²⁶。また、賈充の葬儀における緹麾・大路・帳下司馬・大車などの具体的な使用制度については、当時代の諸史料には、明記されていないが、ごく少数の実際の用例を見れば、それらも規格が高い儀仗であることは間違いないであろう²⁷。

前掲の賈充と司馬孚の葬儀に関する記述は、完全に一致するわけではないが、そこで彼らが賜わった輜輳車・黄屋左纛・（九旒）鸞輅²⁸・輕車介士・武賁（虎賁）などの贈や儀仗は、同じものである。それらは、まさに霍光故事と東平王蒼故事における、最も核心的な恩賜である。そのため、賈充と司馬孚の葬儀の規格は基本的に同様なものであると考えられる。ただし、賈充の葬儀の基準については、司馬孚の故事（安平獻王故事）以外、霍光故事もまた参照されたという。前章の検討結果に従い、霍光故事は漢代において重臣を適用対象とする最高級の葬儀規格となっていた。三国期までには、曹魏の実権を握った司馬懿の葬儀も霍光故事に準じて執り行われている。『晋書』卷一 宣帝紀に、「天子素服臨吊、喪葬威儀依霍光故事、追贈相国・郡公」とある。霍光故事と異なり、漢の東平王蒼故事、及びこれから派生した晋の安平獻王故事は、基本的に封王の葬儀基準であった。単に出身から見れば、重臣である賈充は、それら封王故事の適用対象に属しておらず、本来霍光故事の対象者である。一方、後漢から、鸞輅、龍旗、虎賁などは、最高等級葬儀を代表する新たな殊礼とされるよう

になった。それに対し、前漢に形成された霍光故事には、それらの内容がない。そのため、武帝の詔書においては、賈充の葬儀の規格について、(名義上、賈充の身分に相応しい) 霍光故事と(漢代以来の代表的な各殊礼を含む) 安平献王故事が同時に記されている。賈充の事例以降、東晋南朝における王導・桓温などの非封王の輔政重臣の葬儀も、「霍光及安平献王故事」を参照するとしながらも、実際には、安平献王故事の基準に従って執り行われている。その詳細については、次章で検討する。

司馬孚の葬儀では、晋武帝は漢代の霍光故事と東平王蒼故事から由来する、輜輳車・鸞輅・虎賁などの使用を至上の恩賞として下賜し、それに加えてさらに皇帝の規格に準ずる前後部(羽葆) 鼓吹をも賜った。彼の事例は、その後、封王を適用対象とする最高等級の葬儀の基準となるのみならず、賈充のような優遇された重臣の葬儀においても参照されていた。司馬孚の葬儀に用いられた殊礼としての贈や儀仗などは、東晋南北朝になっても一貫して存続している。

また、前掲の『晋公卿礼秩故事』には、司馬孚に贈られた贈としての車に関する佚文が残されている²⁹。そのため、当時の故事には、彼の葬儀の全般についての記載が保存されていたと考えられる。また、後述するように、両晋朝廷は泰始故事を数回にわたって拡充し、四三卷の「晋故事」とした。そのため、両晋における最高等級の贈賻基準である安平献王故事は、その後の「晋故事」に収録された可能性が高い。

第四節 西晋における故事の性格

以上検討してきた西晋における贈賻の基準は、すべて故事によって定められていることがわかる。前章の検討によれば、漢代における幾つかの贈賻の基準も故事の形で形成されていたことが明らかになった。しかし、慣例の側面の強かった漢代の故事と比べると、西晋の故事には法典的な性格がすでに備わっていた。本節では、西晋の故事の編纂過程や法的効用に対する検討を通して、その性格を検討してみたい。

曹魏末期、晋王に即位したばかりの司馬昭が賈充に命じて全般的な国家の法律を編纂させた。その内容は律典・令典・故事の三部を包括しており、それらは西晋が建国した後の泰始四年に統一的に公布された。泰始律令の具体的な内容は、次の『晋書』卷三〇 刑法志に、

(前略) 就漢九章增十一篇、仍其族類、正其体号、改旧律為刑名・法例、辨囚律為告劾・繫訊・斷獄、分盜律為請賊・詐偽・水火・毀亡、因事類為衛宮・違制、撰周官為諸侯律、

合二十篇、六百二十条、二万七千六百五十七言。蠲其苛穢、存其清約、事從中典、歸於益時。其餘未宜除者、若軍事・田農・酤酒、未得皆從人心、權設其法、太平当除、故不入律、悉以為令。施行制度、以此設教、違令有罪則入律。其常事品式章程、各還其府、為故事。(中略) 凡律令合二千九百二十六条、十二万六千三百言、六十卷、故事三十卷。とある。泰始律令の中国法史上最も画期的な意義は、未成熟な法典であった漢代の令の性格を改めたことである。漢代の令は皇帝の詔そのままを編纂・集録したものであるが、泰始律令の令典は、定められた行政準則であり、刑法の律典と並列する法典である³⁰。ただし、泰始律令については律典と令典のほか、故事の設立がなされていることにも注目しなければならない。六〇巻の律令(二〇巻の律・四〇巻の令)に対して、故事の内容は三〇巻に至り、泰始律令の中で相当の分量を占めている。かつ両晋はこの三〇巻の故事を数回増補し、最終的に四三巻の「晋故事」としている³¹。

漢代の故事は帝室や各官府においてそれぞれ形成された内部規定であり、国家が統一的に制定した法典ではなかった³²。それに対し、前掲の『晋書』卷三〇 刑法志、及び『唐六典』卷六 尚書刑部 刑部郎中員外郎条における「晋賈充等撰律令、兼刪定當時制詔之条、為故事三十卷、与律令並行」の記事に従えば、西晋の故事は律典・令典とともに編纂・公布され、さらに同時に実行されていたものである。つまり、西晋の故事は漢代故事と異なり、国家の独自の法典とされていたと考えられるのである。

西晋における故事の法的効用及び令との関係については、守屋美都雄氏が西晋の故事は「教化」の役割を持っていた令より、低次元の事務に関する規定であったと論じている³³。また、滋賀秀三氏は前掲した『晋書』刑法志の記事によって、故事は執務上の細則や先例を集めたものであると指摘している³⁴。次の佚文を見ると、西晋の故事は国家の基本的な制度にも触れるものであった。『初学記』卷二七 絹第九には、

晋故事、「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛・絹三匹・綿三斤。凡属諸侯、皆減租穀畝一斗、計所減以増諸侯、絹一匹、以其絹為諸侯秩。又分民租戸二斛、以為侯奉。其餘租及旧調絹二戸三匹綿三斤、書為公賦、九品相通、皆輸入于官、自如旧制」。

とある。天野元之助氏の指摘によれば、この「晋故事」佚文の主要な内容は、「凡属諸侯」以下の部分で、国家が諸侯に分割する封戸の租調に関する規定である。その前半の「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛・絹三匹・綿三斤」は封戸の租調を分割する規定の前提に過ぎない³⁵。その前提は、すなわち当時の租調制であり、もともと令典の条文であったと確認されている³⁶。つまり、この「晋故事」の主旨は令典に定められた租調制の下での、諸侯封地の

財政分配に関する細則であり、令典に言及されていない場合に対するより詳細な規定であろう。また、『太平御覧』卷二一〇 尚書令条に、

晋故事曰、「賈充為尚書令、以目疾表置省事、於是遂置省事吏四人、品職章服与諸曹令史同」。

とある。この条文は先例に従って尚書省の省事吏を設けたことを記したものである。西晋の官吏は主に泰始律令における「官品令」と「吏員令」に従って設けられていたが、ここに見える（尚書）省事吏は「晋故事」によって設けられた職である。当然ながら、この省事吏は「官品令」と「吏員令」に設けられた各官職と同じような、国家の法定官吏である。

以上に挙げた二つの「晋故事」佚文から、西晋における故事は確かに細則や先例であったが、実質的には令典とともに国家の諸制度を規定している法典であったと考えられる。故事の来源や編目の方法などによれば、西晋の故事は、唐代の格と類似した特徴を持っており、格に先行するものである³⁷。

以上の検討を整理すると、西晋における故事は本来律典・令典と同時に編纂・公布されたものであり、律典・令典とともに、国家の諸制度を規定する法典である。その法的な規制力は、帝室や各官署の内部規定で働いていた漢代の故事より、質的に向上していた。

第五節 西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚制度

前掲した一品官や司馬孚・賈充に贈る贈賻には、しばしば「朝服一具」・「衣一襲」とあり、それらは襚の贈与に属している。しかし、西晋より前の贈襚にはこのような内容が存在しなかったのみならず、当時儀礼の一部としての服制にも「朝服一具」のようなものもまったく見えない。西晋以後、「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚は頻繁に行われており、南北朝における贈襚の内容はこれらの贈与を主としていた。そのため、「朝服一具」の服制は如何にして形成されたか、如何にして「衣一襲」と合わせて西晋における贈襚の内容となったか、などの問題を検討しなければならない。

1. 西晋の服制における「朝服一具」の内容

西晋の贈襚に見える「朝服一具」は、当時の服制から派生したものである。西晋の服制に定められた「朝服一具」は朝廷側において身分の高下を可視的に表示する常用の服である³⁸。

この「朝服一具」は西晋において初めて確立された服制であるが、朝服は後漢においてすでに現れており、その内容は『続漢書』輿服志下に、

凡冠衣諸服、旒冕・長冠・委貌・皮弁・爵弁・建華・方山・巧士、衣裳文繡・赤舄・服絢履・大佩皆為祭服、其餘悉為常用朝服。

とある。また、同書同巻に、

(皇帝の)服衣、深衣制。有袍、隨五時色。袍者、或曰周公抱成王宴居、故施袍。『礼記』「孔子衣逢掖之衣」。縫掖其袖、合而縫大之、近今袍者也。今下至賤更小史、皆通制袍・単衣・皁緣領袖・中衣、為朝服云。

とある。漢代以来の朝服は一つの服を指すのではなく、袍・単衣・中衣などによって構成される服の組み合わせである。また、西晋の「朝服一具」の内容については、次の『宋書』巻一八 礼志五から窺うことができる。

朝服一具、冠幘各一、絳緋袍・皁緣中単衣・領袖各一領、革帶・袷袴各一、舄・袜各一量、簪導餉自副。四時朝服者、加絳絹黄緋・青緋・皁緋袍単衣各一領。五時朝服者、加給白絹袍単衣一領。

南朝宋の礼制は基本的に『晋礼』を踏襲しているものであるので、西晋の「朝服一具」の具体的な内容については『宋書』礼志の記載を参照できると考えられる³⁹。ここに見える「朝服一具」の主体（袍・単衣・中衣）は『続漢書』輿服志下に見える朝服に関する記載と同じであるが、朝服のほかに冠・帯・舄なども含んでいる。また、「朝服一具」には袍が絳緋のもののみであり、四時朝服にはこれに加えて黄緋・青緋・皁緋の袍と三つの単衣が、五時朝服にはさらに白絹の袍と一つの単衣があるという。従って、この章の冒頭で検討した特進に贈る「五時朝服各一具」とは、その五種類の袍を含む五セットの「朝服一具」であろう。

曹魏末年、司馬昭は賈充に命じて、法典編纂（後の泰始律令）にあたらせると同時に、三礼に明るい荀顛に従来の儀礼を整頓させ、新たな礼制を定めた⁴⁰。その背景を踏まえて考えれば、当時儀礼の一部としての服制を整理する際、漢代以来の朝服に基づき、また朝服以外の冠・帯・舄などを加え、晋の「朝服一具」の服制を定めたと推定できる。

2. 贈襚としての「朝服一具」

前章で引用した二年律令の 283 簡・284 簡によると、前漢には二千石から六百石までの官員に対する贈襚が存在しており、その贈襚には「官衣裳」が見られる。二年律令に見える「官

衣裳」は公的服であると確認できる⁴¹。史料が不足しているため、前漢における「官衣裳」の具体的な形態や機能などについては知ることができない。斂衣としての機能を見ると、二年律令における「官衣裳」は西晋の「朝服一具」の贈襚と類似したものであると考えられる。つまり、西晋の「朝服一具」のような公的服を国家の贈襚とする制度は遅くとも前漢に遡ることができるのである。

上述した制度面の他に、漢代から公的服を斂衣や副葬の服とすることが一般的に行われていた。漢代における官員の斂衣や副葬の服に関する体系的な史料は欠けているが、考古学資料には、それらの服の実態を窺う手掛かりがある。武威磨嘴子漢墓における第 62 号墓は王莽時期の墓と確認されている。墓からは墓主の身分を証明できるものは発見されなかったが、副葬品に基づいて、墓主は生前に高い職を持っていた官員であるとされている⁴²。その墓主は頭部に「漆纒籠巾」と「短耳屋形冠」をかぶっており、体に赤い袍を着ている。その巾と冠の組み合わせについては、孫機氏の研究によると、漢代の「武弁大冠」であり、すなわち武官の冠である⁴³。墓主が着用していた斂服は、二年律令の 283 簡・284 簡に見えるそれぞれの上着と下着の「官衣裳」の形とは全く異なっており、上着と下着を合わせる連体の袍である⁴⁴。前掲の『続漢書』輿服志下に見える朝服は袍を主体としたものである。また、武威磨嘴子 49 号墓（後漢中期）における墓主の頭部には冠があり、発掘者は冠の竹筋の形を根拠としてその冠を「進賢冠」と推定している⁴⁵。「進賢冠」は漢代では一般の文官が朝服とともに用いていた冠である⁴⁶。62 号と 49 号墓の冠服から見ると、それらは公的服であろう。以上の考古学資料によれば、遅くとも前漢の末期から官員はすでに公的服を着用して棺に納められていた⁴⁷。

後漢になると、服制の整備が加えられ、中には太皇太后と皇太后の死後に朝服を副葬する制度も見える。『続漢書』礼儀志下 太皇太后・皇太后崩条に、

諸郊廟祭服皆下便房。五時朝服各一襲在陵寢、其餘及宴服皆封以篋筥、藏宮殿後閣室。とある。この史料は太皇太后と皇太后が死亡して先帝と合葬する場合の副葬品の内容を記したものであり、それらの中には陵寢に入れる「五時朝服」がある。つまり、後漢の儀礼には、この「五時朝服」を太皇太后・皇太后に対する副葬の服とすることが定められていた。

西晋より前の納棺用の服の実態をまとめると、前漢末期以降、官員が公的服を着用して棺に納められることはすでに行われていた。服制が完備するとともに、太皇太后と皇太后のような皇室成員の葬礼において五時朝服を副葬の服とする儀礼が設けられた。以上より、前漢末期から公的服は重要な斂服或いは副葬の服となっていくと推定できる。

前述したように、「朝服一具」は西晋より前の服制や贈襚にはまったく見られない。西晋は漢代の朝服により、「朝服一具」の服制を定め、またそれを最も常用の公的服としていた。よって、漢代以来の斂服や副葬の服の実態を踏まえ、西晋が「朝服一具」を選定し、国家の贈襚としたと考えて大過ないであろう。

3. 「衣一襲」の内容

西晋における贈襚の中には「衣一襲」というものも見える。その「衣一襲」は「朝服一具」と同じようにただ一つの服を指すのではなく、複数の服で構成されていた。この点については、次の『史記』卷九九 叔孫通伝に見える「衣一襲」を注釈する『索隱』に、

『国語』謂之一称。賈逵案、『礼記』袍必有表、不单。衣必有裳、謂之一称」。杜預云、「衣単・複具、云称也」。

とある。また、『漢書』卷四三 叔孫通伝の「衣一襲」を注釈する顔師古の注に、

師古曰、「一襲上下皆具也。今人呼為一副也」。

とある。『索隱』に引用する『国語』や杜預の解説は「襲」が「称」であり、顔師古の注は「襲」が「副」であると、それぞれ解釈しているが、「称」・「副」及び「襲」は同様の意味であり、いずれも服の組み合わせを指すものである⁴⁸。それらの解釈はすべて賈逵が引用する『礼記』喪大記から生じたと思われる。この史料の大意は次のとおりである。小斂の袍は単衣ではなく、必ず表があり、小斂の衣（上着）は必ず裳（下着）を組み合わせ、それらは「一称」と呼ぶ。実は「一称」は內衣としての袍と外衣としての衣・裳を含む。また、「一称」と「一襲」の意味は同じであるので、「一襲」は內衣（袍）と外衣（衣・裳）の二組を含むものと思われる。そのため、西晋における贈襚の「衣一襲」には袍・衣・裳が含まれていたと考えられる⁴⁹。

そのほか、同じように服の組み合わせの意味であるが、「朝服一具」と「衣一襲」とでは、「具」と「襲」の数え方が異なっている。劉世儒氏の研究によると、魏晋南北朝の「具」は種類が異なるものを組み合わせたセットという意味がある⁵⁰。「朝服一具」は衣服以外の冠・帯・舄も含むもので、種類が異なるものの組み合わせであろう。それと異なり、「衣一襲」は袍・衣・裳などの服のみで構成されるので、同じ種類のものである。そのため、「朝服一具」と「衣一襲」とでは、数え方が異なっていると考えられる。

「衣一襲」は西晋より前にしばしば恩賞として下賜されていた。漢晋の服制には、公的服

としての祭服と朝服が定められたが、「衣一襲」が具体的にどのような衣服であったのかについては規定されていない。また、漢代では「衣一襲」が無官職の民に贈られる襚の内容とされたことがある⁵¹。そのため、それは祭服と朝服のような公的服ではなく、私的な場面に着用する服に相当すると想定される。以上の検討より、西晋における「朝服一具」・「衣一襲」の贈襚は身分の高下を表示する朝服と日常起居の私的服を合わせて官員に贈与し、納棺させるものであることが明らかとなった。つまり、西晋の贈襚は現実における公私両面の服を合わせて形成されたものであったのである。

おわりに

本章における西晋の贈賻制度についての考察を要約すれば、以下のようになる。

- (1) 『晋公卿礼秩故事』の佚文に基づき、特進・上公・王に贈る襚と贈の物品を明らかにした。
 - (2) 『晋書』各伝における一品官に対する贈賻には賻・襚の贈与が見える。これらの贈賻の記述は、それぞれよく似ており、それらは当時の故事に従って行われていたと考えられる。
 - (3) 西晋の司馬孚の葬儀では、漢代以来の輜輳車・(九旒) 鸞輅・虎賁などの殊礼としての贈と儀仗が用いられていたのみならず、前後部(羽葆) 鼓吹も彼の葬儀の一部として下賜された。彼の事例は、結局安平献王故事の形で臣下全体を対象とする最高等級の贈賻や葬送儀仗とされていった。
 - (4) 慣例としての漢代の故事とは異なり、西晋の故事は律典・令典とともに、国家の諸制度を構築する法典の一部であった。本章で検討した西晋の故事に定められた贈賻の基準は、国家の法典に基づく制度の一つとして捉えることができる。
 - (5) 西晋における襚の贈与は、当時の朝服制度に基づいて制定された「朝服一具」(五時朝服を含む) という公的服と「衣一襲」という私的服を合わせて構成されたものであった。
- 本章では、西晋における特進や一品官を対象とする贈賻の基準、及び安平献王故事の成立について考察してきた。西晋の贈賻制度、とりわけその贈(輜輳車や鸞輅)と襚(「朝服一具」・「衣一襲」)の制度は、東晋南朝に踏襲されたのみならず、北魏の太和改制以後においても参照し続けられた。西晋の贈賻制度が如何にして南北朝時代に継承されていったのか、さらにそれが如何にして唐代における贈賻制度へと至るのかという問題については次章の課題とする。

¹ 本章は泰始四年に公布された諸法典の総称を泰始律令と称し、具体的な律・令・故事はそれぞれ律典・令典・故事と称する。

² 張鵬一 遺著・徐清廉 校補『晋令輯存』卷三 「喪葬令第十七」（三秦出版社、1989年）181頁参照。

³ 管見の限り、三国時代における贈賻に関する記事は、次の数例がある。『三国志』卷一二 毛玠伝に、「太祖賜棺器錢帛」とある。同書 卷二四 公孫晃伝に、「賜以棺・衣、殯斂於宅」とある。同書 卷五六 朱桓伝に、「（孫）權賜塩五千斛以周喪事」とある。同書 卷一九 任城王彰伝に、「至葬、賜鑾輅、龍旂、虎賁百人、如漢東平王故事」とある。任城王彰に賜った鑾輅・龍旂（旗）は贈の贈与に属する。

⁴ その史料の後には、「孤李降、給雲母陽遂車一乘、犢車二十乘、鹿車五十乘」とある。ここでの「孤李降」という部分は難読であるため、その記載の具体的な対象については未だ解明されていない。

⁵ それら服の詳細については、本章第五節で検討を加える。

⁶ 西晋における上公の範囲について、『晋書』卷二四 職官志には、「太宰・太傅・太保、周之三公官也。魏初唯置太傅、以鍾繇為之。末年又置太保、以鄭沖為之。晋初以景帝諱故、又採『周官』官名、置太宰以代太師之任、秩增三司、与太傅太保皆為上公」とある。ここから、西晋の上公が、太宰・太傅・太保であることはわかる。

⁷ 前掲の諸史料には、また西晋の安平献王司馬孚に贈った贈も記されている。それらの記述は、安平献王故事の一部であると考えられる。安平献王故事の成立や内容などについては、次節で検討する。

⁸ 傅暢は、西晋朝において秘書郎に任じられ、咸和五年（330）に後趙で死去した。そのため、彼が著した『晋公卿礼秩故事』は、西晋朝の故事を収録したものであると考えられる。また、『晋公卿礼秩故事』の佚文には、泰始八年（272）安平王司馬孚の葬儀についての記事（安平献王故事）が残っているため、『晋公卿礼秩故事』が、泰始四年に公布された泰始律令以降の故事を取り集めたことが確認できる。後節で検討するように、両晋は泰始四年以降に形成された新たな故事を何回も整理し、国家法典としての故事の内容を拡充した。そのため、『晋公卿礼秩故事』に記されている故事の内容は、泰始四年以降における国家法典の故

事に収録された可能性がある。西晋における故事の編纂や性格などについては、次節で詳しく検討する。そのほか、小林聡氏の研究によれば、『晋公卿礼秩故事』に見える「礼秩」とは、各官の禄賜・班位(あるいは朝位・班次)・印綬冠服等の服飾・車制・吏卒の配属といった、礼制上の序列を意味するという。小林氏「西晋における礼制秩序の構築とその変質」(『九州大学東洋史論集』30、2002年)参照。

⁹ 「贈賻条」以外にも、張氏はまた贈賻関連の喪葬令を二条復原した。その内容は、次のようになる。

非三公者、不举哀、賜衣服錢帛同。(以下、「非三公者」条と称する)

三公・大司馬・大將軍葬、給節幢麾曲蓋、追鋒車、鼓吹介士大車、策諡、賜葬地。

(以下、「三公・大司馬・大將軍葬」条と称する)

張氏はこの「非三公者」条の具体的な範囲についてまったく限定していない。後で引用する「贈賻条」の関連史料では、鄭沖や何曾は三公ではないが、「皇帝举哀」の礼遇を享けた。また、「三公・大司馬・大將軍葬」条は、もっぱら『晋書』卷三三 石苞伝に記載される石苞に贈られた賻に基づいて復原されたものであり、石苞伝以外には裏付けられる史料が存在しない。そのため、張氏が復原したこの二つの条文は、妥当なものとは言えない。よって、本章では、これらの条文についての具体的な検討を控える。

¹⁰ 西晋における開府儀同三司の品位については、『晋書』卷二四 職官志に、「驃騎・車騎・衛將軍・伏波・撫軍・都護・鎮軍・中軍・四征・四鎮・龍驤・典軍・上軍・輔国等大將軍、左右光祿・光祿三大夫、開府者皆為位從公」とある。また、『通典』卷三七 職官によれば、「諸位從公」は晋官品の第一品であることがわかる。

¹¹ 西晋の三公については、『晋書』卷二四 職官志に、「太尉・司徒・司空、並古官也。自漢歷魏、置以為三公。及晋受命、迄江左、其官相承不替」とある。

¹² 祝総斌『両漢魏晋南北朝宰相制度研究』第六章第二節「二、西晋的三公・八公」(中国社会科学出版社、1990年)参照。

¹³ 管見の及ぶ限り、西晋の史料には、喪葬令に従って贈賻が贈られた事例はまったく見られない。かつ、南北朝の諸律令は、基本的に西晋の律令に基づいて編纂されたものであり、当該時代の史料にもそのような事例は検出されない。

¹⁴ 泰始令の編纂方法については、堀敏一「晋泰始律令の成立」(『東洋文化』60、1980年)、氏『律令制と東アジア世界』(汲古書院、1994年)再収、滋賀秀三『中国法制史論集 法典と刑罰』(創文社、2003年)61~63頁、富谷至「晋泰始律令への道 第二部魏晋の律と令」(『東

方学報』(京都) 73、2001年) 参照。

¹⁵ 『晋書』卷三三 石苞伝には、「泰始八年薨。帝発哀於朝堂、賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹。及葬、給節幢麾・曲蓋・追鋒車・鼓吹・介士・大車、皆如魏司空陳泰故事」とある。当該時代の史料には、魏の陳泰に贈られた贈賻についての記載が残っていない。そのため、前掲の石苞伝に記されている「魏司空陳泰故事」の内容が、「賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹」という恩賞を含むか否かについては判断できない。しかし、「朝服一具」という制度が西晋より以前の史料にはまったく見られず、それは西晋に創設されたものであると考えられる(本章第五節参照)。つまり、「賜祕器・朝服一具・衣一襲・錢三十万・布百匹」という贈賻の内容は、曹魏期にはまだ形成されていないと推定できる。

¹⁶ 泰始律令の内容と公布については、本章第四節で詳しく検討することにする。

¹⁷ 前掲注3『三国志』卷一九 任城威王彰伝参照。

¹⁸ 西晋では、宗室諸王を封建する動因や、その実態については、渡辺義浩『西晋「儒教国家」と貴族制』第二章第二節「「封建」の復権」(汲古書院、2010年)、福原啓郎『魏晋政治社会史研究』第二部第六章「西晋代宗室諸王の特質—八王の乱をて掛りとして—」(京都大学学術出版会、2012年) 参照。

¹⁹ 東平王蒼に下賜された賻については、『後漢書』卷四二 東平憲王蒼伝に、「賜錢前後一億、布九万匹」とある。

²⁰ 司馬孚の葬儀は、東平王蒼故事に従って行われている。また、前掲『宋書』礼志五の「自漢霍光(中略)葬以殊礼者、皆大輅黄屋、載輜輦車」の記載によれば、殊遇された後漢の東海王彊や東平王蒼などの葬送儀礼で、用いられた「凶駕」も輜輦車であったと推定できる。

²¹ 石井仁「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」(『東洋史研究』59—4、2001年) 参照。

²² 増田清秀『楽府の歴史的研究』第四章「七 漢魏における鼓吹下賜の功臣と私有者」(創文社、1975年) 参照。

²³ 魏晋南北朝の史料には、前後部鼓吹の制度についての記載が残されていない。しかし、『新唐書』卷二三下 儀衛志下には、「大駕鹵簿鼓吹、分前後二部(中略)前部(中略)羽葆鼓十二。(中略)次後部鼓吹、羽葆鼓十二」とある。また、西晋の賈充、東晋南朝における王導・劉道憐・蕭子良・蕭懿、北魏における馮熙などの葬儀は、すべて安平献王司馬孚の故事を参照して執り行われたものであり、それらの中では、前後部羽葆鼓吹が用いられた。

²⁴ 『晋書』卷三八 齊献王攸伝に、「詔喪礼依安平王孚故事」とある。同書卷五九 汝南文成

王亮伝に、「喪葬之礼如安平献王孚故事」とある。同書卷六四 会稽文孝王道子伝に、「加殊礼、一依安平献王故事」とある。

²⁵ 『晋書』卷六四 秦献王柬伝に、「葬礼如齐献文王攸故事」とある。同書卷三八 梁孝王彤伝に、「喪葬依汝南文成王亮故事」とある。

²⁶ 晋における「文武官公」については、『晋書』卷二四 職官志に、「太宰・太傅・太保・司徒・司空、左右光禄大夫・光禄大夫開府位従公者、為文官公、冠進賢三梁、黒介幘。大司馬・大將軍・太尉、驃騎・車騎・衛將軍・諸大將軍開府位従公者、為武官公、皆著武冠、平上黒幘」とある。これらの官員は、すべて一品官である。

²⁷ 字だけを見れば、緹麾とは、赤みがかつた黄色の旌旗である。『芸文類聚』卷四六 職官部二 太尉条に載せる「梁王僧孺為臨川王讓太尉表」には、「繡服緹麾」によって太尉の位を暗喩している。大路は本来天子・諸侯の乗輿であり、また大輅とも書かれている。本博士論文の第一章で検討したように、諸侯に贈る贈の内容には「乗黄大路」がある。つまり、「大路」はまた諸侯に贈る贈とされている。帳下司馬と大車については、『晋書』卷三五 陳騫伝に、「詔曰、「(前略)今聽留京城、以前太尉府為大司馬府、増置祭酒二人、帳下司馬・官騎・大車・鼓吹皆如前」とあり、また同書卷四〇 賈充伝に、「伐吳之役、詔充為使持節・假黄鉞・大都督、總統六師(中略)増參軍、騎司馬各十人、帳下司馬二十人、大車・官騎各三十人」とある。これらの例を見れば、帳下司馬と大車は共に開府や統帥者などの儀仗に当たると推定される。

²⁸ 歴代の史料に見える贈としての鸞輅は、基本的に龍旗九旒とともに下賜され、またこの両者が合わせられて九旒鸞輅とも称される。そのため、賈充と司馬孚に贈る鸞輅は、龍旗九旒もつけられていると考えられる。西晋以降における九旒鸞輅の下賜例については、本博士論文の第四章参照。

²⁹ 前掲の『晋公卿礼秩故事』には、司馬孚に贈る方相車と徘徊黒耳車という贈が見える。これらの車は皇帝専用のものではないため、殊礼としての恩賞とは言えない。

³⁰ 前掲富谷氏「晋泰始律令への道 第二部魏晋の律と令」参照。

³¹ 賈充が編纂した故事は三〇卷であるが、『隋書』卷三三 經籍志二・『旧唐書』卷四六 經籍志上・『新唐書』卷五八 芸文志二には、「晋故事」四三卷を著録している。守屋美都雄氏は、隋志・新旧唐志には晋の年号を冠した故事が幾つか存在していることを踏まえると、四三卷の「晋故事」は賈充本にのちの故事を補加したものであると考証する(守屋氏『中国古代の家族と国家』附編 第四章「晋故事について」東洋史研究会、1968年、606・607頁参照)。

これら故事の編纂時期が異なっているが、晋における故事の法的性格は変わっていないと考えられる。

³² 廣瀬薫雄『秦漢律令研究』第二部第六章「漢代の故事」（汲古書院、2010年）参照。

³³ 前掲守屋氏『中国古代の家族と国家』604頁参照。

³⁴ 前掲滋賀氏『中国法制史論集 法典と刑罰』63頁参照。

³⁵ 天野氏「西晋の占田・課田についての試論」（大阪市立大学文学会『人文研究』8—9、1957年）参照。

³⁶ 張学鋒「西晋の占田・課田・租調制の再検討」（『東洋史研究』59—1、2000年）参照。また、前掲『晋令輯存』卷三「佃令第十」140頁参照。

³⁷ 劉俊文『唐代法制研究』（文津出版社、1999年）121・122頁参照。また、富谷至「漢律から唐律へ—裁判規範と行為規範—」（『東方学報』（京都）88、2013年）参照。

³⁸ 小林聡「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」（『東洋学報』77—3・4、1996年）参照。

³⁹ 前掲小林氏「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」参照。

⁴⁰ 『晋書』卷二 文帝紀に、「(咸熙元年、264) 秋七月、帝奏司空荀顛定礼儀、中護軍賈充正法律、尚書僕射裴秀議官制、太保鄭冲総而裁焉」とある。

⁴¹ 富谷至『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』（朋友書店、2006年）191頁の注12参照。

⁴² 甘肅省博物館「武威磨嘴子三座漢墓發掘簡報」（『文物』1972年12期）参照。

⁴³ 孫機『漢代物質文化資料図説』58. 服飾Ⅱ「武士的弁・冠与頭飾」（文物出版社、1991年）参照。

⁴⁴ 袍は、先秦時代においては内衣であったが、後漢に至って外衣となったものである（前掲孫氏『漢代物質文化資料図説』243頁参照）。二年律令に見える贈与用の衣服はすべて上着（衣・襦）と下着（袴・裳）であり、袍のような上着と下着を合わせる服は見られない。その際、袍はまだ内衣のようなものであると考えられる。居延漢簡に見える袍はすでに常見される官給の衣服となっていた。509・26（甲2094）簡（約昭帝始元年間、前126～122）に、

戍卒濟陰郡定陶池上里史国

　　県官帛□袍一□□三斤　　県官象履二両

（後略）

とあり、また、E.P.T5：12簡（約王莽始建国年間、9～13）に、

☐官袍一領甲 官裘一領甲

官襲一領甲 官袴一両在亭

とある。居延漢簡における「袍」は、外衣であったという（永田英正『居延漢簡の研究』同朋舎、1989年、124頁参照）。前漢では、袍は内衣から外衣への変化を経ていると考えられる。

⁴⁵ 前掲甘肅省博物館「武威磨嘴子三座漢墓發掘簡報」参照。

⁴⁶ 原田淑人『増補漢六朝の服飾』（東洋文庫、1967年）108頁参照。

⁴⁷ こうした納棺の方式は、三国時代までは、依然として存在している。『三国志』卷二八 王凌伝に、「乃發（王）凌・（令狐）愚塚、剖棺、暴尸於所近市三日、燒其印綬・朝服、親土埋之」とある。ここから、王凌・令狐愚の棺には朝服が納められていたことがわかる。また、彼らの死体は市場で晒された後、その印綬・朝服が燃やされ、また埋葬されたという。その記述を踏まえると、この二人はもともと朝服を着用して納棺されていた可能性が高い。その様子は磨嘴子第49号と62号漢墓における事例と類似するものであったと考えられる。

⁴⁸ 『漢書』卷七 昭帝紀「衣被一襲」条の顔師古の注に、「一襲、一称也。猶今言一副也」とある。

⁴⁹ 前項において説明したように、袍は先秦時代において内衣であり、前漢になると外衣となっていた。『礼記』喪大記に見える袍は内衣であるが、西晋の袍は外衣である。

⁵⁰ 劉氏『魏晋南北朝量詞研究』第三章第二組「具」（中華書局、1965年）参照。

⁵¹ 『漢書』卷七 昭帝紀に、「（元鳳元年、前80）三月、賜郡国所選有行義者涿郡韓福等五人帛、人五十匹、遣婦。詔曰、「朕閔勞以官職之事、其務修孝弟以教郷里。令郡县常以正月賜羊酒。有不幸者、賜衣被一襲、祠以中牢」とある。この「朕閔勞以官職之事」についての顔師古の注には、「鄧展曰、「閔哀韓福等、不忍勞役以官職之事」とある。

第四章 東晋南北朝における贈賻制度について

はじめに

前章では、西晋における贈賻制度、とりわけ特進や一品官などを対象とした贈賻の内容、及び司馬孚・賈充などに下賜した殊礼としての贈賻の構成について明らかにした。周知の様に、西晋の諸制度は、東晋南朝の諸朝にも大きく影響を与えた。しかし、本博士論文で取り扱っている贈賻制度については、東晋南朝が如何にして西晋の制度を受容したのかや、東晋から南朝にかけての変遷などの点については、未だ充分には明らかにされていない。

また、これも周知の様に、北魏における諸制度は、孝文帝の改革を分岐点として前期と後期とで大きく改変されており、その改変の中で、晋南朝の制度が北魏の制度に大量に取り込まれ、さらにその後の東魏・西魏・北齊・北周の制度にも影響を及ぼした。しかし、北魏前期における贈賻制度の独自性や、孝文帝の改革以降における北朝の贈賻制度の実態についても、未だ十分な検討がなされているとは言い難い状況にある。

本章では、以上で述べた問題関心にに基づき、①西晋の贈賻制度が、如何にして東晋南朝においても継承されていたか、また東晋と南朝との贈賻制度には如何なる差異が存在したか、②北魏前期・後期における贈賻制度の特徴、及び後期におけるその制度の漢化の過程、などの解明を目指すこととする。

第一節 東晋南朝における贈賻制度

1. 東晋の贈賻制度

東晋の史料に記される贈賻関連の記録は少ないため、当該時代における贈賻贈与の基準を解明するのは困難である（東晋における贈賻の事例については、本章末付表参照）。しかしその一方で、東晋朝廷は、しばしば西晋期に定められた葬儀関連の故事、及び東晋本朝の事例にならって臣下の葬儀を行っていた。本節では、それらの故事に見える贈賻の内容を整理し、東晋の贈賻制度を検討したい。

(1) 東晋における殊礼としての贈賻

東晋における贈賻関係の記録を見ると、王導に与えられた贈賻は特例であったことが窺える。すなわち、『晋書』卷六五 王導伝に、

(咸康五年、339) 帝举哀於朝堂三日、遣大鴻臚持節監護喪事、贈綵之礼、一依漢博陸侯及安平献王故事。及葬、給九游・輜輶車・黄屋左纛・前後羽葆鼓吹・武賁班劍百人、中興名臣莫与為比。

とある。東晋朝廷は、政権の確立に尽力した王導のため、その死に際し、極めて盛大な喪葬典礼を挙行した。ここに見えるように彼に贈る「贈綵」は、漢の博陸侯（霍光）と西晋の安平献王（司馬孚）の故事に準じた。法制史料以外の文献に見える綵・贈・賻などの表現はよく贈賻物品の全体を指すため、ここに見える「贈綵」とは、贈（車馬）と綵（衣服）のみに限られていないと考えられる。しかし、王導伝には、彼に下賜された贈賻全般についての記述は残っておらず、贈のことだけが記されている。

前章の検討によれば、霍光及び安平献王故事の中で最も肝心的な贈賻は、輜輶車・黄屋左纛・九旒鸞輅であり、すなわち皇帝の規格に準ずる贈の贈与に相当する。蘇峻の乱や建康の再建などを経た東晋王朝の事情を鑑みると、王導に賜った贈賻の全般は、必ずしも完全に霍光及び安平献王故事を踏襲したものではないであろう。ただし、皇帝の権威を象徴する輜輶車・黄屋左纛・九旒（九旒、すなわち九旒鸞輅の略称）の賜与は、文献上において確認される。つまり、王導の喪葬儀礼では、少なくとも、出棺の儀式で用いられた贈が霍光及び安平献王故事に従って遂行されていたのである。

降って桓温の葬儀も霍光及び安平献王故事に従って行われたことが、次の史料からわかる。『晋書』卷九八 桓温伝に、

(寧康元年、373) 皇太后与帝臨於朝堂三日、詔賜九命袞冕之服、又朝服一具・衣一襲・東園祕器・錢二百万・布二千匹・蠟五百斤、以供喪事。及葬、一依太宰安平献王・漢大將軍霍光故事、賜九旒鸞輅・黄屋左纛・輜輶車・挽歌二部・羽葆鼓吹・武賁班劍百人、優冊即前南郡公、增七千五百戸、進地方三百里、賜錢五千万・絹二万匹・布十万匹、追贈丞相。

とある。ここに記されている下賜品には、綵・贈・賻の三種類が見える。綵に関しては「九命袞冕之服、又朝服一具・衣一襲」とあり、西晋に定められた一品官に対する「朝服一具・衣一襲」である綵がまず確認されている。それに加えて、「九命」の袞冕という祭服も賜与

されたのである。「九命」とは、『周礼』の記載するところによれば、元々は「上公」に相当する位であり、袞冕は「上公」に適用する服冠である¹。晋代には、袞冕は「文武官公」（一品官）の服制より規格が高いものとして規定されており、その着用対象は相国、或は丞相に限られていた²。東晋朝廷は、二度桓温を丞相に任じようとしたが、結局彼に拒否された³。また、前掲史料にあるように、葬送の段階で彼はやがて丞相を追贈されている。そのため、袞冕が（一般的な「文武官公」より高い）桓温の地位に相応する襚として贈与されたものと考えられる。

また、桓温の葬儀には、前述したように、最も高い待遇の象徴たる輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅が、霍光及び安平献王故事を踏襲して、朝廷から賜っている。つまり、桓温は王導と同様に、皇帝の規格に準ずる贈の下賜を受けたのである。

喪葬儀礼に見える賻の贈与は一般的に一回しか行わないが⁴、東晋朝廷は桓温に対して賻を二回贈っている。初回の贈与は当時のしきたりのおり、出棺の前に行われた。また、桓温は爵号や封地を追贈された際、再び賻の賜与を受けている。それは、彼の功績への褒美として追加されたのであろう。なお、桓温への賻は巨額であり、晋南朝史上最大と言われている。

桓温の葬送儀式は殊礼の基準に準じて行われ、賻賻のランクも両晋期においては最高級であった。彼は生前武力を以て朝廷を脅迫し、晋孝武帝からの禅譲を策して、九錫の礼遇を要求したが、王敦のように公然と叛乱を興すことはなかった。また、桓温が死去したあとも、彼の兵権は弟の桓冲の手に帰しており、桓氏の子弟は長江中流の諸強鎮を雄拠していた。東晋朝廷は、こうした情勢に迫られ、彼らを極力綏撫せざるを得なかった⁵。そのため、殊礼としての葬送儀式やランクの高い賻賻によって桓温の功績を顕彰するのは、朝廷と桓氏集団との対立を緩和するための措置ではないだろう。因みにその後、この桓温の葬儀は新たな基準となっている。そのことを伝えて、『晋書』卷七九 謝安伝に、

（太元一〇年、385）帝三日臨于朝堂、賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢百万・布千匹・蠟五百斤、贈太傅、諡曰文靖。以無下舍、詔府中備凶儀。及葬、加殊礼、依大司馬桓温故事、又以平苻堅勲更封廬陵郡公。

とある。ここでいう大司馬桓温故事は、霍光及び安平献王故事の前例に則して、輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅などによる葬送の儀礼が行われたことを指すものであろう。

王導・桓温・謝安の事例以外、晋宗室の会稽王司馬道子の葬儀でも、輜輳車や鸞輅などの賻が用いられた可能性が高い。『晋書』卷六四 会稽文孝王道子伝に、

詔徙安成郡、使御史杜竹林防衛、竟承(桓)玄旨斃殺之、時年三十九。帝三日哭於西堂。
及玄敗(元興三年、404)、大將軍・武陵王遵承旨下令曰、「(前略)便可追崇太傅為丞相、
加殊礼、一依安平献王故事(後略)」。

とある。この史料によれば、東晋朝廷は、安平献王故事に従い、会稽王道子の葬事を営んだという⁶。

前章で述べたように、いわゆる「霍光及び安平献王故事」と「安平献王故事」との適用対象はそれぞれ異なっている。前者は、賈充のような非封王の重臣を対象にしたものであり、後者の適用範囲は、封王に限られている。ただし、この二者の殊礼的な贈賻は基本的に同じであり、すべて輜輦車・黄屋左纛・九旒鸞輅などの贈である。そのため、安平献王故事に準じた会稽王道子の葬儀では、王導・桓温・謝安の場合と同様に、上述の皇帝用の車やその装飾が下賜されたことがわかる。

以上、東晋における王導・桓温・謝安・司馬道子の贈賻物品や葬儀規格について検討してきた。一般的な贈物以外にも、この四人の葬儀において、殊礼的な恩賞として下賜された贈は、皇帝権威の象徴たる車とその装飾である。彼らの葬儀の実態を見ると、漢代以来の故事に従った殊礼的な贈賻の中心は皇帝の規格に準ずる出棺用の車であったことがわかる。この点は、謝安の妻が死去した際、彼らの子息である謝琰は朝廷からの贈の贈与を待たずに、自らが輜輦車を以て母の出棺を行ったことから窺えよう。『晋書』卷七九 謝琰伝に、

又遭母憂、朝廷疑其葬礼。時議者云、「潘岳為賈充婦宜城宣君誅云、「昔在武侯、喪礼殊倫。伉儷一体、朝儀則均」。謂宜資給葬礼、悉依太傅故事」。先是、王珣娶万女、珣弟珣娶安女、並不終、由是与謝氏有隙。珣時為僕射、猶以前憾緩其事。琰聞耻之、遂自造輜輦車以葬、議者譏之。

とある。西晋朝廷は、宜城宣君の葬儀を、その夫の賈充に倣って行った⁷。その先例に従い、謝安の妻の葬儀も謝安のそれに基づいて行われるべきだとの提案があった。しかし、王珣は私怨でその葬儀の挙行を遅延させた。そのことを聞くと、謝琰は自ら輜輦車を作り、母の出棺儀式を遂行した。謝安の葬儀が桓温故事に倣ったものであったため、桓温の葬儀に出る輜輦車は、謝安の葬儀にも用いられたものと想定できる。漢唐間における輜輦車は、皇帝の葬送儀礼に用いられた柩車であり、臣下がこれを使用するのは、基本的に皇帝が下賜した場合のみである⁸。つまり、謝琰が非難を浴びることも惜しまず、父の葬儀を倣って母の柩車を用意していたのである。その記事から、当時においては、出棺用の車はもっとも重視された葬儀の一環であることがわかる。

漢代以来、一般的な官員に贈る贈賻は、襚と賻の二種しかない。襚は入斂用の服であり、納棺の際、斂服或は副葬品として棺に納めるものである。賻は死者を弔うために贈る金銭である。襚・賻の贈与は、出棺する前に殯斂の場所で行われることになる。一方、贈は、遺体や衣物の運送などの役割を務める車である。出棺に当たっては、喪車は世間の注目の的になったであろう。そのため、襚と賻と比べれば、車である贈は死者が享けた礼遇をより可視化したと考えられる。特に、皇帝専用の車の下賜は、極上の殊遇を世間に誇示することにもなる。

(2) 東晋における贈賻関連の故事

上でみたように、東晋期においては、霍光及び安平献王故事に準じて、殊勲を立てた臣下の贈賻や葬儀が行われた。一方、当時の史料によれば、本朝の先例としても、贈賻の贈与に当たって、参照される故事となっている。例えば、『晋書』卷六七 郗鑿伝に、

(咸康五年、339) 鑿尋薨、時年七十一。帝朝晔哭于朝堂、遣御史持節護喪事、贈一依温嶠故事。

とある。以上の史料から、東晋朝廷は温嶠の故事に倣って、郗鑿に贈賻を贈ったことがわかる⁹。温嶠は、存命中に驃騎將軍・開府儀同三司に任じ、死後、大將軍を贈られている。郗鑿は、太尉に任じ、死去に際し、太宰を追贈された。これらの官職は、すべて一品官である。温嶠と郗鑿は、北来の士人として東晋の建国に貢献し、かつ王敦や蘇峻の乱を鎮圧する際に手柄を立てていた。温嶠は、死後「錢百万・布千匹」を賜わっており、いわゆる贈賻関係の温嶠故事とは、この様な贈与であったのであろう。

また、『晋書』卷七七 諸葛恢伝に、

(永和元年、345) 贈贈之礼、一依太尉興平伯故事。

とある。同書同卷 蔡謨伝に、

(永和一二年、356) 贈贈之礼、一依太尉陸玩故事。

とある。ここに見える興平伯は太尉陸玩の封爵であり、太尉興平伯故事すなわち陸玩故事であらう。諸葛恢と蔡謨に賜う贈賻は、陸玩の故事に準ずるものである。陸玩・諸葛恢・蔡謨ら三人は、成帝咸康五年王導が死去した後、穆帝の治世に至り、相次いで輔政の大役を担っていた人物であり、すべて一品官に任じられた人物である。ただし、陸玩の葬儀に関する記載は殆ど残っていないため、それらの故事の実態を検討するのは困難である。

そのほか、丁穆が死去した際、東晋朝廷は周虓の故事を参照して彼に贈賻を賜った。『晋書』卷五八 周虓伝に、

（約太元七年、382）孝武帝詔曰、「（周）虓厲志貞亮、無愧古烈（中略）賻錢二十万、布百匹」。

とあり、『晋書』卷八九 丁穆伝に、

（約太元七年）孝武帝下詔曰、「（前略）可贈龍驤將軍、雍州刺史、賻賜一依周虓故事、為立屋宅、并給其妻衣食、以終厥身」。

とある。周虓と丁穆は、前後して前秦との戦争中に捕虜となったにもかかわらず、その勸降に対して最後まで屈しなかった忠臣である。

前掲の史料から、温嶠・陸玩・周虓の事例が、それぞれ東晋における贈賻を贈る際の基準となっていたことがわかる。ただし、これら東晋の故事は、当該時代では一度二度しか例が見出せず、後代には踏襲された痕跡が存在しない。つまり、こうした故事は東晋朝廷の便宜的な措置であり、必ずしも制度化された贈賻の基準とはならなかったと考えられる。

2. 南朝の贈賻制度

前章で述べたように、西晋の故事には、少なくとも特進や一品官などに対する贈賻の規定があったと考えられる。南朝は晋王朝の後継として、その法制は基本的に両晋の律令（故事を含む）を継承した¹⁰。しかし、南朝の律令法典はほとんど散逸してしまい、法制面における贈賻に関する当時の具体的な規定を知ることは難しい。一方、南朝の史料には、贈賻の実例がある程度残されている。本項では、それらの史料に基づいて、当時の贈賻制度について検討する。

（1）南朝における殊礼としての贈賻

南朝の史料に見える殊礼としての贈賻の実例は以下のようにある。

番号	時間	人物	身分	内容	出典
①	420	劉道規	宋の臨	太祖詔曰、「（前略）故侍中大司馬臨川烈武	『宋書』

			川王	王(中略)其追崇丞相、加殊礼・鸞輅九旒・黄屋左纛、給節鉞・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍百人、侍中如故」。及長沙太妃檀氏、臨川太妃曹氏後薨、祭皆給鸞輅九旒・黄屋左纛・輜輶車・挽歌一部・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍百人。	卷五一
②	422	劉道憐	宋の長沙王	祭礼依晋太宰安平王故事、鸞輅九旒、黄屋左纛、輜輶、挽歌二部、前後部羽葆鼓吹、虎賁班劍百人。	『宋書』 卷五一
③	462	殷貴妃	宋の貴妃	葬給輜輶車・虎賁班劍・鸞輅九旒・黄屋左纛・前後部羽葆鼓吹。	『宋書』 卷八〇
④	466	劉義恭	宋の江夏王	太宗定乱、令書曰、「(前略)可追崇使持節・侍中・都督中外諸軍事・丞相、領太尉・中書監・録尚書事、王如故。給九旒鸞輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車」。	『宋書』 卷六一
⑤	466	沈慶之	宋の太尉	及死、賜与甚厚。追贈侍中・太尉如故。給鸞輅・輜輶車・前後部羽葆鼓吹、諡曰忠武公。	『宋書』 卷七七
⑥	492	蕭嶷	齊の豫章王	詔曰、「(前略)斂以袞冕之服・温明祕器・命服一具・衣一襲、喪事一依漢東平王故事、大鴻臚持節護喪事、大官朝夕送奠。大司馬・太傅二府文武悉停過葬」。(中略)又詔曰、「(前略)可贈假黄鉞・都督中外諸軍事・丞相・揚州牧・綠綬、具九服錫命之礼、侍中・大司馬・太傅・王如故。給九旒鸞輅・黄屋左纛・虎賁班劍百人・輜輶車・前後部羽葆鼓吹、葬送儀依東平王故事」。	『南齊書』卷二二
⑦	494	蕭子良	齊の竟陵王	詔給東園温明祕器、斂以袞冕之服。東府施喪位、大鴻臚持節監護、太官朝夕送祭。又詔曰、「(前略)可追崇假黄鉞・侍中・都督	『南齊書』卷四〇

				中外諸軍事・太宰、領大將軍・揚州牧、緑綬、備九服錫命之礼。使持節・中書監・王如故。給九旒鸞輅・黄屋左纛・輜輳車・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部・虎賁班劍百人、葬礼依晋安平王孚故事」。	
⑧	494	蕭昭文	齊の海陵王 (廢帝)	給温明祕器・衣一襲、斂以袞冕之服。大鴻臚監護喪事。葬給輜輳車・九旒大輅・黄屋左纛・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部、依東海王故事。	『南齊書』卷五
⑨	501	蕭穎胄	(齊宗室) 追贈丞相	詔贈侍中・丞相、本官如故。前後部羽葆鼓吹、班劍三十人。輜輳車、黄屋左纛。(中略)(梁の天監元年、502) 詔曰、「齊故侍中・丞相・尚書令穎胄葬送有期、前代所加殊礼、依晋王導・齊豫章王故事、可悉給。諡曰獻武」。	『南齊書』卷三八
⑩	502	蕭懿	齊の長沙王	天監元年、追崇丞相、封長沙郡王、諡曰宣武。給九旒鸞輅・輜輳車・黄屋左纛・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部・虎賁班劍百人、葬礼一依晋安平王故事。	『梁書』卷二三
⑪	566	陳昌	陳の衡陽王	乃下詔曰、「(前略) 給東園温明祕器・九旒鑾輅・黄屋左纛・武賁班劍百人・輜輳車・前後部羽葆鼓吹。葬送之儀、一依漢東平憲王・齊豫章文献王故事。仍遣大司空持節迎護喪事、大鴻臚副其羽衛、殯送所須、隨由備辦」。	『陳書』卷一四

前掲の諸史料の中には、漢の東平王・東海王、晋の安平王・王導、齊の豫章王などの故事が記載されており、そこに見える殊礼的な贈賄は、輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅である。つまり、南朝における最高等級の贈賄には、その最も核心的な部分に漢晋以来確立された皇帝の規格を象徴する贈が見えるのである。

前掲の史料に見える①宋の臨川王道規・②長沙王道憐、及び⑥齊の豫章王嶷は、すべて開国の功にあずかった者であり、それだけに殊礼としての贈を朝廷に賜わったと考えられる。③殷貴妃は、宋孝武帝に特に寵愛された側室である。また、⑨齊宗室の蕭穎胄と⑩梁の長沙郡王懿は、朝政の補佐や叛乱の平定などに功績を立て、政権の中堅として活躍した¹¹。一方、④宋の江夏王義恭は、宋前廢帝の暴行がひどかったため、皇帝の廢立を計画し、結局失敗して殺された者である。そのほか、⑦齊の竟陵王子良、⑪陳の衡陽王昌は、共に帝位の争奪戦で失脚した封王である。⑧齊の海陵王昭文は蕭鸞の策謀により帝位に据えられた傀儡皇帝であり、廢位された後、間もなく殺されている。上述の帝室に関わる人物の他に、⑤宋の沈慶之もまた、死後輜輳車や鸞輅などの殊礼的な贈を下賜されている。沈慶之は軍功を積み重ね、三公の位に至った。しかし、彼は目に一丁字なき寒門出身の武人である¹²。最後には、宋の前廢帝を極力諫めたことによって、服毒自殺を迫られた。こうした五人（④⑤⑦⑧⑪）の例は、当時の主権者が最高等級の贈賄の贈与によって、政治的な対立を隠蔽して政権を安定させようとしたケースといえよう。

先にみたように東晋期には、輜輳車や鸞輅などの贈を享けた封王は会稽王司馬道子しかいなかった。それ以外には、王導・桓温・謝安は死去した際に、こうした殊遇を下賜されている。それに対し、南朝の場合、基本的に封王などの皇族に限られている点が注目される。

東晋においては、貴族層が、政治・軍事の主導権を握っていた¹³。王導・桓温・謝安ら三人はそのような代表的な人物である¹⁴。それと対照的に、南朝諸朝の皇帝は、基本的に自らの腹心の力（親族や寒門武人を中心とする）に頼って武力で政権を立てるようになったのである。南朝における皇帝権力の強化に伴い、皇族の地位は昇格されていく。その具体的な例としては、劉宋が建国した直後、朝堂での皇子の班次の改革を挙げることが出来る。『宋書』卷五七 蔡廓伝には、盧陵王義真的朝堂の班次に関する傅亮と蔡廓との議論が記されている。両晋における朝堂の班次は、本封（爵位）を論ぜずして、本位（官位）に準じて並べられていた。次門に出自し、当時実権を握っていた傅亮は、『詩序』（『詩経』の解説書）の記載や東晋の武陵王と会稽王の事例に基づいて、皇子の班次が朝堂において諸官の上に置かれるべきだと提言している。彼の意見は当時の一流貴族である蔡廓によって直ちに否定された¹⁵。ただし、越智重明氏の研究によれば、劉宋朝廷は結局傅亮の提議を受け入れて皇子・皇弟の班次を改革し、宋初以降、「皇帝—皇太子—皇子—宗親—上級士人」という政治的なヒエラルヒーが一応なりとも確立され、こうした構造は以降南朝を通じて存続していたという¹⁶。つまり、宋による朝堂班次の改革以降、皇族は貴族層及び国家の諸官員を凌駕する

存在となった。

南朝における政治的なヒエラルヒーの改変に伴い、それまで旧来の貴族層は徐々に政権の主導権を失い、彼らと皇帝との間における政治的な隔たりが拡大されていった。それに対し、皇族の地位は昇格されていく。こうした背景を踏まえると、皇帝の象徴たる輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅などの下賜としての殊礼は、南朝になると、旧貴族層にはまったく縁がなく、基本的に皇族を適用対象とするものとなっていたのである。

(2) 南朝における賻と襚の贈与

前項では南朝における殊礼としての賻賻について検討してきた。では、一般的な官員への賻賻の賜与はどのように行われたのであろう。南朝の史料に見える一般的な官員に贈る賻の例には、官位による明確な格差が見られず（本章末付表参照）、同じ官位を持つ官員に贈られる賻の額もまた、それぞれ異なっている。例えば、『宋書』卷七八 劉延孫伝に、

（大明六年、462）又詔曰、「故司徒文穆公延孫、居身寡約、家素貧虚、每念清美、良深悽嘆。葬送資調、固当闕乏、可賜錢三十万・米千斛」。

とある。また、同書卷八一 劉秀之伝に、

（大明八年、464）上以其莅官清潔、家無餘財、賜錢二十万・布三百匹。

とある。劉延孫は三品の侍中であったが、大明六年に死去した際、一品の司徒の追贈を享けており、錢三十万・米千斛を賜っている。劉秀之も生前三品の安北將軍であったが、大明八年の没後、直ちに一品の司空を贈られ、錢二十万・布三百匹を賜っている。つまり、彼らの官歴及び死後の贈官は、非常に類似しているにもかかわらず、贈られた賻については、質・量ともに大きな隔たりが見られる。また、『南齊書』卷三八 蕭赤斧伝に、

（永明三年、485）家無儲積、無絹為衾。上聞之、愈加惋惜。詔賻錢五万・上材一具・布百匹・蠟二百斤。

とある。同書同卷 蕭景先伝に、

（永明五年、487）上傷惜之、詔曰、「（前略）今便举哀。賻錢十万・布二百匹」。

とある。蕭赤斧と蕭景先は共に南齊の宗室であり、生前に皇帝から同様に優遇されており¹⁷、二人の任官・贈官の品級も類似している¹⁸。しかし、彼らに贈る賻の差異は大きい。以上のような類似の経歴を有する人物に、明らかな差額のある賻を贈った事例は、これ以外にも南朝の史書においてしばしば見出される。

また、前出の劉延孫・劉秀之・蕭赤斧の例を見れば、その家族は貧困のため喪葬の費用を賄うことができなかつたことがわかる。それに対し、皇帝はその状況を察知して特別に賻を賜与している。このような事例は、南朝の史料においては他にも幾つか見出せる¹⁹。逆に考えると、貧困でなければ、彼らは賻の下賜を享けられなかつたのかもしれない。

そのほか、賻の贈与だけではなく、南朝の史料においては、如何なる基準で襚の贈与をしたかについての記述は皆無である。例えば、南齊期には、襚を賜わった人物は、主に褚淵（建元四年、482）、柳士隆（永明九年、491）のような一品の顯官、または臨川王映（永明七年、489）、長沙王晃（永明八年、490）などの封王である。ただし、黄門郎（五品）の周山図（永明元年、483）は、死後、詔によって「朝服一具・衣一襲」の襚を賜っている。これに対し、周山図より官位の高い鎮東將軍（三品）李安民（永明四年、486）や侍中（三品）蕭景先（永明五年、487）は、却って襚の贈与を受けていない²⁰。

以上見えるように、南朝における賻と襚の下賜においては、官位に対する贈与の基準がまったく見えない。前掲の諸史料は基本的に詔から抜粋したものである。南朝では、尚書省や門下省などの機構は、「議」の形によって詔の起草に参画することができる²¹。しかし、管見の及ぶ限り、当該時代の史料には、官員や皇族が死亡した際、彼らの諡号を群官に議論させた記事がしばしば見られるが、賻贈の内容や数量を「議」によって定めた事例は見出せない。そのため、死亡した官員や皇族に贈った賻贈に関する詔は、基本的に皇帝の個人意志に基づいて出されたものであった可能性が高い。一例として、梁の王亮の事例を挙げよう。彼が天監八年（509）に死去した際、賻として「賻錢三万・布五十匹」を贈られている。王の事例としては、天監九年（510）、梁の宗室である蕭穎達に賜った賻贈の事例があり、「朝服一具・衣一襲・錢二十万・布二百匹」を賜っている。蕭穎達は生前一二班の右衛將軍であり、死後に一二班の侍中の官を贈られている。また、彼は中書監などの各省の長官のような高位にまでは至らなかったが、おそらく宗室であるため、死後に相当量の賻贈が与えられたと考えられる。また、同時期の沈約（天監一二年、513、一五班の少傅）と范岫（天監一三年、514、一四班の金紫光祿大夫）はすべて「賻錢五万・布百匹」の賻を得たという。それに対し、上述の王亮の享けた錢・布は彼らの半分ほどしかないのである。

王亮は王導の第六世の孫にあたり、一流貴族の出自を持っている。また、彼は、宋末に公主を妻に迎え、駙馬都尉・秘書郎に任じられており、南齊になると、尚書右僕射の位に昇っている。その後、蕭衍が皇帝に即位する際、王亮は孤高を保ち、不協力の態度を貫いている。そのため、彼は一度官爵を剥奪されて庶民となった。以下の『梁書』卷一六 王亮伝から、

免職された王亮に対する蕭衍の態度が窺えよう。

(天監)四年(505)夏、高祖讌於華光殿、謂群臣曰、「朕日昃聽政、思聞得失。卿等可謂多士、宜各尽獻替」。尚書左丞范縝起曰、「司徒謝朏本有虛名、陛下擢之如此、前尚書令王亮頗有治實、陛下棄之如彼、是愚臣所不知」。高祖變色曰、「卿可更餘言」。縝固執不已、高祖不悅。

とある。その後、王亮を推挙した范縝は官職を免じられ、廷尉に送られて処罰された。さらに、梁武帝は璽書を下し、王亮の悪行を列挙し、范縝を詰問した²²。これより、梁に反感を持つ王亮に対し、蕭衍は嫌悪していたことがわかる。天監八年、王亮は結局再び起用されたが、それは実権のない太常卿や中書監への就官であった。そのため、王亮が死去した際、少量な賻を享けるに止まったのであろう。

以上の検討をまとめると、南朝の史料に見える一般的な官員への賻賻には、賻と襚の二種類が見える。ただし、死亡した官員や皇族の家計が貧困であったために、皇帝が特に賻賻を下賜したことがしばしば確認される。それを踏まえると、当時における賻賻は、必ずしも制度化された官員の経済的な待遇の一つとはなっていなかったと考えられる。一方、南朝における賻賻関係の記事は、基本的に詔から抄録されたものであり、官位に相応する賻と襚の基準は、それらの史料からはまったく窺えない。また、詔によって贈られた賻賻には、皇帝の個人的な感情がある程度反映されていたと考えられる。

小結

本節では、賻賻の記事を東晋南朝の史料から抽出し、当該時代の賻賻制度について検討してきた。結果、

(1) 東晋南朝の賻賻賜与に際しては、霍光故事と安平献王故事に従い、殊礼の恩賞としての輜輶車・黄屋左纛・九旒鸞輅という賻は、最高等級の喪葬儀礼を意味していたこと。

(2) 棺を乗せる柩車や葬送の車である賻は、殯斂の場所で贈与される襚・賻とは異なり、出棺の際、死者に対する至上の礼遇を世間に公表するものとなったこと。

(3) 東晋における輜輶車や鸞輅などを享けた人々は基本的に貴族層の代表人物としての王導・桓温・謝安などであったが、南朝になると、そのような賻を賜った対象は皇族層と寒門武人に限られるようになり、こうした変化は、東晋から南朝における、皇権の強まりとそれに対する貴族層の弱体化を示していたと考えられること。

(4) 東晋朝においては、しばしば当時の人物の事例を参照し、それとの身分や功績の比定により、贈賻の贈与が行われていたが、これらの故事は、一貫性のある贈賻基準とは未だなっていないことがわかったこと。

(5) 南朝では、官位に相応する賻と襚の基準は定められておらず、その贈与は常に皇帝の詔によって臨時に決められていたと考えられること。
などが明らかとなった。

第二節 北魏における贈賻制度

北魏朝の歴史は、周知の様に、孝文帝の改革を境に大きな転回を遂げており、大まかに言えば、太和朝を分水嶺として前期と後期に二分できる。このような時代状況を考えれば、北魏の贈賻制度についても、前期と後期における変遷に注目すべきであろう。

北魏の贈賻制度について、謝宝富氏は、『魏書』や北魏の墓誌にある贈賻関係の記録を蒐集し、そこに見える贈賻の種類や内容を考察している。氏は、太和一九年(495)、北魏による貨幣発行に伴い、錢を賻の一部とする事例が増加していると論証している。また、孝文帝の改革以降、「朝服一具・衣一襲」の襚がしばしば下賜されている。氏は、それが西晋の制度に遡れることを明らかにした²³。謝氏の研究では、孝文帝の改革以降における贈賻の具体的な内訳が中心とされているが、孝文帝の改革以前の贈賻制度、特に当時の襚である「命服」の実態に検討を加えていない。

また、北魏の最高等級の贈賻は、ほとんど故事の基準に従って下賜されていた。しかし、孝文帝の改革に伴い、最高等級の贈賻の基準である故事が如何にして改変されたのか、という問題は未だ解明されていない。

本節は、以上の未解決の諸問題を検討することによって、孝文帝の改革を分水嶺とする北魏の贈賻制度の実態と変容を具体的に辿ってみたい。

1. 北魏における殊礼としての贈賻

拓跋氏政権における贈賻関係の最初の記録は代国時代まで遡れる。それについて、『魏書』卷一 序紀に、

(昭成帝建国二三年、360) 是歳、慕容儁死、子暉立。遣使致賻。

とある。これによれば、前燕の慕容儁（慕容皝の子）が死去した際、什翼犍は使節を遣わし、慕容氏に賻を贈ったことがわかる²⁴。つまり、この場合、賻は、外交手段とされている²⁵。ただし、代国時代を通じて、管見の限り、配下の官員に贈った賻の例はまったく見出せない。

北魏になると、官員に対して賻を贈与する記事が太宗明元帝期から見出せるようになる。『魏書』卷二九 叔孫俊伝に、

泰常元年（416）、卒、時年二十八。太宗甚痛悼之、親臨哀慟。朝野無不追惜。贈侍中・司空・安城王、諡孝元。賜温明祕器、載以輜輶車、衛士導從、陪葬金陵。子蒲、襲爵。
後有大功及寵幸貴臣薨、賻送終礼、皆依俊故事、無得踰之者。

とある。叔孫俊は道武帝の側近として仕え、獵郎などに任じている。清河王拓跋紹が道武帝を殺害して叛乱を起こしたとき、俊は太子拓跋嗣（明元帝）のもとに投じてその爪牙となった。拓跋嗣が即位したばかりのことであるが、朱提王拓跋悦が懷に凶器を隠して禁中に入り、明元帝を殺害しようと図ったところ、俊は拓跋悦の不審を察知して彼をその場で取り押さえた。明元帝は、この事件を含む俊の多くの功績を重んじて、彼に軍事や国政を委ね、群官の上奏もまず俊が確認した後に奏聞されることとなった²⁶。それ故、叔孫俊が死去した際、その葬儀においては、至上の礼遇を享けた。前掲した史料の下線部によれば、叔孫俊の事例は、その後、大功のあったものや寵貴の喪葬の際に参照される範となっていることがわかる。北魏の明元帝・太武帝期に、この叔孫俊の故事に従って執り行われた葬儀として以下のような五つの事例が見出せる。

番号	人物	時間	内容	出典
①	崔玄伯	泰常三年 (418)	及卒、下詔痛惜、贈司空、諡文貞公。喪礼一依安城王叔孫俊故事。詔群臣及附国渠帥皆会葬、自親王以外尽令拜送。	『魏書』 卷二四
②	車路頭	泰常六年 (421)	太宗親臨哀慟。贈侍中・左衛大將軍・太師・宣城王、諡曰忠貞。喪礼一依安城王叔孫俊故事、陪葬金陵。	『魏書』 卷三四
③	穆觀	泰常八年 (423)	太宗親臨其喪、悲慟左右。賜以通身隱起金飾棺、喪礼一依安城王叔孫俊故事。贈宜都王、諡曰文成。	『魏書』 卷二七

④	長孫翰	神麿三年 (430)	深見悼惜、為之流涕、親臨其喪。礼依安城王叔孫俊故事、賻賜有加、諡曰威。陪葬金陵。	『魏書』 卷二六
⑤	盧魯元	太平真君 三年 (442)	還、臨其喪、哭之哀慟。東西二宮命太官日送奠、晨昏哭臨、訖則備奏鐘鼓伎樂、輿駕比葬三臨之。喪礼依安城王故事、而贈送有加。贈襄城王、諡曰孝。	『魏書』 卷三四

先の叔孫俊伝に見えるように、叔孫俊の死後、安城王の封爵が追贈された。それ故、上表に掲げる彼の故事は、また安城王故事と呼ばれることとなる。上表に記した人物はすべて生前朝廷の機要を参掌し、或は大きな軍功を立てている。死後、彼らはほとんど最高の官位、或は王の爵位を追贈され、さらに皇帝が葬儀に親臨する礼遇を享けた。また、叔孫俊伝には、「賻送終礼、皆依俊故事」との記述があり、叔孫俊故事は、一定の賻賻と喪葬の儀式とで構成されていたことがわかる。つまり、叔孫俊の葬儀は明元帝・太武帝期における最高級の喪葬儀礼の基準になったと言えるであろう。いま叔孫俊に与えられた賻賻の全般を知るよしはないが、輜輦車が出棺用の喪車とされたことが明記されている。これを踏まえると、北魏は漢晋以来の喪葬儀礼の影響を受け、輜輦車を最高級の賻賻の一つとしていたと考えられる。つまり、北魏前期における最高等級の葬送儀礼に用いられる車としては輜輦車しかなく、漢晋南朝における皇帝の「吉駕」を代表する鸞輅は、未だ賻の内容となっていなかったと考えられる。また、叔孫俊の葬儀には、「衛士」によって構成された導従儀仗が見えるが、漢晋間に定型化された虎賁百人・前後部羽葆鼓吹などは彼の葬送儀仗として贈られてはいない²⁷。当時における恩賞として賜与された最高等級の葬送儀仗に関しては、次の『魏書』卷三四 王洛兒伝からも窺える。

永興五年(413)卒。贈太尉・建平王、賜温明祕器、載以輜輦車、使殿中衛士為之導従。それに対し、北魏前期の史料には、輜輦車を鸞輅・虎賁百人・前後部羽葆鼓吹などに合わせて構成される葬儀に関する記載が、まったく見られない。

前表において、④長孫翰と⑤盧魯元の記事には、それぞれ「賻賜有加」と「贈送有加」の記述が見られる。これによれば、長孫翰と盧魯元の葬儀は基本的に叔孫俊の故事に倣ったものであるが、賻賻の物品が叔孫俊の場合より多く贈られたことがわかる。盧魯元の以後、私見の限り、叔孫俊の故事に関する記載はまったく見出せない。それに対し、『魏書』卷三〇 車伊洛伝に、

興安二年（453）卒。贈鎮西大將軍、秦州刺史、諡曰康王。賜綿絹雜綵五百匹・衣二十七襲。葬禮依盧魯元故事。

とある。また、同書同卷 宿石伝に、

延興元年（471）卒。追贈太原王、諡曰康。葬禮依盧魯元故事。

とある。つまり、盧魯元の事例は、新たな葬儀の故事となったのである。

盧魯元故事を参照した最後の事例は孝文帝初年（延興元年）の宿石の葬儀である。太和以降になると、北魏朝廷はしばしば漢晋の殊礼的規格に従って貴臣や封王の葬儀を執り行っている。そのことについては、以下の諸例が参考になる。

番号	人物	時間	内容	出典
①	馮誕	太和一九年 (495)	加以殊礼、備錫九命、依晋大司馬齊王攸故事。	『魏書』 卷八三上
②	馮熙	太和一九年	加黄屋左纛、備九錫・前後部羽葆鼓吹、皆依晋太宰安平献王故事。	『魏書』 卷八三上
③	劉昶	太和二一年 (497)	加以殊礼、備九錫、給前後部羽葆鼓吹、依晋琅邪武王伷故事。	『魏書』 卷五九
④	元勰	永平元年 (508)	給纛輅九旒・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。	『魏書』 卷二一下
⑤	胡国珍	神龜元年 (518)	加九錫、葬以殊礼、給九旒纛輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。	『魏書』 卷八三下
⑥	元澄	神龜二年 (519)	加以殊礼、備九錫、依晋大司馬齊王攸故事。	『魏書』 卷一九中
⑦	元懌	孝昌元年 (525)	加以殊礼、纛輅九旒、虎賁班劍百人、前後部羽葆鼓吹、輜輶車、一依彭城武宣王故事、其黄屋左纛依漢大將軍霍光故事、備賜九命。	元懌墓誌 28
⑧	元略	建義元年 (528)	宸居追歎、贈侔博陸（霍光故事）。	元略墓誌 29
⑨	元子正	建義元年	贈（中略）纛輅九旒・黄屋左纛・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍一百人。	『魏書』 卷二一下

			加黄屋左纛・虎賁班劍一百人。	元子正墓 誌 ³⁰
⑩	尔朱荣	永安三年 (530)	又詔曰、「(前略) 可追号為晋王、加九錫、給九旒纛輅・虎賁班劍三百人・輜輶車、準晋太宰安平献王故事。諡曰武」。	『魏書』 卷七四

①馮誕と⑥元澄の記事に記されている晋の齐王攸故事とは、晋の安平献王(司馬孚)故事に由来するものである³¹。また、③劉昶の事例に見える晋の琅邪武王佑故事は、西晋における司馬佑の故事であろうが、西晋の史料には関連する記述が見当たらない。しかし、西晋朝には、特別に礼遇された封王の葬儀は、基本的に晋安平献王の故事に従い、輜輶車や鸞輅などの贈が下賜されていた。この点を踏まえると、所謂琅邪武王佑故事においても、こうした賜与が含まれていたと考えられる。そのほか、⑦元懌が死去した際、彼の葬儀は彭城武宣王故事と霍光故事とを参照していたという。彭城武宣王とは、すなわち④彭城王元勰であり、その故事は北魏の事例であるが、その具体的な葬儀は、基本的に晋安平献王孚故事の規格と同等である。

一方、前掲の馮誕などの葬儀にはしばしば九錫(九命)の下賜が見える。それに対し、西晋の安平献王孚、齐王攸、琅邪武王佑は、生前にも死後にも九錫の恩賞を蒙ったことがない。そのため、前掲した馮誕などの葬儀は必ずしも完全に西晋の故事に従って行われたわけではない。ただし、九錫は至上の礼遇としての九種類の恩賞であり、鸞輅・龍旗・虎賁はそのうちの三つである³²。つまり、馮誕などの葬儀における殊礼としての構成は、漢晋の故事に定められた諸恩賞と一致している。

以上、北魏における最高等級の葬儀を検討してきた。孝文帝の改革に伴い、北魏の前・後期における葬儀としての基準は明らかに改変されていることがわかる。その特徴としては、本朝の故事(叔孫俊故事と盧魯元故事)から漢晋の伝統へ復帰したということである。その改変は、中国化(漢化政策)が推し進められるにつれ、北魏朝廷が自身を西晋の後継者と視なし³³、漢晋の制度を大量に導入するようになったことによるであろう。

また、北魏太和以降においては、以下のような本朝の事例に基づいた故事も存在する。『魏書』卷二一上 北海王詳伝に、

(正始元年、504) 詔曰、「(前略) 給東園祕器、贈物之數一依広陵故事」。

とある。同書卷六七 崔光伝に、

(正光四年、523) 詔給東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・錢六十万・布一千匹・蠟四百斤、大鴻臚監護喪事。(中略) 五年正月、贈太傅・領尚書令・驃騎大將軍・開府・冀州刺史・侍中如故。又勅加後部鼓吹・班劍、依太保広陽王故事、諡文宣公。

とある。前掲の広陵故事と太保広陽王故事に関する記述は、北魏の史料においてはそれぞれ一か所しかない。崔光伝によれば、「加後部鼓吹・班劍」とは広陽王故事を倣って行われた儀仗のことであるという³⁴。また、北海王詳伝に言及されている広陵故事は、北魏の広陵王羽(北海王詳の兄)の故事であると考えられる。その具体的な内容については、『魏書』卷二一上 広陵王羽伝に、

(景明二年、501) 詔給東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・錢六十万・布一千匹・蠟三百斤、大鴻臚護喪事。大斂、帝親臨之、举哀都亭。贈使持節・侍中・驃騎大將軍・司徒公・冀州刺史、給羽葆鼓吹・班劍四十人、諡曰惠。

と具体的に記している。これによれば、広陵王羽に下賜された襜褕・罽は「朝服一具・衣一襲・錢六十万・布一千匹」とあるが、その葬送の儀仗において中心的な役割を果たしたのは「羽葆鼓吹・班劍四十人」であろう。所謂広陵王故事の実態は、この贈罽と儀仗にかかっていると考えられる。

しかし、広陽王故事と広陵(王)故事には、皇帝の權威を象徴する贈の賜与がまったく記載されていない。そのため、その二つの故事は最高級の贈罽の基準を示すものではないと考えても差支えないであろう。

2. 北朝における襜褕と罽の内容

北魏の史料に見える贈罽はその贈与対象者のほとんどが四品以上の官員である。贈罽の内容や量から見れば、官位の等級による一定の格差が存在しているが、各品級に対応する具体的な基準は明らかではない³⁵。また、北魏における一般的な官員に贈る贈罽は襜褕・罽の二種類があり、太和前後を境に、二種の内容がともに改変されている。以下、北魏における襜褕・罽の変遷について検討する。

(1) 襜褕の内容

北魏の史料では襜褕の内容は命服・朝服一具・衣一襲の三種類がある。命服とは、本来周天

子が「九命」の諸侯・諸臣に下賜した九等級の公的服である。漢代以降の服制には、祭服・朝服に関する制度がすでに確立されていたが³⁶、命服に関する規定は皆無である。ただし、史料では、命服の使用がしばしば現れている。『晋書』卷二四 職官志に、

及渡江（中略）其王公已下、茅社符璽、車旗命服、一如泰始初故事。

とある。ここでは、東晋が建国した直後、西晋泰始朝の輿服制度を踏襲することが記されている。この命服は、祭服・朝服を包括する服制の全般を指すと考えられる。また、前節で検討した南朝齊の豫章王嶷に賜った「斂以袞冕之服・温明祕器・命服一具・衣一襲」の中で、ここでは特に「命服一具」を取り上げたい。「具」は、当時の朝服を数える特有な量詞であるため³⁷、この史料に出る命服は、朝服のことを指しているのであろう。従って、命服は、ある種の決まった形態を有する衣服を具体的に意味するものではなく、公的服の一般的な呼称として使われていたことが明らかである。

北魏朝廷が賜った命服の事例は10例あり、太和一一年（487）、司徒高允に命服を賜与するのは北魏史料における最後の贈例である³⁸。高允の事例以降、命服を襚として下賜する例が見出せない。それに対し、太和一一年以前における朝服の下賜例は2例しかない³⁹。それは、当時における服制が未整備であったことから起こったものと考えられる。『魏書』卷一〇八 礼志四に、

（太祖天興）六年（403）、又詔有司制冠服、隨品秩各有差、時事未暇、多失古礼。

とある。また、『隋書』卷一〇 礼儀五に、

後魏天興初、詔儀曹郎董謐撰朝饗儀、始制軒冕、未知古式、多違旧章。

とある。太祖道武帝は北魏史上初めて礼制を整備し、公的服制を定めた。ただし、当時は中国の制度を十分に参照・採用してはならず、旧来の服制とは相当の差異があり、おそらく鮮卑の服飾の慣習も色濃く反映されていたのであろう。大同地域の北魏墓より出土した陶俑や雲岡石窟・敦煌石窟の雕像・壁画などの図像史料には、北魏平城時代の服飾の実態が反映されている。当時における士・民の服飾は、基本的に鮮卑服である⁴⁰。

漢代以来、祭服と朝服の様式や使用の場合が明確に規定されていたが⁴¹、道武帝期に制定された公的服は必ずしも漢代以来の祭服・朝服とは、対応していない。そのため、実際には、祭服や朝服の代わりに、しばしば公的服を意味する命服という用語で表していたと考えられる。

太和朝になると、胡服の着用禁止に伴い、太和一九年、北魏朝廷は新たな服制を正式に頒布する。『魏書』卷七下 高祖紀に、

(太和一九年) 甲子、引見群臣于光極堂、班賜冠服。

とある。残念ながら、当時頒布された冠服の具体的なスタイルに関する記載は残っていない。だが、漢化政策の下に、服制改革の趨勢は中国式へと傾いていたとされている⁴²。太和一九年の服制改革の始動については、『魏書』卷九一 蔣少游伝に、

及詔尚書李冲与馮誕・游明根・高閭等議定衣冠於禁中、少游巧思、令主其事、亦訪於劉昶。二意相乖、時致諍競、積六載乃成、始班賜百官。

とある。つまり、六年前から李冲や蔣少游によって、冠服の様式が検討されてきた。また、『魏書』卷一〇八 礼志一によると、すなわち一部の中国式の服制が太和一九年の前に、すでに実行されていたことがわかる。

(太和一五年、491) 十一月己未朔、帝親禪祭於太和廟。帝袞冕、与祭者朝服。既而帝冠黑介幘、素紗深衣、拜山陵而還宮。(中略) 癸亥冬至、将祭園丘、帝袞冕劍舄、侍臣朝服。(中略) 甲子、帝袞冕辞太和廟、臨太華殿、朝群官。既而帝冠通天、絳紗袍、臨饗礼。

とある。ここに見える孝文帝が着用する袞冕・黒介幘・深衣・冠通天・絳紗袍などは、すべて漢代以来の祭服・朝服の一部である⁴³。その皇帝用服を考えると、周辺の祭者と侍臣に与える朝服も、おそらく中国式のものであろう。以上の検討により、太和中期(遅くとも太和一五年)以降、北魏朝廷は服制改革を推し進め、中国式の祭服と朝服を採用するようになっていたことがわかる。中国式の朝服の確立に従い、命服にかわり、「朝服一具」が改めて禴の一部として指定されていたと考えられる⁴⁴。

前節で述べたように、両晋南朝においては、「朝服一具」はしばしば「衣一襲」とセットで禴として下賜された。太和中期以降の史料に、禴の内容に関しては、基本的に「朝服一具」と「衣一襲」の記載が見える。それを踏まえると、太和期における服制改革の結果の一つとしての禴の内容は、西晋以来の「朝服一具・衣一襲」を踏襲したものと考えられる。

(2) 賻の内容

北魏の史料によれば、賻には織物・穀物・銭の三種類があった。また、太和一九年(495)以前には、賻の賜与が織物・穀物に限られていたが、銭を賻とする例はまったく見出せない。これは北魏における貨幣の発行との関連が指摘できる。北魏における銅銭の鑄造については、『魏書』卷一一〇 食貨志に、

魏初至於太和、錢貨無所周流。高祖始詔天下用錢焉。十九年、冶鑄粗備、文曰「太和五銖」。詔京師及諸州鎮、皆通行之。

とある。太和一九年における貨幣発行後、賻である錢の賜与は頻繁に行われていた⁴⁵。それに対し、同時期における穀物を賻として賜う事例は激減している⁴⁶。前章で述べたように、西晋は後漢以来の贈賻関係の制度を整頓し、錢と織物を一品官に贈る賻の内容として指定していた。太和一九年以降、北魏朝廷による賻の構成改変は、西晋の伝統を倣って行われたのであろう。

また、賻としての織物の下賜例は、北魏の前期・後期にも見られる。その内容は、布・帛・綵などのほか、「段」で数えられる「物」という下賜品は北魏朝に初めて登場する。『魏書』卷八七 胡国珍伝に、

賜物三千段・粟一千五百石。

とある。また、元融墓誌⁴⁷に、

給東園祕器、朝服一具・衣一襲、賻物八百段。

とある。「物」とは本来は同種類の物品の総称（例えば、衣物や食物）であり、前掲の史料に掲げる「物」は織物の総称とされている。晋南朝史料においては、賻としての織物の内容はほとんど布であり、「段」で数えられる織物の賜与はまったく見られない。量詞としての「段」は本来切断されたものの一部を意味し、北魏以降、しばしば織物の数え方として用いられていた。ただし、北朝の末期までは、「段」で数えられる織物の具体的な種類や長さは、いまだに制度として定められていなかったと考えられる⁴⁸。

小結

本節の検討を要約すると、以下ようになる。

(1) 北魏前期まで、最高級の葬儀は、北魏本朝の人物である叔孫俊の故事、及びそれから派生した盧魯元の故事に従っていた。太和期以降、北魏朝廷は基本的に漢晋時代の故事にならって優遇された貴臣や封王の葬儀を執り行うようになった。

(2) 一般的な官員向けの贈賻は襚と賻の二種類がある。それらの具体的な内容は、孝文帝改革を機に変容した。北魏前期においては、襚は鮮卑的な色彩が強い公的服(命服)であり、太和期の改革以降、その内容は、西晋以来の「朝服一具・衣一襲」を採用するようになっていた。また、太和一九年、北魏の貨幣発行につれ、賻の内容は穀物と織物から、西晋の贈賻

制度に定められた錢と織物の組み合わせへと改変した。

北魏における国家体制の変革に伴い、当該時代の贈賻制度も大きな変貌を遂げた。その特徴は、本朝の制度から西晋伝統へ復帰する傾向にあると考えられる。本節では、北魏の贈賻制度の変遷は、孝文帝改革と同様の方向性を有するという点を明らかにした。

北魏の後継たる東魏・西魏・北齊・北周の史料には、贈賻の贈与に関する記事が少ない。ただし、関連史料の数はわずかではあるが、当該時代の贈賻の種類や内容は、基本的に北魏後期のものと一致していることが確認できる（本章末付表参照）。少なくとも、それらの諸王朝においては、北魏太和改革時に生まれた贈賻制度がそのまま継承され、質的な変化は生じてはいないと判断できるのである。

¹ 『周礼』春官 典命に、「上公九命為伯」とある。また、『周礼』春官 御史の賈公彦の疏に、「(前略) 上公九命服袞冕」とある。

² 『晋書』卷二四 職官志に、「文武官公皆假金章紫綬、著五時服。其相国・丞相、皆袞冕・緑盤綬、所以殊於常公也」とある。晋における「文武官公」は、すべて一品官である。

³ 『晋書』卷九八 桓温伝参照。

⁴ 本博士論文第一章第四節参照。

⁵ 安田二郎『六朝政治史の研究』第I編第四章「一、桓温死去直後の桓氏対策」（京都大学学術出版会、2003年）参照。

⁶ 会稽王道子は、兄の孝武帝を補佐し、輔政としての謝安を追い落としたことにより、朝政を掌握して専権を振るったが、安帝朝になると、酒に溺れ、世子の司馬元顕に実権を奪われた。孫恩の乱が起こると、これを好機とみた桓玄は、軍団を率いて長江を下り、建康を占領した。元興元年（402）、会稽王道子は、朝政を掌握した桓玄に酖殺された。

⁷ 前章では、賈充の葬儀について検討が加えられた。それでは、基本的に安平献王故事に従い、輜輦車・黄屋左纛・九旒鸞輅などの殊礼としての贈が下賜された。賈充の妻である宣城宣君の葬儀でもそれらの贈も用いられたことは、次の史料から確認できる。『太平御覧』卷二〇二 封建部五の県君条には、「潘岳宣城宣君誄曰、「(前略) 輜車整駕、介士列陣、鸞輅依容、輜車升櫬」とある。

⁸ 輜輦車の役割については、本博士論文の第二章第一節参照。

⁹ この「贈一依温嶠故事」に見える「贈」のような表現は、ある場合、贈官のことを指す。窪添慶文「關於北魏的贈官」（『文史哲』1993年3期）、また同氏『魏晉南北朝官僚制研究』（汲古書院、2003年）再収。しかし、温嶠は薨去した際、侍中・大將軍を追贈された。それに対し、郗鑒の贈官は、太宰である。そのため、ここに見える「贈」は、贈官ではなく、賄賂の贈与という意味であると考えられる。

¹⁰ 滋賀秀三『中国法制史論集 法典と刑罰』第一章「第三節 魏晉南北朝—真正律令形成期—（法源の整頓）」（創文社、2003年）参照。

¹¹ 蕭懿は、蕭衍の長兄であり、齊において崔慧景の叛乱を平定し、尚書令・都督征討水陸諸軍事に任じられた。彼が結局茹法珍の讒言によって、蕭宝卷に殺害された。蕭衍が即位した直後、懿を追悼するため、晋の安平献王故事に準じて彼の葬儀を行わせた。

¹² 『宋書』卷七七 沈慶之伝には、「上嘗歛飲、普令群臣賦詩、慶之手不知書、眼不識字、上逼令作詩、慶之曰、「臣不知書、請口授師伯」とある。また、沈慶之は吳興武康の人である。沈氏の一族からは、その後沈演之や沈約のごとき文官が輩出されるが、劉宋初年においてはいまだ武人的な性格が強く、豪族であった。晋宋の交代期における沈慶之、及び吳興沈氏の活動については、川勝義雄「劉宋政權の成立と寒門武人—貴族制との関連において—」（『東方学報（京都）』36、1964）参照、同氏『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、1982年）再収。また、唐燮軍『六朝吳興沈氏及其宗族文化探究』第四篇「吳興沈氏的士族化及其相關問題」（中国社会科学出版社、2007年）も参照。

¹³ 東晋政權において貴族層が果たしていた役割や、東晋貴族制の特徴などについては、越智重明『魏晉南朝の貴族制』第四章「東晋政權と東晋貴族制」（研文出版社、1982年）、前掲川勝氏『六朝貴族制社会の研究』第Ⅱ部第四章「東晋貴族制の確立過程」参照。

¹⁴ 王導・桓温・謝安が東晋政權を握っている過程については、田余慶『東晋門閥政治』「积」
「王与馬共天下」・「桓温的先世和桓温的北伐問題」・「陳郡謝氏与淝水之戰」（北京大学出版社、1996年）参照。

¹⁵ 『宋書』卷五七 蔡廓伝には、「時疑揚州刺史廬陵王義真朝堂班次、（傳）亮与廓書曰、「揚州自應著刺史服耳。然謂坐起班次、应在朝堂諸官上、不应依官次坐下。足下試更尋之。『詩序』云、「王姬下嫁於諸侯、衣服礼秩、不係其夫、下王后一等」。推王姬下王后一等、則皇子居然在王公之上。陸士衡『起居注』、「式乾殿集、諸皇子悉在三司上」。今抄疏如別。又海西即位赦文、太宰武陵王第一、撫軍將軍会稽王第二、大司馬第三。大司馬位既最高、又都督中外、而次在二王之下、豈非下皇子邪。（後略）」。廓答曰、「揚州位居卿君之下、常亦惟疑。然

朝廷以位相次、不以本封、復無明文云皇子加殊礼（後略）」とある。

¹⁶ 越智氏『魏晋南朝の政治と社会』（吉川弘文館、1963年）378～383頁。

¹⁷ 『南齊書』卷三八 蕭赤斧伝に、「世祖親遇与蕭景先相比」とある。

¹⁸ 蕭赤斧は生前散騎常侍や太子詹事などの三品官に至り、没後、直ちに二品の金紫光祿大夫を贈られた。蕭景先は三品の太子詹事や征虜將軍に任じられたが、死去の際、三品の侍中・征北將軍を追贈された。

¹⁹ 宋の陸徽（元嘉二九年、452）・梁の庾華（天監元年、502）も貧困のために、皇帝から賻の賜与を受けた。

²⁰ それらの人物に贈られた賻賻の記載については、本章末における付表参照。以下の諸例は同様である。

²¹ 南朝期における詔の作成については、金子修一「南朝期の上奏文の一形態について—『宋書』礼儀志を史料として—」（『東洋文化』60、1980年）、中村圭爾「南朝における詔」（『東アジア古文書の史的研究』刀水書房、1990年）参照。

²² 『梁書』卷一六 王亮伝参照。

²³ 謝宝富『北朝婚喪礼俗研究』第二章第一節「七、詔贈賻物及贈官」（首都師範大学出版社、1998年）参照。

²⁴ 昭成帝什翼犍はまず慕容皝の妹を、その死後にまた皝の娘を迎えて后とした。当時什翼犍は姻戚関係によって前燕との関係を強化した。

²⁵ このような賻賻の役割は、先秦の諸国間にも見出される。曹瑋「東周時期的賻賻制度」（『考古与文物』2002年6期）参照。

²⁶ 『魏書』卷二七 叔孫俊伝に、「太宗以俊前後功重、軍国大計一以委之。群官上事、先由俊銓校、然後奏聞」とある。

²⁷ 虎賁百人・前後部羽葆鼓吹などの葬送儀仗については、本博士論文の第二章第二節と第三章第三節参照。

²⁸ 洛陽市文物工作隊『洛陽出土歷代墓誌輯繩』（中国社会科学出版社、1991年）、43頁参照。

²⁹ 韓理洲等 輯校編年『全北魏東魏西魏文補遺』（三秦出版社、2010年）279頁参照。

³⁰ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』284頁参照。

³¹ 『晋書』卷三八 齊王攸伝に、「詔喪礼依安平王孚故事」とある。

³² 『漢書』卷九九上 王莽伝には、九錫の内容を明記しており、中には、「鸞路乘馬」・「龍旗九旒」・「虎賁班劍三百人」とある。

³³ 川本芳昭『魏晋南北朝時代の民族問題』第一編第二章「五胡十六国・北魏時代における「正統」王朝について」（汲古書院、1998年）参照。

³⁴ 崔光伝には、広陽王の名を記していないが、崔光以前、太保の位に至る北魏の広陽王という人物は、広陽王嘉しかない。しかし、『魏書』卷一八 広陽王伝には、彼の葬儀についての記載が残っていない。

³⁵ 太和朝以降の墓誌史料には、死者が「恒典」や「常数」という基準を超える贈賻を賜った記載は数例見える。例えば、北魏景明三年（502）太尉穆亮墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』90頁）には、「天子震悼、群公哀動。贈襚之礼、有加恒典」とある。北魏神龜二年（519）齊郡王元祐墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』、153頁）には、「天子震悼、百辟悲慟。贈賻之厚、礼越常倫」とある。北魏永安二年（529）使持節衛大將軍儀同三司荀君墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』、295頁）には、「天子哀悼、百聊痛惜。贈賻之礼、有隆常数」とある。東魏元象二年（539）太尉公孫略墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』、362頁）には、「朝野聞之、莫不灑淚。王人弔賻、有加恒数」とある。東魏興和二年（540）驃騎大將軍儀同三司閻伯昇墓誌（前掲『全北魏東魏西魏文補遺』、365頁）には、「皇上嗟悼、群后（官）摧傷。贈賻之典、每加恒数」とある。それらの記載から、少なくとも一部の死者を適用対象者とする贈賻の基準が存在していることが推定される。しかしながら、それらの墓誌の記載は、文学的な表現であるほめ言葉の色彩が強烈であり、かつそれらには、贈賻の基準が明確に記されていない。そのため、こうした墓誌の記載を通じて当時における贈賻の基準や存在形態などを検討するのは、困難である。

³⁶ 小林聡「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」（『埼玉大学紀要（教育学部）』58—2、2009年）参照。

³⁷ 本博士論文の第三章第五節参照。

³⁸ 管見の限り、北魏における命服の下賜例は、李先（神龜二年、429）・高推（太延二年、436）・寇修之（太武帝朝）・李宝（太安五年、459）・皮豹子（和平五年、464）・源賀（太和三年、479）・呂羅漢（太和六年、482）・刁雍（太和八年、484）・陸定国（太和八年）・高允（太和十一年、487）の10例がある（本章末付表参照）。

³⁹ 太武帝朝の于栗磾が、死後「朝服一具・衣一襲」の襚を下賜された。また、太和九年（485）、程駿が死去した際、孝文帝は彼に「朝服一称」の襚を贈与した。この「朝服一称」は「朝服一具」と同じものであると考えられる。しかし、後述するように、北魏前期では、中国式の服制が未だ成立していなかった。そのため、当時における襚とされる朝服は、晋南朝の制度

を形式的に模倣したものであったと考えられる。

⁴⁰ 黄良瑩『北朝服飾研究』第一章「北魏平城時期之鮮卑服」（国立歴史博物館、2011年）参照。

⁴¹ 前掲小林氏「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」参照。

⁴² 小林聡氏は、北魏前期・後期における服制の変容について全面的に検討し、太和朝の服制改革が晋南朝の服制を元に行われており、中国式へ進められていたと論じている。また、氏は、画像史料に基づき、太和改制以降における服飾の具体的なスタイルでは、北族的要素もある程度保留されているとしている。太和改制前後の服制の変化については、小林聡「北朝時代における公的服飾制度の諸相—朝服制度を中心—」（『大正大学東洋史研究』3、2010年）参照。

⁴³ 『続漢書』輿服志下、『晋書』卷二五 輿服志参照。

⁴⁴ 太和一五年以降における綵の内容について、本章末付表参照。

⁴⁵ 前掲謝氏『北朝婚喪礼俗研究』、115頁参照。その具体的な事例は、本章末付表参照。

⁴⁶ 『魏書』には、太和一九年における貨幣発行の具体的な月日については、記されていない。また、太和一九年二月には、馮誕が死去した際、孝文帝は彼に穀五千斛の賻を賜与した。太和一九年の貨幣発行は、馮誕の事例以降に行われたと考えられる。管見の限り、それ以後、賻としての穀物の下賜は、胡国珍（神亀元年、518）と李苗（永安三年、530）の2例しかない（本章末付表参照）。

⁴⁷ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』249頁参照。

⁴⁸ 劉世儒『魏晋南北朝量詞研究』第二章第二節「段」（中華書局、1965年）参照。

付表 東晋南北朝における贈賻の事例

東晋

時間	人物	官職 ¹	内容	出典
咸和三年 (328)	鍾雅	光祿勳 (三品)	其後以家貧、詔賜布帛百匹。	『晋書』 卷七〇
咸和四年 (329)	溫嶠	大將軍 (一品)	帝下冊書曰、「(前略) 賜錢百万・布千匹、諡曰忠武、祠以太牢」。	『晋書』 卷六七
咸康五年 (339)	王導	丞相	帝挙哀於朝堂三日、遣大鴻臚持節監護喪事、贈襚之礼、一依漢博陸侯及安平献王故事。及葬、給九游・輜輳車・黄屋左纛・前後羽葆鼓吹・武賁班劍百人、中興名臣莫与為比。	『晋書』 卷六五
咸康五年	郗鑒	太宰 (一品)	帝朝晡哭于朝堂、遣御史持節護喪事、贈一依溫嶠故事。	『晋書』 卷六七
永和元年 (345)	諸葛恢	左光祿大夫、儀同三司 (一品)	贈賻之礼、一依太尉興平伯故事。	『晋書』 卷七七
永和一二年 (356)	蔡謨	司空 (一品)	贈賻之礼、一依太尉陸玩故事。	『晋書』 卷七七
約太和四年 (369)	南康公主 (桓溫妻)		詔賻布千匹・錢百万。溫辞不受。	『晋書』 卷九八
寧康元年 (373)	桓溫	丞相	皇太后与帝臨於朝堂三日、詔賜九命袞冕之服、又朝服一具・衣一襲・東園祕器・錢二百万・布二千匹・蠟五百斤、以供喪事。及葬、一依太宰安平献王・漢大將軍霍光故事、賜九旒鸞輅・黄屋左纛・輜輳車・挽歌二部・羽葆鼓吹・武賁班劍百人、優冊即前南郡公、增七千五百戸、進地方三百里、賜錢五千万・絹二万匹・布十万匹、追贈丞相。	『晋書』 卷九八

太元二年 (377)	桓豁	司空 (一品)	贈錢五十萬・布五百匹。使者持節 監護喪事。	『晉書』 卷七四
約太元七年 (382)	周虓	龍驤將軍 (三品)	孝武帝詔曰、「(前略) 賻錢二十 萬・布百匹」。	『晉書』 卷五八
約太元七年	丁穆	順陽太守 (五品)	孝武帝下詔曰、「(前略) 賻賜一依 周虓故事 (後略)」。	『晉書』 卷八九
太元一〇年 (385)	謝安	太保 (一品)	帝三日臨于朝堂、賜東園祕器・朝 服一具・衣一襲・錢百萬・布千匹・ 蠟五百斤、贈太傅、諡曰文靖。以 無下舍、詔府中備凶儀。及葬、加 殊禮、依大司馬桓溫故事、又以平 苻堅勲更封廬陵郡公。	『晉書』 卷七九
元興三年 (404)	司馬道子 (會稽王)	丞相	下令曰、「(前略) 可追崇太傅為丞 相、加殊禮、一依安平獻王故事」。	『晉書』 卷六四
義熙年間 (405～ 418)	毛璩	益州刺史 (四品)	(前略) 詔曰、「故益州刺史璩、 西夷校尉瑾、蜀郡太守瑗 (中略) 可皆贈先所授官、給錢三十萬・布 三百匹」。	『晉書』 卷八一
	毛瑾	西夷校尉 (五品)		
	毛瑗	蜀郡太守 (五品)		

宋

時間	人物	官職	内容	出典
永初元年 (420)	劉道規 (臨川王)	丞相	太祖詔曰、「(前略) 故侍中大司馬 臨川烈武王 (中略) 其追崇丞相、 加殊禮・鸞輅九旒・黃屋左纛、給 節鉞・前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍 百人、侍中如故」。	『宋書』 卷五一
永初三年 (422)	劉道憐 (長沙王)	太傅 (一品)	祭禮依晉太宰安平王故事、鸞輅 九旒、黃屋左纛、輜輶、挽歌二部、 前後部羽葆鼓吹、虎賁班劍百人。	『宋書』 卷五一
元嘉五年 (428)	徐豁	庾州刺史 (四品)	太祖又下詔曰、「(前略) 可賜錢十 萬・布百匹、以營葬事」。	『宋書』 卷九二
元嘉九年 (432)	王弘	太保 (一品)	給節、加羽葆鼓吹、增班劍為六十 人 (中略) 又詔、「(前略) 可賜錢	『宋書』 卷四二

			百万・米千斛」。	
元嘉一九年 (442)	姜道盛	給事中 (五品)	又詔曰、「(前略) 賜錢十萬」。	『宋書』 卷四七
元嘉二〇年 (443)	惠巖	僧人	詔曰、「(前略) 可給錢五萬・布五十匹」。	『高僧傳』 卷七
元嘉二九年 (452)	陸徽	益州刺史 (四品)	身亡之日、家無余財、太祖甚痛惜之。(中略) 賜錢十萬・米二百斛。	『宋書』 卷九二
大明六年 (462)	劉延孫	司徒 (一品)	又詔曰、「(前略) 可賜錢三十萬・米千斛」。	『宋書』 卷七八
大明六年	殷貴妃		葬給輜輶車・虎賁班劍・鑾輅九旒・黃屋左纛・前後部羽葆鼓吹。	『宋書』 卷八〇
大明八年 (464)	劉秀之	司空 (一品)	賜錢二十萬・布三百匹。	『宋書』 卷八一
泰始二年 (466)	劉義恭 (江夏王)	丞相	太宗定亂、令書曰、「(前略) 給九旒鸞輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車」。	『宋書』 卷六一

齊

時間	人物	官職 ²	內容	出典
建元二年 (480)	劉善明	左將軍 (三品)	贈錢三萬・布五十匹。	『南齊書』 卷二八
建元四年 (482)	褚淵	太宰 (一品)	薨、家無餘財、負債至數十萬。詔曰、「(前略) 給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十萬・布二百匹・蠟二百斤」。(中略) 又詔曰、「(前略) 給節、加羽葆鼓吹、增班劍為六十人。葬送之禮、悉依宋太保王弘故事。諡曰文簡」。	『南齊書』 卷二三
永明元年 (483)	周山陰	黃門郎 (五品)	詔賜朝服一具・衣一襲。	『南齊書』 卷二九
永明三年 (485)	蕭赤斧	金紫光祿 大夫 (二品)	家無儲積、無絹為衾。上聞之、愈加惋惜。詔賻錢五萬・上材一具・布百匹・蠟二百斤。	『南齊書』 卷三八
永明四年 (486)	李安民	鎮東將軍 (三品)	賻錢十萬・布百匹 (中略) 詔曰、「(前略) 贈鎮東將軍・鼓吹一部	『南齊書』 卷二七

			(後略)」。	
永明五年 (487)	蕭景先	侍中 (四品)	詔曰、「(前略) 今便举哀。賻錢十 万・布二百匹」。	『南齊書』 卷三八
永明七年 (489)	褚賁	侍中 (四品)	詔賜錢三万・布五十匹。	『南齊書』 卷二三
永明七年	王儉	太尉 (一品)	又詔曰、「(前略) 給節、加羽葆鼓 吹、增班劍為六十人。葬礼依故太 宰文簡公褚淵故事。冢墓材官營 辦。諡文憲公」。	『南齊書』 卷二三
永明七年	蕭映 (臨川王)	司空 (一品)	詔賜東園祕器・朝服一具・衣一 襲。	『南齊書』 卷三五
永明八年 (490)	蕭晃 (長沙王)	開府儀同 三司 (一 品)	賜東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『南齊書』 卷三五
永明九年 (491)	柳士隆	司空 (一品)	詔給東園祕器・朝服一具・衣一 襲・錢一十万・布三百匹・蠟三百 斤。又詔曰、「(前略) 贈司空・班 劍三十人・鼓吹一部、侍中如故。 諡曰忠武」。	『南齊書』 卷二四
永明九年	戴僧靜	高平太守 (五品)	詔曰、「(前略) 賻錢五万・布百 匹」。	『南齊書』 卷三〇
永明九年	蕭緬 (安陸王)	左將軍 (三品)	詔賻錢十万・布二百匹。喪還、(中 略) 給鼓吹一部。	『南齊書』 卷四五
永明一〇年 (492)	蕭嶷 (豫章王)	丞相	詔曰、「(前略) 斂以袞冕之服・温 明祕器・命服一具・衣一襲、喪事 一依漢東平王故事、大鴻臚持節 護喪事、大官朝夕送奠。大司馬・ 太傅二府文武悉停過葬」。(中略) 又詔曰、「(前略) 綠緌綬、具九服 錫命之礼、侍中・大司馬・太傅・ 王如故。給九旒鸞輅・黄屋左纛・ 虎賁班劍百人・輜輶車・前後部羽 葆鼓吹、葬送儀依東平王故事」。	『南齊書』 卷二二
隆昌元年 (494)	蕭畢 (武陵王)	司空 (一品)	賜東園祕器・朝服。	『南齊書』 卷三五
隆昌元年	蕭子良	太宰	詔給東園温明祕器、斂以袞冕之	『南齊書』

	(竟陵王)	(一品)	服。東府施喪位、大鴻臚持節監護、太官朝夕送祭。又詔曰、「(前略) 綠綬綬、備九服錫命之礼。使持節・中書監・王如故。給九旒鸞輅・黃屋左纛・輜輳車・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部・虎賁班劍百人、葬礼依晋安平王孚故事」。	卷四〇
建武元年 (494)	薛淵	平北將軍 (三品)	明帝即位、方有詔賻錢五万・布五百匹、剋日举哀。	『南齊書』 卷三〇
建武元年	蕭昭文 (廢帝海陵王)		給温明祕器・衣一襲、斂以袞冕之服。大鴻臚監護喪事。葬給輜輳車・九旒大輅・黃屋左纛・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部、依東海王故事。	『南齊書』 卷五
建武二年 (495)	江敦	散騎常侍 (三品)	詔賻錢三万・布百匹。	『南齊書』 卷四三
中興元年 (501)	蕭穎胄	丞相	詔贈侍中・丞相、本官如故。前後部羽葆鼓吹、班劍三十人。輜輳車、黃屋左纛。(中略)(梁の天監元年、502) 詔曰、「齊故侍中・丞相・尚書令穎胄葬送有期、前代所加殊礼、依晋王導・齊豫章王故事、可悉給。諡曰獻武」。	『南齊書』 卷三八

梁

時間	人物	官職 ³	内容	出典
天監元年 (502)	張弘策	散騎常侍 (三品)	給第一区・衣一襲・錢十万・布百匹・蠟二百斤。	『梁書』 卷一一
天監元年	庾華	輔国長史 (七品)	停尸無以斂、柩不能帰、高祖聞之、詔賜絹百匹・米五十斛。	『梁書』 卷五三
天監元年	蕭懿 (長沙王)	丞相	給九旒鸞輅・輜輳車・黃屋左纛・前後部羽葆鼓吹・挽歌二部・虎賁班劍百人、葬礼一依晋安平王故事。	『梁書』 卷二三
天監二年	席闡文	湘西太守	詔賻錢三万・布五十匹。	『梁書』

(503)		(五品)		卷一二
天監三年 (504)	何點	侍中 (三品)	詔曰、「(前略) 可給第一品材一具、賻錢二萬・布五十匹。喪事所須、內監經理」。	『梁書』 卷五一
天監四年 (505)	江淹	金紫光祿 大夫 (二品)	高祖為素服舉哀。賻錢三萬・布五十匹。	『梁書』 卷一四
天監五年 (506)	到沆	北中郎諮 議參軍 (不詳)	高祖甚傷惜焉、詔賜錢二萬・布三十匹。	『梁書』 卷四九
天監七年 (508)	曹景宗	征北將 軍、開府 儀同三司 (一七 班)	詔賻錢二十萬・布三百匹。	『梁書』 卷九
天監七年	鄭紹叔	散騎常侍 (一二 班)	詔曰、「(前略) 給鼓吹一部・東園祕器・朝服一具・衣一襲、凶事所須、隨由資給。諡曰忠」。	『梁書』 卷一一
天監八年 (509)	謝朓	司徒 (一八 班)	輿駕出臨哭、詔給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢十萬・布百匹・蠟百斤。	『梁書』 卷一五
天監八年	王亮	中書監 (一五 班)	詔賻錢三萬・布五十匹。	『梁書』 卷一六
天監九年 (510)	蕭穎達	侍中 (一二 班)	車駕臨哭、給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十萬・布二百匹。	『梁書』 卷一〇
天監九年	臧盾	侍中 (一二 班)	即日有詔舉哀。贈侍中、領軍如故。給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢布各有差。	『梁書』 卷四二
天監一〇年 (511)	呂僧珍	驃騎將 軍、開府 儀同三司 (一七 班)	高祖即日臨殯、詔曰、「(前略) 給東園祕器・朝服一具・衣一襲、喪事所須、隨由備辦。諡曰忠敬侯」。	『梁書』 卷一一
天監一二年	沈約	少傅	賻錢五萬・布百匹。	『梁書』

(513)		(一五班)		卷一三
天監一三年 (514)	柳慶遠	中軍將軍、開府儀同三司 (一七班)	詔曰、「(前略) 賻錢二十萬・布二百匹」。	『梁書』 卷九
天監一三年	范岫	金紫光祿大夫 (一四班)	賻錢五萬・布百匹。	『梁書』 卷二六
天監一四年 (515)	王珍国	車騎將軍 (將軍号二四班)	給鼓吹一部、賻錢十萬・布百匹。	『梁書』 卷一七
天監一五年 (516)	王茂	大尉 (一八班)	高祖甚悼惜之、賻錢三十萬・布三百匹。詔曰、「(前略) 加班劍二十人・鼓吹一部。諡曰忠烈」。	『梁書』 卷九
天監一五年	孫謙	光祿大夫 (一三班)	詔賻錢三萬・布五十匹。高祖為舉哀、甚悼惜之。	『梁書』 卷五三
天監一八年 (519)	張惠紹	護軍將軍 (一五班)	詔曰、「(前略) 給鼓吹一部・布百匹・蠟二百斤。諡曰忠」。	『梁書』 卷一八
普通元年 (520)	馮道根	左衛將軍 (一二班)	詔曰、「(前略) 給鼓吹一部。賻錢十萬・布百匹。諡曰威」。	『梁書』 卷一八
普通元年	韋叡	車騎將軍、開府儀同三司 (一七班)	高祖即日臨哭甚慟。賜錢十萬・布二百匹・東園祕器・朝服一具・衣一襲、喪事取給於官。遣中書舍人監護。	『梁書』 卷一二
普通元年	康綯	右衛將軍 (一二班)	輿駕即日臨哭。贈右衛將軍、給鼓吹一部。賻錢十萬・布百匹。	『梁書』 卷一八
普通四年 (523)	昌義之	散騎常侍 (一二班)	高祖深痛惜之、詔曰、「(前略) 并鼓吹一部。給東園祕器・朝服一	『梁書』 卷一八

		班)	具。賻錢二万・布二百匹・蠟二百斤。諡曰烈」。	
普通四年	王暕	中書令 (一三班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢十万・布百匹。	『梁書』 卷二一
普通四年	張齊	散騎常侍 (一二班)	賻錢十万・布百匹。	『梁書』 卷一七
普通五年 (524)	王份	特進 (一五班)	詔贈本官、賻錢四十万・布四百匹・蠟四百斤、給東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『梁書』 卷二一
普通五年	周捨	護軍將軍 (一五班)	詔曰、「(前略) 贈侍中・護軍將軍・鼓吹一部、給東園祕器・朝服一具・衣一襲。喪事隨由資給。諡曰簡子」。	『梁書』 卷二五
普通六年 (525)	蕭洽	司徒左長史 (一二班)	有詔出舉哀、賻錢二万・布五十匹。	『梁書』 卷四一
普通七年 (526)	蕭宏 (臨川王)	大將軍 (一八班)	詔曰、「(前略) 并給羽葆鼓吹一部、增班劍為六十人。給温明祕器、斂以袞服。諡曰靖惠」。	『梁書』 卷二二
大通元年 (527)	明山賓	侍中 (一二班)	昭明太子為舉哀、賻錢十万・布百匹、並使舍人王顯監護喪事。	『梁書』 卷二七
大通二年 (528)	傅昭	金紫光祿大夫 (一四班)	詔賻錢三万・布五十匹、即日舉哀。	『梁書』 卷二六
中大通元年 (529)	蕭琛	特進 (一五班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲、賻錢二十万・布百匹。	『梁書』 卷二六
中大通二年 (530)	裴子野	散騎常侍 (一二班)	詔曰、「(前略) 賻錢五万・布五十匹、即日舉哀。諡曰貞子」。	『梁書』 卷三〇
中大通三年 (531)	張緬	侍中 (一二班)	賻錢五万・布五十匹。高祖舉哀。昭明太子亦往臨哭。	『梁書』 卷三四

		班)		
中大通四年 (532)	孔休源	金紫光祿 大夫 (一四 班)	詔曰「(前略) 賻第一材一具・布 五十匹・錢五万・蠟二百斤。剋日 舉哀。喪事所須、隨由資給。諡曰 貞子」。	『梁書』 卷三六
中大通五年 (533)	蕭偉 (南平王)	大司馬 (一八 班)	詔歛以袞冕、給東園祕器。又詔 曰、「(前略) 給羽葆鼓吹一部、並 班劍四十人。諡曰元襄」。	『梁書』 卷二二
中大通六年 (534)	王錫	侍中 (一二 班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『梁書』 卷二一
大同元年 (535)	徐勉	右光祿大 夫、開府 儀同三司 (一七 班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲、 贈錢二十万・布百匹。	『梁書』 卷二五
大同二年 (536)	王規	光祿大夫 (一三 班)	賻錢二十万・布百匹。	『梁書』 卷四一
大同四年 (538)	夏侯夔	侍中 (一二 班)	有詔舉哀、賻錢二十万・布二百 匹。	『梁書』 卷二八
大同六年 (540)	袁昂	司空 (一八 班)	詔曰、「(前略) 可贈本官・鼓吹一 部、給東園祕器・朝服一具・衣一 襲・錢二十万・絹布一百匹・蠟二 百斤、即日舉哀」。	『梁書』 卷三一
太清元年 (547)	陸雲公	給事黃門 侍郎 (一〇 班)	高祖悼惜之、手詔曰、「(前略) 可 剋日舉哀、賻錢五万・布四十匹」。	『梁書』 卷五〇
太清二年 (548)	王儉	侍中 (一二 班)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『梁書』 卷二一
太清二年	羊侃	侍中 (一二 班)	詔給東園祕器・布絹各五百匹・錢 三百万。贈侍中・護軍將軍・鼓吹 一部。	『梁書』 卷三九

陳

時間	人物	官職	內容	出典
永定三年 (559)	杜之偉	通直散騎 常侍 (四品)	賻錢五萬・布五十匹・棺一具、剋日舉哀。	『陳書』 卷三四
天嘉二年 (561)	陳昌 (衡陽王)	太宰 (一品)	乃下詔曰、「(前略) 給東園溫明祕器・九旒鑾輅・黃屋左纛・武賁班劍百人・輜輶車・前後部羽葆鼓吹。葬送之儀、一依漢東平憲王・齊豫章文獻王故事。仍遣大司空持節迎護喪事、大鴻臚副其羽衛、殯送所須、隨由備辦」。	『陳書』 卷一四
至德元年 (583)	徐陵	特進 (二品)	詔曰「(前略) 可贈鎮右將軍・特進、其侍中・左光祿・鼓吹・侯如故。并出舉哀、喪事所須、量加資給。諡曰章」。	『陳書』 卷二六
至德三年 (585)	謝貞	招遠將軍	是夜卒、敕賻米一百斛・布三十匹。	『陳書』 卷三二
至德四年 (586)	司馬申	侍中 (三品)	下詔曰、「(前略) 給朝服一具・衣一襲、剋日舉哀、喪事所須、隨由資給」。	『陳書』 卷二九
禎明元年 (587)	孫瑒	侍中 (三品)	給鼓吹一部・朝服一具・衣一襲、喪事量加資給。	『陳書』 卷二五

北魏

時間	人物	官職 ⁴	內容	出典
永興五年 (413)	王洛兒 (建平王)	太尉	賜溫明祕器、載以輜輶車、使殿中衛士為之導從。	『魏書』 卷三四
泰常元年 (416)	叔孫俊 (安城王)	侍中	賜溫明祕器、載以輜輶車、衛士導從、陪葬金陵。	『魏書』 卷二九
泰常三年 (418)	崔玄伯	司空	喪禮一依安城王叔孫俊故事。	『魏書』 卷二四

泰常六年 (421)	車路頭 (宣城王)	太師	喪礼一依安城王叔孫俊故事。	『魏書』 卷三四
泰常八年 (423)	穆觀 (宜都王)	太尉	喪礼一依安城王叔孫俊故事。	『魏書』 卷二七
神麤二年 (429)	李先	定州刺史	詔賜金縷命服一襲。	『魏書』 卷三三
神麤三年 (430)	長孫翰 (平陽王)	司徒	礼依安城王叔孫俊故事、賻賜有加。	『魏書』 卷二六
神麤年間 (428～ 431)	于栗磾	大尉	賜東園祕器・朝服一具・衣一襲。	『魏書』 卷三一
太延二年 (436)	高推	輔国將軍	賜命服衣冠。	『魏書』 卷四八
太平真君三 年(442)	盧魯元 (襄城王)	太保	喪礼依安城王故事、而贈送有加。	『魏書』 卷三四
太武帝朝 (424～ 451)	寇修之	安西將軍	賜命服。	『魏書』 卷四二
興安二年 (453)	車伊洛 (前部王)	鎮西大將 軍	賜綿絹雜綵五百匹・衣二十七襲。 葬礼依盧魯元故事。	『魏書』 卷三〇
太安五年 (459)	李寶	鎮北將軍	詔賜命服一襲。	『魏書』 卷三九
和平五年 (464)	皮豹子	内都大官	賜命服一襲。	『魏書』 卷五一
延興元年 (471)	宿石 (太原王)	北中道大 將	葬礼依盧魯元故事。	『魏書』 卷三〇
太和三年 (479)	源賀	大尉	賻雜綵五百匹、賜輜輶車及命服・ 温明祕器、陪葬於金陵。	『魏書』 卷四一
太和五年 (481)	張白沢	鎮南將軍	詔賜帛一千匹・粟三千石、遣侍御 史營護喪事。	『魏書』 卷二四
太和六年 (482)	趙黑	司空	詔賜絹四百五十匹・穀一千斛・車 牛二十乘、致柩至都。	『魏書』 卷九四
太和六年	呂羅漢	内都大官	賜命服一襲。	『魏書』 卷五一

太和八年 (484)	司馬金龍	大將軍	贈絹一千匹。	『魏書』 卷三七
太和八年	刁雍	儀同三 司、鎮南 將軍	賜命服一襲・贈帛五百匹。	『魏書』 卷三八
太和八年	陸定國	司空	賜命服一襲。	『魏書』 卷四〇
太和九年 (485)	程駿	冠軍將軍	賜東園祕器・朝服一称・帛三百 匹。	『魏書』 卷六〇
太和九年	太妃韓氏		遣侍御史假節監護喪事、贈綵八 百匹。	『魏書』卷 二一上
太和一〇年 (486)	張祐	司空	賜帛千匹。	『魏書』 卷九四
太和一一年 (487)	高允	司空	詔給絹一千匹・布二千匹・綿五百 斤・錦五十匹・雜綵百匹・穀千斛、 以周喪用。魏初以來、存亡蒙賚者 莫及焉、朝廷榮之(中略)賜命服 一襲。	『魏書』 卷四八
太和一二年 (488)	崔衡	左光祿大 夫	帛一千匹・穀一千斛。	『魏書』 卷二四
太和一五年 (491)	畢衆敬	兗州刺 史、寧南 將軍	詔於兗州賜絹一千匹、以供葬事。	『魏書』 卷六一
太和一五年	畢元賓	撫軍將軍	賜帛八百匹。	『魏書』 卷六一
太和一六年 (492)	裴修	中大夫	賻帛一百匹。	『魏書』 卷四五
太和一六年	鄭羲	秘書監	贈帛五百匹。	『魏書』 卷五六
太和一七年 (493)	元飛龍 (南平王)	衛將軍	賜朝服一具・衣一襲・東園第一祕 器・絹千匹(中略)賜帛五百匹。	『魏書』 卷一六
太和一七年	尉元	司徒	詔曰、「(前略)可賜布帛綵物二千 匹・温明祕器・朝衣一襲、并為營 造墳域」。謚曰景桓公。葬以殊禮、 給羽葆鼓吹、假黃鉞、班劍四十 人、賜帛一千匹。	『魏書』 卷五〇

太和一八年 (494)	元休 (安定王)	大司馬 (一品 上)	薨、贈帛三千匹(中略)及將葬、 又贈布帛二千匹、諡曰靖王。詔假 黃鉞、加羽葆鼓吹、虎賁、班劍六 十三人、悉準三老尉元之儀。	『魏書』 卷一九下
太和一八年	南安王劉太 妃		及葬、贈布帛綵五百段。	『魏書』 卷一九下
太和一九年 (495)	司馬躍	金紫光祿 大夫 (從一品 下)	賜朝服一具・衣一襲・絹一千匹。	『魏書』 卷三七
太和一九年	堯暄	安北將軍 (二品 下)	賻帛七百匹。	『魏書』 卷四二
太和一九年	馮誕	太師 (一品 上)	禮物輜儀、徐州備造。陵兆葬事、 下洛候設。喪至洛陽、車駕猶在鍾 離。詔留守賜賻物布帛五千匹、穀 五千斛、以供葬事(中略)加以殊 禮、備錫九命、依晉大司馬齊王攸 故事。	『魏書』 卷八三上
太和一九年	馮熙	大司馬 (一品 上)	凡所營送、皆公家為備。又勅代給 綵帛前後六千匹、以供凶用(中 略)加黃屋左纛、備九錫・前後部 羽葆鼓吹、皆依晉太宰安平獻王 故事。	『魏書』 卷八三上
太和二〇年 (496)	元楨 (南安王)	鎮北大將 軍(從一 品上)	贈帛一千匹。及葬、又賜帛千匹。 遣黃門郎監護喪事。	『魏書』 卷一九下
太和二〇年	高道悅	散騎常侍 (二品 下)	賜帛五百匹、并遣王人慰其妻子。 又詔使者監護喪事、葬于旧塋。 兼賜帛一千匹、並遣王人監護喪 事。	『魏書』 卷六二 高道悅墓誌 5
太和二一年 (497)	樓毅	都督涼河 二州、鄯 善鎮諸軍 事	賜錢二十萬・布二百匹。	『魏書』 卷三〇
太和二一年	李罔	光祿大夫	賜錢二十萬・布百匹・朝服一具、	『魏書』

		(從二品中)	衣一襲。	卷三六
太和二一年	劉昶 (加宋王之号)	太傅 (一品上)	高祖為之舉哀、給温明祕器・錢百萬・布五百匹・蠟三百斤・朝服一具・衣一襲(中略)加以殊礼、備九錫、給前後部羽葆鼓吹、依晋琅邪武王佑故事。	『魏書』 卷五九
太和二二年 (498)	李冲	司空 (一品中)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲、贈錢三十万・布五百匹・蠟二百斤。	『魏書』 卷五三
太和二三年 (499)	元幹 (趙郡王)	免官	給東園祕器・斂服十五称、贈帛三千匹。	『魏書』 卷二一上
太和二三年	宋弁	安東將軍 (二品下)	詔賜錢十万・布三百匹。	『魏書』 卷六三
太和二三年	元彬	都督東秦 幽夏三州 諸軍事 (二品上)	賜錢十万・絹二百匹。	『魏書』 卷一九下
太和二三年	游明根	金紫光祿 大夫(從 一品下)	世宗遣使弔祭、賻錢一十万・絹三百匹・布二百匹。	『魏書』 卷五五
太和後期 (495~ 499)	鄧良奴	司空長史 (四品上)	詔賜錢十万・布五十匹。	『魏書』 卷二四
約太和朝	王謚	光祿大夫 (從二品 中)	贈帛五十匹。	『魏書』 卷九三
景明元年 (500)	劉藻	太尉司馬 (四品上)	贈錢六万。	『魏書』 卷七〇
景明元年	尹挺	冠軍將軍 (從三 品)	賜布帛一百匹。	『魏書』 卷七一
景明元年	裴叔業	征南將	給東園温明祕器・朝服一襲・錢三	『魏書』

		軍、開府儀同三司 (從一品)	十萬・絹一千匹・布五百匹・蠟三百斤。	卷七一
景明二年 (501)	元羽 (広陵王)	司徒 (一品)	詔給東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・錢六十万・布一千匹・蠟三百斤、大鴻臚護喪事。(中略) 給羽葆鼓吹・班劍四十人。	『魏書』 卷二一上
景明二年	于烈	大將軍 (一品)	世宗挙哀於朝堂、給東園第一祕器・朝服一具・衣一襲、賜錢二百万・布五百匹。	『魏書』 卷三一
景明二年	李彪	鎮遠將軍 (四品下)	詔賜帛一百五十匹。	『魏書』 卷六二
景明三年 (502)	穆亮	司空 (一品)	給東園温明祕器・朝服一具・衣一襲・錢四十万・布七百匹・蠟二百斤。	『魏書』 卷二七
景明三年	高閭	金紫光祿大夫 (從二品)	世宗遣使弔慰、贈帛四百匹。	『魏書』 卷五四
景明年間 (500～503)	楊令寶	征虜將軍 (從三品)	賜帛三百匹。	『魏書』 卷七一
正始元年 (504)	元詳 (北海王)	太傅 (一品)	給東園祕器、贈物之數一依広陵故事。	『魏書』 卷二一上
正始二年 (505)	元鸞 (城陽王)	鎮北將軍 (從二品)	贈帛六百匹。	『魏書』 卷一九下
正始三年 (506)	源懷	司徒 (一品)	詔給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十万・布七百匹・蠟三百斤。	『魏書』 卷四一
正始四年 (507)	元嵩	車騎將軍 (二品)	世宗為嵩挙哀於東堂、賻絹一千匹。	『魏書』 卷一九中
永平元年 (508)	元勰 (彭城王)	司徒 (一品)	世宗為挙哀於東堂。給東園第一祕器・朝服一襲、賻錢八十万・布	『魏書』 卷二一下

			二千匹・蠟五百斤、大鴻臚護喪事 (中略) 給鑾輅九旒・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。	
永平元年	司馬悅	平東將軍 (三品)	賜帛三百匹。	『魏書』 卷三七
			遣中黃門緹榮頭弔祭、贈帛一千匹、營護喪事。	司馬悅墓誌 6
永平元年	李遵	征虜將軍 (從三品)	詔賜帛二百匹。	『魏書』 卷四九
永平三年 (510)	元英 (中山王)	司徒 (一品)	給東園祕器・朝服一具・帛七百匹。	『魏書』 卷一九下
永平五年 (512)	元詮 (安樂王)	驃騎將軍 (二品)	詔賜東園祕器・朝服一具・絹布七百匹。	元詮墓誌 ⁷
永平年間 (508～ 511)	薛真度	金紫光祿 大夫 (從二品)	賻帛四百匹・朝服一襲。	『魏書』 卷六一
永平年間	李堅	撫軍將軍 (從二品)	賻帛五百匹。	『魏書』 卷九四
延昌二年 (513)	馮亮	隱逸	詔贈帛二百匹、以供凶事。	『魏書』 卷九〇
延昌二年	劉芳	鎮東將軍 (從二品)	詔賜帛四百匹。	『魏書』 卷五五
延昌三年 (514)	邢巒	車騎大將軍 (二品)	詔賻帛四百匹・朝服一襲。	『魏書』 卷六五
約延昌四年 (515)	苟資	平北將軍 (三品)	并給帛二百匹・布一百匹。	『魏書』 卷四四
熙平元年 (516)	李平	驃騎大將軍、儀同三司 (從一品)	詔給東園祕器・朝服一具・衣一襲・帛七百匹。靈太后為舉哀於東堂。	『魏書』 卷六五

熙平元年	元景略 (樂陵王)	冠軍將軍 (從三品)	賜帛四百匹。	『魏書』 卷一九下
約熙平元年	孟鸞	左中郎將 (從四品下)	遂賜帛三百匹・黃絹十匹、以供喪用。七日、靈太后為設二百僧齋、賜助施五十匹。	『魏書』 卷九四
約熙平元年	夏侯道遷	撫軍將軍 (從二品)	贈帛五百匹。	『魏書』 卷七一
熙平二年 (517)	度法友	平西將軍 (三品)	贈帛三百匹。	『魏書』 卷七一
熙平二年	元懷 (廣平王)	太保	頭以殊禮、備物九賜。	元懷墓誌 ⁸
神龜元年 (518)	崔羨	鎮東將軍 (從二品)	詔賻帛三百匹・朝服一襲。	『魏書』 卷二四
神龜元年	于忠	司空 (一品)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢二十萬・布七百匹・蠟三百斤。	『魏書』 卷三一
神龜元年	胡國珍	太師 (一品)	給東園溫明祕器・五時朝服各一具・衣一襲、贈布五千匹・錢一百万・蠟千斤。大鴻臚持節監護喪事(中略)加九錫。葬以殊禮、給九旒轡輅・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車。諡文宣公。賜物三千段・粟一千五百石。	『魏書』 卷八三下
神龜元年	孫惠蔚	大將軍 (一品)	賜帛五百匹。	『魏書』 卷八四
神龜二年 (519)	盧道裕	撫軍將軍 (從二品)	賜帛三百匹。	『魏書』 卷四七
神龜二年	元澄 (任城王)	太傅 (一品)	賻布一千二百匹・錢六十万・蠟四百斤、給東園溫明祕器・朝服一具・衣一襲。大鴻臚監護喪事(中略)加以殊禮、備九錫、依晉大司馬齊王攸故事。	『魏書』 卷一九中
神龜二年	張彝	衛將軍	詔賜布帛千匹。	『魏書』

		(二品)		卷六四
神龜三年 ⁹ (520)	元譔	鎮遠將軍 (四品 下)	贈帛五百匹。	『魏書』 卷二一上
正光元年 (520)	游肇	驃騎大將 軍、儀同 三司 (從一 品)	詔給東園祕器・朝服一襲、贈帛七 百匹。肅宗舉哀於朝堂。	『魏書』 卷五五
正光元年	高聰	撫軍將軍 (從二 品)	贈布帛三百匹・冰一車。	『魏書』 卷六八
正光二年 (521)	劉華仁	太監 (宮品第 一)	輜車葬具、增加千數。吉凶雜樂、 隊送終宅。	劉華仁墓誌 10
正光二年	王遺女	傅母、贈 一品	賚東園祕器及輜輅車。奉終之具、 一皆資足。	王遺女墓誌 11
正光二年	王僧男	女尚書、 贈一品	賜東園祕器及輜輅車。喪之資費、 皆取公給。	王僧男墓誌 12
正光二年	崔亮	車騎大將 軍、儀同 三司(從 一品)	詔給東園祕器・朝服一襲、贈物七 百段・蠟三百斤。	『魏書』 卷六六
正光四年 (523)	元謚 (趙郡王)	征南將軍 (二品)	給東園祕器・朝服一具・衣一襲、 贈帛五百匹。	『魏書』 卷二一上
正光四年	崔光	太傅 (一品)	給東園溫明祕器・朝服一具・衣一 襲・錢六十万・布一千匹・蠟四百 斤、大鴻臚監護喪事。(中略)又 勅加後部鼓吹・班劍、依太保廣陽 王故事。	『魏書』 卷六七
正光四年	崔休	車騎將軍 (二品)	贈帛五百匹。	『魏書』 卷六九
正光四年	劉騰	太尉 (一品)	贈帛七百匹・錢四十万・蠟二百 斤、鴻臚少卿護喪事。	『魏書』 卷九四

正光五年 (524)	李韶	司空 (一品)	詔贈帛七百匹。	『魏書』 卷三九
正光五年	王鐘兒	比丘尼統	中給事中王紹鑒督喪事、贈物一千五百段。	王鐘兒墓誌 13
正光五年	李世哲	鎮西將軍 (從二品)	賻帛五百匹・朝服一襲。	『魏書』 卷六六
正光五年	甄琛	司徒 (一品)	詔給東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢十萬・物七百段・蠟三百斤。	『魏書』 卷六八
正光五年	元愨	玄州刺史	詔贈(中略)帛二百匹。	元愨墓誌 ¹⁴
正光六年 (525)	高諒	平北將軍 (三品)	贈帛二百匹。	『魏書』 卷五七
孝昌元年 (525)	元懌 (清河王)	丞相	加以殊禮・鸞輅九旒・虎賁班劍百人・前後部羽葆鼓吹・輜輶車、一依彭城武宣王故事、其黃屋左纛依漢大將軍霍光故事、備賜九命。	元懌墓誌 ¹⁵
孝昌元年	元瑛 (長樂長公主)		詔曰、「(前略)可賻雜綵八十四匹・絹八百匹・布八百匹、給東園祕器・蠟三百斤、可遣鴻臚監護喪事」。	高猛妻元瑛墓誌 ¹⁶
孝昌二年 (526)	元乂 ¹⁷ (江陽王)	驃騎大將軍、儀同三司 (從一品)	遣中使監護喪事。賜朝服一襲・蠟三百斤、賜布絹一千三百匹・錢卅萬、祠以太牢、給東園輜車・挽歌十部、賜以明器、發卒衛從、自都及墓。	元乂墓誌 ¹⁸
孝昌二年	宇文延	冠軍將軍 (從三品)	遣中謁者僕射薛長樂弔慰、贈帛二百匹、凡百供用皆以公給。	宇文延墓誌 19
孝昌二年	元融 (章武王)	司徒 (一品)	肅宗為拳哀於東堂、賜東園祕器・朝服一具・綵二千八百段。(中略)加前後部鼓吹。	『魏書』 卷一九下

			給東園祕器・朝服一具・衣一襲、 賻物八百段。	元融墓誌 ²⁰
武泰元年 (528)	元順	司徒 (一品)	莊帝勅侍中元祉曰、「(前略) 特贈 絹百匹、餘不得例」。	『魏書』 卷一九中
建義元年 (528)	元略 (東平王)		宸居追歎、贈侔博陸(霍光故事)。	元略墓誌 ²¹
建義元年 (528)	元子正 (始平王)	相国	贈(中略)鸞輅九旒・黃屋左纛・ 前後部羽葆鼓吹・虎賁班劍一百 人。	『魏書』 卷二一下
			加黃屋左纛・虎賁班劍一百人。	元子正墓誌 ²²
建義元年	元欽	太師 (一品)	使鴻臚太常監護喪事、賜東垣祕 器・朝服一襲、祭以太牢。	元欽墓誌 ²³
永安三年 (530)	李苗	車騎大將 軍、儀同 三司 (從一 品)	贈帛五百匹・粟五百石。	『魏書』 卷七一
永安三年	尒朱榮 (晋王)	相国	又詔曰、「(前略) 可追号為晋王、 加九錫、給九旒鸞輅・虎賁班劍三 百人・輜輶車、準晋太宰安平獻王 故事。諡曰武」。	『魏書』 卷七四
永熙元年 (532)	盧同	司空 (一品)	賜帛四百匹。	『魏書』 卷七六
永熙二年 (533)	元鑽遠	平南將軍 (三品)	賻錢三万、祭以太牢。	元鑽遠墓誌 ²⁴
永熙三年 ²⁵ (534)	李仲胤	鎮遠將軍 (四品 下)	賜帛一百匹・布五十四・綿五十 斤。	『魏書』 卷四九

東魏北齊

時間	人物	官職	內容	出典
天平三年 (536)	王衍	司徒 (一品)	勅給東園祕器、賻物三百段。	『魏書』 卷六三

興和三年 (541)	元季聰 (高密長公主)		贈帛五百匹、中使監護喪事。	李挺命婦元季聰墓誌 ²⁶
武定二年 (544)	盧勇	司空 (一品)	賻物之外、別賜布絹四千匹。	『北齊書』 卷二二
武定三年 (545)	封隆之	司徒 (一品)	詔遣主書監神貴就弔、賻物五百段。	『北齊書』 卷二一
武定三年	李元忠	大將軍 (一品)	詔贈縑布五百匹。	『北齊書』 卷二二
武定五年 (547)	高歡 (齊王)	相國	詔凶礼依漢大將軍霍光・東平王蒼故事、贈假黃鉞・使持節・相國・都督中外諸軍事・齊王璽紱・輜輶車・黃屋左纛・前後羽葆鼓吹・輕車介士、兼備九錫殊礼、諡獻武王。	『北齊書』 卷二
武定七年 (549)	陳元康	司空 (一品)	明年、乃詔曰、「(前略) 賻物一千二百段。大鴻臚監喪事。凶礼所須、隨由公給」。	『北齊書』 卷二四
武定八年 (550)	高澄 (齊王)	相國	詔贈齊文襄王假黃鉞・使持節・相國・都督中外諸軍事・齊王璽綬・輜輶車・黃屋左纛・前後部羽葆鼓吹・輕車介士、備九錫之礼、諡曰文襄王。	『魏書』 卷一二
武定八年	陸子彰	驃騎大將軍、開府儀同三司 (從一品)	賻帛一百匹。	『魏書』 卷四〇
武定八年	閻叱地連 (茹茹公主)		天子下詔曰、「(前略) 可勅并州造輜輶車、備依常式、礼也」。	閻氏墓誌 ²⁷
天保二年 (551)	高洸 (襄城王)	太師 (一品)	載以輜輶車。	高洸墓誌 ²⁸
天保三年 (552)	司馬遵業 (別名子如)	太尉 (一品)	贈物一千段。	『北齊書』 卷一八
			贈物一千段。	司馬遵業墓誌 ²⁹

天保四年 (553)	庫狄干 (章武王)	太宰 (一品)	給輜輦車。	『北齊書』 卷一五
天保五年 (554)	薛修義	司空 (一品)	贈物三百段。	『北齊書』 卷二〇
天保六年 (555)	高岳 (清河王)	太傅 (一品)	給輜輦車、贈物二千段。	『北齊書』 卷一三
天保九年 (558)	徐徹	大鴻臚卿 (三品)	贈帛一百匹。	徐徹墓誌 ³⁰
大寧二年 (562)	庫狄廻洛 (順陽王)	大將軍 (一品)	贈物一千段。	『北齊書』 卷一九
			贈物一千段、祭以太牢。	庫狄廻洛墓 誌 ³¹
河清三年 (564)	高湊 (彭城王)	太師 (一品)	給輜輦車。	『北齊書』 卷一〇
天統三年 (567)	斛律金 (咸陽王)	相國	贈錢百萬。	『北齊書』 卷一七
武平元年 (570)	婁叡 (東安王)	右丞相	天子舉哀、百僚赴吊。贈帛百万匹。	婁叡墓誌 ³²
武平二年 (571)	段韶	相國	上舉哀東堂、贈物千段・温明祕器・輜輦車、軍校之士陣衛送至平恩墓所、發卒起塚。	『北齊書』 卷一六
武平四年 (573)	王琳 (巴陵王)	十五州諸 軍事、開 府 (從一 品)	葬給輜輦車	『北齊書』 卷三二

北周

時間	人物	官職	内容	出典
明帝元年 (557)	李弼	太師 (正九命)	世宗即日舉哀。比葬、三臨其喪。發卒穿塚、給大輅・龍旂、陳軍至于墓所。	『周書』 卷一五
天和三年 (568)	于謹	太師 (正九命)	高祖親臨、詔譙王儉監護喪事。賜繪綵千段・粟麥五千斛。	『周書』 卷一五
建德二年	蕭撝	大將軍	高祖舉哀於正武殿、賜穀麥三百	『周書』

(573)		(正九命)	石・布帛三百匹。	卷四二
-------	--	-------	----------	-----

¹ 以下の諸表における「官職」の内容は、すべて死者が持つ最高等級の官職に準じて記入されたものである。

² 南朝齊における官品についての体系的な記載が残っていないが、閻歩克氏の研究によれば、齊の官品は、基本的に晋宋の制度を踏襲するという。閻氏『品位与職位—秦漢魏晋南北朝官階制度研究—』第五章「六、南朝齊官品拾遺」（中華書局、2003年）参照。本表に記している南朝齊の官品は、晋宋の官品に準ずることとする。

³ 天監七年（508）正月、南朝梁が「十八班」の官制を頒布した。本表においては、梁天監七年を境に、それより以前は晋宋の官品、以降は『通典』卷三七「十八班」の梁官品を参照して記した。

⁴ 北魏の史料には、太和一七年（493）六月より以前は官品についての具体的な記載が残っていない。『魏書』卷一一三 官氏志においては、太和一七年六月、及び太和二三年（499）四月に、公布された二つの職員令が収録されている。本表における太和一七年六月以降の官品は、その二つの職員令に基づいた。

⁵ 韓理洲等 輯校編年『全北魏東魏西魏文補遺』（三秦出版社、2010年）151頁参照。

⁶ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』109頁参照。

⁷ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』115頁参照。

⁸ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』141頁参照。

⁹ 『魏書』には、元譚の死亡年が記されていない。ここでの神龜三年は、元譚墓誌の記載による。前掲『全北魏東魏西魏文補遺』163頁参照。

¹⁰ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』31頁参照。

¹¹ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』170頁参照。

¹² 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』170頁参照。

¹³ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』23頁参照。

¹⁴ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』222頁参照。

¹⁵ 洛陽市文物工作隊『洛陽出土歷代墓誌輯繩』（中国社会科学出版社、1991年）、43頁参照。

¹⁶ 羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』（中華書局、2005年）118頁参照。

¹⁷ 『魏書』卷一六 元叉伝には、元叉が元叉と称される。

-
- ¹⁸ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』230頁参照。
- ¹⁹ 鄭州市華夏文化芸術博物館 編著『聖殿里拾来的文明』（文物出版社、2011年）75頁参照。
- ²⁰ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』249頁参照。
- ²¹ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』279頁参照。
- ²² 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』284頁参照。
- ²³ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』288頁参照。
- ²⁴ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』45頁参照。
- ²⁵ 『魏書』には、元讜の死亡年が記されていない。ここでの永熙三年は、李仲胤墓誌の記載による。中国社会科学院考古研究所河北工作隊、北京大学文博学院考古系「河北贊皇西高北朝家族墓地考古発掘与收获」（『中国文物報』2011年3月25日）参照。
- ²⁶ 趙力光 編『鴛鴦七誌齋藏石』東魏152（三秦出版社、1995年）参照。
- ²⁷ 前掲『全北魏東魏西魏文補遺』402頁参照。
- ²⁸ 韓理洲等 輯校編年『全北齊文北周文補遺』（三秦出版社、2008年）77頁参照。
- ²⁹ 前掲『全北齊文北周文補遺』59頁参照。
- ³⁰ 前掲『全北齊文北周文補遺』75頁参照。
- ³¹ 前掲『全北齊文北周文補遺』83頁参照。
- ³² 前掲『全北齊文北周文補遺』110頁参照。

第五章 唐代における贈賻制度について ―唐喪葬令を中心として―

はじめに

魏晋南北朝の混乱を克服した隋朝は、強大な政権をたてる一環として、前代の各制度を整備し、国の基本法である律・令・格・式、いわゆる律令制度を系統化させ、その後の唐帝国の基盤を築いた。しかしながら、隋における体系的な法制史料はほとんど残っておらず、当該時代の史料には、贈賻関連の記載も少ない。そのため、隋代における具体的な贈賻制度を追究することが、困難である。それに対し、連綿たる研究の蓄積によって、唐令の主体が既に復原されるのみならず、唐代の国家礼典としての『大唐開元礼』（以下、『開元礼』と称する）も全体的に保存されている。また、唐代の史料には、贈賻の贈与例も数多く見られる。これらの史料を通じ、唐代における贈賻制度を全面的に把握することは可能である。

唐令の喪葬令は官員の喪葬に関連する諸々の事柄を規定しており、贈賻に関する令文はその中で一定の割合を占めている。『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』（以下、『拾遺』・『拾遺補』と称する）に復原された唐喪葬令には贈賻に関連する条文が7条存在する¹。唐令を復原する上で、近年発見された宋代の天聖令は大きな役割を果たしているが、そこに見える宋喪葬令（以下、宋令と称する）及び宋代には行われなかった唐令（以下、不行唐令と称する）は唐喪葬令の復原に新史料を提供している²。その中で贈賻制度に関わるものとしては喪葬令の不行唐令1「皇家諸親喪賻物」と宋8「諸贈官者」及び宋11「諸五品以上薨卒及遭喪応合吊祭者」³によって復原された唐令があり、これらは従来の唐宋史料及び日本の律令に見られないものである。これらの令文は唐代贈賻の受給資格や賻物の基準及び申請の手続きなどの制度を規定しており、贈賻制度の研究に対する基本的な史料といえる。

また、唐代の礼典は贈賻を贈る儀礼を規定しており、例えば『開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条は皇帝の勅使が諸王・妃主・貴臣等の喪を弔ったのち贈賻を贈るという儀礼を記している。その中では「其贈賻之礼与弔使俱行、則有司預備物数」とあり、その注に「多少準令」とあって贈物の具体的な数量は喪葬令の規定に準じなければならないことが定められている。ここから、唐代贈賻制度における法令と儀礼の緊密な結びつきを見ることができるといえる。

これまでの唐贈賻制度に係る研究の中で注目すべきものとしては、呉麗娛氏と稲田

奈津子氏の成果が挙げられる。呉氏は従来の復原成果および天聖令を用い、改めて唐喪葬令を復原した⁴。それは『拾遺』・『拾遺補』による喪葬令の復原に続く重要な成果となり、呉氏はその成果に基づき唐宋の喪葬制度についてのいくつかの論文を発表している。その中で、氏は唐宋間における制度の変遷を検討するために、喪葬令に基づいて唐代贈賻支給の規定を整理し、皇家諸親・職事官及び贈官の贈賻支給の基準と手順などを検討している。また、唐代の贈官・散官・職事官などの身分を同時に有する場合の「従多」原則及び「贈賻加等」（規定より多くの贈賻を特別に賜与すること）などの方面についても追究している⁵。ただし、呉氏の研究では、従来あまり注目されてこなかった唐贈賻制度の研究を進展させてはいないが、以下のようないくつかの問題点も存在している。

(1) 前述の研究は唐代における贈と賻の制度を明確には分けておらず、贈の贈与に対しての検討にはいまだ不十分な点がある。

(2) 呉氏の贈賻支給に対する考察は唐宋間の制度の変遷に着目したものであるため、唐代における賻物を受け取ることでできる諸身分に対する考察は網羅的にはなされておらず、特に致仕官と非致仕官を含む「以理去官」の資格については論述されていない。

(3) 前述の呉氏の研究では、喪葬令の令文について史料批判は行われておらず、令文に見えるいくつかの矛盾、たとえば不行唐令1に見える準一品の皇家諸親に対する二つの贈賻基準のようなものについての検討がなされていない。

(4) 贈賻支給の手順についての研究では、死亡情報の上奏と賻物・弔祭の申請が区別されていない。

稲田奈津子氏の研究は主に日本の喪葬儀礼を対象としたものであるが、唐についても一部言及している。例えば、唐の拾遺5と養老令3の関係の考証、拾遺5と『儀礼』既夕礼の比較を行っており、このような唐令の条文及びその背景にある思想の根源と古礼を結びつける観点は重視すべきものである⁶。また、呉氏の「唐喪葬令復原研究」（以下、「復原研究」と称する）の一部の復原に対して適切でないと指摘し、唐喪葬令の復原をより一層進展させている⁷。本章第三節ではこの稲田氏の成果を利用し、贈賻賜与の手順を検討する⁸。

以上を踏まえ、本章で解明を目指す諸点をより具体的に述べれば、以下ようになる。従前の研究は主に唐代の贈賻制度の中でも賻の個別的な制度を対象としてきたが、唐代に存在していた贈・賻の制度を総体として全面的に考察した研究は管見の及ぶ限りない。また、唐の法典では、祿の制度は規定されていないが、実際には、祿は恩賞としてしばしば賜下されていた。よって、まず本章ではその三つの形式を分析し、より総合的な視座から唐代の贈

賻制度を考察する。また、従来の研究では賻物を賜与される資格の如何について体系的に整理されてきておらず、その解釈などにおいても一部私見と齟齬するところがある⁹。そこで本章では賻物の受給資格及び賻物の基準的な内容についても具体的に追究する。残る問題として、従来の研究では喪葬令における賻賻の申請手順についてもいまだ定説となるものがない。よって本章では、それを死亡の上奏・賻物の申請・弔祭の申請の三つの部分に分けて解明する。

以上の考察を通じて、喪葬令にみえる賻賻の内容を具体的に明らかにし、以て唐代の賻賻制度の実態を追究し、唐喪葬令の復原及び喪葬制度研究の深化をはかりたい。

第一節 唐代賻賻制度の構造

前章の検討によれば、先秦の凶礼には各種類の賻賻に関する儀礼がすでに整備されている。漢代になると、官員に贈る賻賻の法定基準が徐々に形成していた。両晋南北朝では、一般的な官員に贈る賻賻は、賻と綵の二種類があり、殊礼としての賻賻は、また輜輳車・黄屋左纛・鸞輅・龍旗九旒という賻を加えられていた。

では、唐代の賻賻制度は如何に前代の制度を継承し、あるいは新たに独自の制度を形成したのであろうか。よって、以下に唐代における法典・礼典、及び実態面に見える賻賻の各形式を考察し、唐代賻賻制度の構造を明らかにしてみたい。

1. 賻の贈与

漢代から、輜輳車・黄屋左纛・九旒鸞輅は、死亡した重臣や諸侯王（封王）に贈る殊礼の賻とされていた。前章で検討したように、輜輳車は、大行皇帝の遺体を陵墓に運搬した際に使われていた柩車であり、それに対して鸞輅は漢代から皇帝や皇后の乗用する車とされ、葬儀用の場合は皇帝の規格に準ずる容車（死者の衣服を載せる車）とされていたと考えられる。その鸞輅と輜輳車を中心とする葬送儀式は、「吉凶鹵簿」を構成している。この「吉凶鹵簿」は、唐代になっても、基本的には踏襲されていた。唐代においては、玉輅と輜輳車は、それぞれ大行皇帝の「吉駕」と「凶駕」とされており¹⁰、玉輅とは、漢代以来の鸞輅に相当するものと考えられる¹¹。

一方、唐代の各級官員の葬儀でも、「吉凶鹵簿」の葬送儀式が用いられ、具体的には、霊

車と輜車がそれぞれ「吉駕」と「凶駕」と指定されている¹²。管見の限りでは、唐代の史料には、玉輅（鸞輅）と輜輦車が贈として臣下に下賜された事例はまったく見られず、それはすべて皇帝の葬儀において用いられたのである。それに対し、唐喪葬令が規定する官員に贈る贈には「乗馬」と「束帛」の二つが含まれており、拾遺5には、

（前略）三品已上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈于郭門之外、皆以束帛、一品加璧。

とあり、ここでは贈の対象となる官員がかなり限られている。三品以上の官員に対して贈られる「束帛」は古礼の贈の一部（幣）に属するが、「乗馬」の贈与はただ一品の官員だけを対象とする。『儀礼』士喪礼では、死亡した士に対し、国君が「玄纁束、馬両」という贈を贈ることが記されている¹³。唐喪葬令が規定する贈には「乗馬」と「束帛」の二つが含まれており、これは『儀礼』へ回帰したものと考えられる。また、拾遺5の「既引、又遣使贈于郭門之外、皆以束帛、一品加璧」の内容は、次の『儀礼』既夕礼に記載されている邦門での贈与に対応している。

至於邦門、公使宰夫贈玄纁束。

とある。拾遺5や『儀礼』既夕礼によれば、贈の贈与は出棺の前に行われるが、郭門外での贈与は出棺中に行われる。そのため、拾遺5に規定される郭門外での贈与は贈の内容に属しない¹⁴。

『開元礼』にはこの喪葬令に対応する贈贈の儀礼が規定される。稲田氏は『儀礼』と『開元礼』とを対比し、唐代の皇帝が使者を派遣して贈を贈る儀礼は『開元礼』の「親賓致贈」に従ったもので、この「親賓」とは「親しい賓客」の意味であること論じている¹⁵。『開元礼』卷一三九 三品以上喪之二 親賓致贈条に、

賓有贈礼。在主人設祖奠之時、賓立於大門外西廂、東面。從者以筐奉玄纁、立於賓西南、俱東面。牽馬者以馬陳于賓東南、北首西上。

とある。この親賓致贈条には、「玄纁」と「馬」の贈与に関する儀礼が記されている。しかし、『開元礼』の中にはその「親賓」に対する説明があり、『開元礼』卷一三八 三品以上喪之一 卜葬日条に、

遂使人告於親賓。（諸親及僚友卜日不來者。）

とある。この卜葬日条は、官員の葬日を占って決めた後、卜葬日の儀礼に参加していない「親賓」に知らせることを規定している。この「親賓」に対する解釈を見ると、「親賓」は「諸親」と「僚友」であるとしている。ここでの「僚友」は主に官員の同僚や友人を指すと考え

られる。そのほか、『儀礼』には、「公贈」の後に「賓贈」と「兄弟贈」の儀礼も記されているのである。『儀礼』既夕礼に、

賓贈者将命。(鄭玄注、賓、卿大夫士也。)

とある。また、

兄弟、贈、奠可也。(鄭玄注、兄弟、有服親者、可且贈且奠。許其厚也。)

とある。『開元礼』の「親賓致贈」は『儀礼』の「賓贈」と「兄弟贈」に相当すると考えられる。「親賓致贈」が親戚と賓客により贈が贈られる儀礼であることは明らかである。それに対し、皇帝が使者を派遣して「貴臣」(三品以上の職事官或いは一品の散官である)に贈を贈るという儀礼は『開元礼』贈賻条に基づくものであろう¹⁶。『開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条に、

其贈賻之礼与弔使俱行、則有司預備物数(多少準令)。其日、使者至主人大門外便次、物輿陳於使者幕南、東西為列。馬陳於使者東南、北首西上。使者以下入即庭中位、物輿陳於使者位南、亦東西為列。馬從入、陳於庭、北首西上。使者出、主人有司受而以東。

其特行也、亦準弔礼。

とある。この贈賻条を見ると、その中に「馬」と「物」の二つがあることから、この条は贈と賻の儀礼を包括したものといえよう¹⁷。つまり、「貴臣」が死んだ場合は、使者がこの贈賻条の儀礼に従って、喪葬令に準ずる贈賻の物品を喪家に贈与することが規定されていた。

前掲の拾遺5と『開元礼』贈賻条には、贈を贈る内容や儀礼があるにもかかわらず、管見の限りでは、唐代において実際に贈を贈ったという例はなく、その実態の検討は困難である。

2. 賻の贈与

前章で検討したように、南北朝における賻の内容は、織物・穀物・銭の三形態がある。北魏における贈賻の記録には「賻物」がよく見られるようになり、その「物」(織物の総称)の単位は「段」であった。しかし、北魏時代の「段」は長さの単位であったりあるいはそれで計られる「物」の種類であったりし、制度として確立されたものではなかった。唐喪葬令では九品以上の官員に対する贈賻には「物」・「粟」の二種類があり¹⁸、その「物」には絹・布・綿の三つが含まれ、それはちょうど諸州の庸・調に対応する¹⁹。『唐六典』卷三 尚書戸部 金部郎中員外郎条に、

凡賜物十段、則約率而給之。絹三匹、布三端、綿四屯²⁰。(貨布、紵布、罽布各一端。春、

夏以絲代綿。)

とある。「段」で計られる「物」を賻とすることから考えると、唐代の賻は北魏以来の制度を受け継いだものであると言える。唐喪葬令には賻を贈る条文が多数あり、賻の対象・基準・内容及び数量などが規定されている。さらに、前述の『開元礼』賻賻条に記載される皇帝が使者を派遣して賻（「物」）を贈る儀礼と結びつけられ、唐代の整然とした賻賻制度を構成していたのである。ここで強調しなければならないのは、『開元礼』賻賻条の対象は職事官三品以上或いは散官一品の「貴臣」であるという点である。それ以外の官員に対する賻賻の儀礼は『開元礼』には存在しない。つまり、「貴臣」以外の官員に対する賻の贈与は、皇帝が使者を派遣して贈与されたものではないのである。

3. 襚の贈与

西晋朝廷は「朝服一具・衣一襲」のセットが襚の内容と指定していた。それ以降、東晋南北朝は、こうした贈襚の内容を踏襲していた。しかしながら、唐代の法令や儀礼には贈襚に関する制度は見られない。それについて『通典』卷八四 凶礼六 始死襚条に、

大唐王公以下之喪、贈襚衣服、出当時恩制、不著於令典。

とあるように、襚は特例の恩典として存在していた。唐代の史料を見ると、確かに贈襚の実例は多くはない。管見の及ぶ限り、以下に贈襚の例を挙げる²¹。

時間	人物	身分	内容	出典
貞観二二年 (648)	吐迷度	回紇可汗、左衛 大將軍 (正三品)	贈吐迷度左衛大將軍、賻物及衣服設祭甚厚。	『旧唐書』 卷一九五
永徽四年 (653)	張行成	太子少傅 (正二品)	比斂、中使三至、賜内衣服、令尚宮宿於家、以視殯斂。	『旧唐書』 卷七八
永淳元年 (682)	臨川郡 長公主	長公主	將葬之日、又遣内給使齎衣裳一副、重申臨訣。	臨川郡長公主墓誌 ²²
光宅元年 (684)	薛震 (元	金紫光祿大夫 (正三品)	有詔勅賜斂衣一襲。	薛震墓誌 ²³

	超)			
神龍二年 (706)	李懷遠	兵部尚書 (正三品)	中宗特賜錦被以充斂。	『旧唐書』 卷九〇
神龍二年	韋承慶	銀青光祿大夫 (従三品)	特降令旨、遣中使臨柩慰問、賜絹百匹・錫黼衣一襲・錦衾一張。	韋承慶墓誌 24
景龍二年 (708)	韋洞	韋皇后の弟	(前略) 喪事官給、賜物口千段、米粟五百石、衣等九襲。	韋洞墓誌 ²⁵
開元四年 (716)	王友貞	隱士 (贈銀青光祿大夫)	特下制曰、「(前略) 宜贈上卿之服。可贈銀青光祿大夫、仍委本県令長特加弔祭」。	『旧唐書』 卷一九二
開元二九年 (741)	李憲	讓皇帝	及斂、出天子服一称。	『新唐書』 卷八一

以上の史料を見ると、唐代における綵の贈与が現れるのは主に詔、或は特賜による贈賻の場合であり、『通典』の「出当時恩制」と一致する。前掲の史料の中で、王友貞は死去した際に官職に就いていなかったが、皇帝は彼に特別に贈官を与えて上卿の服を賜り、納棺させている。当時、官員の死去に際して自らの朝服を納棺することは一般的であった。拾遺7に、
諸百官以理去職、而薨卒者、聽斂以本官之服。無官者、介幘単衣。婦人有官品者、亦以其服斂。(応珮者、皆用蠟代玉。)

とあり、これに対応して『開元礼』には、九品以上の官員の葬礼における襲・小斂・大斂などの段階で朝服の使用が定められている²⁶。朝服を斂衣とすることは許可されていたというより、むしろ礼制によって規定されていたものであろう。西晋以来の朝服を贈る伝統は唐代には消失しており、したがって朝服を贈る事例は稀であった。死後に贈官を受けた王友貞は、おそらく朝服を所持していなかったため、皇帝は特別に「上卿之服」を賜ったのである。つまり王友貞に贈った綵は、彼の贈官品に相応しい儀礼に従い、入斂の儀礼を完成させるために行われたのであろう。

また、先述の史料では韋洞に対する贈綵の服がかなり多いが、これも特殊な恩賞である。韋洞は韋後の弟であり、武則天の迫害のために16歳の若さで家族とともに亡くなった²⁷。中宗の復位の後、韋後は至親を追念するため、弟の喪礼を挙行了たのであり、贈綵の服が多かったのはこのような背景があったためである。

本節、唐代において存在していた贈賻の諸形式や内容を分析してきた。贈と賻の贈与は、唐代の法令と礼制に規定されていた。唐喪葬令では三品以上の官員に「束帛」を贈与し、一品の官員には「乗馬」も贈与品に加えるという贈や、全ての官員に「物」・「粟」を贈与する賻を規定していた。贈と賻の儀礼については『開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条に記載されている。また、唐代の贈賻は律令や礼典に規定されておらず、詔による恩賞として存在していた。かつ、当時における贈賻の事例に見える賻の内容や数量なども、人によって異なっている。つまり、唐代になると、賻の贈与は制度としては亡くなったのである。

第二節 唐代贈賻制度の資格と等級

唐代において贈を受ける資格は拾遺5の「三品已上贈以束帛、一品加乗馬」によって規定され、その範囲は実に狭い。贈賻とくらべると、贈賻の制度は非常に詳細に規定されている。本節では贈賻の資格と等級についての喪葬令の条文を検討する²⁸。

1. 皇家諸親

不行唐令1（皇家諸親に対する賻物の基準）

皇家諸親喪賻物、皇帝本服菴、準一品。本服大功、準二品。本服小功及皇太后本服菴、準三品。皇帝本服總麻・皇太后本服大功・皇后本服菴・皇太子妃父母、準正四品。皇帝本服袒免・皇太后本服小功・皇后本服大功・皇太子妃本服菴、準從四品。皇太后本服總麻・皇后本服小功、準正五品。皇后本服總麻、準從五品。若官爵高者、從高。無服之殤、並不給。其準一品給賻物者、並依職事品。

拾遺補4²⁹（拾遺8、諸官員への賻物基準）

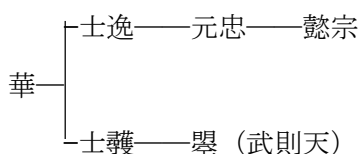
（a）諸職事官薨卒、文武一品賻物二百段・粟二百石。二品物一百五十段・粟一百五十石。三品物百段・粟百石。正四品物七十段・粟七十石。從四品物六十段・粟六十石。正五品物五十段・粟五十石。從五品物四十段・粟四十石。正六品物三十段。從六品物二十六段。正七品物二十二段。從七品物十八段。正八品物十六段。從八品物十四段。正九品物十二段。從九品物十段。（行守者從高。）（b）王及二王後（c）若散官及以理去官、三品以上全給、五品以上給半。（d）若身歿王事、並依職事品給。（e）其別勅賜物者、不在折限。

不行唐令 1 は従五品以上に準ずる皇家諸親が贈賻時に如何なる官品に比定されるかを規定するが、その中で「若官爵高者、従高」の規定は特殊なものである。後述の各種官員に対する贈賻はすべて爵の水準に及ばないが、皇親に対する贈賻には「若官爵高者、従高」に従って贈与することを記録した墓誌も見える。

唐代の墓誌に見える贈賻の記録は、一般的には官員や皇家諸親が死亡した後に発せられた贈賻を贈与する詔から抜き書きされている。この場合、令の規定よりも多くの贈賻を贈与されていることがほとんどである。それらの記録の中で「贈賻加等」や「特賜」のような表現がしばしば見られ、それらは主に墓主が受けた殊遇を表していると考えられる。また、量的には少ないが、規定に沿って贈与された贈賻が記録されている墓誌も存在している。これにより、喪葬令の実施の実態について、ある程度再現できると思われる。以下では、「贈賻加等」や「特賜」のような表現が見えない墓誌を利用し、皇家諸親に関する贈賻の基準について検討する。「大唐故懷州刺史贈特進耿国公武府君墓誌銘并序」³⁰には、

公諱懿宗、太原汶水人也。則天大聖皇后從父昆弟之子、周文穆皇帝之曾孫、行台左丞、追贈太子太保蜀王之孫、倉部郎中追贈河内王之子。(中略)神龍二年(706)六月十八日遘疾、薨長安之延寿里第、享年六十六、追贈特進、賜物二百段、米粟二百石。喪事官給、葬日量借帳幕等力、仍令京官五品一人檢校。

とある。武懿宗は神龍二年に死去したが、その時彼は多くの身分を兼ねていた。まず、武懿宗の皇親について以下に検討する。前述の墓誌と『唐書』の武氏の諸伝³¹によると、武懿宗と武則天の関係は下記のとおりである。



この家系のとおり、武懿宗は武則天の従父兄弟子にあたる。武懿宗が死去した際には中宗が復辟し、武則天が再び皇太后に戻ったので、武懿宗は皇太后の本服親となった。天聖令に見える「喪服年月」は五服制度を記しており、これは『開元礼』卷一三二 五服制度の内容と似ていることから、もともと唐令であったことが確認できる。これによって、「復原研究」は「復原唐制」10条を復原している³²。これら喪葬令と『開元礼』の五服制度は男子を中心として記されており、結婚した女性の実家の親戚に対する喪服は記録が少なく、武懿宗の武則天に対する五服の関係は確認できない。しかし、『大明律』では「出嫁女為本宗降服凶」にその関係が示されており、「出嫁女」にとって従父兄弟子は「總麻」にあたる。張文昌氏

の研究によれば、『儀礼』から『大明律』までの「男子本宗親族服」の中で従父兄弟子は常に「小功五月」の服であり、変化したことはなかった³³。この男子の関係を参照するかぎり、「出嫁女」もまた従父兄弟子に対する服に変化はなかったと推定できる。以上の検討から、武懿宗は武則天の總麻親であり、皇家諸親の身分においては、不行唐令1により正五品に準じていたと考えられる。

次に武懿宗の持つ他の品級について考察する。武懿宗の爵は耿国公であり、唐代の国公は従一品である。生前の職事官は懷州刺史であり、これは従三品である。そのほか、武懿宗は死後に特進の贈官を受けており、これは正二品の官職である。以上を見ると、武懿宗の持つ諸品級の中で最高は爵の従一品であったことがわかる。

武懿宗諸身分の品級

皇親	皇太后總麻親	(正五品)
爵位	耿国公	(従一品)
職事官	懷州刺史	(従三品)
贈官	特進	(正二品)

武懿宗の賻は「物二百段、米粟二百石」である。唐代の「米粟」は特定の穀物を指すわけではなく穀物全般を意味し、その贈賻量は拾遺補4を参照すると一品職事官に対するそれと一致している。武懿宗の墓誌を見る限り、「賻物加等」のような制度に定められた基準を超えて贈賻を贈られたという記述はなく、武懿宗の諸身分の中ではただ爵だけが職事官の一品のような贈賻量を受けられたことは明らかである。よって、皇家諸親は仮に職事官品が低くとも爵が高ければその品級に相応する贈賻を受けることができた。このことから、唐代の皇家諸親に対する贈賻には「若官爵高者、従高」という規定が確かに存在していたことがわかる。それに対し、一般的な官員には賻を贈る際に爵の高下に従うという制度はなく、このような制度は皇家諸親に対する特殊なものであったのである。

また、不行唐令1の「其準一品給賻物者、並依職事品」についてはさらに検討する必要がある。一品に準じる皇家諸親は皇帝の本服菴の諸親であり、一年間喪に服す者たちである。喪葬令附4に、

齊衰菴、為祖父母。為伯叔父母。為兄弟。為衆子。為兄弟之子。為嫡孫。

とあり、『唐六典』卷二 尚書吏部 司封郎中員外郎条に、

皇兄弟、皇子皆封国、謂之親王。親王之子承嫡者、為嗣王。皇太子諸子並為郡王。

とある。皇帝の本服菴で職事官を持っている皇家諸親は基本的に王及び郡王の爵を有して

いた。もし「其準一品給賻物者、並依職事品」に基づくならば、王や郡王に対して賻を贈るとき、彼らの職事官の官品に応じて賜与するということになる。しかし、それは王に対する贈賻の独自規定（次項で考証）及び不行唐令1の「若官爵高者、従高」と矛盾する。また、拾遺9は、官員が複数の身分を持っている場合、その中での一番多く賻物を得る身分に応じて贈与するよう規定している（「従多」の原則）。実際には、王及び郡王の爵が彼らの職事官より高いのは一般的なことであるので、「従多」の原則を考えると、王及び郡王に対する贈賻はかれらの爵に基づくべきである。そのことは「其準一品給賻物者、並依職事品」と矛盾する。では、どのように解釈すればよいであろうか。

筆者は不行唐令1の「其準一品給賻物者」に見える「一」は衍字と推定し、正しくは「其準品給賻物者、並依職事品」であったと考える。つまり、不行唐令1に規定される準品はすべて拾遺補4の職事官品に相当する贈賻量を受けるということになる。すなわち準一品の「皇帝本服菴」は職事官一品の賻物二百段・粟二百石を受け、準二品の「本服大功」は職事官二品の物一百五十段・粟一百五十石を受け、準従五品の「皇后本服總麻」ならば職事官従五品の物四十段・粟四十石を受けるのである。

2. 九品以上の職事官と「王及二王後」

拾遺補4は基本的に職事官を中心とした贈賻の等級を記したもので、前掲したように(a)～(e)の五つの部分に分けられる。その中で(a)の部分は一品から従九品までの職事官に対する贈賻量を明確に記している。

また、筆者は拾遺補4の(b)が不完全であり、「王及二王後」の後に王と二王後に対応する具体的な規定があると考え。呉麗娛氏はその令文の「王及二王後」・「散官」及び「以理去官」を並列の身分と見なしている³⁴。しかし、もし「王及二王後」も「三品以上全給、五品以上給半」に従うのであれば、それは不行唐令1の「若官爵高者、従高」の規定と矛盾することになる。したがって拾遺補4の「王及二王後」の後に具体的な記述があると推定できるのである。『養老令』喪葬令5に（以下、養老令5と称する）、

- ①凡職事官薨卒。賻物。正従一位。絁卅匹。布一百廿端。鉄十連。(中略)八位。絁二匹。布八端。初位。絁一匹。布四端。皆依本位給。
- ②其散位三位以上。三分給二。五位以上給半。
- ③太政大臣。絁五十匹。布二百端。鉄十五連。親王及左右大臣。準一位。大納言準二位。
- ④若身死王事。皆依職事例。
- ⑤其別勅賜物者。不拘此令。
- ⑥其無位皇親。

準従五位。三分給二。(女亦準此。) ⑦減数不等。従多給。

とある。これを唐令の拾遺補4と比べれば、養老令5が拾遺補4に基づいて作られたことは明らかである。唐令と日本令とでは実際の制度は異なるが、令文の構造は似ている。令文の構造の対応関係を見ると、上の①と拾遺補4(a)(以下同じ)、②と(c)、④と(d)、⑤と(e)、⑥と不行唐令1³⁵がそれぞれ対応しているが、⑦については対応するものがない。拾遺補4(c)は養老令5②に対応することは明らかであるので、(c)の前における(b)は不完全なものであると考えられる。また、③は品階を持つ親王について一位の職事官に準じると規定されている。そのほか、太政大臣(従一位)・左右大臣(従二位)・大納言(正三位)はすべて自らの官位を持っているが、③はそれら三つの官職に対して特別に贈賻を規定しており、本来の官位に対する贈賻より多い。つまり、③は親王及びその三つの官職に対し特別に説明したものである。これに対し、(b)に見える「王及二王後」はいずれも高い身分であるので、(b)は③に対応した「王及二王後」に対する特別な説明であると推定できる。しかし、(b)は不完全なものであると思われる。

筆者の管見の及ぶ限り、唐代史料に「王及二王後」に対する贈賻の規定は残されていない。また、墓誌においては王に対する贈賻としてしばしば「贈賻加等」という表現があるものの、「加等」の語が示すようにその賻物は規定を超えるものであった。しかし、筆者のみるところそのような「加等」という表現が記されていない墓誌が存在する。「国皇叔祖□□□祭酒嗣韓王誌文並序」³⁶に、

王諱訥、字□□、隴西狄道人也。(中略)王即太祖武皇帝之孫也、太宗文皇帝之猶子也。

(中略)以開元十七年(729)十一月七日、薨於長安布政里之私宮也。嗚呼、景命不造、不其痛而。享年卅有八。皇情軫悼、特為拳哀。賜物二百段、米粟二百石、喪葬官給。追贈亮、沂二州都督持節。

とある。この墓誌には「贈賻加等」という表現がないので、ここにみえる贈賻は喪葬令の規定に従ったものと考えられる。嗣王李訥の賻は「物二百段、米粟二百石」であり、その量は拾遺補4にみえる職事官の文武一品に対する贈賻と一致している。それは親王に対する贈賻が一位の職事官に準じる養老令5③の規定とも一致する。拾遺補4(b)は「王及二王後」に対する説明であり、それだけに二王後においてもその贈賻は同様であったであろう。よって、「王及二王後」の贈賻は一品の職事官に準じていた可能性が高い。

3. 五品以上の「以理去官」と散官

拾遺補 2 1 (補 2、「以理去官」・散官・致仕官への賻物)

(1)凡以理去官、及散官三品已上、与見任職事同、其五品以上、減見任職事之半、(2)致仕者同見任。

宋 1 2 (致仕官への弔祭賻物支給と柩送還)

(A) 諸文武職事五品以上官致仕薨卒者、其弔祭賻物並依見任官例。(B) 其於任所致仕未還而薨卒者、仍量給手力、送還本貫。

文面を見る限り、拾遺補 2 1(1)は拾遺補 4 (c) と、拾遺補 2 1(2)は宋 1 2 (A) と類似している。呉麗娛氏の分析のとおり、拾遺補 2 1 の指す内容は明確ではない。拾遺補 2 1 の原文は『唐六典』卷一八 鴻臚寺 司儀署より復原されており、その規定の内容は凶礼と供喪に関するもので、少なくとも贈賻と営墓夫はその対象に含まれる³⁷。贈賻に関して言えば、(1)と (c)、(2)と (A) の意味は基本的に同じである。(1)は、官員が職事官を持っていない場合に、「以理去官」と散官を職事官に比定することを定めている。そのうち、三品以上の「以理去官」及び散官の場合は、それらの官品を職事官品に比定して賻物を贈与し、四品以下・五品以上の場合、同級職事官品の賻物の半分を贈与する³⁸。

(2)の内容は実際には(1)の特例に対する説明であり、「以理去官」は「致仕者」を含んでいる。『唐律疏議』卷二 名例律 以理去官条に、

諸以理去官、与見任同。(解雖非理、告身応留者、亦同。)[疏] 議曰、謂不因犯罪而解者、若致仕、得替、省員、廢州県之類、応入議・請・減・贖及蔭親屬者、並与見任同。とある。(2)は五品以上の致仕官(一品～五品の元職事官)が死亡した場合に現任の職事官品によって贈賻を受けることを定める。しかし、この字句を見る限りでは、少し矛盾がある。つまり、致仕した官員は職事官を持っていないから、現任の職事官を参照することができないのである。よって、拾遺補 2 1 の「同見任」は官員が致仕前に持っていた職事官の告身に基づいていたと考えられる。唐代において官員は致仕の後に職事官の告身を留めており、待遇の証明書としていた³⁹。引用された『唐律疏議』以理去官条に「解雖非理、告身応留者、亦同」とあることから「与見任同」が告身に基づいていたことは明らかである。すなわち、(2)は五品以上の告身を持っている致仕官が、告身に従って職事官の贈賻を受けるということを規定するのである。(2)と (A) の意味するところは基本的に同じであり、いずれも五品以上の致仕官に対する贈賻に関するもので、それらの「以理去官」(致仕官を含む)と散官はともに五品以上である。言い換えれば、職事官を持っていない六品以下の「以理去官」と

散官は贈賻を受けられなかったのである。この点は六品以下の官員が致仕した後の待遇と符合する。『拾遺』禄令3に、

諸職事官年七十、五品以上致仕者、及解官充侍者、各給半禄、即遷官者、通計前禄、以充後数。

とあり、唐令では致仕官の給禄についても、元職事官六品以下の官員の贈賻と同じように対象となっていない。つまり、元職事官五品と六品の間は、官員が致仕した後で経済の待遇を得られるかどうかの分水嶺であった。特別な賜与を受けないかぎり、六品以下の職事官が致仕した場合、国家の諸待遇を受けることがなかったことは明らかである。

前述したように、拾遺補2 1(1)は拾遺補4 (c)と、拾遺補2 1(2)は宋1 2 (A)と類似している。ここで、この三条の関係について検討したい。(c)と(1)の内容は基本的に同じであり、(1)は(c)に比べて詳しいものとなっている。また、前述したように、(2)の内容は(1)の特例に対する説明である。そのため、拾遺補2 1は(c)の内容や特例に対するより詳しい解説である。唐令には同じ内容の令文が二つ設けられる可能性がないことを考えると、拾遺補2 1は独立した条文ではなく、(c)の補足説明と推定できる。(A)は(2)と対応しているが、(B)と対応する唐令や日本令の史料が存在していない。そのため、宋1 2は(2)を参照して宋代の制度を基礎とする令文であると考えられる⁴⁰。

4. 贈官

宋8 (贈官への賻物の基準)

諸贈官者、賻物及供葬所須、並依贈官品給。若賻後得贈者、不合更給。

宋8の内容は比較的明確であり、贈官によって賻を贈るというもので、これに対応する唐令は存在していたであろう。唐代において官員の死後の贈官は五品以上の官員に対しては生前の官品と同じかそれより一・二級高い官位を贈与し、官員に対する恩賜としていた。ただし、呉氏は贈官が官員の散官あるいは職事官より低い官職であった実例も存在することを指摘している⁴¹。また、贈官は生前に官品を有していた官員にのみ限られるわけではなく、たとえ官品を持たなくとも、皇帝により特別に贈官を賜与されるという場合もあったという点についても注意するべきである。『旧唐書』卷一九二 潘師正伝に、

師正以永淳元年(682)卒、時年九十八。高宗及天后追思不已、贈太中大夫、賜諡曰体玄先生。

とある。高宗時代において潘師正は生前に官職に任じられていなかったが⁴²、死後に高宗によって「太中大夫」の贈官及び「体玄先生」の諡号を贈られた。このような人にとってはその一生においてただ贈官だけがあり、死後は宋 8 に相当する規定に従って贈賻を受ける資格があったと考えられる。これによって、贈官も贈賻を受ける一種の独立した資格であったことが窺えるのである。

前述の考察に基づき、贈賻を受ける六類の資格を整理すると次の表ようになる。

資格	等級		基準
王及二王後	一		準一品
準五品以上皇家諸親	準一品至準従五品		準職事品、官爵高者 従高
従九品以上職事官	一品至従九品		各品有差
五品以上散官	三品以上		与見任職事同
	四・五品		減見任職事之半
五品以上以理去官	非致仕官	三品以上	与見任職事同
		四・五品	減見任職事之半
	五品以上致仕官		同見任
贈官	諸品		依贈官品

通常では官員はこれらの資格を複数所持しており、その場合、次の拾遺 9（賻物は多きに従う）に従っていた。

諸賻物、応両合給者、従多給。

拾遺 9 は「従多」の原則を規定しており、もっとも多く賻を受けられる身分を基準にして、賻を与えていた。

5. 員外官に対する贈賻

また、唐代に広く存在していた員外官にも注意すべきである。員外官に関しては喪葬令に何も説明がない。そこで本項では「唐開元二十二年（734）秋季沙州会計曆」⁴³（P 384

1 v) に基づき、員外官に対する贈賻を推定してみたい。

唐開元二十二年秋季沙州會計曆 P 3 8 4 1 v

(前略)

一二七 壹拾伍屯匹貳丈肆寸、正庫応在、武慶贈欠。

一二八 柒屯大綿、捌匹貳丈肆寸大練。

一二九 右前件人口是懸泉府別將、身死給贈、為是員外官、被

一三〇 支度勾徴、未納。

この文書の 1～115 行は開元二二年沙州の正税及び在庫の物品に関する記録であり、116 行からは支度使系統の官員が沙州財政に対して勾徴するという内容である。そして、127 行から 130 行までは支度使が武慶贈の贈賻を勾徴するといふものである。贈賻の「壹拾伍屯匹貳丈肆寸」は後の「柒屯大綿」+「捌匹貳丈肆寸大練」である。この記録の大意は次のとおりである。武慶贈は懸泉府の別將であり、死後に賻を受け、その内容は「壹拾伍屯匹貳丈肆寸」であった。後に支度使は武慶贈の官職が員外官であることに気づき、武慶贈に賻を受ける資格がなかったことを指摘し、その賻を勾徴した、といふものである。武慶贈は員外官であったため、贈賻を一度受けながらそれを支度使に勾徴されてしまった。したがって員外官は一般的な官員のように贈賻を得ることはできなかつたと推定される。その上、員外官は俸禄の点においても、正官とは明確な待遇の差が存在した。『通典』卷一九 歷代官制總序条注文に、

自是員外官復有同正員者、其加同正員者、唯不給職田耳、其禄俸賜与正官同。单言員外者、則俸禄減正官之半。

とあり、員外官はただ「同正員」を加えられる場合に正官と同じ俸禄を受け取り、そうではない場合の俸禄は正官の半分に過ぎなかつた。唐代における員外官は恩典や軍功などの場合に、銓選制度を超えて賜与されたものであり、官員の身分を表示するものであつた⁴⁴。こうした員外官と正官の待遇には大きな差異が存在しており、それだけに員外官は死後に贈

賻を受けられなかった可能性が高いと考えられる。

第三節 賻贈を与える手順について

唐代官員が死亡した際、その報告・賻贈の量の計算・賻贈の贈与などに関するもので、喪葬令に存在する条文は拾遺5・拾遺6・拾遺補6・拾遺補22・宋5・宋10・宋11である⁴⁵。本節ではこれらの条文を利用し、唐代における賻贈を与える手順について検討したい。

1. 宋5・宋10・宋11と唐令との対応

前述の諸令文の一部には、唐令と宋令との対応関係及び唐令の具体的な内容についての論争がある。ここではまず、唐令の復原について整理しよう。

拾遺5（弔祭・贈贈の受給資格と内容）

〈a〉諸京官職事三品已上、散官二品已上、遭祖父母父母喪、京官四品及都督刺史、並内外職事、若散官、以理去官、五品已上、在京薨卒、及五品之官、身死王事者、〈b〉將葬皆祭以少牢、司儀率齋郎、執俎豆以往、三品已上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈於郭門之外、皆以束帛、一品加璧。

宋5（官員の遭喪・死亡時の奏聞・会哀・監護喪事）

〈1〉諸内外文武官遭祖父母、父母喪、及以理去官或身喪者、並奏。〈2〉百官在職薨卒者、当司分番会哀、同設一祭。其〔在〕京薨卒應勅葬者、鴻臚卿監護喪事、（卿闕則以它官攝）司儀令示礼制（今以太常礼院礼直官攝）。

宋10（城外での贈祭）

諸一品二品喪、勅備本品鹵簿送殯者、以少牢贈祭於都城外、加璧、束帛深青三、纁二。

宋11（弔祭の奏聞）

諸五品以上薨卒及遭喪應合吊祭者、在京從本司奏、在外及無本司者、從所属州府奏。

拾遺5は〈a〉で記された官員が死亡した場合、〈b〉のように、少牢の礼や贈贈を行う規定である。宋5のうち〈1〉は官員が祖父母・父母の喪に遭ったときや、官員自身が致仕・省員などにより官職を離れ、あるいは死亡した時に、上奏することを規定したものである。続く〈2〉は在職の官員が死亡した場合に現任の官司が弔祭を行い、順を追って哀悼することを規定したものである。さらに、官員が京で死亡して勅葬が行われる場合に鴻臚寺の官員

が葬礼を監督することも規定している。

拾遺5と宋5との関係について、「復原研究」は拾遺5〈a〉を宋5〈1〉に対応させ、かつ宋10（一品・二品の官員の葬礼において送殯や贈祭が行われることについての規定）と宋11（弔祭の申請を提出する官司）を結び付け、この三条を結合して復原6とした。

復原6（宋5〈1〉・宋10・宋11）

諸京官職事三品以上、散官二品以上、遭祖父母、父母喪。京官四品、遭父母喪。都督刺史並内外職事、若散官、以理去官、五品以上在京薨卒者、及五品之官身死王事者、並奏聞。（在京從本司奏、在外及無本司者、從所屬州府奏。）遣使弔⁴⁶。將葬、皆祭以少牢、司儀率齋郎、持俎豆以往。三品以上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈于郭門之外、皆以束帛、一品加璧。

このような三つの宋令を結びつけて唐令を復原する手法については当初からその妥当性を疑う声があった⁴⁷。稲田氏は、拾遺5は贈祭に関する規定であり、宋10と対応するが、奏聞の内容を規定する宋5とは対応しないことを指摘したうえで、宋5・宋10・宋11から別々に唐令を復原した⁴⁸。その後、呉氏は「復原研究」の復原を修正し、宋10に対応する唐令については単独のものとして復原したが、拾遺5が奏聞の内容を含むという点については（即ち拾遺5〈a〉が宋5〈1〉に対応するものであるというもの）維持した。そのうえ、宋11については独立したものとは考えがたく、奏聞の補足説明として復原すべきであると強調した⁴⁹。

稲田氏が指摘したように、「復原研究」が拾遺5に奏聞の内容を入れたのは、拾遺5を養老令3と宋5〈1〉に比定したことに基づく。養老令3には、次のようにある。

凡京官三位以上、遭祖父母父母及妻喪、四位遭父母喪、五位以上身喪、並奏聞、遣使弔。（殯斂之事、並從別式。）

一方、呉氏は官員に対する贈賻と遣使弔祭は奏聞後に行われることに基づき、拾遺5〈a〉に奏聞の内容を入れる見解を堅持した。

以下ではその三条の宋令と唐令との対応関係について検討する。まず、拾遺5と宋10の令文は適応される官員が異なるものの、いずれも少牢の贈祭と郭門外での贈与に関する規定である。したがって、宋10は拾遺5を参照したうえで、制定された令文であると確定できる。また、筆者は〈1〉の奏聞の内容と拾遺5の弔祭の間には関係がないと考える。〈1〉に規定される奏聞に着目すると、その奏聞の内容は官員が職務を離れることを報告するというもので、その対象には祖父母・父母の喪に服することとなった者や「以理去官」、そし

て死亡した官員などが含まれる。まず、あらゆる官員は祖父母・父母の喪に服する場合（斬衰三年・齊衰三年）職務を離れなければならない。そのことについては、「唐仮寧令復原研究」第10条に、

諸喪、斬衰三年、齊衰三年者、並解官。（後略）

とある。その上、「以理去官」と「身喪」の場合においても官員は当然ながら職務を離れる。

たとえ冊授・制授あるいは奏授であっても、唐代の各官職の授与はすべて形式的には皇帝の許可を経なければならなかった。各級官員の除・免・官当などの場合、さらには致仕の場合であっても皇帝に奏報することは必要であった。『拾遺』選挙令14に、

諸職事官年七十以上、聽致仕、五品以上上表、六品以下申省奏聞。

とあるように、官員の任官および解職はすべて皇帝の許可を取らなければならない。よって〈1〉に見えるような官員が祖父母・父母の喪に服することになった場合、及び「以理去官」あるいは死亡した場合でも、やはり皇帝に上奏する必要があったであろう。なおかつ、これは官員全体に対する規定であった。唐代の史料には〈1〉に対応する令文は見えないが、当時既に存在していたと考えられる。

宋5〈1〉に対し、拾遺5〈a〉の内容は遣使弔祭を受ける資格についての説明であり、したがって拾遺5には奏聞の内容を入れるべきではないのである。前述したように、拾遺5と宋11との関係に関する呉氏の指摘は穏当であり、宋11は拾遺5に適応する場合の具体的な申請を提出する官司を示したものである。これを踏まえ、呉氏は宋11が拾遺5の補足説明であると主張する。つまり、宋11と拾遺5との関係は後述の拾遺補22（賻物の申請を提出する官司と手続き）と拾遺補4（諸官員の賻物基準）との関係と類似している。しかし、賻物の申請を提出する官司に関する拾遺補22は独立した令文であることを合わせ考えると、宋11は独立した唐令の令文として復原することが適切であろう。

以上の議論を整理すると、まず稲田氏の指摘のとおり、宋10は拾遺5に対応する宋令であると確定できる。また、宋5〈1〉は官員が遭喪・「以理去官」・死亡に直面した場合、すべて奏聞しなければならないことを定めたものである。拾遺5は遣使弔祭の資格と内容を規定したものであり、その令文の対象は五品以上の官員の一部分を含むのみである。宋11は弔祭に関する申請を提出する官司を記したものである。これらの令文を分析すると、拾遺5に対応する唐令原文に奏聞の内容は含まれず、宋11は独立したものとして復原するべきと考えられる。

2. 喪葬令における報告と処理の手順に関連する内容

(1) 遭喪・「以理去官」・死亡時の上奏

宋5〈1〉は官員が遭喪・「以理去官」・死亡した場合、皇帝に上奏することを規定したものである。令文では「並奏」の文字が使われているが、実際の報告の際には、上奏は官員の品級によって文書制度上の区別が存在した可能性がある。

先に引いた『拾遺』選挙令第14条において、五品以上の官員の致仕は「表」によって上奏することが規定されている。「表」は『唐六典』卷一 尚書都省条の「下之達上」の六類文書の一つで、『唐六典』六類文書の注に「表上於天子」とあるように、直ちに皇帝に報告するというものである。それに対し、六品以下の官員は「申省奏聞」の形式に従い、尚書省を経て皇帝に上奏していた。この「申省奏聞」では「奏抄」の文書形式を用いていたと考えられる。「奏抄」の上行は尚書省が文書を作成し、門下省の審査を経て皇帝から「聞」の御画を受けるといった手順を踏む。『唐六典』卷八 門下省 侍中条における「奏抄」の使用範囲についての説明では致仕の内容が記されていないが、唐代前期において尚書省が最も広く用いていた上行文書の形態である「奏抄」⁵⁰によって六品以下の官員の致仕を上奏していた可能性が高い。

このほか、諸品級の官員を任命する場合にも文書形態に差異が存在する。その点については、『唐六典』卷二 尚書吏部 吏部郎中員外郎条に、

五品已上以名聞、送中書門下、聽制授焉。六品已下常參之官、量資注定。

とある。実際の告身では、五品以上は「制授」であり、六品以下は「旨授」（あるいは「奏授」）である。また、三品以上の「冊授」及び散官が六品以下の官員に五品以上の職事官を任命する場合の「勅授」があるが、五品と六品の間には任命に関する文書形態に本質的な区別が存在している⁵¹。五品以上の任命は中書門下によって皇帝に報告された後、皇帝が制を下すというものであった（三品以上なら冊を使う）。このとき使われる上行文書は状だったと考えられる。『文苑英華』卷六三八・六三九には「挙崔邠充太常寺卿状」・「薦昭州刺史張恣状」などのないいくつかの推薦状が残されている。それに対し、六品以下の任命では、尚書省吏部の銓選を通し、奏抄の形式によって門下省の審査を経て皇帝に上奏し、皇帝から「聞」の御画を受けて下達していた。

唐代では授官及び致仕の上行文書に関して、五品以上と六品以下の間に制度上の区別が

存在していたため、官員の遭喪・「以理去官」・死亡などのような職務を離れる際の報告も五品以上と六品以下に異なる点が存在していたのであろう。任官や致仕の場合と同じく、五品以上の遭喪・「以理去官」・死亡の報告は門下省の審査を経ない表あるいは状を用い、六品以下は奏抄を用いたと考えられる。

(2) 詔葬

前項の論述に基づくと、五品以上の官員の死亡報告は表あるいは状の文書形式によって上達されたものと推定できる。皇帝はこれらに対して常に「批答」をつけるか、あるいは裁可の方式によって返答した⁵²。文書の性格としては、その批答と裁可はいずれも制勅に属し、詔の範囲内にある。前述した五品以上の官員に対する死亡報告が表あるいは状の形式で上奏されていたという私見に大過がなければ、表・状に対する皇帝の返答は詔になり、この詔によって賵賻や弔祭などの喪葬事務を行うのは詔葬であったと考えられる。唐代の詔葬について、拾遺6（詔葬における監護喪事）に、

諸詔喪大臣、一品則鴻臚卿護其喪事、二品則少卿、三品丞一人往、皆命司儀示以制、五品已上薨卒、及三品已上有周已上親喪者、皆示其礼制。

とある。「復原研究」は『唐六典』卷一八 鴻臚寺条及び『旧唐書』卷四四 職官志によって、拾遺6に見える「詔喪」は、正しくは「詔葬」であるということを指摘し、拾遺6の復原を改めて復原7とした。復原7に、

（前略）其詔葬大臣、一品則鴻臚卿監護喪事。二品則少卿、三品丞一人往、皆命司儀令以示礼制。

とある。詔葬の内容を含む復原7からは拾遺6の「五品已上薨卒、及三品已上有周已上親喪者、皆示其礼制」の内容が除かれており、三品以上のみを対象とした令文となっている。呉氏は詔葬に対する考察において、「監護喪事」を詔葬に必要な条件とし、唐代における詔葬の対象を三品以上の官員に限定している⁵³。しかし、復原7の内容を吟味すると、詔葬に関する部分は詔葬を受ける資格についての規定ではなく、詔葬有資格者に対する監護喪事と儀礼指導の説明である。とすれば、呉氏の指摘するように、監護喪事を詔葬の資格とみなすことはできない。復原7の内容を解釈すれば、一品の場合は鴻臚卿が喪事を監護し、二品の場合は少卿が喪事を監護し、三品の場合は丞が喪事を監護し、それ以下の品級も含めた詔葬の資格を持つ官員の場合は司儀令が儀礼を指導する、という内容であると考えられる。そし

て、詔葬の場合にはすべて司儀令によって儀礼が指導されるのである。これに対して、拾遺6の復原の依拠とされる『唐六典』卷一八 鴻臚寺 司儀令条に、

凡五品已上薨卒、及三品已上有周已上親喪者、皆示其礼制焉。

とある。ここから、司儀令によって喪葬の儀礼が指導されるのは五品以上の官員に限定している。また、前述したように、五品以上の官員の死亡報告に対して皇帝が詔を下すということとを結びつけて考えると、詔葬の資格は五品以上に与えられたものであったと推定できる。

以上の考察から、官員の死亡報告における皇帝の返答及び儀礼指導の資格に基づき、五品以上の官員はみな詔葬の範囲に属していたと推定される。

(3) 賻物の申請

官員の喪葬における国家への供給の申請手順については、次の拾遺補22(補3)に具体的な説明がある。

其百官薨卒、喪事及葬訖以官供者、皆所司及本属上于尚書省、尚書省乃下寺、寺下司儀、司儀準品而料、上於寺。

その令文はあらゆる官員を対象としたもので、令文の「喪事及葬訖以官供者」は九品以上の官員に対する賻贈物品及び五品以上の官員に対して営墓夫を提供することを含む⁵⁴。拾遺補22が規定する国家供給の申請に関しては、まず死亡した官員の「所司及本属」を出発点としており、「所司」は現任の職事官が担当している官司であり、「本属」は散官・「以理去官」などの官員が属している地方官司である。国家に供給を申請する出発点としての具体的な内容から見ると、「所司及本属」と宋11の「在京従本司奏、在外及无本司者、従所属州府奏」の意味は基本的に同じである。しかし、宋11では弔祭すべき官員を上奏することを定められており、最後にその情報は皇帝に上達される。拾遺補22は官員の喪葬における国家の供給の承認についての規定であり、最終的に尚書省を経て鴻臚寺の司儀が受理することとなっている。

官供の上申手順について、拾遺補22の規定は非常に詳細なものである。以下、賻物を申請する文書を例とし、官員が死亡した際に、家族が如何にして文書を作成したか、如何にして拾遺補22に規定される手順のように賻物を申請したかなどについて検討する。

その文書は吐魯番アスターナ506号墓から出土した「唐大曆七年(772)馬寺尼法慈為父張無佺身死請給墓夫賻贈事牒」(吐魯番文書73 TAM506:7)である⁵⁵。内容を見ると、

いくつかの修正や書き加えられた文字があり、牒の最後に判に関することが記されていない⁵⁶。さらに、牒の形式も不完全である。上行文書である牒には通常なら文書の終わりに「謹牒」と記されており、百姓などの上申の牒もこの格式に従う。以上のことから、この牒は正式文書ではなく、下書きであると考えられる。

1	<input type="text"/>	袋上柱国張無価
		為家貧子然
2	<input type="text"/>	廿七日不幸身亡。其父先
		比日收将在寺安養。伏乞
3	<input type="text"/>	準式、身死合有墓夫賻贈。請処
	<input type="text"/>	多少、旧(田?)第人夫
4	<input type="text"/>	分○人夫葬送。貧尼女人即得濟辦。
5		大曆七年六月 日百姓馬寺尼法慈牒

文書のおおよその内容は以下の通りである。張無価は経済的に貧窮しており、死後は出家して尼となっていた娘の法慈によって馬寺に引き取られた。張無価は生前職事官を有しており、国家から賻物の支給と営墓夫の派遣といった待遇を受ける資格を持っていたので、法慈は規則に則り供給を受けることを希望した。同じ墓で出土した「張無価制授告身」によると、張無価は天宝一〇載(751)において高仙芝に率いられていた石国および突騎施に対する攻撃に参加し、そこで手柄を立てたことによって、「遊撃將軍守左威衛同穀郡夏集府折衝都尉員外置同正員」の官職を得たという⁵⁷。前述の牒に記される張無価の貧困および死後に娘に引き取られたということから考えると、張無価は職事官を持っていなかった。天宝一〇載から大曆七年まで張無価の官職に変動があったか否かは確認できなかったが、牒文の「身死合有墓夫賻贈」及び前述の元職事官六品以下の官員が贈賻を得られない規定に基づくと、張無価は少なくとも五品以上の散官あるいは「以理去官」であった。法慈は張無価の官職に応じた供給を受けることを申請するために、前述の牒を著したのである。

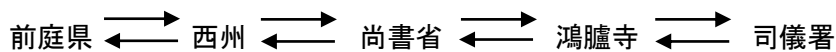
前掲の牒は完成したものではなく、宛て先が書かれていない。もしこの牒が完成したものであったなら、宛て先は西州前庭県であったと推定される。張無価の墓から出土した文書によれば、法慈が出家した馬寺は西州前庭県にある⁵⁸。唐代文書の上行には級ごとに上達するという原則があった。『唐律疏議』卷一〇 職制律 事応奏不奏条に、

(前略) 応言上而不言上、不応言上而言上及不由所管而越言上、応行下而不行下及不応行下而行下者、各杖六十。〔疏〕議曰、(前略) 及不由所管而越言上者、仮謂州管県、都督管州、州・県事須上省皆須先申所管州・府、不申而越言上者。

とあり、通常では官供の申請は県の行政官司に提出し、州を経て尚書に上達する。拾遺補 22によると、尚書省は鴻臚寺司儀署に命じて官供の数量を計算させる。また、唐代では京師の各官司が地方に伝達する文書はすべて尚書省によって下達しなければならない。このことについて、『唐六典』卷一 尚書都省条を見ると、

凡制勅施行、京師諸司有符・移・関・牒下諸州者、必由於都省以遣之。

とある。すなわち、鴻臚寺は計算の結果を尚書省に伝達し、これを受けた尚書省がこの結果を州を経て県に下達する⁵⁹。以上を整理すると、法慈が張無価のために官供を申請した際の文書の処理は以下のとおりになるはずである。



また、拾遺補 6 (補 1) は賻物支給の担当機関を規定している。

諸賻物及粟、皆出所在倉庫、服終則不給。

つまり、賻物は地方の倉庫から支給される。ここで指摘すべきことは、前庭県には県の倉庫がなく、西州の倉庫によって支給されていたということである。張弓氏は吐魯番文書中の州郡における県の倉に関する記述に基づき、州郡における県は県の倉を設けず、県倉の役割はすべて州郡の倉が担っていたことを考証した⁶⁰。もちろん県の庫も同様にこのような制度に従っていた。

以上は拾遺補 22 及び拾遺補 6 によって法慈が張無価の官供を申請することを例として、官供の申請について論述した。法慈の牒が完成した大暦七年 (772)、吐蕃の侵略によって、西州は長安から隔てられてしまった。広徳二年 (764) に涼州が陥落し、永泰二年 (766) には甘州が陥落し、大暦元年 (766) には肅州が陥落した。そのような厳しい状況では法慈の申請の実現は困難であったであろう。

(4) 弔祭の上奏

宋11は遣使弔祭の資格を有する場合の上奏の手順について規定する。遣使弔祭の資格については拾遺5〈a〉に詳細な規定がある。前述したように、拾遺補22の申請と宋11の遣使弔祭の上奏についてはこれらを扱う官司がほぼ同じであり、いずれも職事官の所属官司と散官・「以理去官」所在の地方行政官司である。ただし、最終的な受理者を見ると、拾遺補22の尚書省や鴻臚寺とは異なり、宋11は皇帝であった。

第一節で述べたように、「貴臣」に対しては、皇帝が使者を派遣し、『開元礼』卷一三四 凶礼 勅使弔 贈賻条の儀礼によって、贈賻を贈与させる。この贈賻条の「其贈賻之礼与弔使俱行」を見ると、「貴臣」に対する贈賻は弔祭とともに行われることがわかる。つまり、皇帝は弔祭の申請を批准すると、使者に官員を弔祭させるのである。「貴臣」の場合、使者は贈賻条の儀礼に従い、喪葬令に規定される贈賻の物品を贈与する。「貴臣」に対する贈賻は使者によって贈与され、これは皇帝との繋がりを表していると考えられる。

おわりに

本章は以下の諸内容について検討した。

(1) 従来の唐代の贈賻制度についての研究では、主に賻を中心とし、贈・襚については注目されてこなかった。本章では贈賻制度の構造を分析し、唐代における贈と賻に関する制度の形成や唐代の法令・礼制における贈・賻に関連する規定を検討した。また、唐代における法令・儀礼は、襚の制度を規定しておらず、襚の贈与は、恩賞の形で存続していた状況について分析した。

(2) 唐喪葬令の復原の成果を通じ、唐の贈賻、特に賻の受給における資格と等級について検討を加え、唐代に賻の贈与を得ることのできる六つの資格及び賻物の量などの等級について整理し、員外官は贈賻を受ける資格を持たなかったことを論証した。

(3) 喪葬令を検討し、官員が死亡した場合や祖父母・父母の喪に服することとなった場合、皇帝に上奏し、賻物と遣使弔祭を申請したこと、及びその具体的な手順について明らかにした。

(4) 天聖喪葬令の宋5・宋10・宋11と唐令の対応関係を考察した。

(5) 官員の死後における皇帝への上奏の順序を考察するとともに、官員の死亡報告に対する皇帝の返答及び儀礼指導の資格を根拠として、唐代の詔葬の資格は三品以上の官員だけでなく、五品以上の官員までが保有していたことを推定した。

前述の考察では主に唐代贈賻制度の内容や、喪葬令に規定される贈賻の等級及び実施の手順などの問題に注目したものであり、諸品級官員の死亡情報が如何にして上奏され、皇帝及びそれに関わる中央官司がそれを如何にして処理し、諸品級官員が如何なる贈賻を得、最終的に贈賻を如何にして官員の家族に送ったかなどの一連の問題を解明した。

贈賻は本来凶礼の一部として人間関係を繋ぎ止める方式の一つであり、法令と儀礼に規定される贈賻制度は死亡した官員に対し、皇帝や国家が贈賻の贈与によって哀悼の意を表すものである。唐の喪葬令と『開元礼』に見える贈賻の制度は、官員の死亡情報の上達や死亡した官員にふさわしい贈賻物品の下達、および賜与の儀礼などの内容も含んでいる。つまり、唐代の贈賻制度は皇帝と官員・国家と官員とを結びつける方式の一つになっていた。本章は唐代贈賻の内容・等級・手順などの方面の検討によって、唐代は如何にして贈賻を行い、それを通じて皇帝・国家が官員を如何にして結びつけていたのかを制度の面から明らかにした。

¹ その7条は拾遺5「弔祭・贈賻の受給資格と内容」・拾遺8「諸官員への賻物量」・拾遺9「賻物は多きに従う」・拾遺10乙「使人への殯斂調度支給と柩送還」(入斂の衣服や運送用の車馬を提供する)・拾遺補6「賻物支給の担当機関」・拾遺補21「以理去官・散官・致仕官への賻物の基準」・拾遺補22「賻物の申請手続き」である。各条文の番号については、注2・注28参照。

² 本章で引用する各令の条文は仁井田陞『拾遺』(東京大学出版会、1933年)、池田温(編集代表)『拾遺補』(東京大学出版会、1997年)、天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組 校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証』(中華書局、2006年)に従い、引用する条文は特に説明しない場合、すべて喪葬令である。喪葬令の条文番号については、たとえば、『拾遺』第一条は拾遺1、『拾遺補』第一条は拾遺補1、天聖令の宋令の第一条は宋1、天聖令の不行唐令第一条は不行唐令1、などと表記する。

³ 天聖令に見える「吊」とは「弔」のことである。

⁴ 『天一閣藏明鈔本天聖令校証』の附として収録されている「唐令復原研究」の「唐喪葬令復原研究」である。

⁵ 吳麗娛「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷」(『唐研究』12、2006年)、「唐代贈官的贈賻與贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度—」(『唐研究』14、2008年)参照。また、同氏『終極之典—中古喪葬制度研究—』(中華書局、2012年)下編中「官員喪葬禮令中的問題研究」533～705頁・下編下「唐宋贈官制度述論」786～820頁参照。

⁶ 稲田氏「日本古代喪葬儀禮の特質—喪葬令からみた天皇と氏—」(『史学雑誌』109—9、2000年)参照。

⁷ 稲田氏「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」(『東京大学史料編纂所研究紀要』18、2008年)参照。

⁸ そのほか、経済史の視角からの考察としては李錦繡氏や清木場東氏のものがある。李氏は国家の支出形態としての賻物が唐代の前後期にどのように変遷したかを論じている。李錦繡『唐代財政史稿』上卷第三編第一章「一、官吏待遇(七)葬費」・下卷第二編第一章第四節「二、供官吏祿俸等」(北京大学出版社、1995年)参照。清木場氏は帝賜の支出形態としての賻物の賜与を考察している。清木場東『帝賜の構造—唐代財政史研究支出編—』第二章第三節「四、賻贈」(中国書店、1997年)参照。

⁹ 吳麗娛氏は拾遺補4によって「王及二王後」・「散官」及び「以理去官」に贈る賻を同一視した。本章第二節参照。

¹⁰ 『大唐元陵儀注』の記載によれば、唐代皇帝の葬儀では、「吉駕」である玉輅と「凶駕」である輜輶車を同時に用いられたという。来村多加史氏『唐代皇帝陵研究』(学生社、2001年)410頁参照。また、金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』(汲古書院、2013年)276頁参照。

¹¹ 唐代の玉輅の様子については、『旧唐書』卷四五 輿服志に、「玉輅(中略)金鳳一在軾前、十二鑾在衡(後略)」とある。つまり、玉輅の標準的な装飾には、金属製の鸞鳥(金鳳)と12個の鑾があるという。孫機氏の研究によれば、ここでの鑾は、鸞鳥の形をし、『続漢書』輿服志上に記される「鸞雀立衡」に相当するものであるという。孫氏『中国古輿服論叢』(文物出版社、2001年)363・364頁参照。よって、唐代において皇帝の「吉駕」とされた玉輅は、漢代の「鸞輅」と類似するものと考えられる。

¹² 『大唐開元禮』卷一三九 三品以上喪之二、卷一四三 四品五品喪之二、卷一四七 六品以下喪の二における「陳車位」・「輜出升車」・「器行序」などの儀禮に記される葬儀用の車

参照。

¹³ 本博士論文第一章第三節参照。

¹⁴ 吳麗娛氏は拾遺5に基づき、唐代の詔葬に「贈祭少牢礼料、遣使贈束帛・馬于郭門之外」の内容が含まれることを指摘した。しかし、「束帛」と馬を送る贈は郭門外での「束帛」の贈与とは別の儀礼であり、吳氏は両者を混同している。前掲吳氏「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷」参照。

¹⁵ 前掲稲田氏「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」参照。

¹⁶ 次に引用する『開元礼』贈賻条は勅使弔の一部であり、これに適応される官員は「貴臣」だけである。唐代の「貴臣」とは三品以上の職事官或いは一品の散官である。このことについては、次の史料からもうかがえる。『開元礼』卷一三三 凶礼 訃奏 為貴臣舉哀条の注に、「貴臣謂職事三品以上、散官一品」とある。また、『旧唐書』卷七八 于志寧伝に、「太宗命貴臣内殿宴、怪不見志寧。或奏曰、「勅召三品已上。志寧非三品、所以不来）」とある。

¹⁷ 「物」は賻の内容であり、本節「2. 賻の贈与」参照。

¹⁸ 拾遺補4参照。

¹⁹ 前掲李氏『唐代財政史稿』上卷第三編855頁参照。

²⁰ この「綿四屯」は広池本『唐六典』では「綿三屯」としている。

²¹ 唐代の史料にはしばしば「贈襚有加」のような語句が見えるが、この場合の贈と襚は常に贈賻の代名詞として用いられており、贈襚の例とはならない。以下の史料には文献中に衣を贈る文が明確に現れている史料をあげる。

²² 周紹良・趙超 編『唐代墓誌彙編』（上海古籍出版社、1992年）永淳二五、また周紹良・趙超 編『唐代墓誌彙編続集』（上海古籍出版社、2001年）永淳九参照。

²³ 前掲『唐代墓誌彙編続集』垂拱三参照。

²⁴ 前掲『唐代墓誌彙編続集』神龍一九参照。

²⁵ 前掲『唐代墓誌彙編』景龍一一参照。

²⁶ 『開元礼』卷一三八 三品以上喪之一、卷一四二 四品五品喪之一、卷一四六 六品以下喪之一における「襲」・「陳小斂衣」・「大斂」などの条参照。

²⁷ 『新唐書』卷二〇六 韋温伝参照。

²⁸ 「復原研究」の復原については論争があり、最終的な結論には至っていない。また、吳氏が自身の「復原研究」の条文を修正したことによって、条文番号も変更する必要が生じることとなった。以上のような事情から、「復原研究」の条文番号を採用すると、混乱が生じる可

能性がある（本章第三節参照）。そのため、本章に条文を引用するときは拾遺・拾遺補・宋令及び不行唐令の条文番号を採用する。

²⁹ 『拾遺補』は『拾遺』の唐令復原を修正するのみならず、『拾遺』が復原する唐令の順番も変えている。『拾遺補』の「第三部唐日両令対照一覧」では新たな順番で喪葬令の令文を並べている。本章が引用する『拾遺補』の令文の番号はすべて「唐日両令対照一覧」に並ぶ喪葬令の順番に従っている。

³⁰ 前掲『唐代墓誌彙編続集』神龍一五参照。

³¹ 『旧唐書』卷五八 武士護伝・卷一八三 武承嗣伝・『新唐書』卷二〇六 武士護伝参照。

³² 『天一閣蔵明鈔本天聖令校証』下冊 695～701 頁参照。

³³ 張文昌「服制・親属与国家—唐宋礼法之喪服規範—」（台師大歴史系・中国法制史学会・唐律研読会 主編『天聖令論集 新史料・新観点・新視角』元照出版社、2011 年）参照。

³⁴ 前掲呉氏「從『天聖令』对唐令的修改看唐宋制度之變遷」参照。

³⁵ 日本令では不行唐令 1 のような皇家諸親に対する独立した令文は存在していない。皇家諸親に対する賻物の贈与の内容を考えると、養老令 5 ⑥と不行唐令 1 に対応していると考えられる。

³⁶ 前掲『唐代墓誌彙編続集』開元九三参照。

³⁷ 「復原研究」復原 1 5 条の解説参照。

³⁸ 以上で取り上げた(1)は、職事官を持っていない「以理去官」及び散官に対する規定であり、官員が職事官を持っている場合については、拾遺補 4 の「行守者従高」の規定に従う。「行守者従高」については、前掲呉氏「從『天聖令』对唐令的修改看唐宋制度之變遷」参照。

³⁹ 劉俊文『唐律疏議箋解』卷二 名例律 以理去官条の箋解三（中華書局、1996 年）参照。

⁴⁰ 「復原研究」では宋 1 2 と完全に同じ内容の唐令が存在すると論じており、宋 1 2 によって復原 1 5 を復原する。しかし、以上の検討を踏まえると、宋 1 2 は宋代の制度を表す令文であるため、宋 1 2 と同じ内容の唐令は存在しなかったであろう。

⁴¹ 前掲呉氏「唐代贈官的贈賻与贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度—」参照。

⁴² 潘師正は道士であり、出仕したことがない。『旧唐書』卷一九二 潘師正伝参照。

⁴³ その文書は池田温氏の『中国古代籍帳研究』（東京大学出版会、1979 年）370～373 頁や唐耕耦氏の『敦煌社会経済文献真跡积録』第一輯（書目文献出版社、1986 年）415～426 頁においていずれも「唐開元廿三年（735）？沙州会計曆」と題されている。後に李錦繡氏の考察によって、当該文書の開元二三年の部分は預税であるので、実は二二年の会計曆であるこ

とが明らかにされた。李氏「唐開元二十二年秋季沙州會計曆考釈」(『敦煌吐魯番學研究論文集』漢語大辭典出版社、1991年)参照。

⁴⁴ 杜文玉「論唐代員外官与試官」(『中国中古政治与社会史論稿』三秦出版社、2010年)参照。

⁴⁵ そのほか、宋6は宗室・皇親・官員などに対する賻物の贈与に関する規定である。その内容は唐令の拾遺8と拾遺補22とに対応している。しかし、拾遺8・拾遺補22と異なり、宋22は賻物の具体的な基準を言及しておらず、賻物の量について旨に従って贈与することを規定している。つまり、宋6条は宋代の制度なので、本章では検討しない。

⁴⁶ 本条は「復原研究」では「遣使吊」の文字は復原されなかったが、後吳氏は「關於唐『喪葬令』復原的再検討」(『文史哲』2008年4期)を發表し、「遣使吊」の文字を復原6に入れた。

⁴⁷ 大津透「北宋天聖令の公刊とその意義—日唐律令比較研究の新階段—」(『東方学』114、2007年)、前掲稲田氏「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」参照。

⁴⁸ 前掲稲田氏「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」参照。

⁴⁹ 吳氏「關於『喪葬令』整理復原的幾個問題—兼与稻田奈津子商榷—」(『唐史論叢』12、2010年、また、前掲『天聖令論集 新史料・新觀點・新視角』下冊137～150頁再収)・同氏「『天聖令・喪葬令』整理和唐令復原中的一些校正与補充」(黃正建 主編『天聖令与唐宋制度研究』第四章、中国社会科学出版社、2011年)参照。

⁵⁰ 劉後浜『唐中書門下体制研究』(齊魯書社、2004年)89頁参照。

⁵¹ 王勳成『唐代銓選与文学』第六章「一、冊授・制授・勅授」(中華書局、2001年)参照。

⁵² 中村裕一『唐代公文書研究』第二章第一節「王言類批答」(汲古書院、1996年)、同氏『唐代制勅研究』第三章第二節「上奏と裁可の語」(汲古書院、1991年)参照。

⁵³ 前掲吳氏「從『天聖令』对唐令的修改看唐宋制度之變遷」参照。

⁵⁴ そのほか、『唐六典』卷二三 将作監 甄官署条に記載される明器の供給については、あらゆる官員を対象としたものか、あるいは特賜を得た官員のみを対象としたものかという点について依然として論争があり、さらなる研究の深化が求められている。齊東方「略論西安地区発現的唐代双室磚墓」(『考古』1990年9期)、吳麗娛「唐朝的『喪葬令』与唐五代喪葬法式」(『文史』2007年2期)参照。

⁵⁵ 国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武汉大学歴史系 編『吐魯番出土文

書』第一〇冊（文物出版社、1991年）8頁参照。

⁵⁶ 盧向前「牒式及其處理程式的探討—唐公式文研究—」（『敦煌吐魯番文獻研究論集』第三輯、北京大學出版社、1986年）、前掲中村氏『唐代公文書研究』、第一部第一章「第三節 唐代文獻にみえる公文書名」参照。

⁵⁷ 『吐魯番出土文書』第一〇冊、2頁、錢伯泉「從張無佺告身論高僊芝徵討石國和突騎施」（『民族研究』1991年3期）参照。

⁵⁸ 町田隆吉「唐西州馬寺小考—八世紀後半の一尼寺の寺院經濟をめぐって—」（『駒澤史学』45、1993年）参照。

⁵⁹ 尚書省から県への文書は主に州を経て下達される。夏炎『唐代州級官府与地域社会』第一〇章「州与県的關係」（天津古籍出版社、2010年）参照。

⁶⁰ 張弓『唐朝倉廩制度初探』第一章「一、正倉溯源及唐代正倉的設置」（中華書局、1986年）参照。

結論

本博士論文における考察をまとめると、次のようになる。

① 贈賻の贈与は、春秋戦国期の喪葬儀礼において極めて重要な一部分であり、『儀礼』・『礼記』に記される贈賻には、含・襚・贈・賻・「贈」の五つが存在している。この五種類の財物は、喪葬の進行によってそれぞれの儀礼が行われ、喪家に渡される。これら贈賻の内容や用途を整理すると、次の表のようになる。

種類	内容
含	小斂の際に、死者の口に入れる貝玉
襚	小斂の際に、死者に贈る斂衣及び副葬するための服
贈	埋葬の前に、喪家に出棺の助けとして渡す車馬及び幣
賻	喪事用の物品ではなく、喪家を扶助するための貨財
「贈」	死者が生前好んでいた物

以上に見える「贈」の内容は、個人的な好みによって贈られたものであり、何を贈るかは、贈与者自身で選ぶことができた。したがって、「贈」の贈与には、後世において法制や礼制として整備された痕跡はまったく見られない。そのため、本博士論文では検討する贈賻の範囲を含（貝玉）・襚（斂衣）・贈（車馬）・賻（貨財）の四つとした。漢代以降の歴代王朝は、皇族や官員に贈賻を贈与する制度を制定した。時代の変遷とともに、具体的な規定は次第に改変されるようになったが、贈賻の種類は基本的に『儀礼』・『礼記』の記述に従っていた。

また、春秋戦国期の礼典に規定される贈賻の種類や規格には、等級の差異がすでに存在していた。例えば、含の贈与は、諸侯の喪葬儀礼にしか見られない。それに対し、士の喪葬儀礼では、含の贈与は執り行われなかったと判断できる。後世において、贈賻は対象によって内容に差異が生じるようになるが、それは儒家礼典の規定に源を発するのである。

そのほか、春秋戦国期の礼典は、基本的に礼の思想や具体的な儀式などを記している。しかし、社会体制の激変が起こった春秋戦国期は、「礼崩楽壊」の時代と称され、実際には、当時の礼制はすでに最高の行為準則としての効力を失っていた。こうした背景をもとに、春秋戦国時代の礼典に記されている贈賻の制度は、理想的な儀礼とされ、その影響は儀礼指導の面に限られていたと考えられる。

② 管見の及ぶ限りでは、先秦時代の法令には贈賻の贈与に関する規定は見られず、当時

の贈賻は主に儀礼に従って行われていたと考えられる。漢代になると、二年律令と景帝中元二年詔に官員や諸侯王に対する贈賻の規定が現れるようになる。前漢の前半期には、律や詔の形に基づく贈賻制度が確立された。しかし、これらの法令には、後代の贈賻制度の中で普遍的に行われた賻（貨財）の贈与は未だ現れていない。それだけでなく、当時の史料には、国家が死亡した官員に賻を与えるといった記事もまったく見られない。このことから、前漢の前半期には、国家から賻を贈与する制度は未だ成立していなかったことがわかる。前漢の宣帝期から後漢にかけて、二千石・丞相・諸侯王などの喪葬儀礼に際し、賻の贈与はしばしば行われるようになり、徐々に贈与の基準が形成され、さらに故事の形で参照されるようになっていった。

また、前漢においては、霍光が薨去した際、宣帝が彼に下賜した贈賻に、輜輳車・黄屋左纛というものがあつた。後漢になると、東海王彊や東平王蒼などの特殊な政治的地位を持つ諸侯王の喪葬儀礼では、皇帝はしばしば鸞輅・龍旂九旒を下賜した。いわゆる輜輳車・鸞輅と黄屋左纛・龍旂九旒は、すべて皇帝用の車とその装飾物であり、皇帝の規格に準ずる贈である。それらの贈与は、当時から「殊礼」の恩賞と見なされており、霍光や東平王などの故事に従って最高等級の贈賻とされていた。

漢代の故事は、帝室や各官署においてそれぞれ独自に形成され、それが内部規定としての役割を果たしていた。それは常に一度の行為を前提として形成された慣例であり、国家が統一的に制定した法典ではなかった。贈賻の基準に関する漢代の故事は、二千石・丞相・諸侯王・重臣などの葬礼現場において形成された贈与についての慣例であったと言える。

③ 『晋公卿礼秩故事』は、西晋朝において行われていた故事を収録したものである。その佚文には、特進・上公、及び王に贈る綬（「五時朝服各一具」・「衣一襲」）、或は贈（青徘徊赤耳車・方相車など）の内容がそれぞれ記されている。また、『晋書』各伝に見える一品官に贈られた賻（銭・織物）・綬（「朝服一具」・「衣一襲」）の記述は非常に類似しているものであり、当時の故事に従って行われていたと考えられる。そのほか、西晋における司馬孚の葬儀では、漢代以来の代表的な殊礼としての贈と儀仗兵が下賜され、さらに皇帝の鹵簿である前後部（羽葆）鼓吹も用いられた。その後、彼の葬儀は、安平献王故事となり、臣下全体を対象とする最高等級の葬儀の基準へと指定されていった。

西晋朝における贈賻の基準は、基本的に故事の形で定められた。西晋の故事は、本来律典・令典と同時に編纂され、公布されたものであり、律典・令典とともに、国家の律令体制を構成する法典の一部であった。その内容は、執務上の細則・先例を集めたもので、令典の補充

規定としての役割を果たしていた。

⑤ 東晋南朝においては、臣下が享けた殊礼の葬儀は、定型化された安平献王故事の基準に従って行われていた。ただし、東晋から南朝にかけて殊礼の葬儀を享けた人物の構成主体は貴族層から皇族層へ変化した。そのような変化は、当該時代における政権の主導権の変遷を示したものであると言える。

また、東晋期における贈賻関係の記事には、幾つかの当該時代における人物の故事を参照して贈賻の贈与を行ったことが僅かながらも記されている。それらの故事は、東晋朝廷の便宜的な措置であったと考えられる。また、南朝においては、官員や皇族の家計が貧困であった際、皇帝がわざと贈賻を下賜した例も見られる。さらに、当時贈与された贈賻の金額は、皇帝の個人的な感情に従って定められていたと推定できる。東晋南朝における贈賻の事例より、当該時代において贈賻の基準は確立されておらず、その贈与は、制度化された官員の経済待遇の一つとはされていなかったことが明らかになった。

⑥ 北魏朝における贈賻制度は、北魏本朝の制度から西晋の伝統へ回帰する傾向があった。北魏前期では、重臣の葬儀はすべて本朝人物の故事を参照して執り行われており、下賜された「殊礼」的な贈賻は、輜輳車しかなかった。太和朝から北魏朝廷は、しばしば西晋朝の故事に倣って輜輳車・黄屋左纛・鸞輅・龍旂九旒などの賻を死亡した封王や重臣を贈っていた。

一方、北魏前期では、漢晋以来の祭服や朝服などの服が確立されていなかったため、当該時代の史料に見える襚の内容は、基本的に公的服の総称としての命服であった。その命服とは、鮮卑の影響が色濃い服であった。太和改制の際、北魏は、漢晋以来の制度に倣って新たな服制を定めたが、それに伴い、命服の贈与は全くなり、襚の内容は、西晋期に形成された「朝服一具」と「衣一襲」となっていた。また、賻の内容も太和一九年（貨幣発行）より、穀物と織物から、銭と織物の組み合わせとなっていた。述べたように、銭と織物は、西晋期において一般的な官員に贈る賻の内容である。

⑦ 唐代の喪葬令と『大唐開元礼』には、臣下に贈られる賻と賻の基準や儀礼が記されている。それに対し、唐代では贈襚の制度が廃止されたが、襚の贈与は特例的な恩賞として、喪葬儀礼の中で実施されていた。

また、唐喪葬令と『大唐開元礼』の規定より、「貴臣」（三品以上の職事官或いは一品の散官である）が死亡した際、皇帝が使者を派遣し、贈賻の物品を喪家に渡していたことがわかる。それに対し、四品以下の官員に贈られる賻は、官員が生前任官した官府、あるいは地方

政府によって提供された。また、贈の贈与対象は、三品以上の官員に限られており、その内容には、束帛があり、一品官員の場合には、馬が加えられた。賻の贈与については、喪葬令に、六種類の身分に贈る賻の数额が明確に規定されている。それ以外にも、本博士論文では、唐喪葬令の規定に基づき、唐代における死亡情報の上奏・賻物の申請・弔祭の申請などの一連の問題を解明し、唐喪葬令の幾つかの復原条文を修正した。

以上、本博士論文では、先秦から唐代に至るまでの贈賻制度の形成や変遷についての検討を行った。その結果、贈賻制度における個別的な事柄を取り上げた従来の研究とは異なり、各種類の贈賻の歴代における贈与の実態や、具体的な制度のあり方などについて明らかにした。

ただし、本博士論文において明らかにしたものは、唐以前における贈賻制度の諸相に限られている。北宋の天聖令は、唐令を基礎として作成された宋代の法令であり、その令文の主体は、唐令と密接に関わっている。しかしながら、天聖喪葬令では、三品以上の官員に贈る贈（束帛と乗馬）の内容は取り除かれた。また、贈賻の基準について、唐令と対応している宋6条には、「諸宗室・内外皇親・文武官薨卒、及家有親属之喪、合賜賻物者、皆鴻臚寺具官名聞奏、物数多少、聽旨隨給」とある。つまり、宋代になると、喪葬令では贈賻の基準や内容に関する条文が廃止され、贈賻の贈与は常に皇帝の詔に従って行われるようになったのである。今後は、そのような宋代の贈賻制度についても注目し、唐宋間における贈賻制度の差異や、その変遷の過程について明らかにしたいと思う。

主要参考文献一覧（発表時間順）

（和文）

- 仁井田陞 『唐令拾遺』（東京大学出版会、1933年）
- 鎌田重雄 『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、1962年）
- 越智重明 『魏晉南朝の政治と社会』（吉川弘文館、1963年）
- 原田淑人 『増補漢六朝の服飾』（東洋文庫、1967年）
- 守屋美都雄 『中国古代の家族と国家』（東洋史研究会、1968年）
- 杉本憲司 「漢代の法賻について」
（大阪府立大学社会科学研究会『社会科学論集』2、1971年）
- 竹内照夫 『新訳漢文大系 礼記』（明治書院、1971～79年）
- 池田末利 『儀礼』（東海大学出版社、1976年）
- 市原亨吉・今井清・鈴木隆一
『全訳漢文大系 礼記』（集英社、1976～79年）
- 佐伯富 「漢代の賻贈について」（『史林』62—5、1979年）
- 大庭脩 『秦漢法制史の研究』（創文社、1982年）
- 窪添慶文 「中国の喪葬儀礼—漢代の皇帝の儀礼を中心に—」
（『東アジアにおける儀礼と国家』学生社、1982年）
- 越智重明 『魏晉南朝の貴族制』（研文出版社、1982年）
- 川勝義雄 『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、1982年）
- 中村裕一 『唐代制勅研究』（汲古書院、1991年）
- 加藤繁 『中国貨幣史研究』（東洋文庫、1991年）
- 堀敏一 『律令制と東アジア世界』（汲古書院、1994年）
- 小林聡 「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系」
（『東洋学報』77—3・4、1996年）
- 中村裕一 『唐代公文書研究』（汲古書院、1996年）
- 池田温 『唐令拾遺補』（東京大学出版会、1997年）
- 川本芳昭 『魏晉南北朝時代の民族問題』（汲古書院、1998年）
- 富谷至 「晋泰始律令への道—第一部 秦漢の律と令—」

- 『東方学報（京都）』72、2000年）
- 稲田奈津子 「日本古代喪葬儀礼の特質—喪葬令からみた天皇と氏—」
『史学雑誌』109—9、2000年）
- 石井仁 「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」
『東洋史研究』59—4、2001年）
- 富谷至 「晋泰始律令への道—第二部 魏晋の律と令—」
『東方学報（京都）』73、2001年）
- 来村多加史 『唐代皇帝陵の研究』（学生社、2001年）
- 小林聡 「西晋における礼制秩序の構築とその変質」
『九州大学東洋史論集』30、2002年）
- 渡辺義浩・藤高裕久・塚本剛・平田陽一郎 編
『全訳後漢書』第四冊（汲古書院、2002年）
- 滋賀秀三 『中国法制史論集 法典と刑罰』（創文社、2003年）
- 安田二郎 『六朝政治史の研究』（京都大学学術出版会、2003年）
- 窪添慶文 『魏晋南北朝官僚制研究』（汲古書院、2003年）
- 福井重雅 『漢代儒教の史的研究』（汲古書院、2005年）
- 富谷至 『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究（訳注篇）』（朋友書店、2006年）
- 大津透 「北宋天聖令の公刊とその意義—日唐律令比較研究の新階段—」
『東方学』114、2007年）
- 稲田奈津子 「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討—条文排列を中心に—」
『東京大学史料編纂所研究紀要』18、2008年）
- 小林聡 「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」
『埼玉大学紀要（教育学部）』58—2、2009年）
- 廣瀬薫雄 『秦漢律令研究』（汲古書院、2010年）
- 柿沼陽平 『中国古代貨幣經濟史研究』（汲古書院、2011年）
- 江村治樹 『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と展開』（汲古書院、2011年）
- 金子修一 『大唐元陵儀注新釈』（汲古書院、2013年）
- 富谷至 「漢律から唐律へ—裁判規範と行為規範—」
『東方学報』（京都）88、2013年）

(中文)

- 高去尋 「殷礼的含貝握貝」(『国立中央研究院院刊』1、1954年)
- 陳公柔 「士喪礼·既夕礼中所記載的喪葬制度」(『考古學報』1956年4期)
- 劉世儒 『魏晉南北朝量詞研究』(中華書局、1965年)
- 祝綏斌 「略論晉律之儒家化」(『中国史研究』1985年2期)
- 張鵬一 遺著·徐清廉 校補
『晋令輯存』(三秦出版社、1989年)
- 齊書深 「漢代賻贈初探」(『社会科学戰線』1989年2期)
- 祝綏斌 『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、1990年)
- 李錦繡 「唐開元二十二年秋季沙州會計曆考积」
(『敦煌吐魯番學研究論文集』漢語大辭典出版社、1991年)
- 孫機 『漢代物質文化資料圖說』(文物出版社、1991年)
- 国家文物局古文献研究室·新疆維吾爾自治区博物館·武漢大學歷史系 編
『吐魯番出土文書』第一〇冊(文物出版社、1991年)
- 趙超 編 『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、1992年)
- 周紹良·趙超 編
『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社、1992年)
- 齊書深 「漢代喪贈芻議」(『求是學刊』1995年2期)
- 李錦繡 『唐代財政史稿』(北京大學出版社、1995年)
- 劉俊文 『唐律疏議箋解』(中華書局、1996年)
- 謝宝富 『北朝婚喪礼俗研究』(首都師範大學出版社、1998年)
- 黃鳳春 「楚国喪婦制度研究」(『江漢考古』1999年2期)
- 劉俊文 『唐代法制研究』(文津出版社、1999年)
- 周紹良·趙超 編
『唐代墓誌彙編續集』(上海古籍出版社、2001年)
- 曹瑋 「東周時期的賻贈制度」(『考古与文物』2002年6期)
- 曹瑋 「西周時期的賻贈制度」(中国文物学会·中国殷商文化学会·中山大學 編『商承祚教授百年誕辰紀念文集』文物出版社、2003年)
- 劉後浜 『唐中書門下体制研究』(齊魯書社、2004年)
- 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 編著

- 『張家山漢墓竹簡』(文物出版社、2006年)
- 天一閣博物館·中国社会科学院歷史研究所天聖令整理課題組 校証
『天一閣藏明鈔本天聖令校証』(中華書局、2006年)
- 吳麗娛 「從『天聖令』對唐令的修改看唐宋制度之變遷」(『唐研究』12、2006年)
- 杜林淵 「東漢贈賻制度研究」(『東南文化』2007年2期)
- 吳麗娛 「唐朝的『喪葬令』與唐五代喪葬法式」(『文史』2007年2期)
- 彭浩·陳偉·工藤元男 主編
『二年律令與奏讞書』(上海古籍出版社、2007年)
- 韓理洲等 輯校編年
『全北齊文北周文補遺』(三秦出版社、2008年)
- 吳麗娛 「關於唐『喪葬令』復原的再檢討」(『文史哲』2008年4期)
- 吳麗娛 「唐代贈官的贈賻與贈諡—從『天聖令』看唐代贈官制度—」
(『唐研究』14、2008年)
- 吳麗娛 「關於『喪葬令』整理復原的幾個問題—兼與稻田奈津子商榷—」
(『唐史論叢』12、2010年)
- 韓理洲等 輯校編年
『全北魏東魏西魏文補遺』(三秦出版社、2010年)
- 台師大歷史系·中国法制史学会·唐律研讀會 主編
『天聖令論集 新史料·新觀點·新視角』(元照出版社、2011年)
- 黃正建 主編 『天聖令與唐宋制度研究』(中國社會科學出版社、2011年)
- 楊華 「祿·贈·遣—簡牘所見楚地助喪禮儀研究—」
(『古禮新研』商務印書館、2012年)
- 吳麗娛 『終極之典—中古喪葬制度研究—』(中華書局、2012年)